

目 次

主な制度一覧表	1
1 相談の窓口・関係機関	9
2 障害者総合支援法について	
（1）障害者総合支援法の概要	17
（2）サービスの内容	18
（3）サービスの利用方法について	23
（4）利用者負担について	24
（5）介護保険の円滑な利用について	25
3 難病等の方々の障害福祉サービス等について	26
4 障害児支援について	
（1）障害児支援に関する法律の改正について	33
（2）サービスの内容	33
（3）サービスの利用方法について	35
（4）利用者負担について	35
（5）療育相談・指導・診療等について	36
●療育指導事業 ●発達相談 ●療育相談	
●診療等 ●地域生活の相談 ●障害児等療育支援事業	
（6）学校教育について	37
◎ 特別支援学校一覧表	38
5 手帳について	
（1）身体障害者手帳	39
（2）療育手帳	39
（3）精神障害者保健福祉手帳	40
（4）障害者手帳のカバーの色やサイズの統一について	40
6 年金・手当などについて	
（1）年金	41
●障害基礎年金 ●障害厚生年金 ●障害手当金 ●特別障害給付金	
（2）手当	41
●特別障害者手当 ●障害児福祉手当 ●特別児童扶養手当 ●高知県重度心身障害児療育手当	
●児童扶養手当 ●各種手当相関図 ●年金・各種手当供給一覧	
（3）産科医療補償制度	44
（4）心身障害者扶養共済制度	45
（5）生活福祉資金の貸し付け	46
7 医療について	
（1）重度心身障害児・者医療費（福祉医療）の助成	48
（2）高齢者の医療の確保に関する法律による医療の給付	48
（後期高齢者医療）	

（３）更生医療の支給（自立支援医療）	48
（４）育成医療の支給（自立支援医療）	49
（５）精神通院医療の支給（自立支援医療）	50
（６）特定医療費（指定難病）の支給	50
（７）特定疾患治療研究事業	50
（８）小児慢性特定疾病医療費の支給	50
（９）重度心身障害児・者の歯科診療	50
（１０）長期高額疾病の自己負担限度額について	51
（１１）自立支援医療の利用者負担額について	51
◎ 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）	52
◎ 指定自立支援医療機関（精神通院医療）	54
８ 日常生活の支援について	
（１）相談支援事業	57
（２）施設や事業所の利用	58
（３）小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	59
（４）高次脳機能障害者への相談支援	59
◎ 指定障害福祉サービス事業所等一覧	60
●相談支援 ●居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護 ●共生型居宅介護	
●短期入所 ●共生型短期入所 ●グループホーム ●障害者支援施設	
●生活介護 ●療養介護 ●自立訓練（機能訓練・生活訓練） ●就労移行支援	
●就労継続支援（Ａ型・Ｂ型） ●就労定着支援 ●自立生活援助	
●共生型障害者通所支援事業所	
◎ その他施設一覧	78
●地域活動支援センター	
◎ 障害児施設等一覧	79
●障害児通所支援事業所 ●共生型障害児通所支援事業所 ●障害児入所施設	
９ 補装具・日常生活用具について	
（１）補装具	82
（２）日常生活用具	84
１０ 住宅について	
（１）住宅改造の助成について	87
（２）住宅等改造アドバイザー派遣について	87
（３）福祉用具を用いた住まいの相談について	87
（４）県営住宅への入居について	88
（５）福祉ホームについて	88
（６）高知県居住支援協議会	88
（７）その他	88
１１ 税の減免や各種割引制度について	
（１）税金の控除及び減免	89

(2) 運賃割引制度	92
●JR・土佐くろしお鉄道 ●電車・バス ●航空 ●タクシー	
(3) 有料道路の割引制度	94
(4) その他の減免等	95
●NHK放送受信料 ●電話番号案内 ●携帯電話 ●郵便物 ●河川遊漁料	
●県立施設入場料	
1 2 仕事について	
(1) 就労のための相談等	97
●障害者就業・生活支援センター ●公共職業安定所（ハローワーク）	
●障害者職業能力開発校 ●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部	
●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知障害者職業センター	
(2) 雇用促進のための助成制度	98
(3) 就労促進のための職場体験について	98
1 3 就労継続支援(A型・B型) 事業所利用者の工賃及び就労支援事業について	
(1) 施設種類別の工賃	99
(2) 施設別の工賃及び就労支援事業等	99
1 4 社会参加の促進について	
(1) コミュニケーションの支援について	104
(2) 視聴覚障害者情報提供施設について	105
(3) 移動の支援について	106
●自動車運転免許取得及び改造費用の助成 ●身体障害者用教習車設置自動車学校	
●駐車禁止除外指定車標章 ●高齢運転者等標章 ●リフト付きバス等	
●車イスのまま乗ることができるタクシー等 ●こうちあったかパーキング制度	
●タウンモビリティの推進 ●ヘルプマーク ●移動支援事業等 ●身体障害者補助犬	
(4) レクリエーション等について	108
(5) 自立生活を行うために	108
(6) 文化・スポーツについて	109
(7) 障害者に関するマークについて	110
1 5 人権や財産権などについて	
(1) 日常生活自立支援事業	112
(2) 高知県高齢者・障害者権利擁護センター	112
(3) 福祉サービス困りごと解決制度	112
(4) 成年後見制度	113
(5) 郵便による不在者投票	113
(6) 障害者差別解消に関する相談窓口・問い合わせ先	114
1 6 身体及び知的障害者相談員制度について	115
●身体障害者相談員名簿 ●知的障害者相談員名簿	
1 7 主な障害者団体等	117
1 8 身体障害者等級表	123

主な制度一覧表

[illegible]

手当・年金／医療／居宅サービス

年齢制限	所得制限		その他の制限	申請先	申請に必要なもの	備 考	記載ページ
	あり	なし					
20歳以上	△ 20歳前 から障 害のあ る人	○		市町村	裁定請求書、戸籍抄本、病歴・日常生活状況等申立書、銀行口座番号、印鑑		41
20歳以上	○		障害者支援施設、特別養護老人ホーム等への入所や医療機関に3か月を超えて入院中の場合は受給できません。	市町村	認定請求書、戸籍謄(抄)本、診断書、所得状況届、銀行口座番号、マイナンバーの確認できる書類、身元確認ができる書類	診断書は所定の様式(省略できる場合もあります)	41
対象の障害児が20歳未満	○		児童福祉施設等への入所や障害を事由とする年金を受給中の場合は受給できません。	市町村	認定請求書、戸籍謄(抄)本、診断書、所得状況届、銀行口座番号、マイナンバーの確認できる書類、身元確認ができる書類	診断書は所定の様式(省略できる場合もあります)	42
対象の障害児が20歳未満	○		児童福祉施設等への入所や障害を事由とする年金を受給中の場合は受給できません。	市町村	認定請求書、戸籍謄(抄)本、特別児童扶養手当振込先口座申出書、診断書、マイナンバーの確認できる書類、身元確認ができる書類	診断書は所定の様式(省略できる場合もあります)	42
対象の障害児が18歳未満		○	児童福祉施設等への入所や障害を事由とする年金を受給中の場合は受給できません。	市町村	申請書、印鑑、預金通帳、障害児福祉手当不支給証明書、障害の状況のわかるもの		43
保護者が65歳未満		○	<保護者の加入資格> 病気や障害がなく、生命保険に加入できる健康状態であること	市町村	加入申込書、申込者告知書、障害証明書、住民票、掛金減額申請書、年金管理者指定届	掛金の減免制度があります。 (生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税均等割世帯等)	45
平成15年10月1日以降、新たに重度障害になった65歳以上の人は、市町村民税非課税世帯を除き対象外	△ 一部 (左欄のとおり)	○	・入院時食事療養費は助成対象外 ・医療保険の未加入者は対象外	市町村	申請書、保険証、印鑑、手帳、マイナンバーが確認できる書類	助成を受けるには、市町村から受給者証の交付が必要です。	48
65歳以上		○		市町村	保険証、印鑑、手帳		48
18歳以上	○			市町村			48
18歳未満	○			市町村	申請書、健康保険証(写)、所得や収入の分かる書類、医師意見書または診断書、マイナンバーが確認できる書類、身元確認が出来る書類	指定医療機関での治療に適用	49
なし	○			市町村			50
なし		○		市町村	支給申請書、手帳	サービスを利用するには市町村で支給決定を受け、受給者証の交付が必要です。各事業所は本文をご覧ください。 (60～62ページ)	19 57
18歳未満		○					

主な制度一覧表

[illegible]

施設の利用／補装具・日常生活用具／住宅

年齢制限	所得制限		その他の制限	申請先	申請に必要なもの	備 考	記載ページ
	あり	なし					
なし		○	介護保険のサービスが利用できる人は原則として介護保険が優先	市町村	支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（住民票や課税等の証明書が必要）、手帳又は障害に関する証明書等	サービスを利用するには市町村で支給決定を受け、受給者証の交付が必要です。各事業所は本文をご覧ください。（63～68ページ）	1858
なし		○	介護保険のサービスが利用できる人は原則として介護保険が優先				
18歳以上 （必要な場合は15歳から利用することもできます）		○		市町村		サービスを利用するには市町村で支給決定を受け、受給者証の交付が必要です。施設の種類や所在地などは本文をご覧ください。（71～78ページ）	1858
18歳以上 （必要な場合は15歳から利用することもできます）		○		市町村			
18歳未満		○		中央児童相談所または幡多児童相談所	利用に当たっては、中央児童相談所又は幡多児童相談所にご相談ください。	施設の種類や所在地などは本文をご覧ください。（81ページ）	3458
18歳未満		○					
なし （ただし、児童のみに交付される補装具があります）	○		介護保険の福祉用具の品目（車いす、電動車いす、歩行器）については、介護保険が優先されます。ただし、身体状況によりオーダーメイドの製品が必要な場合は、補装具で交付されます。	市町村	申請書、印鑑、手帳 など （※）医師の意見書や更生相談所での判定が必要な場合がありますので、まずは市町村にご相談ください。		82
市町村によって異なる場合があります	市町村によって異なる場合があります			市町村	申請書、印鑑、手帳 など	市町村事業ですので、まずは市町村にご相談ください。	84
学齢児以上		○ 所得に応じて自己負担あり	介護保険のサービスが利用できる人は介護保険が優先	市町村	申請書、印鑑、見積書、図面、手帳 など		86
なし	○ 世帯の生計中心者の所得税額が30万円未満		日常生活用具給付事業の住宅改修費の受給が可能な人は、住宅改修費の給付が優先 介護保険のサービスが利用できる人は、同様の制度があります。	市町村	申請書、印鑑、見積書、図面、手帳 など	助成の決定には、市町村の調査などが必要ですので、まずは市町村にご相談ください。住宅改修費との併給は可能です。	87
				県住宅供給公社総務管理課 （TEL） 088-883-0344		身体障害者世帯向住宅の所在地などは本文をご覧ください。	88
18歳以上		○	利用料（家賃）や食事代などは利用者の負担です。	福祉ホームの経営主体	福祉ホームの利用に当たっては経営主体との契約が必要です。	福祉ホームの所在地などは本文をご覧ください。	88

主 な 制 度 一 覧 表

[illegible]

貸付／税の減免／各種割引制度

年齢制限	所得制限		その他の制限	申請先	申請に必要なもの	備 考	記載ページ
	あり	なし					
15歳以上		○		市町村	支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書(住民票や課税等の証明書が必要)、手帳又は障害に関する証明書等	サービスを利用するには市町村で支給決定を受け、受給者証の交付が必要です。所在地などは本文をご覧ください。(69～70ページ)	1858
	○			市町村の社会福祉協議会	生活福祉資金を利用したい場合は、地域の民生委員が市町村社会福祉協議会に相談してください。		46
なし		○		勤め先 税務署 市町村	印鑑、手帳、各種証明書 など	年末調整または確定申告のときに申請	91
本人運転の場合は18歳以上		○	【自動車の名義】 ①本人運転の場合 所有者、使用者とも障害者 ②家族運転の場合 所有者：障害者 使用者：障害者又は運転者 ※障害者が18歳未満又は知的障害の場合は同一生計の親族名義で可 ③常時介護者運転の場合 所有者：障害者 使用者：障害者又は運転者 【自動車の種類】 自家用	安芸・中央東 須崎・幡多 各県税事務所 (軽自動車は市町村)	①本人運転の場合 申請書、手帳、運転免許証、車検証、印鑑 ②家族運転の場合 申請書、住民票、手帳、通院・通学・通勤等証明書、運転免許証、車検証、印鑑 ③常時介護者運転の場合 上記②家族運転に加えて、自動車運行計画書、誓約書	軽自動車税の取扱いは市町村によって異なります。	89
乳児、幼児は無料		○	小児定期乗車券は、割引がありません。	乗車券販売窓口	乗車券を購入するときに窓口で手帳を提示してください。 ★一部ミライロIDが利用できます。 12歳以上の障害者が12歳以上の介護者とともに利用する場合、近距離用の片道乗車券については、自動券売機でこども乗車券を購入し、改札で手帳を提示すれば乗車券に証明を行います。	JRバスの場合は、距離の制限はありません。(ただし、定期乗車券は、3割引) 距離の制限はありません。	92
なし		○			運賃を支払うときに、手帳を提示してください。 ★一部ミライロIDが利用できます。	距離の制限はありません。	93
12歳以上		○		航空券販売窓口	航空券を購入するときに、手帳を提示してください。 ★一部ミライロIDが利用できます。		

主な制度一覧表

区分	制度名	制度の内容	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者 保健福祉手帳				
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級		
各種 割引 制度	タクシー運賃	障害のある人自身が高知県内でタクシーに乗車する場合、運賃が1割引になります。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	有料道路 通行料金	障害のある人が有料道路を利用する場合、通行料金が割引されます。 (営業用車両を除く)	(本人運転の場合)														
			○	○	○	○	○	○									
				(本人が乗車し、介護者運転の場合)													
				○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部			○	○						
自動車	NHK放送受信料	NHK放送受信料が全額又は半額免除されます。 免除申請書をNHKに提出いただき、NHKが受理した月から免除の事由が消滅した月まで、放送受信料は免除となります。	全額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			(世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合)														
			半額 (視覚障害又は聴覚障害のある人が世帯主の場合)						(重度の知的障害のある人が世帯主の場合)				(重度の精神障害のある人が世帯主の場合)				
			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						○ ○				○				
			(重度の身体障害のある人が世帯主の場合)						○ ○								
	携帯電話	障害のある人が契約している携帯電話の基本使用料などが割引されます。割引の範囲や割引率は携帯電話会社で異なります。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	県立施設 入場料・使用料	県立施設の入場料等が無料になります。入場料は、障害のある人と介護者1人が対象となります。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自動車運転免許 取得費の助成	障害のある人が、運転免許を取得する場合、費用の一部が助成されます。	市町村によって助成の有無及び助成内容並びに対象者の範囲が異なります。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。														
	自動車改造費の 助成	肢体障害がある人が、自動車のハンドルやブレーキ、アクセルなどを改造する場合、費用の一部が助成されます。	上肢、下肢、体幹または移動機能障害があり、改造を行わなければ自動車の運転ができない方が対象です。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。														

各種割引制度／自動車

年齢制限	所得制限		その他の制限	申請先	申請に必要なもの	備 考	記載ページ
	あり	なし					
なし		○	時間運賃制の場合は割引対象外		乗車時に手帳を提示してください。		93
なし		○	【対象自動車(営業用は対象外)】 ①本人運転の場合 身体障害者手帳所持者又はその親族等が所有する自動車等 ②本人が乗車し、介護者が運転する場合 身体障害者手帳・療育手帳所持者又はその親族等が所有する自動車等、若しくは継続して日常的に介護している人が所有する自動車 【手帳への記載】 市町村で手帳に有料道路割引スタンプの押印が必要。手続きをすればＥＴＣでの利用も可能。	市町村	【市町村での手続き】 申請書、手帳、車検証、運転免許証(本人運転の新規申請の場合)、契約書(割賦購入中又は長期リースの場合)など ＥＴＣ利用の場合は、ＥＴＣカード、ＥＴＣ車載器申込書・証明書(更新の際に、前回申請時から変更ない場合は不要) 【利用方法】 料金所で手帳を提示 ＥＴＣの場合は、利用登録済のＥＴＣカードを登録されたＥＴＣ車載器に挿入して通行 ★ミライロＩＤが利用できます。	有効期限がありますので、期限前に更新手続きが必要です。	94
なし				NHK高知放送局 営業部 (TEL) 088-823-2301	●「免除申請」の手続き (1) 申請書に必要事項を記入してください。申請書は自治体やNHKの窓口にあります。 (2) 自治体に申請書を提出し、免除事由の証明を受けてください。 (3) 証明を受けた申請書をNHKにご提出(郵送)してください。 ●申請に必要なもの 申請書、印鑑、手帳	●氏名、住所などに変更があった際は、必ずNHKへご連絡をお願いします。 ●NHK「受信料の窓口」 https://www.nhk-cs.jp/j/Q0108301 	95
		○		各社ショップ または取扱店	新規契約の場合 印鑑、口座番号、手帳 など		95
なし		○		各県立施設	施設の入場券販売窓口で手帳を提示してください。		96
18歳以上		○		市町村	申請書、印鑑、費用の見積書、手帳 運転免許を取得した後に、領収書や免許証の確認を受けることが必要です。	運転免許を取得する前に申請が必要です。	106
18歳以上	○		障害のある人本人が所有する自動車が対象	市町村	申請書、印鑑、費用の見積書、同意書、車検証、免許証、改造部分の写真、手帳	自動車を改造する前に申請が必要です。	

(※)「申請に必要なもの」欄の「手帳」は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のことで。

(※※)「申請に必要なもの」については、マイナンバーを利用した情報連携により一部省略可能な書類もありますので、窓口にてご確認をお願いします。

★スマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロID」について

公共交通機関や有料道路を利用する際に、障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示することで、手帳の代わりとすることができます。ミライロIDを利用するには、事前に利用登録が必要です。登録方法や利用方法等の詳細につきましては、下記URLからご確認ください。

●ミライロIDについて <https://mirairo-id.jp>

1 相談の窓口・関係機関

(1) 高知県庁

県全体の障害保健福祉の推進と、福祉サービスや制度全般に関するを行っています。

担当部・課名		電話番号	FAX番号	郵便番号	住 所
子ども・福祉政策部	障害福祉課	(企画調整担当) 088-823-9633 (地域生活支援担当) 088-823-9634 (障害児支援担当) 088-823-9663 (事業者担当) 088-823-9635	088-823-9260	780-8570	高知市丸ノ内1-2-20
	障害保健支援課	(精神保健福祉担当) 088-823-9669 (就労支援担当) 088-823-9560			
健康政策部	健康対策課	(難病患者の保健医療担当) 088-823-9678	088-873-9941		

(2) 県の専門相談機関

こどもの発達や障害のある人の自立更生・精神保健、難病の患者さんとその家族の療養上の不安などに関する専門的な相談・支援を行っています。

名 称		電話番号	FAX番号	郵便番号	住 所
療育福祉センター	地域連携室	(診療に関すること) 088-843-6831	088-844-1097	780-8081	高知市若草町10-5
	総務課 (身体障害者更生相談)	(障害のある人の更生相談) 088-844-4477	088-844-4478		
	通園事業部	(こどもの聴こえに関すること) 088-844-3456	088-840-4935		
	発達障害者支援センター	(発達障害に関すること) 088-844-1247	088-844-1237		
精神保健福祉センター		088-821-4966	088-822-6058	780-0850	高知市丸ノ内2-4-1 保健衛生総合庁舎 1 階
ひきこもり地域支援センター		088-821-4508			
こうち難病相談支援センター		088-855-6258	088-855-6257	780-0062	高知市新本町1-14-6 1 階

こどもに関する相談全般、知的障害者に関する相談（知的障害者更生相談）を受け、支援を行っています。

名 称	電話番号	FAX番号	郵便番号	住 所
中央児童相談所	088-821-6700	088-821-9005	780-8081	高知市若草町10-5
	(知的障害者に関する相談) 088-844-0035			
幡多児童相談所	0880-37-3159	0880-37-3205	787-0050	四万十市渡川1-6-21

(3) 県の福祉保健所

地域福祉の推進や生活保護に関すること、こどもの発達や子育て、精神保健福祉など、福祉・保健・医療に関する相談や支援を行っています。

名 称	電話番号	FAX番号	郵便番号	住 所
安 芸 福祉保健所	0887-34-3175 (代)	0887-34-3170	784-0001	安芸市矢ノ丸1-4-36 安芸総合庁舎内
中央東 福祉保健所	0887-53-3171 (代)	0887-52-4561	782-0016	香美市土佐山田町山田1128-1
中央西 福祉保健所	0889-22-1240 (代)	0889-22-9031	789-1201	高岡郡佐川町甲1243-4
須 崎 福祉保健所	0889-42-1875 (代)	0889-42-8924	785-8585	須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎内
幡 多 福祉保健所	0880-35-5979 (代)	0880-35-5980	787-0028	四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎内

(4) 保健所

精神保健福祉などに関する相談・支援を行っています。

名 称	電話番号	FAX番号	郵便番号	住 所
高知市保健所 健康増進課	088-803-8005	088-823-8020	780-8571	高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター 1 階

1 相談の窓口・関係機関

(5) 市町村役場

障害者手帳をはじめ、手当や福祉サービス、福祉制度の相談や申請の窓口です。

	市町村名	担当課名	電話番号	F A X 番号	郵便番号	住 所
市	高 知 市	障がい福祉課	088-823-9378	088-823-9370	780-8571	高知市本町5-1-45
		健康増進課	088-803-8005	088-823-8020	780-0850	高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター 1 階
	室 戸 市	保健介護課	0887-22-3105	0887-24-2287	781-7109	室戸市領家87 室戸市保健福祉センター やすらぎ内
	安 芸 市	福祉事務所	0887-37-9451	0887-35-1028	784-8501	安芸市土居82-1
	南 国 市	福祉事務所	088-880-6566	088-863-1167	783-8501	南国市大桶甲2301
	土 佐 市	福祉事務所	088-852-1204	088-852-3452	781-1192	土佐市高岡町甲2017-1
	須 崎 市	福祉事務所	0889-42-1207	0889-42-1190	785-8601	須崎市山手町1-7
	宿 毛 市	福祉事務所	0880-62-1240	0880-62-1271	788-8686	宿毛市希望ヶ丘1番地
	土 佐 清 水 市	福祉事務所	0880-82-1118	0880-87-9012	787-0392	土佐清水市天神町11-2
	四 万 十 市	福祉事務所	0880-34-1120	0880-34-1880	787-8501	四万十市中村大橋通4-10
	〃 (西土佐総合支所)	西土佐保健分室	0880-52-1132	0880-52-1024	787-1603	四万十市西土佐用井1110-28
	香 南 市	福祉事務所	0887-57-8509	0887-50-3012	781-5292	香南市野市町西野2706
	〃 (赤 岡 支 所)		0887-55-3111	0887-57-7525	781-5310	香南市赤岡町325-1
	〃 (香 我 美 支 所)		0887-55-2111	0887-55-5704	781-5452	香南市香我美町下分646
	〃 (夜 須 支 所)		0887-55-3141	0887-57-7529	781-5601	香南市夜須町坪井219
	〃 (吉 川 支 所)		0887-55-3121	0887-55-0526	781-5241	香南市吉川町吉原287-1
	香 美 市	福祉事務所	0887-53-3117	0887-53-1094	782-8501	香美市土佐山田町宝町1-2-1
	〃 (香 北 支 所)		0887-59-2311	0887-59-4204	781-4292	香美市香北町美良布1097
	〃 (物 部 支 所)		0887-58-3111	0887-58-3110	781-4401	香美市物部町大栃1390-1
安芸郡	東 洋 町	住 民 課	0887-29-3394	0887-29-3813	781-7414	東洋町大字生見758-3
	奈 半 利 町	住民福祉課	0887-38-4012	0887-38-7788	781-6402	奈半利町乙1659-1
	田 野 町	住民福祉課	0887-38-2812	0887-38-2044	781-6410	田野町1828-5
	安 田 町	町民生活課	0887-38-6712	0887-38-6780	781-6421	安田町大字安田1850
	北 川 村	住 民 課	0887-32-1214	0887-32-1234	781-6441	北川村大字野友甲1530
	馬 路 村	健康福祉課	0887-44-2112	0887-44-2779	781-6201	馬路村大字馬路443
	※中 芸 広 域 連 合	保健福祉課	0887-38-8212	0887-32-1016	781-6410	田野町1456-41
	芸 西 村	健康福祉課	0887-33-2112	0887-33-4035	781-5792	芸西村和食甲1262

※奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村の5町村については、中芸広域連合が担当している業務があります。

1 相談の窓口・関係機関

	市町村名	担当課名	電話番号	F A X 番号	郵便番号	住 所
長岡郡	本 山 町	健康福祉課	0887-70-1060	0887-70-1038	781-3692	本山町本山636
	大 豊 町	地域福祉課	0887-72-0451	0887-72-0474	789-0392	大豊町津家1626
土佐郡	土 佐 町	健康福祉課	0887-82-2333	0887-70-1312	781-3492	土佐町土居194
	大 川 村	保健福祉課	0887-84-2211	0887-84-2328	781-3703	大川村小松27-1
吾川郡	い の 町	ほけん福祉課	088-893-3810	088-893-1101	781-2110	いの町1400 すこやかセンター伊野内
	〃 (吾 北 総 合 支 所)	住民福祉課	088-867-2300	088-867-2777	781-2401	いの町上八川甲1934
	〃 (本 川 総 合 支 所)	住民福祉課	088-869-2112	088-869-2938	781-2601	いの町長沢123-12
	仁 淀 川 町	健康福祉課	0889-35-0888	0889-35-0228	781-1592	仁淀川町大崎200
	〃 (池 川 総 合 支 所)	池川地域課	0889-34-2112	0889-34-2687	781-1606	仁淀川町土居甲916-3
	〃 (仁 淀 総 合 支 所)	仁淀地域課	0889-32-1132	0889-32-1100	781-1801	仁淀川町森2552-1
高岡郡	中 土 佐 町	健康福祉課	0880-52-2662	0889-52-2432	789-1301	中土佐町久礼6663-1
	佐 川 町	健康福祉課	0889-22-7705	0889-22-7721	789-1202	佐川町乙2310 健康福祉センターかわせみ内
	越 知 町	保健福祉課	0889-26-3211	0889-20-1186	781-1301	越知町越知甲2457 保健福祉センター内
	梶 原 町	保健福祉課	0889-65-1170	0889-65-0379	785-0612	梶原町川西路2320-1 梶原町保健福祉支援センター 1 階
	日 高 村	健康福祉課	0889-24-5197	0889-20-1525	781-2194	日高村本郷61-1
	津 野 町	健康福祉課	0889-55-2151	0889-55-2119	785-0202	津野町姫野々431-1 総合保健福祉センター里楽内
	四 万 十 町	健康福祉課	0880-22-3115	0880-22-3725	786-8501	四万十町琴平町16-17
	〃 (大 正 地 域 振 興 局)	町民生活課	0880-27-0112	0880-27-1190	786-0393	四万十町大正380
	〃 (十 和 地 域 振 興 局)	町民生活課	0880-28-5112	0880-28-5555	786-0504	四万十町十川145-3
幡多郡	大 月 町	健康福祉課	0880-73-1113	0880-73-1733	788-0302	大月町弘見2230
	三 原 村	住 民 課	0880-46-2111	0880-46-2114	787-0892	三原村来栖野346
	黒 潮 町	健康福祉課	0880-43-2124	0880-43-2676	789-1992	黒潮町入野5893
	〃 (佐 賀 支 所)	地域住民課	0880-55-3112	0880-55-3850	789-1795	黒潮町佐賀1092-1

1 相談の窓口・関係機関

(6) 社会福祉協議会

① 高知県社会福祉協議会

地域福祉活動やボランティア活動の推進、福祉職場における人材育成、福祉サービスの苦情解決などを行っています。

名 称	電話番号	F A X 番号	郵便番号	住 所
高知県社会福祉協議会	088-844-9007	088-844-3852	780-8567	高知市朝倉戊375-1 ふくし交流プラザ 4階
高知県ボランティア・NPOセンター	088-850-9100			
高知県福祉研修センター	088-844-3605	088-844-9443		高知市朝倉戊375-1 ふくし交流プラザ 1階
福祉サービス困りごと解決委員会	088-802-2611			

② 市町村社会福祉協議会

福祉や生活の相談を行っています。また、ホームヘルプサービスなどを行っているところもあります。

	名 称	電話番号	F A X 番号	郵便番号	住 所
市	高 知 市 社会福祉協議会	088-823-9515	088-823-8059	780-0850	高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター3階
	室 戸 市 社会福祉協議会	0887-22-1348	0887-22-1346	781-7109	室戸市領家87 室戸市デイサービスセンター内
	安 芸 市 社会福祉協議会	0887-35-2915	0887-35-8549	784-0007	安芸市寿町2-8 安芸市総合社会福祉センター内
	南 国 市 社会福祉協議会	088-863-4444	088-863-4445	783-0001	南国市日吉町2-3-28 社会福祉センター内
	土 佐 市 社会福祉協議会	088-852-2145	088-852-3194	781-1102	土佐市高岡町乙3451-1 土佐市複合文化施設つなで3階
	須 崎 市 社会福祉協議会	0889-42-0736	0889-42-7876	785-0007	須崎市南古市町6-3 交流ひろばすさき3階
	宿 毛 市 社会福祉協議会	0880-65-7665	0880-65-7663	788-0012	宿毛市高砂4-56 宿毛市総合社会福祉センター内
	土佐清水市 社会福祉協議会	0880-82-3500	0880-82-4047	787-0323	土佐清水市寿町11-9 土佐清水市社会福祉センター内
	四 万 十 市 社会福祉協議会（本所）	0880-35-3011	0880-35-5241	787-0012	四万十市右山五月町8-3 四万十市社会福祉センター内
	〃 〃 （西土佐支所）	0880-31-6111	0880-31-6112	787-1603	四万十市西土佐用井1110-31 四万十市総合福祉センター内
	香 美 市 社会福祉協議会（本所）	0887-53-5800	0887-53-5470	782-0041	香美市土佐山田町262-1 プラザ八王子内
	〃 〃 （香北支所）	0887-59-2140	0887-59-3226	781-4211	香美市香北町荏生野336-1 保健福祉センター内
	〃 〃 （物部支所）	0887-58-3098	0887-58-3093	781-4401	香美市物部町大栃878-3
	香 南 市 社会福祉協議会	0887-57-7300	0887-57-7305	781-5452	香南市香我美町下分646 香我美庁舎内
安芸郡	東 洋 町 社会福祉協議会	0887-29-3144	0887-29-3145	781-7414	東洋町大字生見756-8 東洋町地域福祉センター内
	奈 半 利 町 社会福祉協議会	0887-38-7346	0887-38-3994	781-6402	奈半利町乙1269番地1 奈半利町保健福祉センター内
	田 野 町 社会福祉協議会	0887-38-5325	0887-38-2047	781-6410	田野町1828-4 田野町老人福祉センター内
	安 田 町 社会福祉協議会	0887-38-5500	0887-38-6878	781-6423	安田町大字西島40-2 安田町保健センター内
	北 川 村 社会福祉協議会	0887-38-6895	0887-32-1226	781-6441	北川村大字野友甲710-2 北川村総合保健福祉センター内

1 相談の窓口・関係機関

	名 称	電話番号	F A X 番号	郵便番号	住 所
安芸郡	馬 路 村 社会福祉協議会	0887-42-1020	0887-42-1021	781-6201	馬路村大字馬路407-1 馬路村デイサービスセンター内
	芸 西 村 社会福祉協議会	0887-32-2211	0887-32-2211	781-5701	芸西村和食甲1290 老人福祉センター内
長岡郡	本 山 町 社会福祉協議会	0887-76-2312	0887-76-2381	781-3601	本山町本山1041 本山町社会福祉会館内
	大 豊 町 社会福祉協議会	0887-73-1200	0887-73-1044	789-0250	大豊町黒石345-7 大豊町総合ふれあいセンター内
土佐郡	土 佐 町 社会福祉協議会	0887-82-1067	0887-82-1069	781-3401	土佐町土居206 土佐町保健福祉センター 1 階
	大 川 村 社会福祉協議会	0887-84-2361	0887-70-1815	781-3703	大川村小松78-6 大川村総合福祉センター内
吾川郡	い の 町 社会福祉協議会（本所）	088-892-0515	088-893-4870	781-2110	いの町1400 すこやかセンター伊野内
	” ” （本川支所）	088-869-2071	088-869-2038	781-2601	いの町長沢254-10 いの町本川保健福祉センター内
	” ” （吾北支所）	088-867-2820	088-850-5336	781-2321	いの町小川東津賀才53-1 吾北山村開発センター内
	仁 淀 川 町 社会福祉協議会（本所）	0889-35-0207	0889-35-0210	781-1501	仁淀川町大崎264-8 仁淀川町福祉センター内
	” ” （池川支所）	0889-34-2235	0889-34-3795	781-1606	仁淀川町土居甲921-1 池川保健福祉センター内
	” ” （仁淀支所）	0889-32-2238	0889-32-2296	781-1911	仁淀川町長者乙2435 仁淀川町デイサービスセンターせいらん荘内
高岡郡	中 土 佐 町 社会福祉協議会	0889-52-2058	0889-59-0554	789-1301	中土佐町久礼6584-1 中土佐町民交流会館内
	” ” （大野見支所）	0889-57-2217	0889-57-2190	789-1401	中土佐町大野見吉野2 3 4 大野見健康福祉センター内
	佐 川 町 社会福祉協議会	0889-22-1510	0889-22-5621	789-1202	佐川町乙2310 佐川町健康福祉センターかわせみ内
	越 知 町 社会福祉協議会	0889-26-1149	0889-26-3821	781-1301	越知町越知甲2457 越知町保健福祉センター内
	日 高 村 社会福祉協議会	0889-24-5310	0889-24-7626	781-2152	日高村沖名5 日高村社会福祉センター内
	津 野 町 社会福祉協議会（本所）	0889-55-2115	0889-55-2119	785-0202	津野町姫野々431-1 総合保健福祉センター「里楽」内
	” ” （西支所）	0889-62-2224	0889-62-2227	785-0503	津野町芳生野甲111 津野町老人福祉センター内
	梶 原 町 社会福祉協議会	0889-65-1235	0889-65-1237	785-0612	梶原町川西路2321-1
	しまんと町 社会福祉協議会（本所）	0880-22-1195	0880-22-1138	786-0004	四万十町茂串町11-30 四万十町社会福祉センター
	” ” （大正支所）	0880-27-1177	0880-27-1178	786-0301	四万十町大正32-1 四万十町大正老人福祉センター内
	” ” （十和支所）	0880-28-5331	0880-28-5060	786-0511	四万十町昭和470-6 四万十町十和高齢者生活福祉センター内
	大 月 町 社会福祉協議会	0880-73-1119	0880-62-4878	788-0311	大月町鉾土603
幡多郡	三 原 村 社会福祉協議会	0880-46-3003	0880-46-3012	787-0803	三原村来栖野479-1 三原村総合保健センター内
	黒 潮 町 社会福祉協議会	0880-43-2835	0880-43-0317	789-1931	黒潮町入野2017-1 黒潮町保健福祉センター内
	” ” （佐賀支所）	0880-55-3250	0880-55-3251	789-1720	黒潮町佐賀920 佐賀交流センターみらい内

1 相談の窓口・関係機関

(7) 高知県高齢者・障害者権利擁護センター

雇用者や事業者による障害者への虐待にかかわる通報は高知県高齢者・障害者権利擁護センターまでお寄せください。

家族や障害福祉施設の職員による障害者への虐待にかかわる通報については、お住まいの市町村の障害者虐待防止センター（障害保健福祉担当部署）にお寄せください。

実施機関	受付時間	場 所
高知県高齢者・障害者権利擁護センター	月曜日～金曜日（年末年始・祝日除く） 8:30～17:15 ※上記以外は留守番電話対応またはFAX対応	高知市朝倉戊375-1 県立ふくし交流プラザ 4階 TEL : 088-850-7770 FAX : 088-844-3852

市町村担当部署：高知市については、高知市障害者虐待防止センター（電話：088-822-4715 FAX：088-875-6684）

高知市以外の市町村については10ページ参照。

(8) 女性に関する相談機関

①家庭や職場、地域での問題など女性のための一般相談を行っています。

実施機関	受付時間	場 所
こうち男女共同参画センター「ソーレ」	毎日（第2水曜日・祝日・年末年始を除く） 9:00～12:00、13:00～17:00	高知市旭町3丁目115 TEL : 088-873-9555

②女性に関する相談全般、配偶者等からのDVに関する相談支援を行っています。

実施機関	受付時間	場 所
高知県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）	【来所相談】（※予約制） 月曜日～金曜日（祝日・休日・年末年始を除く）9:00～17:15 【電話相談】 月曜日～金曜日（年末年始を除く）9:00～17:15、18:00～22:00 土・日曜日及び祝日（年末年始を除く）9:00～20:00	高知市百石町2丁目34-8 TEL : 088-833-0783

(9) 年金事務所

国民年金や厚生年金の給付の裁定などを行っています。年金の相談も行っています。

名 称	電話番号	FAX番号	郵便番号	住 所
高 知 東 年金事務所	088-831-4430	088-833-4719	781-9556	高知市棧橋通4-13-3
高 知 西 年金事務所	088-875-1717	088-823-1519	780-8530	高知市旭町3-70-1
南 国 年金事務所	088-864-1111	088-863-1019	783-8507	南国市大塚甲1214-6
幡 多 年金事務所	0880-34-1616	0880-35-2319	787-0023	四万十市中村東町2-4-10

(10) 公共職業安定所（ハローワーク）

職業紹介や就職の相談などを行っています。

名 称	電話番号	FAX番号	郵便番号	住 所
安 芸 公共職業安定所	0887-34-2111	0887-35-3474	784-0001	安芸市矢ノ丸4-4-4
高 知 公共職業安定所	088-878-5323	088-878-5335	781-8560	高知市大津乙2536-6
〃 香美出張所	0887-53-4171	0887-53-2291	782-0033	香美市土佐山田町旭町1-4-10
い の 公共職業安定所	088-893-1225	088-893-1226	781-2120	いの町枝川1943-1
須 崎 公共職業安定所	0889-42-2566	0889-42-2569	785-0012	須崎市西糺町4-3
四 万 十 公共職業安定所	0880-34-1155	0880-34-4996	787-0012	四万十市右山五月町3-12 中村地方合同庁舎内

1 相談の窓口・関係機関

(11) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部高齢・障害者業務課

高齢者の雇用の確保、障害者の職業的自立の推進、求職者その他労働者の職業能力の開発及び向上のために、高齢者、障害者、求職者、事業主等の方々に対して総合的な支援を行っています。

名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	住所
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部 高齢・障害者業務課	088-837-1160	088-837-1163	781-8010	高知市棧橋通四丁目15-68

(12) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部高知障害者職業センター

仕事に就くための相談や援助、就業準備のための支援、職場における個別指導などを行っています。

名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	住所
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部 高知障害者職業センター	088-866-2111	088-866-0676	781-5102	高知市大津甲770-3

(13) 障害者就業・生活支援センター

仕事に就きたい人や仕事をしている人の様々な相談・支援を、いろいろな機関と連携して行っています。

名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	住所
障害者就業・生活支援センター ポラリス	0887-34-3739	0887-34-3712	784-0027	安芸市宝永町464-1
障害者就業・生活支援センター ゆうあい	088-854-9111	088-854-9112	783-0005	南国市大堀乙2305
高知障害者就業・生活支援センター シャイン	088-802-6185	088-802-6186	780-8031	高知市大原町76-2 コーポ筆山1F北号室
障害者就業・生活支援センター こうばん	0889-40-3988	0889-40-3977	785-0059	須崎市桐間西46番地
障害者就業・生活支援センター ラポール	0880-34-6673	0880-34-8070	787-0013	四万十市右山天神町201

(14) 高次脳機能障害支援拠点センター

高次脳機能障害のある人の様々な相談・支援を、いろいろな機関と連携して行っています。

名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	住所
高知県高次脳機能障害支援拠点センター 青い空	090-6535-6370	088-855-6710	780-0843	高知市廿代町2-22 近森リハビリテーション病院内

(15) 視聴覚障害者情報提供施設

名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	住所
高知声と点字の図書館	088-823-9488	088-820-3218	780-0842	高知市追手筋2丁目1-1
高知県聴覚障害者情報センター	088-823-5922	088-822-0750	780-0928	高知市越前町2-4-5 (3階)

(16) ルミエールサロン（視覚障害者向け機器展示室）

視覚障害者向けの機器展示や、専門スタッフによる訪問相談等を行っています。（詳しくは、108ページを参照）

名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	住所
ルミエールサロン	088-823-8820	088-823-8820	780-0926	高知市大膳町6-32 高知県立盲学校内

1 相談の窓口・関係機関

(17) 医療的ケア児支援センター

名 称	電話番号	F A X 番号	郵便番号	住 所
重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターきぼうのわ	088-802-8250	088-802-8251	783-0022	南国市小籠107番地 土佐希望の家医療福祉センター内

(18) その他の機関

名 称	電話番号	F A X 番号	郵便番号	住 所
高知県立 障害者スポーツセンター	088-841-0021	088-841-0065	781-0313	高知市春野町内ノ谷1-1
高知市障害者福祉センター	088-873-7717	088-873-6420	780-0935	高知市旭町2-21-6
高知市東部健康福祉センター	088-882-9380	088-883-5915	781-8121	高知市葛島4-3-3
高知市南部健康福祉センター	088-878-9060	088-878-9061	780-8015	高知市百石町3-1-30
安芸県税事務所	0887-34-1161	0887-35-8330	784-0001	安芸市矢ノ丸1-4-36 安芸総合庁舎内
中央東県税事務所	088-866-8510	088-866-3630	781-5103	高知市大津乙1820-1
中央西県税事務所	088-821-4651	088-821-4687	780-0850	高知市丸ノ内1-7-52 高知県庁西庁舎内
須崎県税事務所	0889-42-2366	0889-42-9010	785-0013	須崎市西古市町1-24 須崎総合庁舎内
幡多県税事務所	0880-35-5972	0880-34-4779	787-0028	四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎内
安芸税務署	0887-35-3115	-	784-0001	安芸市矢ノ丸4-5-7
南国税務署	088-863-3215	-	783-0004	南国市大埴甲1592-2
高知税務署	088-822-1123	-	780-0061	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎内
伊野税務署	088-893-1121	-	781-2103	吾川郡いの町幸町5
須崎税務署	0889-42-2355	-	785-0004	須崎市青木町1-4 須崎第2地方合同庁舎内
中村税務署	0880-35-2135	-	787-0022	四万十市中村新町4-4
認定NPO法人 高知いのちの電話協会	088-824-6300	088-824-0036	780-0870	高知市本町郵便局留め
高知県地域生活定着支援センター	088-855-3611	088-855-6226	780-8567	高知市朝倉戊375-1 ふくし交流プラザ4階

2 障害者総合支援法について

(1) 障害者総合支援法の概要

平成25年4月から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。（一部は平成26年4月施行）

【基本理念】

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念としています。

【障害者総合支援法のポイント】

- ① 障害者の範囲に難病等が追加され、身体障害者手帳の有無にかかわらず、市町村において必要と認められた障害福祉サービス等が利用できる。（平成25年4月施行）
※26ページ「3 難病等の方々の障害福祉サービス等について」参照。
- ② 「障害程度区分」を、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に変更（平成26年4月施行）
- ③ 重度訪問介護や地域移行支援の対象の拡大、ケアホームをグループホームに一元化（平成26年4月施行）

【サービスの体系】

障害者総合支援法のサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業に大別されます。

●自立支援給付

介護支援を行う「介護給付」や訓練などの支援を行う「訓練等給付」、地域生活への移行などの支援を行う「地域相談支援給付」は、利用者などからの申請により認定や決定を経てサービスが行われます。

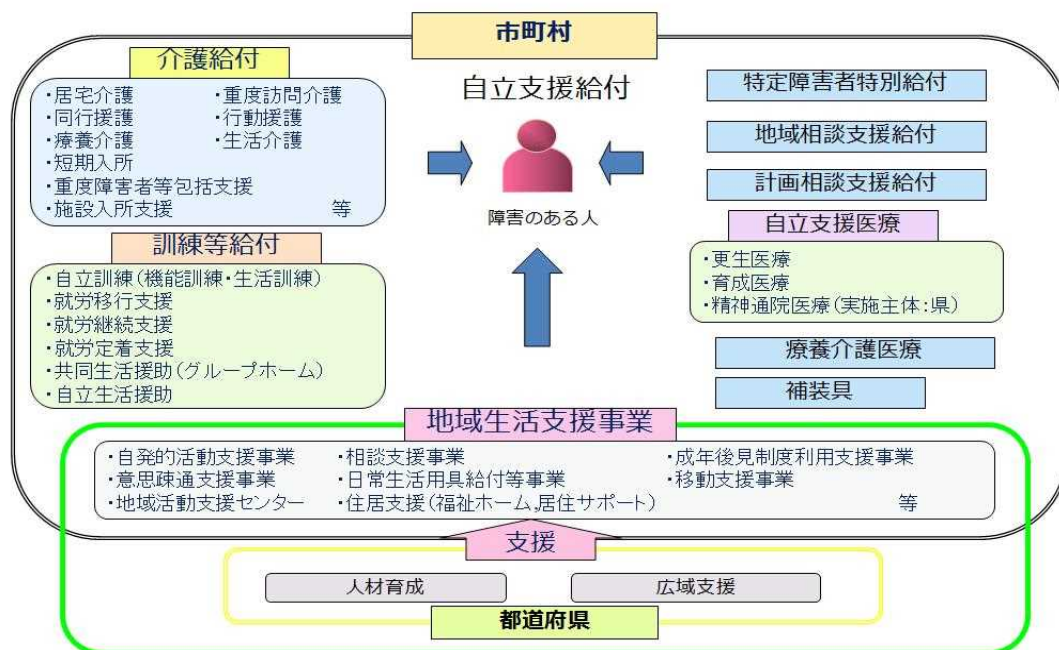
その他に「自立支援医療」「補装具」などの給付があります。

●地域生活支援事業

市町村の創意工夫により、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に対応することが求められる成年後見制度利用支援、意思疎通支援、移動支援、地域活動支援センターなどの事業があります。

詳しい事業内容や利用者の負担はそれぞれの市町村ごとに異なります。

福祉サービス等の体系



2 障害者総合支援法について

(2) サービスの内容

●自立支援給付（介護給付・訓練等給付）

事業名		内 容	対象者 (障害支援区分)
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	区分1以上
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する人であって、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。	区分4以上
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代読、代筆含む）、移動の援護等の外出支援を行います。	
	行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人であって、常に介護を必要とする人が行動する際の危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	
	療養介護	医療を必要とする人であって、常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	区分5以上
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	区分3以上 (50歳以上は 区分2以上)
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	区分1以上
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。	区分6
	施設入所支援 （施設入所支援と日中活動支援を併せて実施する施設を「障害者支援施設」といいます。）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 ◎ 特定旧法施設（身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設）の利用者は、新体系移行後も、障害支援区分に関係なく、引き続きその施設（障害者支援施設）を利用することができます。 ◎ 施設入所支援に併せて実施することができる日中活動支援は、生活介護、自立訓練（宿泊型を除く）、就労移行支援、就労継続支援B型となっています。	<生活介護を併せて実施する場合> 区分4以上 (50歳以上は 区分3以上)
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労継続支援 (A型=雇用型・B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労定着支援	一般企業等へ就職された人に、一定期間、就労の継続のために必要な支援を行います。	
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を行います。	
	自立生活援助	施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する人に、生活面の支援を行います。	

(※) 障害支援区分だけでなく別に利用条件があるものもあります。

自立支援医療については48ページに、補装具については82ページに掲載しています。

2 障害者総合支援法について

●自立支援給付（相談支援）

事業名		内容
計画 相談 支援	サービス利用支援	障害のある方の心身の状況や生活環境等を勘案し、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画の作成等を行います。
	継続サービス利用支援	サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域 相談 支援	地域移行支援	施設や精神科病院等からの退所・退院を希望する方の意向、適性、障害の特性、環境や日常生活全般の状況を考慮して地域移行支援計画を作成し、面接や同行による支援を行います。
	地域定着支援	24時間の連絡体制を確保し、地域移行をされた方が障害の特性に起因して緊急の事態が生じた場合に、利用者の自宅へ訪問するなどにより支援を行います。

詳しくは、57ページに掲載しています。

●障害福祉サービスの組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

サービスを利用する際には一人ひとりの個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供されます。

【日中活動の場】

- ・療養介護
※医療機関への入院とあわせて実施
- ・生活介護
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援（A型・B型）
- ・地域活動支援センター
（地域生活支援事業）



【住まいの場】

- ・施設入所支援
- ・居住支援
〔グループホーム
福祉ホーム〕

●介護保険制度との適用関係

介護保険の対象となる人は、介護保険のサービス（介護給付・予防給付・市町村特別給付）が優先されます。

ただし、障害者の固有のサービスが必要と認められる場合や介護保険にはないサービスについては、障害者のサービスが利用できます。

※介護保険の対象者とは、65歳以上で要介護状態にある人と、40歳以上65歳未満で特定疾病により要介護状態となった人です。

2 障害者総合支援法について

●地域生活支援事業

事業名		内 容		
市町村が行う地域生活支援事業	理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して障害のある人等への理解を深めるための研修や啓発を行います。		
	自発的活動支援事業	障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人等、その家族、地域住民等が地域で行う自発的な取り組みを支援します。		
	相談支援事業	障害のある人やその保護者、介護を行っている人などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整など必要な援助を行います。 (１) 基幹相談支援センター機能強化事業 (２) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）		
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対して、成年後見制度の利用支援を行います。		
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保や、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。		
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病等の障害がある人の意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣や点訳、代筆、代読、音声訳等による支援を行います。		
	日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。		
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障害のある人等との交流活動の促進や、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。		
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。		
	地域活動支援センター機能強化事業	地域の実情に応じ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能強化（職員の加配等）を行います。		
任意事業	市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。			
	事業例	【日常生活支援】 (１) 福祉ホームの運営 (２) 訪問入浴サービス (３) 生活訓練等 (４) 日中一時支援 (５) 地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業 (６) 相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保 (７) 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援 (８) 地域生活定着支援センターとの連携強化事業	【社会参加支援】 (１) レクリエーション活動等支援 (２) 芸術文化活動振興 (３) 点字・声の広報等発行 (４) 奉仕員養成研修 (５) 複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進 (６) 家庭・教育・福祉連携推進事業	【就業・就労支援】 (１) 盲人ホームの運営 (２) 知的障害者職親委託
特別支援事業	必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実を行います。			

2 障害者総合支援法について

事 業 名		内 容		
必須事業	専門性の高い相談支援事業	特に専門性の高い相談について、情報提供などの支援を行います。 （１）発達障害者支援センター運営事業 （２）高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業		
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	意思疎通支援事業の担い手である手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者の養成研修を行います。 （１）手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 （２）盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 （３）失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業		
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議や講演など市町村での対応が困難な派遣について手話通訳者や要約筆記者、失語症者向け意思疎通支援者の派遣を行ったり、視覚と聴覚に障害のある方（盲ろう者）に対してコミュニケーション及び移動の支援を行うため、盲ろう者向け・通訳介助員を派遣します。 （１）手話通訳者・要約筆記者派遣事業 （２）盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 （３）失語症者向け意思疎通支援者派遣事業		
	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	手話通訳者、要約筆記者等の派遣に係る市町村相互間の連絡調整体制を整えることで、広域的な派遣が円滑に行えるようにします。		
	広域的な支援事業	地域における相談支援体制の整備を推進するとともに、精神障害に関する専門性の高い相談支援や事故・災害等発生時に必要な緊急対応を行います。 （１）都道府県相談支援体制整備事業 （２）精神障害者地域生活支援広域調整等事業 （３）発達障害者支援地域協議会による体制整備事業		
	サービス・相談支援者、指導者育成事業	障害福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、サービスを提供する者等に対して研修を行います。 （１）障害支援区分認定調査員等研修事業 （２）相談支援従事者等研修事業 （３）サービス管理責任者研修事業 （４）居宅介護従事者等養成研修事業 （５）障害者ピアサポート研修事業 （６）身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 （７）音声機能障害者発声訓練指導者養成事業 （８）精神障害関係従事者養成研修事業 （９）精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業 （１０）成年後見制度法人後見養成研修事業 （１１）その他サービス・相談支援者、指導者育成事業		
任意事業	都道府県任意事業	都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 事業例 【日常生活支援】 （１）福祉ホームの運営 （２）オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練 （３）音声機能障害者発声訓練 （４）矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進 （５）医療型短期入所事業所開設支援 （６）障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業 【社会参加支援】 （１）手話通訳者設置 （２）字幕入り映像ライブラリーの提供 （３）点字・声の広報等発行 （４）点字による即時情報ネットワーク （５）都道府県障害者社会参加推進センター運営 （６）奉仕員養成研修 （７）レクリエーション活動等支援 （８）芸術文化活動振興 （９）サービス提供者情報提供等 （１０）障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業 （１１）企業ＣＳＲ連携促進 （１２）障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業 【就業・就労支援】 （１）盲人ホームの運営 （２）重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援） （３）一般就労移行等促進 （４）障害者就業・生活支援センター体制強化等 （５）就労移行等連携調整事業 【重度障害者に係る市町村特別支援】		
	特別支援事業	必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実を行います。		

※104ページからの「14 社会参加の促進について」に、具体的な事業内容や問い合わせ先を記載しています。

2 障害者総合支援法について

●地域生活支援促進事業

障害者等が日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業に加えて、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

事業名	内容	実施主体
発達障害者支援体制整備事業	発達障害児者について、各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、地域支援体制の整備等を図ります。	都道府県
障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。	都道府県 市町村
障害者就業・生活支援センター事業	就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の指導、相談支援等を実施します。	都道府県
工賃向上計画支援等事業	就労継続支援B型事業所等での工賃向上を図るため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援等のモデル事業を実施します。また、農福連携による障害者の就農促進のため、障害者就労施設へ農業の専門家の派遣やマルシェ開催等の支援を実施します。	都道府県
強度行動障害支援者養成研修事業	強度行動障害のある方等に対する支援を行う方への研修を行います。	都道府県
成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度利用促進のための普及啓発を行います。	都道府県 市町村
アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業	アルコール依存症を含むアルコール関連問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援します。	都道府県 市町村（保健所設置）
薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業	薬物依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援します。	都道府県 市町村（保健所設置）
ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業	ギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援します。	都道府県 市町村（保健所設置）
「心のバリアフリー」推進事業	管内市町村の理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業との調整や連携を行うとともに、心のバリアフリーを広めるための取り組みを実施します。	都道府県
身体障害者補助犬育成促進事業	身体障害者補助犬を使用することにより社会参加が見込まれる方に対し、その育成に対する支援及び地域における補助犬に対する理解促進を図ることや育成計画に対する支援を行います。	都道府県
発達障害児者及び家族等支援事業	発達障害児者の家族同士の支援を推進する観点から、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を拡充します。	都道府県 市町村
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて医療機関、市町村等の連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で行う地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進します。	都道府県 市町村（保健所設置）
障害者ICTサポート総合推進事業	ICT機器の利用等にかかる相談を行う総合的なサービス拠点を運営する事業、パソコンボランティアを派遣する事業、地域の情報を音声や点字などに加工しナビにアップする事業を実施します。	都道府県
意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業	現任の手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の資質向上のための研修、手話通訳士確保のための研修等を実施します。	都道府県 市町村
特別促進事業	地域の特性等に応じて県または市町村の判断で実施します。 ※厚生労働省に協議のうえ実施	都道府県 市町村

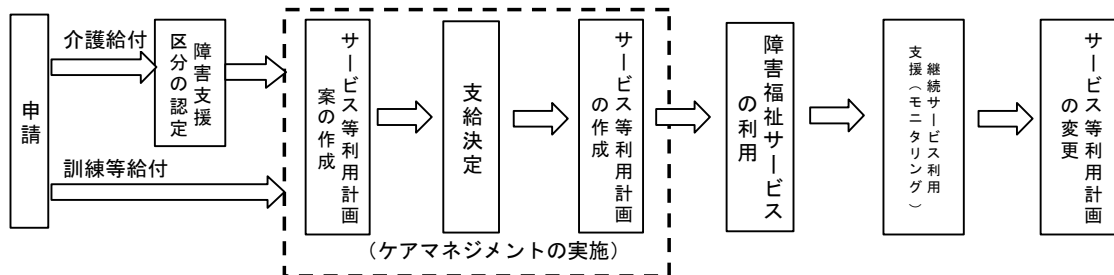
※このほか、以下の事業が地域生活支援促進事業として位置付けられています。

- ・発達障害児者地域生活支援モデル事業
- ・かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業
- ・障害者芸術・文化祭開催事業
- ・障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業
- ・発達障害診断待機解消事業
- ・地域における読書バリアフリー体制強化
- ・入院者訪問支援事業
- ・高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業
- ・都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業
- ・都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業
- ・重度訪問介護利用者の大学修学支援事業
- ・雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

2 障害者総合支援法について

(3) サービスの利用方法について

●支給決定プロセス



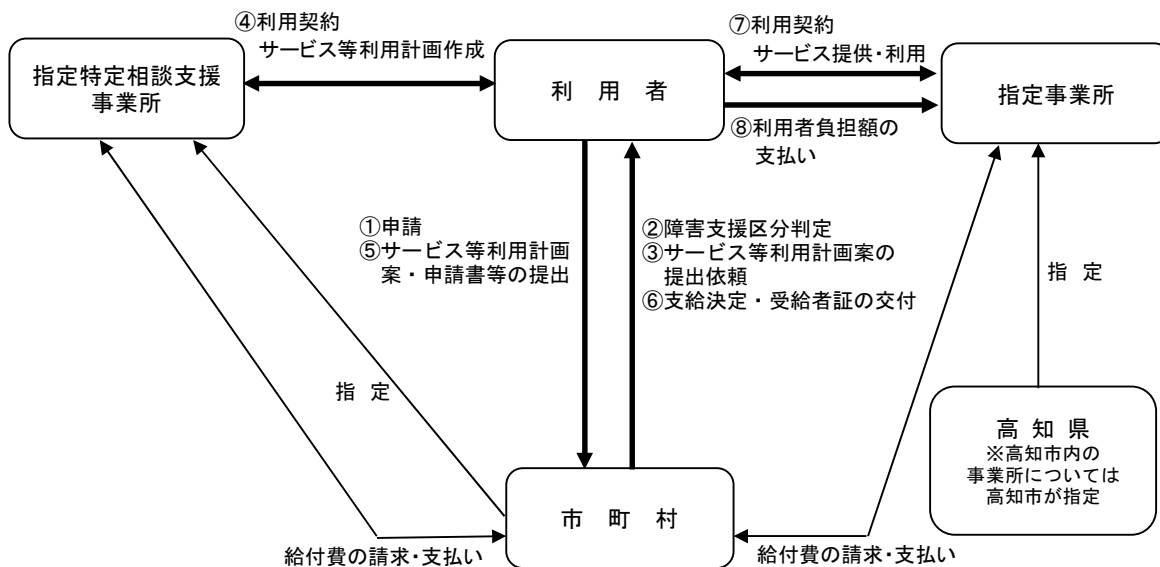
●サービスを利用するには

- ① 市町村へサービス利用の申請をしてください。

【申請に必要なもの】

- ・支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
 - ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、その他給付の対象者であることを確認できる書類等
- ※減額・免除の申請をする場合は、事実関係の確認ができる書類の添付が必要です。

- ② 市町村は、ご本人の状態をお聴きし、心身の状態を総合的に判断するため障害支援区分の判定（介護給付のサービスを利用する場合）を行います。
- ③ 市町村から、ご本人に文書でサービス等利用計画案の提出を依頼します。
- ④ 指定特定相談支援事業所と契約して、サービス等利用計画案を作成してください。
- ⑤ 市町村に、サービス等利用計画案と計画相談支援給付費申請書、計画相談支援依頼届出書を提出してください。
- ⑥ サービス等利用計画案を勧奨し、サービスの利用が必要と判断される場合は支給決定のうえ、受給者証をお渡しします。
- ⑦ 受給者証を受け取ったら、指定事業所とサービスの利用契約を結び、サービスを利用します。
- ⑧ サービスを利用したら、受給者証に記載されている利用者負担上限月額に達するまで利用者負担分を指定事業所に支払っていただくことになります。



(※) 図中の番号は、上記説明文の番号に対応
詳しい手続き方法などについては、お住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください。

2 障害者総合支援法について

（４）利用者負担について

障害福祉サービスの利用者負担は、所得（負担能力）に応じて４区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

ただし、負担能力に応じて設定される負担上限月額よりも、サービスに係る費用の１割に相当する額の方が低い場合には、当該１割に相当する額が負担額となります。

＜月額負担上限額表＞

区分	対象となる人	月額負担上限額
生活保護	生活保護世帯の人	０円
低所得	市町村民税非課税世帯	０円
一般１	市町村民税所得割16万円未満の居宅で生活する障害者	9,300円
	市町村民税所得割28万円未満の居宅で生活する障害児	4,600円
	市町村民税所得割28万円未満の20歳未満の入所施設利用者	9,300円
一般２	上記以外	37,200円

※20歳未満の施設入所利用者については、食費・光熱水費の実費負担も含めた利用者負担額が平成18年10月以前の応能負担と同額の負担額になるよう、県独自軽減制度を実施しています。

＜所得を判断する際の世帯の範囲＞

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者（施設に入所する18、19歳を除く）	本人とその配偶者
障害児（施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

●利用者負担の軽減について

- ①施設サービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担です。ただし、所得に応じて負担が軽減される場合があります。

＜入所施設の場合＞

20歳以上の方・・・生活保護、低所得の方は、食費・光熱水費の実費負担を軽減するために、補足給付の支給又は減免されます。

20歳未満の方・・・すべての所得区分の方を対象に、保護者が子どもを養育する一般の世帯で通常必要な費用と同じくらいの負担になるように、補足給付の支給又は減免されます。

＜通所施設の場合＞

一定所得以下の方は、食費のうち人件費相当分は給付され、食材料費のみを負担します。

- ②グループホーム利用者（生活保護、低所得の方）に対して、利用者１人当たり月額10,000円を上限とした家賃の助成があります。

- ③同じ世帯の中で障害福祉サービス等を利用する人が複数いる場合や、同一の利用者が複数のサービスを利用する場合は、負担上限額を超えた分が高額障害福祉サービス等給付費等として支給され、負担が重くならないように配慮されています。該当となる方には、市町村から通知されます。

- ④各種負担軽減策によっても、利用者負担のために生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならないように負担が軽減されます。

- ⑤幼児教育無償化に伴い、就学前の障害児の発達支援については、利用料が軽減されます（2019年10月～）。

2 障害者総合支援法について

（５）介護保険の円滑な利用について

●介護保険サービスの利用者負担の軽減（償還）

障害福祉のサービスに相当する介護保険サービスがある場合には、介護保険のサービスが優先されます。

このため、65歳に達した障害のある人がこれまでの障害福祉サービスの利用から介護保険サービスの利用へと変更となる際に、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるために、利用者負担（１割）が新たに生じる可能性があります。

そこで、65歳に至るまでに長期間障害福祉サービスを利用していた方については、介護保険サービスの利用者負担が軽減されます。

＜利用者負担軽減の対象となる方＞ ※①～④いずれにも該当する方

①65歳に達する日前5年間にわたり、介護保険に相当する障害福祉サービスについて支給決定を受けていたこと。

②65歳に達する日の前日において、「低所得」または「生活保護」に該当していたこと。
※「低所得」と「生活保護」については、利用者負担の所得区分と同じ。

③65歳に達する日の前日において、障害支援区分２以上であったこと。

④65歳まで介護保険法による保険給付を受けていないこと。

●共生型サービス

介護保険のサービスと障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供する仕組みである、共生型サービスが平成30年度から創設されました。

共生型サービスの指定を受けている事業所を利用していれば、介護保険の対象者となった後でも、障害福祉サービスの提供を受けていた同一の事業所で、介護保険サービスの提供を受けることができます。

＜共生型サービスの対象となる介護保険サービスと障害福祉サービス＞

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	○ 訪問介護	⇔	○ 居宅介護 ○ 重度訪問介護
デイサービス	○ 通所介護 ○ 地域密着型通所介護	⇔	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児に通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
ショートステイ	○ 短期入所生活介護 ○ 介護予防短期入所生活介護	⇔	○ 短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス※	○ 小規模多機能型居宅介護 ○ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ○ 看護小規模多機能型居宅介護 □ 通い	➡	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児に通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
	□ 泊まり	➡	○ 短期入所

※ 障害福祉サービスには介護保険の（看護）小規模多機能型居宅介護と同様のサービスはないが、障害福祉制度における基準該当の仕組みにより、障害児・者が（看護）小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。

出典：厚生労働省ホームページ

3 難病等の方々の障害福祉サービス等について

(1) 障害福祉サービス等について

●平成25年4月から難病等による障害のある方々が障害福祉サービス等の対象となりました。

平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、身体障害・知的障害・精神障害の方々に加え、難病等による障害のある方々が障害福祉サービス等の対象となりました。

対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。

対象者	難病等による障害のある方々（対象疾病は、30～32ページをご覧ください。）
障害福祉サービス等とは	障害児・者については、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業 障害児については、障害児通所支援及び障害児入所支援
申請窓口	市町村（10ページをご覧ください。） ただし、障害児入所支援は、中央児童相談所又は幡多児童相談所が窓口です。（9ページをご覧ください。）
手続き	対象疾病に罹患していることがわかる証明書（診断書又は特定医療費（指定難病）医療受給者証等）を持参の上、窓口に支給を申請してください。その後、障害支援区分の認定や支給決定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できるようになります。 詳しくは、市町村（障害児入所支援については、中央児童相談所又は幡多児童相談所）へお問い合わせください。

●障害福祉サービス（詳細は、18ページをご覧ください。）

- ・障害福祉サービスは、介護の支援を受ける「介護給付」と、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があります。
介護給付：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 など
訓練等給付：自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 など
- ・利用者負担は、サービス量と所得に着目した負担の仕組みとされ、その負担は所得等に配慮した負担（応能負担）とされています。
- ・介護保険の対象となる方は、介護保険サービスが優先されます。
- ・障害支援区分だけでなく、別に利用条件があるものもあります。

●障害児支援（詳細は、33ページをご覧ください。）

- ・障害児については、必要と認められた障害児通所支援及び障害児入所支援のサービスが受けられます。
障害児通所支援：児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
障害児入所支援：福祉型障害児入所支援、医療型障害児入所支援

●補装具（詳細は、82ページをご覧ください。）

- ・失われた身体機能を補完・代替する用具の購入や修理、借受けの費用を給付します。
例：装具、電動車いす、車いす、歩行器、重度障害者用意思伝達装置 など
- ・利用者負担額は、所得等に配慮した負担（応能負担）とされています。
なお、障害福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等に関わる利用者負担と補装具に係る利用者負担を合算したうえで、利用者負担の軽減が図られるようになっています。
- ・介護保険の対象となる方は、介護保険サービスが優先されます。

●日常生活用具（詳細は、84ページをご覧ください。）

- ・在宅で生活している障害のある方が、日常生活をより円滑に行うための用具を給付又は貸与します。
- ・障害の種別や程度、年齢によって給付できる用具が異なります。また、市町村によって給付できる種目が異なる場合があります。
- ・利用者負担額は、市町村によって異なります。

例：特殊寝台、入浴補助用具、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器 など

※小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業については、59ページをご覧ください。

3 難病等の方々の障害福祉サービス等について

(2) 医療について

【特定医療費（指定難病）の支給】

平成27年1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病法」）が施行され、原因が不明で治療法が確立されていない、いわゆる難病のうち、厚生労働省が指定した「指定難病」にかかり、認定基準を満たした方を対象に医療費を公費で負担します。

●対象者

対象疾病に罹患しており、疾病ごとの助成対象となる基準を満たす方。

※認定基準を満たさない方の軽症高額認定

重症度分類を満たさないものの、指定難病にかかる月ごとの医療費総額が33,330円を超える月数が年間3月以上ある方も対象となります。

医療費申告の対象期間：申請のあった月以前の12月（発症1年未満の場合は発症月から申請月までの間）

※対象疾病は、難病情報センターのホームページでご確認ください。

<https://www.nanbyou.or.jp/>

●対象となる医療費・介護費

受給者証に記載されている疾病にかかるもののみ医療費助成が受けられます。

・医療（医療保険証（健康保険証）が使える医療）

・介護（医師の指示のもと実施する介護）

①訪問看護、②訪問リハビリテーション、③居宅療養管理指導、④介護療養施設サービス
⑤介護予防訪問看護、⑥介護予防訪問リハビリテーション、⑦介護予防居宅療養管理指導
⑧介護医療院サービス

※受給者証を使用できるのは、難病法に基づき医療機関が所在する都道府県が指定している病院・診療所、保険薬局、訪問看護事業者です。

●自己負担額

保険診療の自己負担が3割の方は自己負担が2割になります（自己負担が2割以下の方はそのままの自己負担となります）。

さらに、受給者証に記載している月ごとの自己負担上限額を超えた額が助成されます。

入院時の食費及び生活療養費は助成の対象外です。

●申請手続き

福祉保健所（高知市の方は高知市保健所）で申請手続きを行ってください。

申請には、申請書・臨床調査個人票・高額療養費照会同意書・世帯全員の住民票・世帯調書・医療保険証（健康保険証）の写し・「所得世帯」の市町村民税額等を確認できる書類・マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類が必要です。

その他、該当する方のみ提出いただく書類もありますが、詳しくは健康対策課のホームページをご覧ください。

なお、申請を受付してから医療受給者証の交付まで3か月程度かかります。

また、認定された場合は毎年9月30日までに更新申請が必要です。

【特定疾患治療研究事業】

県内にお住まい（住民票のある方）で、厚生労働省が指定した対象疾患に認定されている方のその疾患に対する医療費（各医療保険の患者負担分）及び介護保険の医療系サービスについて公費で負担します。

●対象者

県内に住所を有する方で、以下の対象疾患に罹患しており、疾病ごとの認定基準を満たす方。

対象疾患 1 スモン

2 プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る）

●自己負担額

医療費の自己負担はありません。

問い合わせ先

高知県健康対策課
TEL：088-823-9678

福祉保健所
（9ページ参照）

高知市保健所健康増進課
TEL：088-803-8005

高知県健康対策課
TEL：088-823-9678

福祉保健所
（9ページ参照）

3 難病等の方々の障害福祉サービス等について

●申請手続き

福祉保健所又は、高知県庁で申請手続きを行ってください。

申請には、申請書・臨床調査個人票・医療保険証の写し・高額療養費照会用同意書が必要です。

【小児慢性特定疾病医療費の支給】

平成27年1月1日に小児慢性特定疾病児童に対する医療費助成等について法律で定める「児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病（疾病ごとに認定基準あり）にかかり、認定基準を満たした方を対象に医療費を公費で負担します。

●対象者

対象疾病にかかっており、認定基準（疾病の状態の程度）に該当する方。

18歳未満（18歳時点で交付を受けている方は20歳の前日まで）の方。

高知県に住民票のある方（高知市に住民票がある方は高知市子育て給付課が申請先（窓口）になります）。

※対象疾病は、小児慢性特定疾病情報センターのホームページでご確認ください。

<https://www.shouman.jp/disease/>

●対象となる医療費

受給者証に記載されている疾病にかかるもののみ医療費助成が受けられます。

※受給者証を使用できるのは児童福祉法に基づき医療機関が所在する都道府県、指定都市、中核市が指定している病院・診療所、保険薬局、訪問看護事業者です。

◆指定医療機関は、医療機関の所在する都道府県等のホームページでご確認ください。

●自己負担額

保険診療の自己負担が3割の方は自己負担が2割になります（自己負担が2割以下の方はそのままでの自己負担となります）。

さらに、受給者証に記載している月ごとの自己負担上限額を超えた額が助成されます。

入院時の食費は、2分の1が助成されます。

●申請手続き

福祉保健所（高知市の方は高知市子育て給付課）で申請手続きを行ってください。

申請には、申請書・医療意見書・医療意見書の研究利用同意書・高額療養費照会用同意書・世帯全員の住民票・世帯調書・医療保険証（健康保険証）の写し・「所得世帯」の市町村民税額等を確認できる書類・マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類が必要です。その他、該当する方のみ提出いただく書類もありますが、詳しくは健康対策課のホームページをご覧ください。

なお、申請を受付してから医療受給者証の交付まで3か月程度かかります。

また、認定された場合は毎年9月30日までに更新申請が必要です。

（3）仕事について（詳細は、97ページをご覧ください。）

●難病患者就職サポーター

ハローワーク高知に配置し、難病相談支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的支援を行っています。

●障害者就業・生活支援センター

仕事につきたい方や仕事をしているの方の様々な相談・支援を、いろいろな機関と連携して行っています。

●雇用促進のための助成制度

事業主に対する助成制度があります。

問い合わせ先

高知県健康対策課
TEL：088-823-9678

福祉保健所
（9ページ参照）

※高知市にお住まいの人は高知市子育て給付課
TEL：088-823-9447

3 難病等の方々の障害福祉サービス等について

(4) 社会参加の促進について

●情報提供 (詳細は、104ページをご覧ください。)

視覚に障害のある方に、県の広報紙「さんSUN高知」や「こうち県議会だより」の点字版・音訳版の発行等を行っています。

聴覚に障害のある方に、字幕入りテレビ番組等のビデオテープやDVDの無料貸し出しを行っています。

●移動の支援について (詳細は、106ページをご覧ください。)

・自動車を利用される方へ

自動車運転免許取得及び自動車改造費用の助成

障害のある方が就労等社会参加のために運転免許を取得する場合、また、自らが所有し、運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を助成します。必ず、免許取得前、自動車改造前に手続きが必要です。

・移動支援事業

障害のある方が外出する際に、必要に応じて障害福祉サービス事業所等より支援(移動支援)を受けることができます。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

●こうちあったかパーキング制度の利用証の交付 (詳細は、107ページをご覧ください。)

公共施設や店舗などの障害者等用駐車場を適正に利用いただくため、障害のある方や高齢者など移動に配慮が必要な方に、県が県内共通の利用証を交付する制度です。

(5) 相談・支援

●難病相談支援センター

JR高知駅の北側に「こうち難病相談支援センター」を設置し、難病の患者さんとそのご家族の療養上の悩みや不安等を相談する場所、交流できる場所として活動しています。

○相談支援：難病相談支援員(保健師等)やピアサポーター等による面談・電話・メールによる相談に応じています。また、県内各地での出張相談会も行っています。

○交流会・医療学習会・ピアサポーター養成研修会等の開催：同じ病気を抱える方同士の交流会、病気についての理解を深める学習会等を実施しています。

○就労相談：ハローワークの難病患者就職サポーターと連携して、就労相談に応じています。

実施機関名	住 所	電話・FAX	開所時間
こうち難病相談支援センター	高知市新本町1丁目14-6 1階	TEL:088-855-6258 FAX:088-855-6257	月曜日～土曜日 9:00～17:45 【相談受付時間】9:30～17:15

●小児慢性特定疾病児童等自立支援員による相談支援

小児慢性特定疾病児童等自立支援員が小児慢性特定疾病児童とその保護者からの相談に応じます。

○相談事業、ピアサポート

自立支援員やピアサポーターが、電話や面談、メールによる各種相談に応じます。出張相談や家庭訪問も、必要に応じて行います。

○自立に向けた計画作成・フォローアップ

成人後に自立した生活が送れるよう、お子様の健康や教育等の状態に合わせて、関係する機関(病院・学校など)と連絡調整し、自立に向けた計画の作成などによる支援を行います。

○交流会や学習会の開催

【相談受付時間】月曜日～土曜日 9:30～17:15 (日曜日、祝日、年末年始を除く)

問い合わせ先

こうち難病相談支援センター
TEL:088-855-6258

メールアドレス: info@kochi-nanbyoshien.com



※福祉保健所でも難病に関する相談に応じています。
(9ページ参照)

※県内(高知市以外)にお住まいの人は県自立支援員
TEL:088-855-6258
メールアドレス: info@kochi-nanbyoshien.com
(こうち難病相談支援センター内)

※高知市にお住まいの人は高知市自立支援員
TEL:088-856-5151
【相談受付時間】
月・水・金・第1土曜日
9:30～17:15
(第2月曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
(高知県難病団体連絡協議会事務所内)

3 難病等の方々の障害福祉サービス等について

●障害者総合支援法の対象となる難病等の疾患一覧（令和6年4月現在）

1	アイカルディ症候群	34	ATR-X症候群	67	偽性副甲状腺機能低下症	100	原発性側索硬化症
2	アイザックス症候群	35	ADH分泌異常症	68	ギヤロウェイ・モワト症候群	101	原発性胆汁性胆管炎
3	IgA腎症	36	エーラス・ダンロス症候群	69	急性壊死性脳症	102	原発性免疫不全症候群
4	IgG4関連疾患	37	エプスタイン症候群	70	急性網膜壊死	103	顕微鏡的大腸炎
5	亜急性硬化性全脳炎	38	エプスタイン病	71	球脊髄性筋萎縮症	104	顕微鏡的多発血管炎
6	アジソン病	39	エマヌエル症候群	72	急速進行性糸球体腎炎	105	高IgD症候群
7	アッシャー症候群	40	MECP2重複症候群	73	強直性脊椎炎	106	好酸球性消化管疾患
8	アトピー性脊髄炎	41	遠位型ミオパチー	74	巨細胞性動脈炎	107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
9	アペール症候群	42	円錐角膜	75	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	108	好酸球性副鼻腔炎
10	アミロイドーシス	43	黄色靱帯骨化症	76	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	109	抗糸球体基底膜腎炎
11	アラジール症候群	44	黄斑ジストロフィー	77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	110	後縦靱帯骨化症
12	アルポート症候群	45	大田原症候群	78	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	111	甲状腺ホルモン不応症
13	アレキサンダー病	46	オクシタル・ホーン症候群	79	筋萎縮性側索硬化症	112	拘束型心筋症
14	アンジェルマン症候群	47	オスラー病	80	筋型糖原病	113	高チロシン血症1型
15	アントレー・ピクスラー症候群	48	カーニー複合	81	筋ジストロフィー	114	高チロシン血症2型
16	イソ吉草酸血症	49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	82	クッシング病	115	高チロシン血症3型
17	一次性ネフローゼ症候群	50	潰瘍性大腸炎	83	クリオピリン関連周期熱症候群	116	後天性赤芽球癆
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	51	下垂体前葉機能低下症	84	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	117	広範脊柱管狭窄症
19	1p36欠失症候群	52	家族性地中海熱	85	クルーゾン症候群	118	膠様滴状角膜ジストロフィー
20	遺伝性自己炎症疾患	53	家族性βリポタンパク血症1(ホモ接合体)	86	グルコーストランスポーター1欠損症	119	抗リン脂質抗体症候群
21	遺伝性ジストニア	54	家族性良性慢性天疱瘡	87	グルタル酸血症1型	120	コケイン症候群
22	遺伝性周期性四肢麻痺	55	カナバン病	88	グルタル酸血症2型	121	コストロ症候群
23	遺伝性膀胱炎	56	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	89	クロウ・深瀬症候群	122	骨形成不全症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	57	歌舞伎症候群	90	クローン病	123	骨髄異形成症候群
25	ウィーバー症候群	58	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	91	クロンカイト・カナダ症候群	124	骨髄線維症
26	ウィリアムズ症候群	59	カルニチン回路異常症	92	痙攣重積型(二相性)急性脳症	125	ゴナドトロピン分泌亢進症
27	ウィルソン病	60	加齢黄斑変性	93	結節性硬化症	126	5p欠失症候群
28	ウエスト症候群	61	肝型糖原病	94	結節性多発動脈炎	127	コフィン・シリス症候群
29	ウェルナー症候群	62	間質性膀胱炎(ハンナ型)	95	血栓性血小板減少性紫斑病	128	コフィン・ローリー症候群
30	ウォルフラム症候群	63	環状20番染色体症候群	96	限局性皮質異形成	129	混合性結合組織病
31	ウルリッヒ病	64	関節リウマチ	97	原発性局所多汗症	130	鰓耳腎症候群
32	HTRA1関連脳小血管病	65	完全大血管転位症	98	原発性硬化性胆管炎	131	再生不良性貧血
33	HTLV-1関連脊髄症	66	眼皮膚白皮症	99	原発性高脂血症	132	サイトメガロウイルス角膜炎

●障害者総合支援法の対象となる難病等の疾患一覧（令和6年4月現在）

133	再発性多発軟骨炎	170	スタージ・ウェーバー症候群	207	早期ミオクロニー脳症	244	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
134	左心低形成症候群	171	スティーヴンス・ジョンソン症候群	208	総動脈幹遺残症	245	特発性後天性全身性無汗症
135	サルコイドーシス	172	スミス・マギニス症候群	209	総排泄腔遺残	246	特発性大腿骨頭壊死症
136	三尖弁閉鎖症	173	スモン	210	総排泄腔外反症	247	突発性多中心性キャッスルマン病
137	三頭酵素欠損症	174	脆弱X症候群	211	ソトス症候群	248	特発性門脈圧亢進症
138	CFC症候群	175	脆弱X症候群関連疾患	212	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	249	特発性両側性感音難聴
139	シェーグレン症候群	176	成人発症スチル病	213	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	250	突発性難聴
140	色素性乾皮症	177	成長ホルモン分泌亢進症	214	大脳皮質基底核変性症	251	ドラベ症候群
141	自己貪食空胞性ミオパチー	178	脊髄空洞症	215	大理石骨病	252	中條・西村症候群
142	自己免疫性肝炎	179	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	216	ダウン症候群	253	那須・ハコラ病
143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	180	脊髄髄膜瘤	217	高安動脈炎	254	軟骨無形成症
144	自己免疫性溶血性貧血	181	脊髄性筋萎縮症	218	多系統萎縮症	255	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
145	四肢形成不全	182	セピアブテリン還元酵素（SR）欠損症	219	タナトフォリック骨異形成症	256	22q11.2欠失症候群
146	シトステロール血症	183	前眼部形成異常	220	多発血管炎性肉芽腫症	257	乳幼児肝巨大血管腫
147	シトリン欠損症	184	全身性エリテマトーデス	221	多発性硬化症／視神経脊髄炎	258	尿素サイクル異常症
148	紫斑病性腎炎	185	全身性強皮症	222	多発性軟骨性外骨腫症	259	ヌーナン症候群
149	脂肪萎縮症	186	先天異常症候群	223	多発性嚢胞腎	260	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症
150	若年性突発性関節炎	187	先天性横隔膜ヘルニア	224	多脾症候群	261	ネフロノ癆
151	若年性肺気腫	188	先天性核上性球麻痺	225	タンジール病	262	脳クレアチン欠乏症候群
152	シャルコー・マリー・トゥース病	189	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	226	単心室症	263	脳髄黄色腫症
153	重症筋無力症	190	先天性魚鱗癬	227	弾性線維性仮性黄色腫	264	脳内鉄沈着神経変性症（※）
154	修正大血管転位症	191	先天性筋無力症候群	228	短腸症候群	265	脳表へモジデリン沈着症
155	ジュベール症候群関連疾患	192	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	229	胆道閉鎖症	266	膿疱性乾癬
156	シュワルツ・ヤンペル症候群	193	先天性三尖弁狭窄症	230	遅発性内リンパ水腫	267	囊胞性線維症
157	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	194	先天性腎性尿崩症	231	チャージ症候群	268	パーキンソン病
158	神経細胞移動異常症	195	先天性赤血球形成異常性貧血	232	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群	269	バージャー病
159	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	196	先天性僧帽弁狭窄症	233	中毒性表皮壊死症	270	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
160	神経線維腫症	197	先天性大脳白質形成不全症	234	腸管神経節細胞僅少症	271	肺動脈性肺高血圧症
161	神経有棘赤血球症	198	先天性肺静脈狭窄症	235	TRPV4異常症	272	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
162	進行性核上性麻痺	199	先天性風疹症候群	236	TSH分泌亢進症	273	肺胞低換気症候群
163	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	200	先天性副腎低形成症	237	TNF受容体関連周期性症候群	274	ハッチンソン・ギルフォード症候群
164	進行性骨化性線維異形成症	201	先天性副腎皮質酵素欠損症	238	低ホスファターゼ症	275	バッド・キアリ症候群
165	進行性多巣性白質脳症	202	先天性ミオパチー	239	天疱瘡	276	ハンチントン病
166	進行性白質脳症	203	先天性無痛無汗症	240	特発性拡張型心筋症	277	汎発性特発性骨増殖症
167	進行性ミオクローヌステんかん	204	先天性葉酸吸収不全	241	特発性間質性肺炎	278	PCDH19関連症候群
168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	205	前頭側頭葉変性症	242	特発性基底核石灰化症	279	非ケトーシス型高グリシン血症
169	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	206	線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）	243	特発性血小板減少性紫斑病	280	肥厚性皮膚骨膜症

●障害者総合支援法の対象となる難病等の疾患一覧（令和6年4月現在）

281	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	304	副腎白質ジストロフィー	327	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群	350	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
282	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	305	副腎皮質刺激ホルモン不応症	328	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	351	4p欠失症候群
283	肥大型心筋症	306	ブラウ症候群	329	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	352	ライソゾーム病
284	左肺動脈右肺動脈起始症	307	ブラダー・ウィリ症候群	330	慢性再発性多発性骨髄炎	353	ラスマッセン脳炎
285	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症	308	プリオン病	331	慢性膵炎	354	ランゲルハンス細胞組織球症
286	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	309	プロピオン酸血症	332	慢性特発性偽性腸閉塞症	355	ランドウ・クレフナー症候群
287	ビッカースタッフ脳幹脳炎	310	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	333	ミオクロニー欠神てんかん	356	リジン尿性蛋白不耐症
288	非典型溶血性尿毒症症候群	311	閉塞性細気管支炎	334	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	357	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
289	非特異性多発性小腸潰瘍症	312	β -ケトチオラーゼ欠損症	335	ミトコンドリア病	358	両大血管右室起始症
290	皮膚筋炎／多発性筋炎	313	ベーチェット病	336	無虹彩症	359	リンパ管腫症／ゴーハム病
291	びまん性汎細気管支炎	314	ベスレムミオパチー	337	無脾症候群	360	リンパ脈管筋腫症
292	肥満低換気症候群	315	ヘパリン起因性血小板減少症	338	無 β リボタンパク血症	361	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
293	表皮水疱症	316	ヘモクロマトーシス	339	メーブルシロップ尿症	362	ルビンシュタイン・ティビ症候群
294	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	317	ベリー病	340	メチルグルタコン酸尿症	363	レーベル遺伝性視神経症
295	VATER症候群	318	ペルーシド角膜辺縁変性症	341	メチルマロン酸血症	364	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
296	ファイファー症候群	319	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	342	メビウス症候群	365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
297	ファロー四徴症	320	片側巨脳症	343	メンケス病	366	レット症候群
298	ファンconi貧血	321	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	344	網膜色素変性症	367	レノックス・ガストー症候群
299	封入体筋炎	322	芳香族L-アミノ酸脱炭素酵素欠損症	345	もやもや病	368	ロスモンド・トムソン症候群
300	フェニルケトン尿症	323	発作性夜間ヘモグロビン尿症	346	モワット・ウイルソン症候群	369	肋骨異常を伴う先天性側弯症
301	フォンタン術後症候群	324	ホモシスチン尿症	347	薬剤性過敏症症候群		
302	複合カルボキシラーゼ欠損症	325	ポルフィリン症	348	ヤング・シンプソン症候群		
303	副甲状腺機能低下症	326	マリネスコ・シェーグレン症候群	349	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴		

（※）旧対象疾病番号159（神経フェリチン病）は対象疾病番号264（脳内鉄沈着神経変性症）に統合

4 障害児支援について

(1) 障害児支援に関する法律の改正について

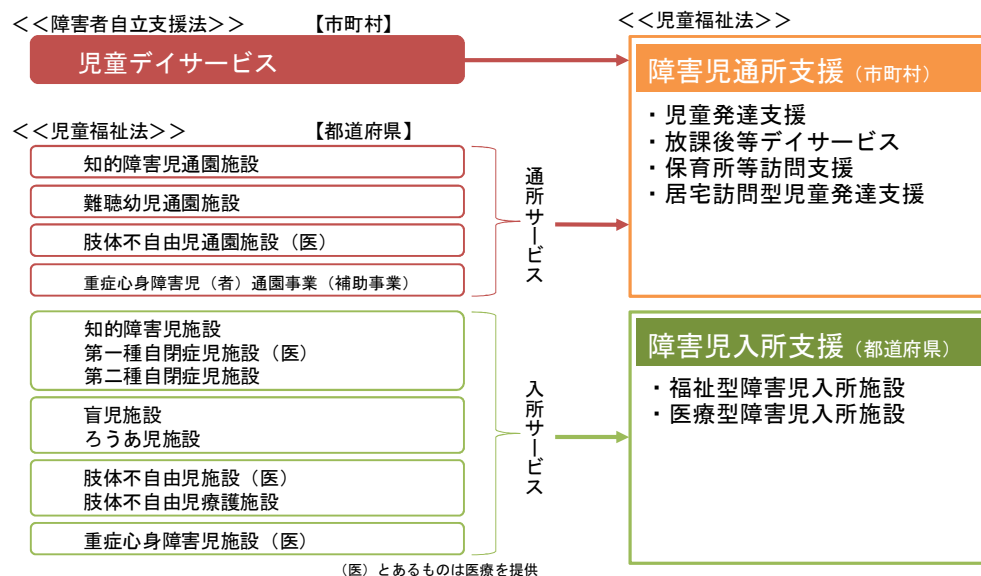
障害のある子どもが身近な地域で支援を受けられることを目指して、障害児支援に関する法律が改正されました。
(平成24年4月施行)

【改正のポイント】

- ① 障害の種別ごとに分かれていたサービス体系が、通所・入所の利用形態別に再編されました。
- ② 障害児支援の対象に、精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）が含まれました。
- ③ 保育所や幼稚園等に出向いての支援（保育所等訪問支援）や、障害児相談支援など新たなサービスが創設されました。

障害児施設・事業の一元化 イメージ

○ 障害児支援の強化を図るため、現行の障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。



※障害者自立支援法と児童福祉法にまたがっていた根拠法令が、児童福祉法に原則一本化されました。

子ども・成人が共通して利用する居宅サービス（ホームヘルプなど）や、障害児施設に入所していた18歳以上の方へのサービスなどは、障害者総合支援法に基づくサービスを利用いただくこととなります。

※通所サービスの実施主体が県（児童相談所）から市町村に移管されました（入所サービスは引続き県）。

(2) サービスの内容

●居宅サービス

種類	支援内容
(1) 居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
(2) 行動援護	障害児が行動する際に生じる危険を回避するために必要時における移動中の介護等を行います。
(3) 同行援護	視覚障害により、移動が困難な障害児に対して、移動に必要な情報の提供（代読、代筆含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
(4) 短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

4 障害児支援について

●通所サービス

種類	支援内容
(1) 児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
(2) 放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います。
(3) 保育所等訪問支援	障害児が通う保育所や幼稚園等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して、集団生活の適応支援を行います。
(4) 居宅訪問型児童発達支援	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

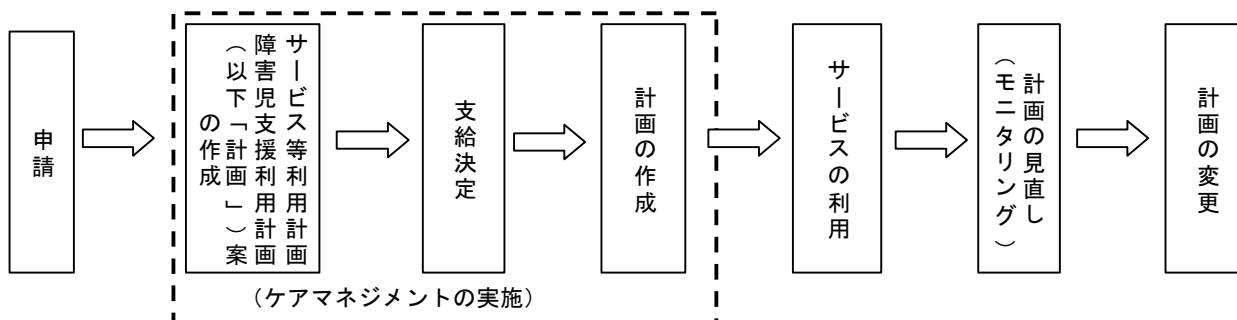
●入所サービス

種類	支援内容
(1) 福祉型障害児入所支援	障害の特性に応じて、入所により、保護、日常生活の指導、知識・技能の付与を行います。
(2) 医療型障害児入所支援	障害の特性に応じて、入所により、保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識・技能の付与及び治療を行います。

●相談支援

種類	支援内容
居宅サービスの利用 計画相談支援	ホームヘルプなどの居宅サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた「サービス等利用計画」を作成します。 また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。
通所サービスの利用 障害児相談支援	児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた「障害児支援利用計画」を作成します。 また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。
その他 市町村による相談支援	障害のあるこどもの家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行います。

【計画とサービス利用の流れ】



※入所サービスの利用については、児童相談所において専門的な判断を行うため、「計画」作成は行いません。

→次ページ「(3)サービスの利用方法について」参照。

4 障害児支援について

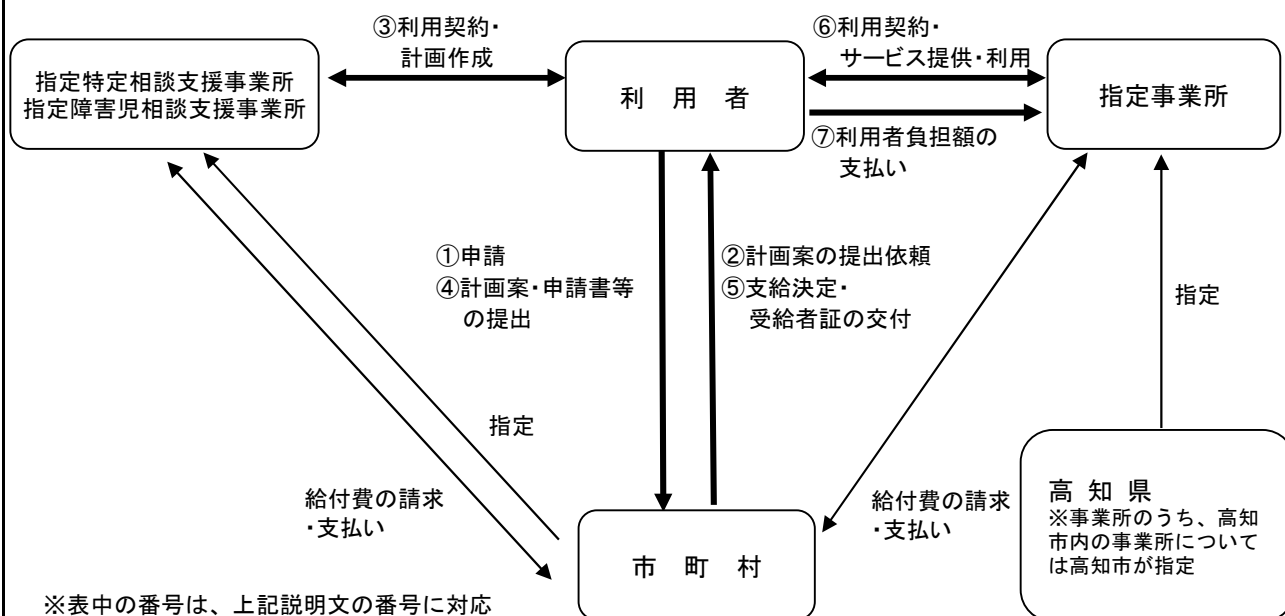
(3) サービスの利用方法について

●居宅サービス・通所サービスを利用するには

- ① 市町村へサービス利用の支給申請をしてください。

【申請に必要なもの】（※）手帳をお持ちの方は療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳、支給申請書
※児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められたこどもについては、療育手帳等の有無を問わず、サービスの対象となります。

- ② 市町村から文書でサービス等利用計画案（通所サービスの場合は障害児支援利用計画案）の提出依頼があります。
③ 指定特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所）と契約して、サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）を作成してください。
④ 市町村に、③の計画案と、計画相談支援（障害児相談支援）給付費申請書、計画相談支援（障害児相談支援）依頼届出書を提出してください。
⑤ 市町村において計画案等を勘案し、サービスの利用が必要と判断した場合は支給決定のうえ、受給者証をお渡しします。
⑥ 受給者証を受取ったら、指定事業所とサービス利用の契約を結びサービスを利用します。
⑦ サービスを利用したら、受給者証に記載されている利用者負担上限月額に達するまで、1割の利用者負担分を指定事業所に支払っていただくことになります。



●入所サービスを利用するには

- ① 児童相談所へサービス利用の支給申請をしてください。

【申請に必要なもの】（※）手帳をお持ちの方は療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳、支給申請書
※児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められたこどもについては、療育手帳等の有無を問わず、サービスの対象となります。

- ② 児童相談所において必要と判断した場合は支給決定し、受給者証をお渡しします。
③ 受給者証を受取ったら、指定事業所とサービスの利用契約を結びサービスを利用します。
④ サービスを利用したら、受給者証に記載されている利用者負担上限月額に達するまで、1割の利用者負担分を指定事業所に支払っていただくことになります。

(4) 利用者負担について

→24ページ（「2 障害者総合支援法について」の「(4) 利用者負担について」）を参照。

※なお、障害児通所支援を利用している児童と同一世帯に、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設に通う、特例保育又は家庭的保育事業等による保育を受ける又は障害児通所支援を利用する児童がいる場合で、障害児通所支援を利用する児童が第2子以降であれば、保育所の費用負担と同様の軽減措置が設けられています。（H26.4～実施 / H28.4～対象者拡大）

4 障害児支援について

(5) 療育相談・指導・診療等について

① 療育指導事業（福祉保健所）

小児慢性特定疾病児童等やその家族に対する療育指導を福祉保健所で実施しています。
専門医師の相談の他、教育相談、口腔ケアなど多方面での相談支援を行っています。
また、福祉保健所を利用することが困難な場合には、専門医師等と保育所や家庭に訪問も行います。

② 発達相談（福祉保健所（安芸を除く））

心身の発達に心配のある児童とその保護者に対する発達専門相談を実施し、小児科医等、専門家による相談や助言等を行っています。（※安芸福祉保健所は除く）

③ 療育相談（中央児童相談所・幡多児童相談所）

中央児童相談所及び幡多児童相談所では、18歳未満の児童に関する心身の発達の障害や療育に関する様々な相談や、児童福祉施設への入所についての相談に応じます。

④ 診療等（療育福祉センター）

療育福祉センターは、医療機関として整形外科、精神科、小児科、耳鼻いんこう科及び歯科（唇裂・口蓋裂の矯正歯科に限る。）の外來診療や各種リハビリテーション（理学療法・作業療法・言語聴覚療法）を行っています。

◎外來診療（障害のある方に下記の診療を行っています）

< 週 間 診 療 予 定 表 >

診療科目	曜日	月	火	水	木	金	備 考
小児科	午前	○	○	○	○	○	全科とも予約制。 予約時に日時はお問い合わせください。
	午後	○	○	○	○	○	
整形外科	午前	○	○		○	○	
	午後		○		○	○	
リハビリテーション科	午前	○	○	○	○	○	
	午後	○	○	○	○	○	
精神科	午前	○	○	○		○	
	午後	○	○	○		○	
耳鼻いんこう科	午前						
	午後			○			
唇裂・口蓋裂矯正歯科	午前				○		
	午後				(※)		

※ 奇数月の第2木曜日、偶数月の第4木曜日

⑤ 地域生活の相談（市町村）

地域で生活する障害児の身近な相談窓口として市町村役場があり、各種サービス等の申請窓口となっていますのでご相談ください。

主なサービスは次のとおりです。

- (ア) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付
- (イ) 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、児童扶養手当等の支給
- (ウ) 重度心身障害児・者医療費（福祉医療）の助成
- (エ) 育成医療の助成
- (オ) ホームヘルプサービス、ショートステイ等給付費の支給
- (カ) 児童発達支援、放課後等デイサービス等の障害児通所支援給付費の支給
- (キ) 補装具・日常生活用具の支給

問い合わせ先

福祉保健所
（9ページ参照）

小児慢性特定疾病児童等
自立支援員
（29ページ参照）

中央児童相談所
TEL：088-821-6700
幡多児童相談所
TEL：0880-37-3159

療育福祉センター
外來診療の予約
（初診）
TEL：088-843-6831
（再診）
TEL：088-844-5400

市町村役場
（10ページ参照）
※内容によっては窓口が
違う場合がありますので
最初にご確認ください。

4 障害児支援について

⑥ 障害児等療育支援事業

在宅の障害児者の地域における生活を支えるため、高知県の委託事業として県内の各施設や事業所で施設の専門職員や医師が次のサービスを提供しています。

（サービス利用は無料です）

（ア）訪問による療育指導

施設や事業所の専門職員が訪問により相談に応じたり、健康審査を実施します。

（イ）外来による専門的な療育相談、指導

施設や事業所において、障害に関する相談に応じています。

（ウ）保育所等への療育技術の指導

障害児保育を行う保育所等に対し障害児の療育等に関する技術の指導を行います。

（エ）医療的ケア児及びその家族に対する総合調整

専門的な研修を受けた職員が、医療的ケア児の個別支援計画の策定や、個別避難計画等の作成のサポート、支援の総合調整を行います。

問い合わせ先

高知県障害福祉課
TEL : 088-823-9663

（6）学校教育について

① 就学について（義務教育段階）

市町村教育委員会は、障害のある子どもの就学について、教育相談などの結果に基づいて、教育支援委員会等による専門家からの意見聴取を行い、保護者の意見を踏まえたうえで、適切な就学先について総合的に判断し、最終的な決定を行います。

障害のある子どもの就学先には、特別支援学校（次表参照）と小・中学校があります。

小・中学校では、通常の学級の他に特別支援学級を設置し、障害に応じた特別な指導を実施する場合があります。

市町村教育委員会又は
高知県教育委員会事務局
特別支援教育課
TEL : 088-821-4741

② 通級による指導について

小・中学校、高等学校では通常の学級で大部分の授業を受けながら、一部、障害に応じた指導として通級による指導を実施する場合があります。

特別支援学校は、各学校
又は高知県教育委員会事務局
特別支援教育課
TEL : 088-821-4741

③ 特別支援学校及び特別支援学級の就学奨励費の支給

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級に就学している児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し就学を奨励するために、その負担能力に応じて必要な経費の一部を助成します。

就学奨励費についてのお問い合わせは、右記のとおりです。

小・中学校の特別支援学級は、該当する学校又は
各市町村教育委員会

4 障害児支援について

特別支援学校一覧表

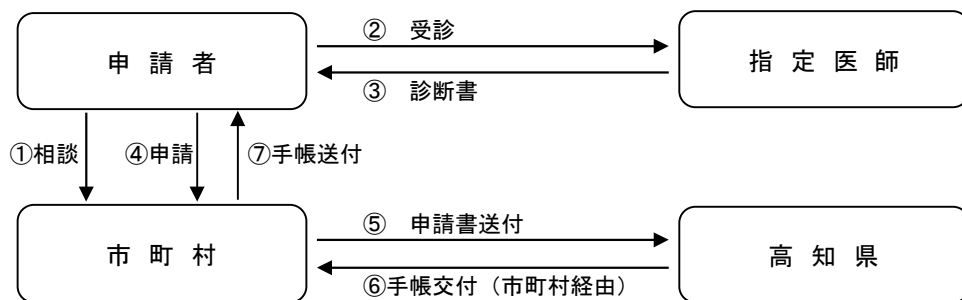
障害 種別	設置 者	学 校 名	所 在 地 (電 話 番 号)	設 置 学 部 (学 科)	備 考
視覚 障害	県	盲 学 校	〒780-0926 高知市大膳町6-32 (088-823-8721)	幼・小・中 高（普通科、保健医療科） 高専（医療科）	
聴覚 障害	県	高知ろう学校	〒780-0972 高知市中万々78 (088-823-1640)	幼・小・中 高（普通科、産業技術科） 高専（産業技術科）	
知的 障害	県	山田特別支援学校	〒782-0016 香美市土佐山田町山田1361 (0887-52-2195)	小 中 高（普通科）	
		田野分校	〒781-6410 安芸郡田野町1203-4 (0887-38-8850)	小 中 高（普通科）	
		日高特別支援学校	〒781-2151 高岡郡日高村下分60 (0889-24-5306)	小 中 高（普通科）	
		高知みかづき分校	〒780-0972 高知市中万々88 (088-823-2021)	高（普通科）	
		高知しんぼんまち分校	〒780-0062 高知市新本町2-13-51 (088-873-0088)	中 高（普通科）	
	市	高知市立高知特別支援学校	〒780-0945 高知市本宮町125 (088-843-0579)	小 中 高（普通科）	
	国	高知大学教育学部 附属特別支援学校	〒780-8072 高知市曙町2-5-3 (088-844-8450)	小 中 高（普通科）	
	私	特別支援学校 光の村土佐自然学園	〒781-1154 土佐市新居2829 (088-856-1069)	中 高（普通科） 専（普通科）	
肢体 不自由	県	中村特別支援学校	〒787-0010 四万十市古津賀3091 (0880-34-1511)	小 中 高（普通科）	
肢体 不自由	県	高知若草特別支援学校	〒781-0303 高知市春野町弘岡下2980-1 (088-894-5335)	小 中 高（普通科）	
		子鹿園分校	〒780-8081 高知市若草町10-26 (088-844-1837)	小 中 高（普通科）	施設併設
		土佐希望の家分校	〒783-0022 南国市小籠105 (088-863-3882)	小 中 高（普通科）	施設併設
病 弱	県	高知江の口特別支援学校	〒780-8031 高知市大原町120番地 5 (088-802-5577)	小 中 高（普通科）	
		高知大学医学部 附属病院分校	〒783-0043 南国市岡豊町小蓮 (088-866-8624)	小 中	病院内設置
肢体 不自由		国立高知病院分校	〒780-8077 高知市朝倉西町1-2-25 (088-843-1819)	小 中 高（普通科）	施設併設

5 手帳について

(1) 身体障害者手帳

内 容	身体障害者手帳は、身体に一定の障害がある人が、各種の福祉サービスを受けるため必要な手帳です。障害の種類と程度によって、1級から6級まで区分されています。
対 象 者	身体に永続的な一定の障害があり、その障害程度が身体障害者等級表（123～124ページ）に該当する人。
申 請 手 続 き	お住まいの市町村の福祉担当窓口にご相談の上で、申請に必要な書類をお受け取りください。 【必要書類】申請書、診断書、写真3枚（タテ4cm×ヨコ3cm）、マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類 ※申請の流れは下図参照
等 級 変 更 障 害 の 追 加	障害の程度が変わったときや、他の部位に障害を受けた場合は、再度、市町村の福祉担当窓口で手帳申請の手続きをしてください。 【必要書類】申請書、診断書、写真3枚（タテ4cm×ヨコ3cm）、マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類
紛 失 ・ 破 損	手帳を紛失したり、破損したときは再交付ができますので、市町村の福祉担当窓口申請をしてください。【必要書類】申請書、写真3枚（タテ4cm×ヨコ3cm）、マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類
居住地・氏名変更	引っ越しなどで住所が変わったときや、結婚等で氏名が変わったときは、必ず変更の手続きを市町村の福祉担当窓口で行ってください。
返 還	手帳の交付を受けた方がお亡くなりになったとき、身体状況が好転し身体障害者手帳の交付対象でなくなった場合は、必ず手帳を市町村の福祉担当窓口に戻還してください。

※手帳交付の流れ（高知市にお住まいの方の場合は、高知市が直接手帳を交付します。）

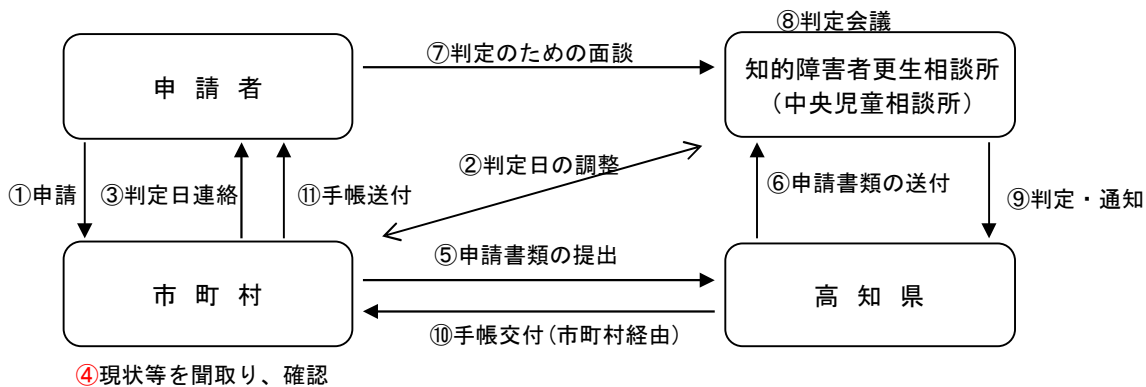


(2) 療育手帳

内 容	療育手帳は、知的障害のある方が各種の福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。障害の程度によって、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の4段階に区分されています。
対 象 者	療育手帳は、児童相談所（又は、知的障害者更生相談所）において、知的障害者であると判定された方に対して交付されます。
申 請 手 続 き	手帳の取得を希望される方は、市町村の福祉担当窓口にご相談ください。 【必要書類】申請書、写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm） ※申請の流れは次ページ参照
確 認 判 定	療育手帳では、障害程度の確認のために、確認判定の年月を定めています。手帳に記載しますので確認してください。確認判定の時期は、年齢により、19歳未満の方は、原則として2年～4年の期間、19歳以上の方は、原則不要となっています。再認定の手続きについては、市町村の窓口で行っています。 【必要書類】申請書、写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm）
紛 失 ・ 破 損	手帳を紛失したり、破損したときは再交付ができますので、市町村の福祉担当窓口申請をしてください。【必要書類】申請書、写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm）
居住地・氏名変更	引っ越しなどで住所が変わったときや、結婚等で氏名が変わったときは、必ず変更の手続きを市町村の福祉担当窓口で行ってください。また、保護者の方が変わられたときや、保護者の方の住所が変わったときも、手続きを行ってください。
返 還	手帳の交付を受けた方がお亡くなりになったときや、手帳の再交付を受けたときなどは、旧の手帳を必ず市町村の福祉担当窓口に戻還してください。

5 手帳について

※手帳交付の流れ

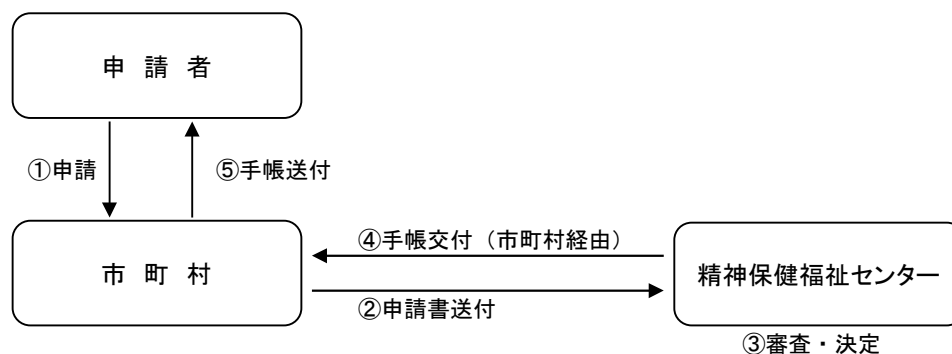


(3) 精神障害者保健福祉手帳

内 容	精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態にある方が、各種の福祉サービスを受けやすくするために創設されました。手帳は、障害の程度に応じて重度のものから、1級、2級、3級に区分されています。
対 象 者	精神障害のため、長期にわたり日常生活又は社会生活に制限のある方（知的障害を除く）
申 請 手 続 き	手帳の取得を希望される方は、市町村の精神保健福祉担当窓口にご相談ください。 【必要書類】申請書、診断書又は精神障害を支給事由とする年金証書の写し等、写真2枚（タテ4cm×ヨコ3cm）、マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類 ※申請の流れは下図参照
更 新 手 続 き	手帳の有効期限は2年間です。更新の申請は、有効期限の3か月前から1か月前までの間に行ってください。申請窓口は、居住地の市町村の精神保健福祉担当窓口です。必要な書類は、初めて申請されたときと同じです。
紛 失 ・ 破 損	再交付ができますので、市町村の精神保健福祉担当窓口に申請してください。 【必要書類】障害者手帳記載事項変更届・再交付申請書
居 住 地 ・ 氏 名 変 更	引っ越しなどで住所が変わったときや、結婚等で氏名が変わったときは、必ず変更の手続きを市町村の精神保健福祉担当窓口で行ってください。
返 還	手帳の交付を受けた方がお亡くなりになったときや、手帳の再交付を受けたときは、旧の手帳を必ず市町村の精神保健福祉担当窓口に戻還してください。

高次脳機能障害で精神障害のある方・発達障害の方は、精神障害者保健福祉手帳の交付の対象となります。

※手帳交付の流れ



(4) 障害者手帳のカバーの色やサイズについて

平成27年4月から県が交付する障害者手帳（身体・療育・精神）のカバーの色を水色に統一し、サイズも同じ大きさ（縦11cm、横8cm）にしました。また、高知市で交付されている身体障害者手帳も同様に切り替えることができます。

6 年金・手当などについて

(1) 年金

年金の障害程度の認定基準は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の認定基準とは異なります。

●障害基礎年金

【支給要件】

- ・20歳以上で、国民年金法に定める障害を有し、次のいずれかに該当する人
- ・20歳前から障害者となった人（本人所得制限あり）
- ・国民年金加入期間中に障害者になった人（加入期間の2/3以上の保険料納付期間（保険料免除期間を含む）があること）

【年金額】（令和6年4月現在）

- ・1級（年額）1,020,000円、2級（年額）816,000円
- ・昭和31年4月1日以前生まれの方
 - 1級（年額）1,017,125円、2級（年額）813,700円
 - ※子の加算額 2人目まで（1人につき）年額234,800円
 - 3人目以降（1人につき）年額 78,300円

●障害厚生年金

【支給要件】

厚生年金保険加入期間に初めて医師の診療を受けた傷病による障害を有している場合です。（ただし、障害基礎年金の支給要件を満たしていることが条件です。）

【年金額】（令和6年4月現在）

- ・1級 報酬比例の年金額×1.25＋配偶者の加給年金額（234,800円）
- ・2級 報酬比例の年金額＋配偶者の加給年金額（234,800円）
- ・3級 報酬比例の年金額（最低保証額） 612,000円
- 昭和31年4月1日以前生まれの方 610,300円
- ※1級及び2級と認定された人には、国民年金の障害基礎年金も併せて支払われます。

●障害手当金

【支給要件】

障害の程度が比較的軽く、障害厚生年金の対象としては該当しない場合でも、一定の基準以上の障害であれば手当の対象となることがあります。
ただし、配偶者や子がいても加算はありません。

●特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されました。

【支給要件】

- ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある人
- ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある人

【支給額】（令和6年4月現在）

- 1級相当に該当する人（月額）55,350円
- 2級相当に該当する人（月額）44,280円

(2) 手当

●特別障害者手当

著しい重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人に支給されます。

問い合わせ先

（手続き）
市町村役場
（10ページ参照）

（問い合わせ）
年金事務所
（14ページ参照）

申請に必要な書類

手当等の申請に必要な書類については、マイナンバーを利用した情報連携により、一部省略可能な書類もありますので、窓口にてご確認をお願いします。

6 年金・手当などについて

【障害程度】

- ・身体障害者手帳 1 級又は 2 級程度の障害が重複しており、条件を満たしている人
- ・特に重度の身体機能の障害があるため、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる人
- ・内部障害があり、安静度が絶対安静の人
- ・精神又は知的障害で日常生活能力の評価が極めて重度であると認められる人

【手当額】（月額）28,840円（令和 6 年 4 月現在）

【支給方法】 2 月、5 月、8 月、11 月の 4 回 口座振込

【支給の制限】

- ・障害者支援施設、特別養護老人ホームなどの施設に入所している場合
- ・病院・診療所に 3 か月を超えて入院している場合
- ・受給資格者又は配偶者もしくは扶養義務者に前年の所得が一定額以上ある場合

【申請に必要な書類】

- ・認定請求書 ・戸籍謄（抄）本 ・診断書（所定様式、重度の手帳所持者は診断書を省略できる場合があります。） ・所得状況届 ・銀行口座番号
 - ・マイナンバーの確認ができる書類 ・身元確認ができる書類
- ※手当は、認定になった場合、申請の翌月から支給されます。

●障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とする在宅の 20 歳未満の人に支給します。

【障害程度】

- ・身体障害者手帳 1 級程度の障害がある人及び 2 級程度の障害がある一部の人の人
- ・療育手帳 A 1（最重度）又は A 2（重度）の人のうち、条件を満たしている人
- ・精神の障害であって、上記と同程度以上と認められる人

【手当額】（月額）15,690円（令和 6 年 4 月現在）

【支給方法】 2 月、5 月、8 月、11 月の 4 回 口座振込

【支給の制限】

- ・児童福祉施設などに入所している場合
- ・障害を事由とする年金を受給している場合
- ・受給資格者又は配偶者もしくは扶養義務者に前年の所得が一定額以上ある場合

【申請に必要な書類】

- ・認定請求書 ・戸籍謄（抄）本 ・診断書（所定様式、重度の手帳所持者は診断書を省略できる場合があります。） ・所得状況届 ・銀行口座番号
 - ・マイナンバーの確認ができる書類 ・身元確認ができる書類
- ※手当は、認定になった場合、申請の翌月から支給されます。

●特別児童扶養手当

障害のある 20 歳未満の児童を自宅で養育している保護者に支給します。

【障害程度】

- ・身体障害者手帳 1 ～ 3 級程度の障害がある人または 4 級程度の障害がある一部の人の人
 - ・療育手帳 A 1（最重度）、A 2（重度）の障害がある人
 - ・精神の障害（発達障害を含む。）であって、上記と同程度以上と認められる程度の人
- ※療育手帳 B 1（中度）、B 2（軽度）の人でも精神の障害（発達障害を含む。）がある場合は対象となることがあります。

【手当額】（令和 6 年 4 月現在）（月額） 1 級 55,350円 2 級 36,860円

【支給方法】 4 月、8 月、11 月の 3 回 口座振込

【支給の制限】

- ・施設等に入所している場合
- ・受給資格者又は配偶者もしくは扶養義務者に前年の所得が一定額以上ある場合

【申請に必要な書類】

- ・認定請求書 ・戸籍謄（抄）本 ・特別児童扶養手当振込先口座申出書
- ・診断書（身体障害者手帳 1 級からおおむね 3 級（内部障害及び視野狭窄を除く。）

問い合わせ先

（手続き）
市町村役場
（10 ページ参照）

（手続き）
市町村役場
（10 ページ参照）

（問い合わせ）
高知県障害福祉課
TEL：088-823-9663

6 年金・手当などについて

- または療育手帳A1、A2を所持している場合は診断書を省略することができます。
ただし、交付後1年以内のものに限ります。）
- ・マイナンバーの確認ができる書類
 - ・身元確認ができる書類

●高知県重度心身障害児療育手当

障害のある18歳未満の児童を自宅で養育している保護者に支給します。

【障害程度】

- ・特別児童扶養手当の1級相当の障害がある人

【手当額】（月額）7,300円（令和6年4月現在）

【支給方法】 3月、7月、11月の3回 口座振込

【支給の制限】

- ・障害児福祉手当の受給資格者
- ・児童福祉施設などに入所している場合

※所得による制限はありません。

【申請に必要な書類】

- ・申請書
- ・預金通帳
- ・福祉事務所（市にお住まいの人）または福祉保健所（町村にお住まいの人）の発行する障害児福祉手当不支給証明書
- ・障害の状態がわかるもの（療育手帳または身体障害者手帳の写し）

※手当は、認定になった場合、市町村が申請を受け付けた翌月から支給されます。

●児童扶養手当

以下に定める18歳未満※の児童と生活している父又は母などに支給します。

- ・父母が離婚した児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母の身体又は精神に重い障害のある児童
- ・父又は母の生死が明らかでない児童
- など

※重い障害のある児童の場合は、支給期間が20歳まで延長される場合があります。

【手当額】（令和6年4月現在）

- ・児童1人の場合（月額）45,500円
（一部支給制限者 10,740円～45,490円）

【支給方法】 1月、3月、5月、7月、9月、11月の6回 口座振込

【支給の制限】

- ・施設等に入所している場合
- ・公的年金を受給している場合
- ・児童を養育している父又は母、もしくは養育者又は同居している扶養義務者の前年度の所得が一定額以上ある場合

【申請に必要な書類】

- ・認定請求書
- ・戸籍謄（抄）本
- ・マイナンバーの確認ができる書類
- ・身元確認ができる書類

《父又は母に重い障害のある場合》

- ・障害状態がわかる診断書（障害の状態により、診断書の省略ができる場合があります。）

《支給期間を延長する場合》

- ・児童の障害状態がわかる診断書（障害の状態により、診断書の省略ができる場合があります。）

問い合わせ先

（手続き）
市町村役場
（10ページ参照）

（問い合わせ）
高知県障害福祉課
TEL：088-823-9663

（手続き）
市町村役場
（10ページ参照）

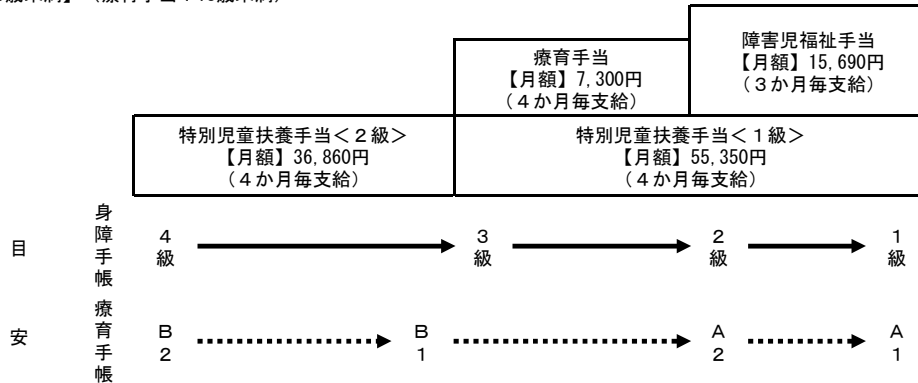
（問い合わせ）
高知県子ども家庭課
TEL：088-823-9654

6 年金・手当などについて

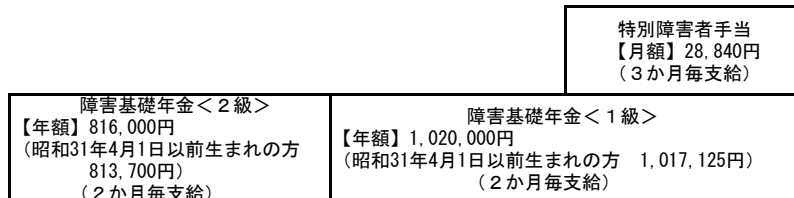
●各種手当相関図

※この相関図は目安であり、異なる場合があります。詳細は市町村窓口にお問い合わせください。

【20歳未満】（療育手当：18歳未満）



【20歳以上】



●年金・各種手当供給一覧

	①障基	②児扶	③特児	④特障	⑤障児	⑥療育
①障害基礎年金	○	○	×	○	×	×
②児童扶養手当	○	○	○	—	○	○
③特別児童扶養手当	×	○	—	—	○	○
④特別障害者手当	○	—	—	—	—	—
⑤障害児福祉手当	×	○	○	—	×	×
⑥療育手当	×	○	○	—	×	×

「○」：併給できる、「×」：併給できない、「—」：年齢等により併給できない

（3）産科医療補償制度（令和6年4月現在）

●制度の概要

分娩に関連して発症した重度脳性まひのお子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的としています。

◆補償

補償金は、一時金と分割金をあわせ総額3,000万円が支払われます。

◆原因分析・再発防止

- ・医学的観点から原因分析を行い、報告書を保護者と分娩機関へ送付します。
- ・原因分析された複数の事例をもとに再発防止に関する報告書を作成し、分娩機関や関係学会、行政機関等に提供します。

●補償対象（お子様の誕生日によって、補償対象の範囲が異なります）

○平成27年1月1日から令和3年12月31日までに出生した場合と令和4年1月1日以降に出生した場合で、在胎週数や出生体重の基準、および在胎週数28週以上の「所定の要件」が異なります。

問い合わせ先

（問い合わせ）
産科医療補償制度専用
コールセンター
TEL:0120-330-637
受付時間 9:00～17:00
(土日祝日・年末年始除く)

6 年金・手当などについて

◆平成27年1月1日から令和3年12月31日までに出生したお子様。

次の基準をすべて満たす場合、補償の対象となります。

1. 在胎週数32週以上で出生体重1,400g以上、または在胎週数28週以上で所定の要件
2. 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ
3. 身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ

◆令和4年1月1日以降に出生したお子様。

次の基準をすべて満たす場合、補償の対象となります。

1. 在胎週数28週以上
2. 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ
3. 身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ

●申請期間

申請できる期間は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。

（例）令和2年1月1日生まれのお子様は、令和7年1月1日が申請期限となります。

※ただし、極めて重症であって、医師が診断可能と判断する場合は、生後6ヶ月から申請可能です。

●その他

- ・生後6ヶ月未満で亡くなった場合は、補償の対象となりません。
- ・先天性や新生児期の要因に該当する疾患等が重度の運動障害の主な原因であることが明らかでない場合は、補償の対象となります。
- ・補償対象の認定は、制度専用の診断書および診断基準によって行います。身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

（４）心身障害者扶養共済制度

●制度の概要

この制度は、障害のある人の保護者の連帯と相互扶助の精神に基づき、障害のある人の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、保護者が抱く不安の軽減を図る目的で生まれました。

保護者が生存中に一定額の掛金を納めることにより、その保護者に万一（死亡又は重度障害）のことがあったとき、障害のある人に終身にわたって一定額の年金を支給する制度です。

●加入資格

【加入できる人（保護者）】

障害児（者）の保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹等）であって、次の要件を満たしている方。ただし、加入限度は、障害児（者）1人につき2口までです。

- ① 県内に住んでいること
- ② 年齢が65歳未満であること（4月1日現在の年齢を適用します）
- ③ 病気や障害がなく、生命保険に加入できる程度の健康状態であること

【障害児（者）とは】

将来、自立生活することが困難と認められ、かつ、次のいずれかに該当している人。

- ① 身体障害児（者）（身体障害者手帳（1級～3級）を持っている人）
- ② 知的障害児（者）
- ③ 精神又は身体に上記①②と同程度の障害を有する人（手帳等を有していない場合は、医師の診断書により上記①②と同程度と認められる障害であること。）

問い合わせ先

（手続き）

市町村役場

（10ページ参照）

（問い合わせ）

高知県障害福祉課

TEL：088-823-9634

6 年金・手当などについて

●掛金（月額）

掛金の額（月額）は、次のとおりです（2口加入の人は、1口目の掛金と2口目の掛金の合計額となります）。

加入時の年齢区分	平成20年3月31日以前に 加入された方		平成20年4月1日以降に 加入された方	
	1口目	2口目	1口目	2口目
35歳未満	2,800円	2,800円	4,650円	4,650円
35歳以上40歳未満	3,450円	3,450円	5,700円	5,700円
40歳以上45歳未満	4,350円	4,350円	7,150円	7,150円
45歳以上50歳未満	4,350円	5,300円	7,150円	8,650円
50歳以上55歳未満	4,640円	5,800円	7,520円	9,400円
55歳以上60歳未満	5,120円	6,400円	8,280円	10,350円
60歳以上65歳未満	5,800円	7,250円	9,320円	11,650円

【掛金の減額】

次のような人は、申請により掛金を減額することができます。

- ① 生活保護世帯に属する人
- ② 市町村民税非課税世帯に属する人
- ③ 市町村民税均等割世帯に属する人

【掛金の免除】

20年以上継続加入し、かつ年齢が65歳以上に達している人※は、掛金が免除されます。

（ただし、昭和61年3月31日以前に45歳未満で加入した人は、1口目については25年以上継続加入しており、かつ年齢が65歳以上に達している人※）

※4月1日時点で満65歳である年度の加入応当日の前日までの期間

【支給月額及び支給方法】

加入者が亡くなったとき又は重度障害者となったときは、その月から毎月、障害児（者）本人、又は年金管理者に支給されます。（口座振込）

- ・1口加入している場合（月額）20,000円
- ・2口加入している場合（月額）40,000円

【弔慰金】

対象障害児（者）が亡くなったときは、弔慰金として、加入期間に応じて、1口につき50,000円～250,000円が支給されます。（加入期間1年以上）

【脱退一時金】

加入者が脱退、又は口数の減少を申し出た場合は、加入者に脱退一時金として、加入期間に応じて、1口につき75,000円～250,000円が支給されます。（加入期間5年以上）

【申請手続】

加入に必要な書類は次のとおりです。（加入申し込みの窓口は、保護者の住んでいる市町村役場です。） ※申し込みの際には、印鑑をご持参ください。

- ・加入申込書
- ・申込者告知書（保護者の健康状態を調査する書類）
- ・障害証明書（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し）
- ・保護者と対象障害児（者）の住民票
- ・必要に応じて掛金減額申請書、年金管理者指定届（年金管理者の住民票を添付）

【その他】

扶養共済制度に係る掛金は、所得控除（小規模企業共済等掛金控除）が受けられます。また、弔慰金や障害児（者）の受け取る年金は、所得税及び地方税ともに非課税です。

（5）生活福祉資金の貸し付け

低所得世帯や障害者世帯又は高齢者世帯を対象に、必要な資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立や生活意欲を高め、安定した暮らしを支援するための制度です。

（貸付条件一覧は、次ページです。）

問い合わせ先

各市町村社会福祉協議会
（12ページ参照）

生活福祉資金貸付条件一覧

1. 生活福祉資金

(※制度の改正等により、内容が変わる場合があります。)

資 金 の 種 類		貸付限度額・目安額（単位:円）	据置期間	償還期間	金利	連帯保証人	
総合支援資金	生活支援費 （生活再建までの間に必要な生活費）	月20万円以内(単身世帯:月15万円以内)で、申込者の過去の世帯収入額及び諸事情をお聞きしたうえ個別に算定 ＜貸付期間は原則3ヶ月(最長12ヶ月)＞	最終貸付日から6か月以内	据置期間経過後 10年以内	* 連帯保証人を立てる場合は無利子 * 連帯保証人を立てない場合は年1. 5%	原則連帯保証人が必要。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。	
	住宅入居費 (敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用)	40万円以内	貸付の日(生活支援費とあわせて貸付けている場合には、生活支援費の最終貸付日)から6か月以内				
	一時生活再建費 (生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難であるもの) (例)就職支度費、技能習得費、家賃の安い住宅への転居費用など生活再建に必要な経費	60万円以内					
	貸付対象	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯であって、次のいずれの条件にも該当する世帯 ①低所得世帯であって、失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。 ②借入申込者の本人確認が可能であること。 ③現に住居を有していること又は生活困窮者自立支援法第2条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金の支給の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること。 ④実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることと、償還を見込めること。 ⑤失業等給付、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと。					
福祉資金	福祉費	生業を営むために必要な経費	460万円	貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6か月以内	据置期間経過後 20年以内	* 連帯保証人を立てる場合は無利子 * 連帯保証人を立てない場合は年1. 5%	原則連帯保証人を立てるものとする。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 *ただし、技能習得については教育支援費に同じ
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 【6か月程度】130万円 【1年程度】 220万円 【2年程度】 400万円 【3年以内】 580万円		据置期間経過後 8年以内		
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円		据置期間経過後 7年以内		
		福祉用具等の購入に必要な経費	170万円		据置期間経過後 8年以内		
		障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円		据置期間経過後 8年以内		
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円		据置期間経過後 10年以内		
		負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは170万円 (1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円)		据置期間経過後 5年以内		
		介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 (1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円)		据置期間経過後 5年以内		
		災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	150万円		据置期間経過後 7年以内		
		冠婚葬祭に必要な経費	50万円		据置期間経過後 3年以内		
		住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円		据置期間経過後 3年以内		
		就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円		据置期間経過後 3年以内		
		その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円		据置期間経過後 3年以内		
	緊急小口資金 (緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用)		10万円以内	貸付の日から2か月以内	据置期間経過後 12か月以内	無利子	連帯保証人を必要としない
教育支援資金	教育支援費	【高等学校】 月額35,000円以内 【高等専門学校】 月額60,000円以内 【短期大学】 月額60,000円以内 【大学】 月額65,000円以内	卒業後6か月以内	据置期間経過後 20年以内	無利子	生計中心者が連帯債務を負担する連帯借受人として加わらなければならない。 この場合は原則として連帯保証人は必要としない	
	就学支度費	50万円以内					
不動産担保型生活資金		不動産の評価額に基づき貸付限度額が決定する。(土地の評価額の70%程度)	契約の終了後3か月以内	据置期間終了時	年3%又は銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率	推定相続人の中から1名連帯保証人を立てる	
要保護世帯向け不動産担保型生活資金						連帯保証人を必要としない	

7 医療について

（１）重度心身障害児・者医療費（福祉医療）の助成

県内にお住まいで、国民健康保険等の医療保険に加入しており、障害の程度が次に該当する重度心身障害のある人は、医療費にかかる保険給付（国民健康保険・健康保険等）の自己負担分について、市町村が助成を行います。

ただし、65歳以上で平成15年10月1日以後、新たに重度障害者の認定を受けた人は、対象となりません。（市町村民税非課税世帯の人を除く）

●対象者

- ・身体障害者手帳 1級または2級の人
- ・療育手帳 A1（最重度）またはA2（重度）の人
- ・身体障害者手帳3級または4級を所持し、療育手帳B1（中度）の知的障害と認定された18歳未満の合併障害の人

●制度の利用方法

- ① お住まいの市町村役場で、障害医療費受給者証（高齢障害者医療費受給者証）の交付を受けてください。（身体障害者手帳または療育手帳、健康保険証、印鑑、マイナンバーの確認ができる書類が必要です。）
- ② 医療機関で受診する際に、健康保険証と受給者証を窓口に提示してください。
 - （※1）入院時の食事療養費は助成の対象となりません。
 - （※2）国民健康保険等の医療保険に加入していない人は、この制度は適用されません。
 - （※3）市町村によって対象要件を広げている場合もあります。詳しくは各市町村役場にお問い合わせください。

（２）高齢者の医療の確保に関する法律による医療の給付（後期高齢者医療）

65歳以上75歳未満の方で一定以上の障害（下表参照）がある方は、申請により後期高齢者医療制度の被保険者となり、後期高齢者医療の給付の対象となります。

なお、申請はいつでも撤回することができ、撤回した後で再度申請することもできます。

（75歳以上の人は、障害の有無に関わらず、後期高齢者医療制度の被保険者となります。）

●制度の利用方法

対象者となるには、お住まいの市町村で申請手続きを行ってください。

●65歳から対象となる障害程度

※高齢者の医療の確保に関する法律施行令の障害状況表に準じます。

障害区分	障害程度	障害区分	障害程度	障害区分	障害程度
視 覚	3級以上	免疫機能	3級以上	肢体（体幹）	3級以上
聴 覚	3級以上	内 部	3級以上	知 的	A1・A2
平衡機能	3級	肢体（上肢）	3級以上		
音声・言語機能	4級以上	肢体（下肢）	3級以上	精 神	1・2級
そしゃく機能	3級		4級の一部		

（３）更生医療の支給（自立支援医療）

身体障害者手帳の交付を受けた方が、日常生活や社会生活を容易にするため、障害を軽減したり、機能回復させたりするための医療を、指定医療機関（52・53ページ参照）で受けることができます。

●自己負担額

自己負担額は、原則として医療費の1割となりますが、世帯の所得水準等に応じて、ひと月当たりの負担上限額が設けられています。（51ページ参照）

※入院時の食事療養費及び生活療養費（いずれも標準負担額相当）については、原則自己負担となります。

問い合わせ先

市町村役場
（10ページ参照）

市町村役場
（10ページ参照）

・更生医療（18歳以上）
市町村役場
（10ページ参照）

7 医療について

●申請手続き

お住まいの市町村の障害福祉担当窓口で申請手続きを行ってください。

【添付書類】医師の意見書、「世帯」の医療保険証の写し、所得や収入の分かる書類等、マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類

※「世帯」の範囲は、同一の医療保険に加入している家族になります。以下同じ。

●対象となる医療例

障 害	原因疾病例	給付内容例	期間
視 覚	白内障	水晶体摘出術＋眼内レンズ挿入術	入院・通院合計で概ね3か月
	網膜剥離	網膜剥離手術（光凝固術）	
	眼球摘出後の組織充填術や義眼包埋術		
聴 覚	感音性難聴	人工内耳埋め込み術	入院・通院合計で概ね3か月
	外耳性難聴	外耳道形成術	
	慢性中耳炎	鼓室形成術	
そしゃく言語機能	口蓋裂	歯科矯正形成術	1年
肢 体	・変形性関節症 ・慢性関節リウマチ ・骨壊死性疾患 ・代謝性疾患に基づく骨関節の変化 ・外傷性の骨関節の変化 ・骨関節の感染症後の変化	（まひに対して） 理学療法、作業療法、言語療法、装具療法 （関節拘縮・強直・変形） 関節固定手術、関節形成手術、骨切り術、人工関節置換術 （不良切断端） 義肢装着のための断端形成術、断端延長術	入院・通院合計で概ね3か月
小腸機能	小腸機能全廃	中心静脈栄養法	1年
心臓機能	心臓弁膜症	弁形成術、弁置換術	
	先天性心疾患	開心根治手術、欠損孔閉鎖術	
	洞不全症候群	ペースメーカー植え込み術	
	房室ブロック	ペースメーカー植え込み術	
	心筋梗塞、狭心症	冠動脈大動脈バイパス移植術	
じん臓機能	慢性腎不全	腎移植術	
		人工透析、腹膜透析、腎移植後の抗免疫療法	
免疫機能	H I V感染者	抗H I V療法、免疫調節療法	1年
肝臓機能	ウイルス性肝炎	肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法	

（４）育成医療の支給（自立支援医療）

県内にお住まいの18歳未満の方で、身体に障害があるか、そのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患の医療費を助成します。助成を受けられる医療機関は、全国の指定された医療機関です。（52・53ページ参照）

●自己負担額

自己負担額は、原則として医療費の1割となりますが、世帯の所得水準等に応じて、ひと月当たりの負担上限額が設けられています。（51ページ参照）

※入院時の食事療養費は、助成の対象になりません。

●申請手続き

対象児の被保険者の住所地の市町村で申請手続きを行ってください。

【添付書類】医師の意見書、「世帯」の医療保険証の写し、所得や収入の分かる書類等、マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類

申請に必要な書類

手当等の申請に必要な書類については、マイナンバーを利用した情報連携により、一部省略可能な書類もありますので、窓口にてご確認をお願いします。

問い合わせ先

・育成医療（18歳未満）
市町村役場
（10ページ参照）

申請に必要な書類

手当等の申請に必要な書類については、マイナンバーを利用した情報連携により、一部省略可能な書類もありますので、窓口にてご確認をお願いします。

7 医療について

（５）精神通院医療の支給（自立支援医療）

精神疾患の治療のために医療機関に通院している人を対象に医療費を公費で負担します。

●対象者

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する人で、通院による精神治療を継続的に要する程度の病状にある人。

ただし、所得の高い一部の人は対象外となります。また、入院には使用できません。

●利用者負担

自己負担額は、原則として医療費の１割となりますが、世帯の所得水準等に応じて、ひと月当たりの負担上限額が設けられています。（51ページ参照）

●申請手続き等

申請書の提出先は、お住まいの市町村の精神保健福祉担当窓口になります。

【添付書類】診断書（医師の意見書（重度かつ継続に該当する場合）を含む）、

「世帯」の医療保険証の写し、所得や収入の分かる書類等、

マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類

認定されると、市町村を通じて「自立支援医療受給者証（精神通院）」と「自己負担上限額管理票」が交付されますので医療機関や薬局等の窓口に提示していただくことになります。

受給者証の有効期限は最長１年間です。更新の申請は、有効期限の３か月前から提出することができます。また、有効期限内の更新申請時の診断書（医師の意見書（重度かつ継続に該当する場合）を含む）の提出は、２回に１回は省略ができます。

ただし、制度を利用するには、通院する医療機関や薬局等が、県の指定した指定自立支援医療機関（54～56ページ参照）となっている必要があります。

（６）特定医療費（指定難病）の支給（27ページ参照）

（７）特定疾患治療研究事業（27ページ参照）

（８）小児慢性特定疾病医療費の支給（28ページ参照）

（９）重度心身障害児・者の歯科診療

障害のある人の歯科診療を行っています。歯についての日常的な健康相談、そしゃくや発音などの機能回復に関するご相談にも応じています。

※予約制（電話予約可）

実施機関名	住 所	電話番号	診 療 日 時
高知県歯科医師会 歯科保健センター	高知市丸ノ内１丁目7-45 総合あんしんセンター1F	088-824-7862 (歯科保健センター)	毎週土曜日 10:00～12:00 13:00～16:00 毎月第２木曜日 13:00～16:30 毎月第４木曜日 14:00～16:30 (年末年始、祝日を除く)
高知県歯科医師会 歯科保健センター 幡多分室	四万十市中村東町１丁目 1-27 四万十市立市民病院 西棟1F		月２回 日曜日 9:30～12:00 13:20～15:00

問い合わせ先

高知県障害保健支援課
TEL：088-823-9669

精神保健福祉センター
TEL：088-821-4966

市町村役場
精神保健福祉申請窓口

申請に必要な書類

手当等の申請に必要な書類については、マイナンバーを利用した情報連携により、一部省略可能な書類もありますので、窓口にてご確認をお願いします。

問い合わせ先

高知県歯科医師会
TEL：088-824-3400

7 医療について

(10) 長期高額疾病の自己負担限度額（医療保険・後期高齢者医療）について

長期にわたり継続して著しく高額な治療費が必要になる下記の特定疾病（長期高額疾病）については、高額療養費の自己負担限度額が10,000円になります。

（70歳未満の上位所得者とその被扶養者の人工透析に係る診療については、自己負担限度額が20,000円になります。）

<対象疾病>

- ・人工腎臓を実施している慢性腎不全
- ・血友病（血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第八因子障害または、先天性血液凝固第九因子障害に限る）
- ・抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る）

<制度の利用方法>

- ① 各保険者に申請し、特定疾病療養受療証の交付を受けてください。
- ② 病院や薬局等の医療機関を利用する際に、被保険者証と特定疾病療養受療証を窓口で提示してください。

(11) 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の利用者負担額について

自己負担額は、原則として医療費の1割負担となりますが、世帯の所得水準等に応じて一月当たりの負担上限額が設けられています。入院時の食事療養費及び生活療養費（いずれも標準負担額相当）については、原則自己負担となります。

一月当たりの負担上限額(R6. 4. 1現在)

生活保護世帯	市町村民税非課税世帯		市町村民税課税世帯		
	本人の年収が80万円以下の場合	本人の年収が80万円を超える場合	市町村民税所得割が33,000円未満の場合	市町村民税所得割が33,000円以上235,000円未満の場合	市町村民税所得割が235,000円以上の場合
0円	2,500円	5,000円	医療保険の自己負担限度額		対象外
			育成医療の場合（R9. 3. 31まで）		
			5,000円	10,000円	
			「重度かつ継続」に該当する場合（※）		
			5,000円	10,000円	20,000円 (R9. 3. 31まで)

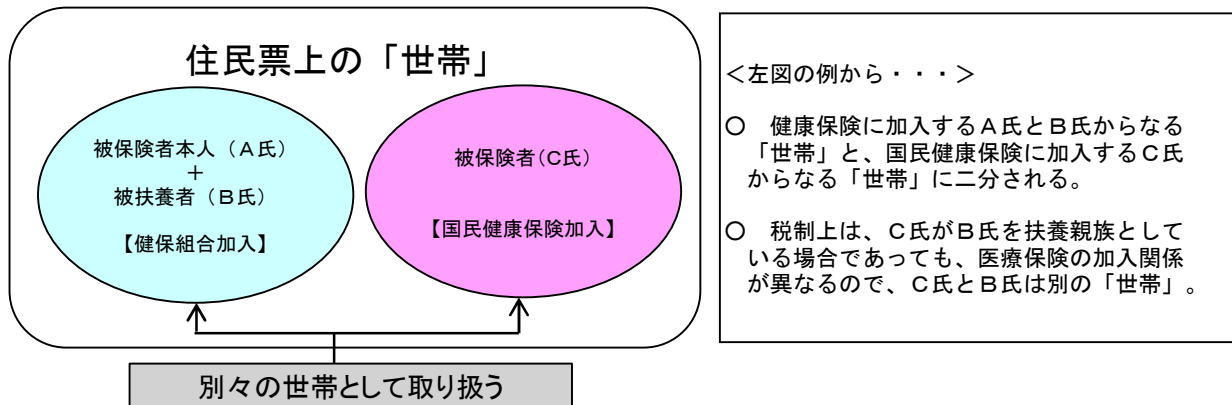
※平成22年度税制改正における年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止に伴う利用者負担額への影響については、できるだけ影響が生じないような対応がなされます。

（※）「重度かつ継続」の該当者

種 類	内 容
精神通院医療	統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）。また情動及び行動の障害、不安及び不穏状態で、精神医療に一定の経験を有する医師が継続的な通院医療が必要と判断した人
更生・育成医療	腎臓機能障害・小腸機能障害・免疫機能障害・肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）
精神通院・更生・育成医療	医療保険の多数該当の人（直近の1年間の高額療養費の支給が3回以上ある人）

負担上限額を判断するときの世帯の考え方

- ・「世帯」の単位については、同じ医療保険に加入している人になります。
- ・医療保険の加入関係が異なる場合には、税制における取扱いに関係なく、別の「世帯」として取り扱います。



指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）（令和6年4月1日現在）

医療機関の名称	所在地	電話番号	医療の種類	育成	更生
アズマ耳鼻咽喉科・アレルギー科	高知市上町2-2-16	088-825-0707	耳鼻咽喉科	○	○
いずみの病院	高知市薊野北町2-10-53	088-826-5511	じん臓	○	○
			整形外科	○	○
			心臓脈管外科	○	○
えびす歯科・矯正歯科クリニック	高知市西秦泉寺83-1	088-871-4618	歯科矯正	○	○
岡村病院	高知市入明町1-5	088-822-5155	心臓脈管外科		○
おかざき矯正歯科クリニック	高知市栄田町3-8-7 OSビル2F	088-824-6111	歯科矯正	○	○
おかだ歯科クリニック	高知市新本町2-19-2	088-875-5181	歯科矯正	○	○
快聖クリニック	高知市鴨部1085-1	088-850-0038	じん臓		○
かねこ矯正歯科	高知市上町1-8-13	088-854-8540	歯科矯正	○	○
きたむら心臓血管外科・内科	高知市薊野南町28-45	088-845-6711	心臓脈管外科	○	○
けやまクリニック	高知市知寄町1-1-27	088-883-0515	形成外科	○	○
高知西病院	高知市神田317-12	088-843-1501	じん臓		○
			整形外科		○
高知県立療育福祉センター	高知市若草町10-5	088-844-1921	整形外科	○	○
高知県・高知市病院企業団立 高知医療センター	高知市池2125-1	088-837-3000	耳鼻咽喉科	○	○
			心臓脈管外科	○	○
			眼科	○	○
			口腔	○	○
			じん臓	○	○
			免疫	○	○
			腎移植	○	○
			形成外科	○	○
高知整形・脳外科病院	高知市上町4-7-20	088-822-1285	整形外科	○	○
高知記念病院	高知市城見町4-13	088-883-4377	じん臓		○
高知赤十字病院	高知市秦南町1-4-63-11	088-822-1201	整形外科	○	○
			じん臓	○	○
			心臓脈管外科	○	○
			小腸	○	○
			耳鼻咽喉科	○	○
高知高須病院	高知市大津乙2705-1	088-878-3377	じん臓		○
国立病院機構 高知病院	高知市朝倉西町1-2-25	088-844-3111	じん臓	○	○
			整形外科	○	○
島津病院	高知市比島町4-6-22	088-823-2285	じん臓	○	○
島津クリニック比島	高知市比島町2-10-31	088-826-6230	じん臓	○	○
たかはし矯正歯科	高知市追手筋2-5-11 キャッスルカテーンハイツ2F	088-823-8841	歯科矯正	○	○
竹下病院	高知市与力町3-8	088-822-2371	じん臓	○	○
たにもと歯科・矯正歯科	高知市朝倉東町30-17 アパマンショップⅢ1F	088-844-1181	歯科矯正	○	○
近森病院	高知市大川筋1-1-16	088-822-5231	じん臓	○	○
			心臓脈管外科	○	○
			形成外科	○	○
図南病院	高知市知寄町1-5-15	088-882-3126	整形外科		○
畠中クリニック	高知市追手筋1-9-22	088-822-6105	整形外科	○	○
原脳神経外科	高知市中水道8-1	088-824-8181	脳神経外科	○	○
ひろせ矯正歯科	高知市堺町2-26	088-875-2212	歯科矯正	○	○
福田心臓・消化器内科	高知市東秦泉寺67-1	088-822-1122	心臓脈管外科		○

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）（令和6年4月1日現在）

医療機関の名称	所在地	電話番号	医療の種類	育成	更生
藤田クリニック	高知市旭町2-23-35	088-820-6001	じん臓		○
フレッククリニック	高知市高須新町4-3-20	088-885-5800	整形外科	○	○
細木病院	高知市大膳町37	088-822-7211	整形外科	○	○
			心臓脈管外科	○	○
山崎内科泌尿器科	高知市朝倉横町10-45	088-844-3688	じん臓	○	○
高知高須病院室戸クリニック	室戸市室津1番地	0887-24-2511	じん臓	○	○
高知県立あき総合病院	安芸市宝永町3-33	0887-34-3111	じん臓	○	○
			心臓脈管外科	○	○
高知高須病院附属安芸診療所	安芸市港町2-635	0887-34-3848	じん臓	○	○
高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮185-1	088-866-5811	じん臓	○	○
			心臓脈管外科	○	○
			整形外科	○	○
			脳神経外科	○	○
			眼科	○	○
			耳鼻咽喉科	○	○
			免疫	○	○
			口腔	○	○
			形成外科	○	○
			歯科矯正	○	○
			肝臓移植	○	○
北村病院	南国市東崎1336-3	088-864-2101	じん臓		○
JA高知病院	南国市明見字中野526-1	088-863-2181	じん臓	○	○
土佐市立土佐市民病院	土佐市高岡町甲1867	088-852-2151	心臓脈管外科		○
			じん臓		○
島津クリニック	須崎市西古市町3-15	0889-43-0003	じん臓		○
川村内科クリニック	宿毛市平田町戸内1256	0880-66-2911	じん臓		○
高知県立幡多けんみん病院	宿毛市山奈町芳奈3-1	0880-66-2222	整形外科	○	○
			じん臓	○	○
			心臓脈管外科	○	○
			肝臓移植	○	○
渭南病院	土佐清水市越前町6-1	0880-82-1151	じん臓		○
松谷病院	土佐清水市天神町14-18	0880-82-0001	じん臓		○
四万十市立市民病院	四万十市中村東町1-1-27	0880-34-2126	じん臓	○	○
幡多クリニック	四万十市右山天神町10-12	0880-34-6211	じん臓		○
野市中央病院	香南市野市町東野555-18	0887-55-1101	じん臓	○	○
もえぎクリニック	香南市赤岡町2066-3	0887-57-3050	じん臓	○	○
田野病院	安芸郡田野町1414-1	0887-38-7111	中枢神経	○	○
森木病院	吾川郡いの町3674番地	088-893-0014	腎臓		○
佐川町立高北国民健康保険病院	高岡郡佐川町甲1687	0889-22-1166	じん臓	○	○
くぼかわ病院	高岡郡四万十町見付902-1	0880-22-1111	じん臓		○

指定自立支援医療機関（精神通院医療）（病院）（令和6年5月1日現在）

医療機関の名称	所在地	電話番号
国吉病院	高知市上町1丁目3-4	088-875-0231
近森病院	高知市大川筋1丁目1番16号	088-822-5231
愛幸病院	高知市入明町14番2号	088-822-2739
高知赤十字病院	高知市秦南町1丁目4番63-11号	088-822-1201
土佐病院	高知市新本町2-10-24	088-822-3357
高知記念病院	高知市城見町4-13	088-883-4377
海辺の杜ホスピタル	高知市長浜251	088-841-2288
谷病院	高知市吸江120番地	088-882-4748
高知鏡川病院	高知市城山町270	088-833-4328
川村病院	高知市上町5丁目6番20号	088-823-7433
医療法人新松田会 愛宕病院	高知市愛宕町1丁目1番13号	088-823-3301
細木病院	高知市大膳町37番地	088-822-7211
三愛病院	高知市一宮西町1-7-25	088-845-5291
藤戸病院	高知市上町1丁目4-24	088-822-3440
高知脳神経外科病院	高知市朝倉戊767	088-840-3535
下司病院	高知市本町3丁目5番13号	088-823-3257
医療法人島本慈愛会 島本病院	高知市帯屋町2丁目6-3	088-873-6131
もみのき病院	高知市塚ノ原6番地1	088-840-2222
いずみの病院	高知市薊野北町2丁目10番53号	088-826-5511
医療法人杏林会 高知ハーモニーホスピタル	高知市南金田5番18号	088-883-4785
高知医療センター	高知市池2125番地1	088-837-3000
やまもと病院	室戸市羽根町乙1392	0887-26-1810
高知県立あき総合病院	安芸市宝永町3-33	0887-34-3111
南国病院	南国市大堀甲1479-3	088-864-3137
岡豊病院	南国市岡豊町小蓮689の1	088-866-2345
土佐希望の家 医療福祉センター	南国市小籠107番地	088-863-2131
J A 高知病院	南国市明見字中野526-1	088-863-2181
土佐市立土佐市民病院	土佐市高岡町甲1867	088-852-2151
一陽病院	須崎市赤崎町9番3号	0889-42-1798
須崎くろしお病院	須崎市緑町4番30号	0889-43-2121
渡川病院	四万十市具同字上永田2278-1	0880-37-2220
中村病院	四万十市中村小姓町75	0880-34-3177
木俵病院	四万十市中村一条通3-3-25	0880-34-1211
四万十市立市民病院	四万十市中村東町1丁目1番27号	0880-34-2126
渭南病院	土佐清水市越前町6番1号	0880-82-1151
松谷病院	土佐清水市天神町14番18号	0880-82-0001
聖ヶ丘病院	宿毛市押ノ川1196番地	0880-63-2146
高知県立幡多けんみん病院	宿毛市山奈町芳奈3番地1	0880-66-2222
野市中央病院	香南市野市町東野555-18	0887-55-1101
同仁病院	香美市土佐山田町百石町2丁目5-20	0887-53-3155
芸西病院	安芸郡芸西村和食甲4268	0887-33-3833

指定自立支援医療機関（精神通院医療）（病院）（令和6年5月1日現在）

医療機関の名称	所在地	電話番号
田野病院	安芸郡田野町1414-1	0887-38-7111
本山町立国保嶺北中央病院	長岡郡本山町本山620番地	0887-76-2450
早明浦病院	土佐郡土佐町田井1372番地	0887-82-0456
安部病院	吾川郡仁淀川町岩丸102番地	0889-34-2011
医療法人仁新会 石川記念病院	吾川郡いの町波川77番地	088-892-0641
清和病院	高岡郡佐川町乙1777	0889-22-0300
大西病院	高岡郡四万十町古市町6番12号	0880-22-1191
くぼかわ病院	高岡郡四万十町見付902-1	0880-22-1119
梶原町立国民健康保険梶原病院	高岡郡梶原町川西路2320-1番地	0889-65-1151
大月町国民健康保険大月病院	幡多郡大月町鉢土603番地	0880-73-1300
独立行政法人国立病院機構高知病院	高知市朝倉西町1丁目2番25号	088-844-3111
高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮185-1	088-866-5811
特定医療法人仁泉会 朝倉病院	高知市朝倉丙1653-12	088-844-2701
南国中央病院	南国市後免町3丁目1-27	088-864-0001
リハビリテーション病院すこやかな杜	高知市春野町芳原字北東原1316番地1	088-837-2345
だいいちリハビリテーション病院	高知市九反田2番14号	088-882-0811
佐川町立高北国民健康保険病院	高岡郡佐川町甲1687番地	0889-22-1166
医療法人次田会 足摺病院	土佐清水市旭町18-71	0880-82-1275
特定医療法人竹下会 竹下病院	高知市与力町3番8号	088-822-2371

指定自立支援医療機関（精神通院医療）（診療所）（令和6年5月1日現在）

医療機関の名称	所在地	電話番号
福井小児科・内科・循環器科	高知市愛宕町3丁目12-3	088-824-6556
内田脳神経外科	高知市塚ノ原37	088-843-1002
青木脳神経外科・形成外科	高知市高須新町1丁目6-26	088-885-3600
長尾神経クリニック	高知市棧橋通3丁目1-15	088-834-0002
山下脳神経外科	高知市南元町3-13	088-825-2060
三宮心療クリニック	高知市愛宕町3丁目11-27	088-824-3184
秋沢内科	高知市東雲町8番47号	088-882-3770
メディカルカウンセリングルーム いとうクリニック	高知市追手筋2丁目7番8号レジデンス大手前A503	088-820-7211
吉村神経内科リハビリクリニック	高知市百石町2丁目2番1号	088-832-6431
梅ノ辻クリニック	高知市梅ノ辻8番7号	088-833-4580
菜の花診療所	高知市追手筋1丁目9-22	088-825-1622
はまだ小児科	高知市棧橋通1丁目13-6	088-805-0855
原脳神経外科	高知市中水道8-1	088-824-8181
クリニックひろと	高知市長浜4823	088-841-2327
ながの内科クリニック	高知市新田町14番31号	088-837-1233
医療法人ケロケーロ こどもクリニックケロちゃん	高知市鵜来巢11-38-10	088-850-0415
医療法人マウナケアここからクリニック	高知市鵜来巢11番38-10号あさくらメディカルビル3F	088-850-7877
棧橋みどりクリニック	高知市百石町2丁目8-8	088-878-9310
医療法人奥田会 前田診療所	高知市高須3丁目2-43-14	088-855-3923

指定自立支援医療機関（精神通院医療）（診療所）（令和6年5月1日現在）

医療機関の名称	所在地	電話番号
はりまやばし診療所	高知市はりまや町1丁目7-7川村ビル2F	088-884-6767
高知県立療育福祉センター	高知市若草町10番5号	088-844-5400
らくだクリニック	高知市南元町30番地	088-855-5770
新本町クリニック	高知市北金田11-22 ソフィアビル5F	088-856-7511
くすのせクリニック	高知市福井町811-1	088-872-2121
尾木医院	安芸市本町3丁目10-30	0887-34-3155
山本循環器内科・眼科	南国市駅前町3丁目1-41	088-864-2575
もりはた小児科	須崎市緑町90番地	0889-43-2211
まあるいこころクリニック	四万十市具同6775-1	0880-31-1556
田村内科クリニック	宿毛市宿毛字鷺洲5361-7	0880-63-1668
野根診療所	安芸郡東洋町大字野根丙1411-1	0887-28-1388
寿美医院	安芸郡東洋町甲浦542	0887-29-2824
大川村国保小松診療所	土佐郡大川村小松78-5	0887-84-2335
とんぼクリニック	吾川郡いの町205番地	088-879-0222
梶原町立松原診療所	高岡郡梶原町松原578番地	0889-66-0031
石川ヘルスクリニック	高岡郡四万十町榑山町7-23	0880-22-0002
さなだクリニック	高知市南はりまや町1丁目17番27号 はりまや館101	088-856-5522
つつい脳神経外科	安芸市本町2丁目2番1号	0887-34-0221
脳外科・内科高知東クリニック	南国市篠原161番地4	088-821-6600
医療法人祥星会 佐賀診療所	幡多郡黒潮町佐賀746番地1	0880-55-2037
さいわい町幸せクリニック	高知市幸町6-1	088-873-5503
上ノ加江クリニック	高岡郡中土佐町上ノ加江277-10	0889-40-2200
島崎クリニック	高知市棧橋通2丁目12番5号	088-802-8710
疋田内科	香南市野市町西野2636-6	0887-56-2002
高知中央クリニック	高知市杉井流14番15号	088-802-7007
高知こころクリニック	高知市一宮南町1丁目15-13マルナカ高知インター店2F	088-856-7489
医療法人仁泉会 朝倉さわやかクリニック	高知市朝倉丙350番地1	088-850-0070
医療法人くすのせ 駅前クリニック	高知市新本町1丁目14-3 メディパーク高知駅3階	088-826-1702
医療法人福森会 福森内科クリニック	高知市葛島2丁目3-21	088-884-3161
ひよこクリニック	高知市朝倉東町25-3ムーンハウス3階301	088-856-8630
やまと診療所高知	高知市吉田町2-8	088-873-6111
木田山薬堂診療所	高知市愛宕町3-7-6	088-873-7144

8 日常生活の支援について

(1) 相談支援事業

障害のある方の自立した生活を支え、一人ひとりの課題の解決や適切なサービス利用などの相談に応じ、サービスの利用についての計画の作成や地域生活への移行などの支援を行います。

- 障害者支援施設や精神科病院、矯正施設、保護施設等から地域生活への移行支援を希望する場合（地域相談支援）

地域生活へ移行するための支援、又は地域生活に移行後の支援を行います。

【対象者】 障害者支援施設や精神科病院、矯正施設、保護施設等から退所又は退院して地域生活への移行を希望する方

【サービスを提供する事業者】 指定一般相談支援事業者

種 類	サービスの内容
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院、矯正施設、保護施設等からの退所・退院を希望する方の意向、適性、障害の特性、環境や日常生活全般の状況を考慮して地域移行支援計画を作成し、面接や同行による支援を行います。 ・一人暮らしに向けた体験的な宿泊 ・障害福祉サービス事業所の体験的な利用 ・地域移行の準備のための外出への同行 など
地域定着支援	24時間の連絡体制を確保し、地域移行をされた方が障害の特性に起因して緊急の事態が生じた場合に、利用者の自宅へ訪問するなどにより支援を行います。

- 障害福祉サービス等の利用を希望する場合（計画相談支援）

障害のある方の自立した生活を支え、一人ひとりの課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントを行います。（サービス等利用計画の作成及びモニタリング）

【対象者】 障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者
障害福祉サービスを利用するすべての障害児

【サービスを提供する事業者】 指定特定相談支援事業者

種 類	サービスの内容
サービス利用支援	障害のある方の心身の状況や生活環境等を勘案し、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画の作成等を行います。 ・支給決定又は支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成 ・支給決定又は支給決定の変更後にサービス事業者等との連絡調整及び計画を作成
継続サービス利用支援	サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。

- 障害児の通所サービスの利用を希望する場合（障害児相談支援）

児童福祉法に基づく障害児通所サービスを利用する方一人ひとりの課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントを行います。

【対象者】 障害児通所支援を利用するすべての障害児

【サービスを提供する事業者】 指定障害児相談支援事業者

種 類	サービスの内容
障害児支援利用援助	障害のある方の心身の状況や生活環境等を勘案し、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮した障害児支援利用計画の作成等を行います。 ・支給決定又は支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成 ・支給決定又は支給決定の変更後にサービス事業者等との連絡調整及び計画を作成
継続障害児支援利用援助	障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の変更等を行います。

問い合わせ先

市町村役場
(10ページ参照)

指定相談支援事業所
(60ページ参照)

8 日常生活の支援について

(2) 施設や事業所の利用

家庭での生活が難しい場合や、自立を目指して専門の支援を受けたいとき、障害のために就労することが難しい場合などに施設や事業所を利用することができます。

年齢や障害の種類、目的などによりさまざまな施設や事業所がありますので、利用の相談については、市町村等にお問い合わせください。

●障害福祉サービス事業所・障害者支援施設の利用を希望する場合

※サービスの内容や対象者については、18ページを参照ください。

※【地域生活支援事業】は市町村によって実施状況が異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

	利用できるサービスや施設
自宅等での支援を希望する場合	居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護 自立生活援助
外出への支援を希望する場合	行動援護、同行援護 移動支援事業【地域生活支援事業】
一時的に夜間を含めて施設利用を希望する場合	短期入所（ショートステイ）
地域での住まいの場を希望する場合	共同生活援助（グループホーム） ※グループホーム利用者（市町村民税課税世帯を除く）に対して、利用者1人当たり月額1万円を上限とした家賃の助成があります 福祉ホーム事業【地域生活支援事業】
施設に入所して日中も夜間も含めた支援を希望する場合	施設入所支援
通所などにより日中活動の場の利用を希望する場合	生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型） 就労定着支援 日中一時支援事業【地域生活支援事業】 地域活動支援センター【地域生活支援事業】

●障害児支援の利用を希望する場合

※サービスの種類や内容については、33、34ページを参照ください。

	利用できるサービスや施設
自宅等での支援を希望する場合	居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護（15才以上） 居宅訪問型児童発達支援
外出への支援を希望する場合	行動援護、同行援護 移動支援事業【地域生活支援事業】
一時的に夜間を含めて施設利用を希望する場合	短期入所（ショートステイ）
通所などにより日中活動の場の利用を希望する場合	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 日中一時支援事業【地域生活支援事業】
施設に入所して日中も夜間も含めた支援を希望する場合	障害児入所支援（医療型・福祉型）

問い合わせ先

市町村役場
（10ページ参照）

市町村役場
（10ページ参照）

中央児童相談所
TEL：088-821-6700

幡多児童相談所
TEL：0880-37-3159

8 日常生活の支援について

(3) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病の対象となっている児童に対して次の日常生活用具を給付しています。

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器
体位変換器、車椅子（電動以外）、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト
紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、
ストーマ装具（消化器系）、ストーマ装具（尿路系）、人工鼻

※難病と重複する小児慢性特定疾病の児童については、障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業の対象となります。

(4) 高次脳機能障害者への相談支援

高次脳機能障害のある人やそのご家族のために、医療機関や就労支援機関などと連携して、就労や福祉サービスの利用に関する支援を行います。相談は無料です。

名 称	受 付 時 間	場 所
高知県高次脳機能障害支援拠点センター 青い空	月曜日から金曜日 8:30～17:00 (土曜日・日曜日・祝日及び12月29日から1月3日までは休みです。)	高知市廿代町2-22 近森リハビリテーション病院内

●高次脳機能障害とは

交通事故や脳卒中などで脳が損傷されると、記憶能力の障害、集中力や考える力の障害、行動の障害、言葉の障害が生じることがあります。こうした障害を「高次脳機能障害」といい、外からは分かりにくい「見えない障害」とも呼ばれています。

●高次脳機能障害の主な症状

交通事故や脳卒中などの後で、次のような症状があり、それが原因となって、対人関係に問題があったり、生活への適応が難しくなっている場合、高次脳機能障害が疑われます。

記憶障害	物の置き場所を忘れたり、新しい出来事を覚えていられなくなる。そのために何度も同じことを繰り返したり質問したりする。
注意障害	ぼんやりして、何かをしようとミスばかりする。2つのことを同時にしようとすると混乱する。
遂行機能障害	自分で計画を立てて物事を実行することができない。いきあたりばったりの行動をする。
病識欠如	自分の障害に対する認識がうまくできない。障害がないかのようにふるまったり、言ったりする。

●高次脳機能障害の原因

最も多いのは、脳血管障害（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血など）です。脳の血管が詰まったり、出血を起こすことで、脳の機能を損なうものです。

次いで多いのは、外傷性脳損傷（脳外傷、頭部外傷）です。交通事故や転落事故などの際に頭に強い衝撃が加わることで、脳が傷ついたり（脳挫傷）、脳の神経線維が傷ついたり（びまん性軸索損傷）するものです。

その他の原因としては、脳炎や低酸素脳症などがあります。

●障害者手帳の取得

高次脳機能障害によって日常生活や社会生活に制約があると診断されれば「器質性精神障害」として、精神障害者保健福祉手帳の申請対象になります。

精神障害者保健福祉手帳については、40ページをご覧ください。

問い合わせ先

市町村役場
(10ページ参照)

高知県健康対策課
TEL : 088-823-9678

NPO法人脳損傷友の会
高知 青い空
TEL : 090-6535-6370

高知県障害保健支援課
TEL : 088-823-9669

◎指定障害福祉サービス事業所等一覧

- 平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」では、障害者の範囲に「難病等」の方々が加わり、対象となる方々（※1）は、身体障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等（※2）の受給が可能となりました。
- ※1 対象疾患については、30～32ページをご参照ください。
- ※2 障害福祉サービス等：障害児・者については、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業。
障害児については、障害児通所支援及び障害児入所支援。

・60～78ページの表の主たる対象欄には「難病等」の記載はありませんが、難病等の方々が障害福祉サービス等の利用を希望される方は、詳しい手続き方法などについて市町村の担当窓口（10ページ）までお問い合わせください。

指定相談支援事業所（令和6年5月1日現在）

NO	事業所			所		事業所の種類				主たる対象者			
	名 称	電話番号	F A X	所 在 地		一般		特 定	障害児	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児
						地域移行	地域定着						
1	高知市特定相談支援事業所「しゃきょう」	088-878-9070	088-878-9071	高知市	百石町3丁目1番30号 南部健康福祉センター内			○	○	●	●	●	●
2	指定相談支援事業所 てく・とこ・瀬戸	088-842-8105	088-841-2298	高知市	瀬戸東町3丁目109	○	○	○	○		●	●	●
3	特定相談支援事業所 広場そよかぜ	088-821-9958	088-837-1088	高知市	棧橋通2丁目7-3			○			●	●	
4	あじさい園障害児者相談支援事業所	088-894-2828	088-894-5555	高知市	春野町秋山2801-15			○	○	●	●	●	●
5	ライフ・サポート あおぞら	088-844-2852	088-844-2937	高知市	神田19-10	○	○	○	○	●	●	●	●
6	高知県立療育福祉センター	088-844-1931	088-844-4478	高知市	若草町10番5号			○	○				●
7	すずめ相談支援センター	088-883-6011	088-883-6024	高知市	丸池町1番1-15号	○	○	○	○	●	●	●	●
8	しごと・生活サポートセンターウェブ相談支援事業所	088-820-1221	088-820-1223	高知市	北本町1丁目8-7			○		●	●	●	●
9	指定相談支援事業所みどり	088-879-0282	088-879-0283	高知市	一ツ橋町一丁目159番1-102号			○				●	
10	特定相談支援事業所 涅槃の家	088-894-5100	088-894-5053	高知市	春野町弘岡下2454番地28			○			●		
11	東部障害者福祉センター「とも」	088-821-7037	088-885-3556	高知市	葛島4丁目3番3号			○	○		●		●
12	特定相談支援事業所 アドレス・高知	088-837-3366	088-837-3301	高知市	池2171番地5			○		●			
13	アシスタント高知 相談支援事業所	088-855-8720	088-855-8721	高知市	棧橋通3丁目29-4			○		●			
14	相談支援事業所 まあるい心	088-855-4141	088-855-4144	高知市	朝倉1785番地6			○		●	●	●	
15	高次脳機能障害相談所 青い空	088-803-4100	088-803-4420	高知市	塩屋崎町2-12-42			○		●		●	
16	相談支援事業所L i n k	088-802-5138	088-802-5139	高知市	梅ノ辻12番1号			○	○	●	●	●	●
17	相談支援センター もえぎ	088-803-4442	088-803-4750	高知市	春野町芳原737番地1			○	○	●	●	●	●
18	指定相談支援事業所 すずらん	088-855-9080	088-841-9330	高知市	横浜新町4丁目2205	○	○	○	○	●	●	●	●
19	相談支援事業所 ヒラソル	088-821-9212	088-821-9213	高知市	潮新町2丁目5-20			○	○	●	●	●	●
20	えだは	088-866-0240	088-866-0242	高知市	大津乙1024番地3			○	○	●	●	●	●
21	多機能型児童療育支援事業所 とともに	088-881-1738	088-881-1739	高知市	一宮中町3丁目27-3			○	○				●
22	指定相談支援事業所 ユウアンドアイ	088-881-5100	088-881-5101	高知市	棧橋通3丁目14-11 田中ビル2階	○	○	○	○	●	●	●	●
23	居宅こ結び	088-833-9030	088-881-3072	高知市	百石町4丁目11番地3号 2F			○	○	●	●	●	●
24	相談支援事業所フレンズ	088-855-8559	088-855-8372	高知市	高須新町4丁目2-27			○	○	●	●	●	●
25	Samradやまうさぎ	088-856-6540	088-854-7882	高知市	福井扇町13-9			○	○	●	●	●	●
26	高知中央相談支援事業所	088-855-7794	088-855-7776	高知市	北高見町50番1号			○	○	●	●	●	●
27	相談支援事業所 アイビー	088-881-5218	088-881-5219	高知市	北本町1丁目4番25号	○	○	○				●	
28	「めい」相談支援事業所	088-881-5806	088-881-6563	高知市	薊野中町12-6 八千代ハイツ2F-E			○	○	●	●	●	●
29	相談支援事業所 Hana	088-847-4674	088-854-3101	高知市	仁井田1610番地4			○	○	●	●	●	●
30	グッドサポート	088-821-7288	088-821-7288	高知市	朝倉丙762-1			○	○				●

指定相談支援事業所（令和6年5月1日現在）

NO	事業所					事業所の種類				主たる対象者			
	名称	電話番号	FAX	所在地		一般		特定	障害児	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児
						地域移行	地域定着						
31	相談支援事業所 新本町	088-822-3364	088-872-2027	高知市	新本町2丁目10番24号	○	○	○				●	
32	相談支援事業所 Clover	088-856-8700	088-856-8701	高知市	一ツ橋町2丁目27-2 パーம்பビル2F			○	○	●	●	●	●
33	相談支援事業所青い鳥	088-841-1327	088-841-1330	高知市	長浜6557番地217	○	○	○	○		●	●	●
34	相談支援事業所 リリー	088-881-7476	088-881-7476	高知市	十津5丁目20番27号			○	○	●	●	●	●
35	障害児相談支援事業所 高知ふれんど	088-803-5550	088-803-5770	高知市	新本町1丁目7-30			○	○				●
36	指定特定相談支援事業所 よつ葉	088-883-8383	088-881-2338	高知市	東雲町4-6-207号	○	○	○	○	●	●	●	●
37	相談支援事業所 おさかなくらぶ	088-856-8841	088-856-8842	高知市	高知市比島町3丁目19番			○		●	●	●	
38	相談支援事業所 アクア	088-802-8741	088-802-8742	高知市	高知市福井町3127			○	○	●	●	●	●
39	相談支援事業所 ルボ	080-3928-8210		高知市	高知市春野町平和481番地			○	○	●	●	●	●
40	相談支援センターKaZe	088-803-6533	088-803-6034	高知市	高知市横内121番地6			○	○	●	●	●	●
41	相談支援事業所 アルペン清和	088-802-5331	088-813-0225	高知市	八反町2丁目12番15号			○	○	●	●	●	●
42	相談支援センターはまゆう	0887-98-7004	0887-23-1145	室戸市	室津948番地8			○	○	●	●	●	●
43	相談支援事業所 しえんの舎	0887-24-4411	0887-27-3243	室戸市	佐喜浜町1582-1			○		●	●	●	
44	相談支援センター むろと	0887-22-1348	0887-22-1346	室戸市	領家87番地			○	○	●	●	●	●
45	地域活動支援センターニコスマイル	0887-35-2915	0887-35-8549	安芸市	本町3丁目3番7号			○	○	●	●	●	●
46	地域活動支援センター「南国」	088-854-8100	088-855-6900	南国市	日吉町2-3-28 社会福祉センター2階	○	○	○	○	●	●	●	●
47	土佐希望の家 医療福祉センター（相談支援）	088-863-2131	088-863-2133	南国市	小籠107番地			○	○	●	●		●
48	きてみや	088-878-6399	088-863-0677	南国市	元町3丁目1番6号			○	○		●		●
49	相談支援センターびいず	088-864-2221	088-864-1789	南国市	大涌2288番地			○	○		●	●	●
50	相談支援センターアルペジオ	088-862-3090	088-862-2562	南国市	左右山290番地の2			○		●	●	●	
51	相談支援事業所コージー	088-862-1084	088-862-1083	南国市	久礼田139-4			○	○	●	●	●	●
52	アンサンブル相談支援センター	088-802-8612	088-802-8613	南国市	岡豊町中島1213-1			○	○	●	●	●	●
53	「ひまわり」	088-855-6789	088-852-2577	土佐市	高岡町甲31-9			○		●	●	●	
54	のぞみ	088-852-6919	088-852-3452	土佐市	高岡町甲2017番地1			○	○	●	●	●	●
55	さくら	080-2990-0432	088-852-4259	土佐市	高岡町乙1393番地1			○		●	●	●	
56	相談支援センターくすのき	088-854-0231	088-854-0535	土佐市	蓮池533番地			○			●		
57	須崎市生活支援・総合相談センター ほっと	0889-40-0358	0889-42-7876	須崎市	南古市町6番3号 交流ひろばすさき3階			○	○	●	●	●	●
58	四万十市社会福祉協議会相談支援事業所	0880-34-3641	0880-34-3859	四万十市	中村東町2丁目4番13号			○	○	●	●	●	●
59	わかふじ	0880-35-4094	0880-35-4091	四万十市	古津賀1801-1			○	○	●	●	●	●
60	相談支援事業所ゆくり	0880-35-6120	0880-35-6122	四万十市	駅前町10-23			○	○	●	●	●	●
61	幡多希望の家医療福祉センター（相談支援）	0880-66-2212	0880-66-2215	宿毛市	山奈町芳奈3365番地			○	○	●	●	●	●
62	相談支援事業所 宿毛授産園	0880-63-5651	0880-63-5653	宿毛市	貝塚19番21号			○			●		
63	はた相談支援センターねっと	0880-63-9900	0880-63-9922	宿毛市	中央3丁目2-15	○	○	○	○	●	●	●	●
64	土佐清水市社会福祉協議会相談支援事業所	0880-82-3500	0880-82-4047	土佐清水市	寿町11番9号			○	○	●	●	●	●
65	たいよう	0880-82-8899	0880-82-8900	土佐清水市	以布利55			○	○	●	●	●	●
66	ふくしねっとCOCOてらす相談支援事業所	0880-87-9209	0880-87-9216	土佐清水市	浜町6番22号			○	○	●	●	●	●
67	あけぼの	0887-57-7180	0887-57-7181	香南市	香我美町下分684-1	○	○	○	○	●	●	●	●
68	特定相談支援事業所のぞみ	0887-57-3101	0887-57-3102	香南市	吉川町古川340番地2			○	○	●	●	●	●

指定相談支援事業所（令和6年5月1日現在）

NO	事業所					事業所の種類				主たる対象者			
	名 称	電話番号	F A X	所 在 地		一般		特 定	障 害 児	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児
						地域移行	地域定着						
69	地域活動支援センター「香美」	0887-53-7077	0887-52-8088	香美市	土佐山田町1689-1	○	○	○	○	●	●	●	●
70	指定特定相談支援事業所白ゆり	0887-52-4131	0887-52-1167	香美市	土佐山田町山田1192-1			○			●		
71	相談支援センターあななう	0887-52-8174	0887-52-8176	香美市	土佐山田町東本町1丁目3番地20号名教館101			○	○	●	●	●	●
72	特定相談支援事業所 ウェルジョブ相談支援センター	0887-57-2099	0887-57-2044	香美市	土佐山田町百石町1丁目14番9号			○	○	●	●	●	●
73	東洋町相談支援事業所	0887-29-3394	0887-29-3813	東洋町	大字生見758-3			○	○	●	●	●	●
74	相談支援事業所ちゅうげい	0887-38-3288	0887-38-3288	田野町	815番地			○	○	●	●	●	●
75	ぶらうらんど	0887-38-3822	0887-38-2287	田野町	907番地 1			○	○	●	●	●	●
76	芸西村社会福祉協議会相談支援事業所	0887-32-2211	0887-32-2211	芸西村	和食甲1290番地			○	○	●	●	●	●
77	地域相談支援センターしゃくなげ	0887-76-2811	0887-76-2810	本山町	北山甲303-1	○	○	○	○	●	●	●	●
78	土佐町社会福祉協議会 相談支援事業所	0887-82-1067	0887-82-1069	土佐町	土居206番地			○	○	●	●	●	●
79	大川村社会福祉協議会相談支援事業所	0887-84-2361	0887-70-1815	大川村	小松78番地6			○	○	●	●	●	●
80	指定特定相談支援事業所「あいの」	088-850-4500	088-850-4511	いの町	1400番地			○		●	●	●	
81	相談支援センターひだまり	088-892-0515	088-893-4870	いの町	1400番地 いの町社会福祉協議会内			○	○	●	●	●	●
82	指定特定相談支援事業所「ら・ら・ら」	088-893-6411	088-893-6411	いの町	6032番3			○		●	●	●	
83	中土佐町相談支援事業所	0889-52-2880	0889-52-2880	中土佐町	久礼6551-3	○	○	○	○	●	●	●	●
84	障害者相談支援センターさかわ	0889-22-1510	0889-22-5621	佐川町	乙2310番地			○	○	●	●	●	●
85	高吾北広域町村事務組合相談支援事業所	0889-20-9111	0889-20-9112	越知町	越知甲2562番地 越知町民会館内			○	○	●	●	●	●
86	カルスト会特定相談支援事業所	0889-65-0287	0889-65-0288	梶原町	広野644番地			○		●	●	●	
87	相談支援事業所あのね	0889-65-1235	0889-65-1237	梶原町	川西路2321番地1			○	○	●	●	●	●
88	指定特定相談支援事業所わのわ	0889-24-4004	0889-20-1722	日高村	沖名3-2			○			●	●	
89	日高村社会福祉協議会 相談支援事業所	0889-24-5310	0889-24-7626	日高村	沖名5			○		●	●	●	
90	相談支援事業所わらわ	0880-29-0015	0880-29-0016	四万十町	東町4番10号	○	○	○	○	●	●	●	●
91	社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 しまんと町社協相談支援事業所	0880-22-1195	0880-22-1138	四万十町	茂串町11番30号	○	○	○	○	●	●	●	●
92	相談支援センターつの	0889-55-2751	0889-55-2119	津野町	姫野々431番地1	○	○	○	○	●	●	●	●
93	大月町指定相談支援事業所	0880-73-1119	0880-62-4878	大月町	銚土603番地			○	○	●	●	●	●
94	相談支援事業所すてっぷ	0880-43-1675	0880-43-1675	黒潮町	浮鞭ヤマウジ3635-2	○	○	○	○	●	●	●	●
95	相談支援事業所くろしお	0880-43-0315	0880-43-0317	黒潮町	入野2017-1			○	○	●	●	●	●

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護 指定事業所（令和6年5月1日現在）

No.	事業所				サービス					主たる対象			
	名 称	電話番号	F A X	所在地		居宅 介護	重 度 訪 問	同 行 援 護	行 動 援 護	乗 降 介 助	身 体 的	知 的	児 童 精 神
1	ヘルパーステーションソレイユ	088-856-5557	088-837-0375	高知市	東城山町163番地1	○	○				●	●	●
2	ピアハウス高知24時間ヘルパーステーションピア	088-840-3407	088-843-5258	高知市	塚ノ原37-19	○	○				●	●	●
3	ホームヘルパーステーション城西	088-871-5965	088-871-5965	高知市	大膳町 1 番25号 2 階	○	○				●		●
4	ホームヘルパーステーションいずみの	088-845-8770	088-845-7514	高知市	薮野北町3丁目2番28号	○					●	●	●
5	ニチイケアセンター旭	088-820-6211	088-820-6212	高知市	旭町2丁目22番15号 アーバンハイツ旭	○	○	○			●	●	●
6	ニチイケアセンター高知	088-878-1271	088-878-1275	高知市	杉井流1番2号	○	○	○			●	●	●
7	ニチイケアセンターくま	088-875-7566	088-875-7567	高知市	小津町5-2 ダイアパレス小津町103	○	○	○			●	●	●
8	ニチイケアセンター百石	088-805-1827	088-831-1756	高知市	百石町2丁目3番14号	○	○	○			●	●	●
9	ニチイケアセンターあさくら	088-850-7010	088-844-4222	高知市	針木東町8-19	○	○				●	●	●
10	ヘルパーステーション虹	088-844-2429	088-844-0689	高知市	旭上町32	○	○	○			●	●	
11	ヘルパーステーションほほえみ	088-832-4911	088-803-5519	高知市	神田2291-11	○	○	○			●	●	●
12	ヘルパーステーションおせっかい	088-832-2200	088-837-7365	高知市	潮新町1丁目13-26	○	○				●		●
13	ヘルパーステーションさつき	088-823-3030	088-823-3106	高知市	円行寺52番10	○	○				●		●
14	高知市社会福祉協議会ヘルパーステーション	088-820-6865	088-823-8109	高知市	丸ノ内1丁目7番45号	○		○			●		
15	福祉ステーションやさしいグループ	088-843-1300	088-843-1288	高知市	朝倉己771番地1	○	○	○		○	●	●	●
16	朝日サービス㈱指定訪問介護事業所	088-837-9145	088-837-9146	高知市	長浜666	○	○	○			●	●	●
17	有限会社エムズまごころサービス	088-802-3070	088-802-3071	高知市	秦南町2丁目22-15	○		○		○	●	●	●
18	ケア・アシストふれあい	088-834-0323	088-834-0362	高知市	北竹島町370-10	○	○				●	●	●
19	ヘルパーステーションとて	088-878-8622	088-878-8685	高知市	北本町 4 丁目 5 - 2 5	○	○		○		●	●	●
20	ヘルパーステーションえくぼ	088-844-5600	088-844-6006	高知市	鴨部1丁目11-2 2103号	○	○	○			●	●	●
21	歩介護事業所	088-854-5550	088-833-2368	高知市	南竹島町16-11 1階3号	○	○	○			●	●	●
22	ヘルパーステーションえのくち	088-854-8867	088-854-8868	高知市	駅前町3-13 管理棟第2別館1F	○	○	○			●	●	●
23	ヘルパーステーションゆずりは	088-854-9601	088-841-3270	高知市	長浜1349-1	○	○	○			●	●	●
24	社会福祉法人高知市社会福祉協議会介護 センターあじさい会館指定訪問介護事業所	088-894-3572	088-894-3733	高知市	春野町西分1-1	○		○			●		
25	アートケア・ヘルパーステーション	088-803-8403	088-821-6140	高知市	長浜4450番地1	○	○				●	●	●
26	株式会社 介護サービスほのか	088-855-3733	088-803-5739	高知市	高須東町3番25号 モーメントヤマイチ101号	○					●	●	●
27	ソレイユ・ケアセンター	088-854-6067	088-854-6087	高知市	薮野西町3丁目23-8 第二清風荘1階西	○	○	○			●	●	
28	ヘルパーステーションはち	088-855-5644	088-837-8011	高知市	六泉寺町221-1 第2六泉寺ビル103号	○	○	○	○		●	●	●
29	あつぷらいふ	088-879-5503	088-879-5931	高知市	越前町1-12-10	○	○	○			●		
30	セントケア高知	088-882-5771	088-882-5772	高知市	高埴21-17 ルミエール高埴212号	○		○			●	●	●
31	ヘルパーステーションオリザ	088-805-1655	088-837-7903	高知市	棧橋通 1 丁目12-17	○	○				●	●	●
32	ヘルパーステーションワンアップ	088-855-7508	088-855-7509	高知市	棧橋通4丁目16-44 コーポ三粧 1 F北	○	○	○			●	●	●
33	福祉センターあさくら	088-850-7505	088-850-7508	高知市	朝倉己771-9 解放センター2階	○	○	○	○		●	●	●
34	訪問介護事業所ジョイハッピー	088-855-5311	088-855-5400	高知市	小津町2番地10号	○					●	●	●
35	お茶の間ヘルパーステーション	088-879-3264	088-879-3265	高知市	介良乙3137-5 なのはなビル2階	○	○	○			●	●	●
36	ニチイケアセンター瀬戸南	088-805-2310	088-805-2312	高知市	瀬戸南町2丁目8-36	○	○	○			●	●	●
37	ヘルパーよさく	088-828-4390	088-874-4202	高知市	朝倉丙1543	○	○	○			●	●	●
38	ヘルパーステーション シルキーマリン	088-856-7751	088-856-7752	高知市	入明町7番7号	○	○				●		
39	ヘルパーステーションぬくもり	088-875-3642	088-875-3647	高知市	鷹匠町2丁目2-25	○	○				●	●	●
40	ヘルパーステーション ミカリ	088-856-6425	088-856-6426	高知市	鴨部1丁目8-11 山ノ橋コーポ102	○	○	休 止 中			●	●	●

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護 指定事業所（令和6年5月1日現在）

NO.	事業所				サービス					主たる対象			
	名 称	電話番号	F A X	所在地	居宅 介護	重 度 訪 問	同 行 援 護	行 動 援 護	乗 降 介 助	身 体 的	知 的	児 童	精 神
41	ヘルパーステーションなかよし	088-855-7823	088-855-7824	高知市 高須新町2丁目15番5号 サンハイツ小松105号	○					●	●	●	●
42	ヘルパーステーション あやめ	088-856-5779	088-856-5780	高知市 朝倉甲488番地11 藤原第1ビル3F	○	○	○			●	●	●	●
43	ヘルパーステーションりんくす	088-883-0113	088-883-0115	高知市 杉井流26－11	○		○			●	●	●	●
44	ホームヘルパーステーション はる	088-821-8888	088-821-8887	高知市 大津乙1955-3	○	○				●	●	●	●
45	ニチケアセンター愛宕	088-802-2913	088-802-2914	高知市 愛宕町4丁目17番7号	○	○	休 止 中			●	●	●	●
46	訪問介護フレンズ	088-803-4140	088-855-8372	高知市 大津甲79番地1	休 止 中	休 止 中				●	●	●	●
47	ヘルパーステーションあざみ	088-820-2010	088-820-2010	高知市 一宮東町5丁目1番地15号	○						●		
48	ヘルパーステーション彩	088-879-1429	088-879-1429	高知市 桜井町1丁目8-9	○	○				●	●	●	●
49	ケアサポート よつ葉	088-883-8383	088-881-2338	高知市 東雲町4－6－207号	○	○	○			●	●	●	●
50	パラヘルパーステーション	088-881-5755	088-848-2992	高知市 長浜1658-22	○	○	○			●	●	●	●
51	ヘルパーステーション・介護塾	088-834-1880	088-879-6984	高知市 石立町91-1	○		○			●	●		●
52	ケアフィオーレ高知	088-821-2880	088-821-2883	高知市 本町3丁目3－23	○					●	●	●	●
53	介護ステーションオ加	088-843-2425	088-843-2425	高知市 鴨部1丁目17－7	○	○	○			●	●		●
54	ヘルパーステーションお結び	088-881-5358	088-881-3072	高知市 百石町4丁目11番地3号	○	○	○			●	●	●	●
55	ヘルパーステーション かがやき	088-874-3134	088-874-3134	高知市 二葉町8番18号	○	○				●	●	●	●
56	介護24フジヘルパー	088-854-3500	088-854-3500	高知市 潮見台2丁目1812	○	○				●	●	●	●
57	ヘルパーステーション 真心	088-855-6570	088-855-6570	高知市 高須新木3-36 ホワイエ高須101号	○		○			●	●	●	●
58	ニチケアセンターかもだ	088-837-1005	088-837-7050	高知市 神田806-9 楠瀬ビル1階	○	○	○			●	●	●	●
59	ヘルパーステーション ひびき	088-802-8243	088-802-8244	高知市 大津乙893-1 ルミネハイツ1階	○	○	休 止 中			●	●	●	●
60	ヘルパーステーション ラビック	088-821-6366	088-856-6352	高知市 一宮西町4丁目24番20号			○	休 止 中		●	●	●	●
61	訪問介護ステーション万々の恵	088-881-5588	088-881-5501	高知市 愛宕町4丁目7-9	○		○			●	●	●	●
62	ヘルパーステーション まろ	088-821-6282	088-821-8133	高知市 高知市朝倉己132-2	○	○	○			●	●	●	●
63	ニチケアセンター高知東	088-878-8005	088-883-0703	高知市 高知市高須東町14－4 ドリームハウス寿1階 101号室	○	○	○			●	●	●	●
64	訪問介護事業所スマートケア	088-841-4245	088-841-4245	高知市 瀬戸南町2丁目3-6	○		休 止 中			●	●	●	
65	ホームケア土屋 高知	050-3138-5079	050-6868-2665	高知市 南御座1-33	○	○				●	●	●	●
66	やまもも	088-855-7325	088-821-8507	高知市 介良甲844番地3 レジデンスKERANO403	○	○				●	●	●	●
67	ヘルパーステーション たんぼぼ	088-881-7880	088-881-7881	高知市 瀬戸南町2丁目17-13	○					●	●		●
68	高知中央ヘルパーステーション	088-854-7767	088-855-7776	高知市 北高見50-1	○					●	●	●	●
69	訪問介護事業所 そらいろ	088-828-8850	088-828-8851	高知市 朝倉西町2丁目13-25	○					●	●	●	●
70	ヘルパーステーション かなで	088-856-6510	088-856-6511	高知市 神田526-49 杉本ハイム2階西号室	○	○	○			●	●	●	●
71	ヘルパーステーション ミカリ潮江	088-821-9212	088-821-9213	高知市 高知市潮新町2丁目5-20	○	○	○			●	●	●	●
72	ヘルパーステーションやわらぎ	088-821-6735	088-821-6736	高知市 鴨部高町16番33号	○	○	○			●	●	●	●
73	ヘルパーステーションほっとすまいる	088-879-6801	088-879-6802	高知市 鷹匠町1丁目1-16	○	○	○			●	●	●	●
74	訪問介護事業所 悠生	088-821-8460	088-821-8461	高知市 薮野北町2丁目7-11	○	○	○			●	●	●	●
75	ヘルパーステーションすまいる高知	088-879-8269	088-879-8270	高知市 上町2丁目11番13号 TR上町ビル2階南	○	○	○			●	●	●	●
76	ケアサポートゆいまある	088-855-8460	088-855-8461	高知市 知寄町1丁目8番7号	○		○			●		●	
77	ヘルパーステーション イリス	088-871-1211	088-871-1211	高知市 比島町4丁目7番11号	○	○				●			
78	ヘルパーステーション 照	088-803-5661	088-855-3082	高知市 神田818番地21	○					●	●	●	●
79	ホームヘルパーステーション サステナ	088-873-3303	088-873-3303	高知市 本町3丁目6番37号かわさき予備校ビル3階	○	○				●	●	●	●
80	ヘルパーステーションなごみ	0088-873-9781	088-873-9781	高知市 福井扇町13番18号	○		○			●	●		

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護 指定事業所（令和6年5月1日現在）

NO.	事業所				サービス					主たる対象			
	名 称	電話番号	F A X	所在地		居宅 介護	重 度 訪 問	同 行 援 護	行 動 援 護	乗 降 介 助	身 体 的	知 的	児 童 精 神
81	訪問介護サービスあすなろ	0887-25-3450	0887-25-3451	室戸市	吉良川町乙2004-1	○					●	●	●
82	ホームヘルパーステーションあんず	0887-27-3480	0887-27-3481	室戸市	佐喜浜町3589番地1	○	○				●	●	●
83	ヘルパーステーションひまわり	0887-22-3007	0887-22-3010	室戸市	室津1775-8	○	○				●	●	●
84	ヘルパーステーションはな	0887-26-1041	0887-26-1041	室戸市	羽根町甲880番地1	○	○				●	●	●
85	ホームヘルパーステーションあき	0887-35-2915	0887-35-8549	安芸市	寿町2-8	○	○	○	○		●	●	●
86	ヘルパーステーションあったか	0887-34-8519	0887-34-1346	安芸市	庄之芝町3-3	○	○	○			●	●	●
87	ニチケアセンター南国	088-878-2838	088-878-2848	南国市	大埴甲1640-38 岩崎ビル	○	○	○			●	●	●
88	富士屋ヘルパーステーションベターライフ	088-864-3799	088-864-2385	南国市	後免町2丁目1番19号	○					●	●	●
89	指定身体障害者居宅介護事業所 ヘルパーステーションニシタ順天堂	088-863-6878	088-804-6771	南国市	大埴甲1705	○	○	○			●	●	●
90	ニチケアセンター土佐	088-850-2650	088-850-2652	土佐市	蓮池字渡し上り2022 野田マンション	○	○				●	●	●
91	訪問介護事業所さくらんぼ	088-852-6613	088-852-6623	土佐市	高岡町乙33	○	○				●	●	●
92	訪問介護ステーション 愛浜	088-856-1717	088-856-1701	土佐市	宇佐町宇佐2394番地の5	○		○		○	●	●	●
93	ヘルパーステーションすまいる	088-828-5288	088-856-5512	土佐市	高岡町乙3234-1	○	○	○			●	●	●
94	晴レルヤ	088-856-2977	088-856-2977	土佐市	宇佐町宇佐字近安1913番地5	○	○	○	○		●	●	●
95	特定非営利活動法人 宇佐在宅介護センター	088-850-3888	088-850-3889	土佐市	宇佐町宇佐398番地5	○	○	○			●	●	●
96	訪問介護サービスステーションすずめ	088-856-1901	088-854-8002	土佐市	宇佐町宇佐2487	○	○				●	●	●
97	ヘルパーステーションさくら	088-855-5205	088-855-5206	土佐市	高岡町乙775番地37	○	○				●	●	●
98	ヘルパー事業所 きざし	088-852-2068	088-852-2068	土佐市	蓮池2639番地	○	○	○	○		●	●	●
99	須崎市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	0889-42-0789	0889-42-7876	須崎市	南古市町6番3号	○	○				●	●	●
100	ヘルパーステーションすまいる須崎	0889-42-0277	0889-42-0278	須崎市	緑町1-16 嶋ハイツIF中央	○	○	○			●	●	●
101	訪問介護事業所四万十の郷	0880-34-1888	0880-34-1889	四万十市	安並字東丸5803番地	○	○				●		
102	訪問介護ステーションあらたケアサービス	0880-35-9001	0880-35-9005	四万十市	中村大橋通6丁目3-7 とらやビル3階4号	○	○				●	●	●
103	ニチケアセンター四万十	0880-31-0251	0880-31-0017	四万十市	古津賀3448-1	○	○	○			●	●	●
104	ヘルパーステーション介援隊	0880-34-9180	0880-34-9183	四万十市	具同5303番地4	○	○				●	●	●
105	ヘルパーステーションゆらり	0880-34-8738	0880-34-8739	四万十市	駅前町13番3号大正ビル1階	○	○			○	●	●	●
106	宿毛中央ホームヘルパーステーション	0880-63-1103	0880-63-3326	宿毛市	中央7丁目5番44号	○	○				●	●	●
107	ちいきの訪問介護	090-1009-0294	0880-63-9295	宿毛市	中央6丁目2-1	○	○				●	●	●
108	ニチケアセンターすくも	0880-65-5122	0880-65-5025	宿毛市	高砂27-34	○	○				●	●	●
109	医療法人聖真会ホームヘルプサービス センター「あったか渭南」	0880-82-4185	0880-82-4186	土佐清水市	越前町6番10号	○	○				●	●	●
110	亀の子ヘルパーステーション	0880-82-1057	0880-82-1058	土佐清水市	グリーンハイツ8番2号	○					●	●	●
111	障害者福祉サービス事業所ふれあいの里	0887-57-7302	0887-57-7305	香南市	香我美町下分646	○	○				●	●	●
112	ヘルパーステーション かがみ	0887-57-1103	0887-57-1106	香南市	香我美町岸本トノ丸205番地1	○	○				●	●	●
113	ヘルパーステーション白岩	0887-56-1401	0887-56-1401	香南市	野市町東佐古727-2	○	○	○			●	●	●
114	ヘルパーステーション向日葵	0887-52-8495	0887-52-8496	香南市	野市町西野2123番地25 天台山マンション202号室	○	○				●	●	●
115	ニチケアセンター香南東	0887-55-5228	0887-55-5237	香南市	赤岡町985-1 シーサイドニューボ松本103号室	○	○				●	●	●
116	香美市社協ヘルパーステーション八王子	0887-53-5800	0887-53-5470	香美市	土佐山田町262番地1	○	○	○			●	●	●
117	富士屋ベターライフ香北	0887-59-3113	0887-52-8122	香美市	香北町蕨生野177番地4	○					●	●	●
118	ホームヘルパーステーションあん	0887-53-5121	0887-53-1338	香美市	土佐山田町宝町4丁目4番32号 YSマンション105号室	○					●	●	●
119	ヘルパーステーションあさひ	0887-57-6333	0887-57-6334	香美市	土佐山田町旭町4丁目2番6号	○	○	○			●	●	●
120	東洋町訪問介護事業所	0887-24-3213	0887-29-3145	東洋町	大字生見756番地8	○					●	●	

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護 指定事業所（令和6年5月1日現在）

NO.	事業所				サービス					主たる対象			
	名 称	電話番号	F A X	所在地		居宅 介護	重 度 訪 問	同 行 援 護	行 動 援 護	乗 降 介 助	身 体 的	知 的	児 童
121	ヘルパーステーションさくら	0887-38-8605	0887-38-5564	奈半利町	Z.3704-1	○	○				●	●	●
122	ヘルパーステーションてのひら	0887-38-4080	0887-38-2656	奈半利町	Z.440番地1	○	○				●	●	●
123	本山町社会福祉協議会 指定障害者訪問介護事業所	0887-76-2312	0887-76-2381	本山町	本山1041	○	○				●	●	●
124	社会福祉法人大豊町社会福祉協議会 ホームヘルプサービス	0887-73-1200	0887-73-1044	大豊町	黒石345番地7	○	○				●	●	●
125	土佐町指定訪問介護事業所	0887-82-1067	0887-82-1069	土佐町	土居206番地	○	○				●	●	●
126	ニチイケアセンターいの	088-850-4315	088-892-5040	いの町	1700番地	○	○				●	●	●
127	訪問介護事業所あずみ	088-893-0607	088-893-0608	いの町	枝川319	○	○	○			●	●	●
128	ヘルパーステーションささえ	088-855-4580	088-855-7037	いの町	3673	○	○	○			●	●	●
129	ヘルパーステーション優花	088-879-4707	088-879-4708	いの町	駅南町62-2	○					●	●	●
130	ヘルパーステーションいの	088-893-0150	088-802-8830	いの町	1648-11	○	○				●	●	●
131	ヘルパーa la	088-892-2602	088-855-6128	いの町	枝川313 サントス枝川407	○	○	○	○		●	●	●
132	ぬくもり介護センターおおの	0889-20-2777	0889-20-2778	仁淀川町	森3675番地	○	○				●	●	●
133	サポートセンターほのか	0889-35-0250	0889-20-2012	仁淀川町	大崎264-8	○	○				●	●	●
134	中土佐町訪問介護事業所	0889-52-3523	0889-52-2669	中土佐町	上ノ加江5163番地4	○	○	○			●	●	●
135	株式会社ケアセンターさかわ	0889-22-0622	0889-22-0623	佐川町	Z.2158番地36	○	○				●	●	●
136	社会福祉法人越知町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所	0889-26-1149	0889-26-3821	越知町	越知甲2457番地	○	○	○			●	●	●
137	介護サービスなごみ高知事業所	0889-26-2550	0889-26-2551	越知町	越知甲1580-1	○	○				●	●	●
138	介護サービスなごみ梶原事業所	0889-65-1200	0889-65-1280	梶原町	広野379	○	○				●	●	●
139	ヘルパーステーションひだか	0889-20-1665	0889-20-1618	日高村	沖名1番地	○	○				●		●
140	社会福祉法人しさんと町社会福祉協議会 指定居宅支援事業所くぼかわ	0880-22-1195	0880-22-1138	四万十町	茂串町11番30号	○	○				●	●	●
141	社会福祉法人しさんと町社会福祉協議会 指定居宅支援事業所せいぶ	0880-27-1177	0880-27-1178	四万十町	大正32-1	○	○				●	●	●
142	大月町指定居宅介護事業所	0880-73-1119	0880-62-4878	大月町	鉢土603	○	○				●	●	●
143	訪問介護やまもも	0880-79-0899	0880-79-0911	大月町	姫ノ井1377番4	○		○			●	●	●
144	社会福祉法人黒潮町社会福祉協議会 支援介護事業所くろしお	0880-43-0315	0880-43-0315	黒潮町	佐賀1080-1	○	○	○			●	●	●

共生型居宅介護事業所（令和6年5月1日現在）

NO.	事業所				サービス					主たる対象			
	名 称	電話番号	F A X	所在地		居宅 介護	重 度 訪 問	同 行 援 護	行 動 援 護	乗 降 介 助	身 体 的	知 的	児 童
1	ヘルパーステーション ラビック	088-821-6366	088-856-6352	高知市	一宮西町4丁目24番20号	○	○				●	●	●
2	よこはま ほっと ステーション	088-837-2122	088-841-5311	高知市	横浜東町2-47	○	○				●	●	●
3	ヘルパーステーション つむぎ	088-856-6739	088-856-9094	高知市	種崎335番地	○	○				●	●	●
4	訪問介護事業所わらふく	088-802-6073	088-802-6074	高知市	潮新町2丁目10番1号 V I V HOUSE 1F西	○	○	○			●	●	●
5	ヘルパーステーション トマトの樹	088-878-7588	088-878-7589	高知市	介良乙883番地2	○	○				●	●	●

短期入所指定事業所一覧表(令和6年5月1日現在)

NO	事業所名	定員	併設	空床	運営主体	郵便番号	事業所の所在地	電話	FAX	主たる対象			
										身体	知的	児童	精神
1	てく・とこ・せと	2	○		(福)てく・とこ会	781-0252	高知市瀬戸東町3丁目109番地	088-841-2144	088-841-2298		●		●
2	高知県立 療育福祉センター	8	○	○	高知県	780-8081	高知市若草町10番5号	088-844-1921	088-840-4935			●	
3	アドレス・高知	3	○		(福)ミレニアム	781-0111	高知市池2171番地5	088-837-3366	088-837-3301	●			
4	福祉牧場 おおなろ園	2	○		(福)昭和会	780-8040	高知市神田2485-2	088-831-0200	088-831-9977		●		
5	短期入所生活介護事業所 あざみの里	—		○	(福)秦ダイヤライフ福祉会	781-0011	高知市薊野北町2丁目25番地 8号	088-803-1122	088-803-1115	●			
6	短期入所生活介護事業所 グランボヌール	10	○		(福)南海福祉会	781-5101	高知市布師田字宮ノ辺1362	088-845-5400	088-845-5551	●			
7	独立行政法人 国立病院機構高知病院	—		○	(独)国立病院機構高知病院	780-8077	高知市朝倉西町1丁目2番25号	088-844-3111	088-843-6385		●	●	
8	あじさい園短期入所事業所	—		○	(福)高知小鳩会	781-0321	高知市春野町秋山2801-15	088-894-2828	088-894-5555		●		
9	高知ハビリテーリングセンター	2	○	○	(福)ファミリーユ高知	781-0313	高知市春野町内ノ谷63番地6	088-842-1921	088-842-2601	●	●		●
10	短期入所生活介護事業所絆の広場	20	○	○	(福)秦ダイヤライフ福祉会	781-8135	高知市一宮南町1丁目4-75	088-846-5001	088-846-5006	●	●		●
11	短期入所事業所にじろホーム介良	1	○		(株)四国ライフケア	781-5106	高知市介良乙1195-1	088-802-6830	088-802-6831	●	●		●
12	短期入所事業所にじろホーム上町	1	○		(株)四国ライフケア	780-0921	高知市井口町11	088-802-7633	088-802-7634	●	●		●
13	グループホームRASIEL高知	1	○		(株)ラシエル	781-8134	高知市一宮中町2丁目7番21号	088-846-6661	088-846-6662	●	●		●
14	短期入所事業所にじろホーム瀬戸	2	○		(株)四国ライフケア	781-0270	高知市長浜1345-5	088-855-6963	088-855-6964	●	●		●
15	Tonnetto striato	—		○	(合同)TOY connections	780-0946	高知市上本宮町247番地8	088-855-3273	088-855-3274		●	●	
16	むろと・はまゆう園	1	○	○	(福)室戸はまゆう会	781-7102	室戸市室津928番地1	0887-23-1138	0887-23-1145		●		
17	短期入所事業所ステージ桜ヶ丘	2	○	○	(福)土佐厚生会	784-0020	安芸市西浜2373番地	0887-34-3736	0887-32-0031	●	●		●
18	ホップ日和	3	○		(特非)ホップあきの会	784-0046	安芸市下山594番地1	0889-37-9750	0887-37-9750		●		
19	土佐希望の家 医療福祉センター(短期入所)	—		○	(福)土佐希望の家	783-0022	南国市小籠107番地	088-863-2131	088-863-2133		●	●	
20	短期入所事業所こくふ	4	○	○	(福)土佐厚生会	783-0052	南国市左右山290-2	088-862-3322	088-862-2562	●	●	●	●
21	南海学園	—		○	(福)来島会	783-0005	南国市大堀乙2288	088-864-2221	088-864-1789		●	●	
22	知的障害児短期入所事業所 南海学園	—		○	(福)来島会	783-0005	南国市大堀乙2288	088-864-2221	088-864-1789			●	
23	かるむ	1	○		(福)来島会	783-0005	南国市大堀乙2288	088-864-2239 088-864-2221	—		●		
24	グループホームコージー	1	○	○	(福)コージー南国	781-0063	南国市久礼田121-1	088-862-1084	088-862-1083		●		●
25	短期入所事業所とさ	4	○	○	(福)土佐厚生会	781-1143	土佐市波介1244-1	088-852-2944	088-852-3611	●	●		●
26	わかぎ寮	5	○	○	(福)光の村	781-1154	土佐市新居2798-6	088-856-1060	088-856-3667		●	●	
27	「た・い・よ・う」	4	単独型		(福)太陽福祉会	781-1143	土佐市波介1206-10	088-850-2385	088-852-6125		●		
28	障害者支援施設くすのき園	3	○		(福)くすのき	781-1105	土佐市蓮池533番地	088-854-0231	088-854-0535		●	●	
29	短期入所事業所あしたば	6	単独型		学校法人光の村学園	781-1154	土佐市新居2829番地	088-856-1069	088-828-6570		●	●	
30	グループホーム リッシュ	1	○		(特非)STEP ONE	785-0030	須崎市大間西町14番8号	0889-42-3115	0889-42-3116	●	●		●
31	宿毛授産園	4	○		(福)高知西南福祉協会	788-0031	宿毛市貝塚19番21号	0880-63-5651	0880-63-5653		●	●	
32	宿毛育成園	2	○		(福)高知西南福祉協会	788-0031	宿毛市貝塚19番10号	0880-63-2806	0880-63-2844		●		
33	幡多希望の家医療福祉センター	—		○	(福)土佐希望の家	788-0782	宿毛市平田町中山867	0880-66-2212	0880-66-2215	●	●	●	
34	太陽の家	5	○		(福)尽心会	787-0302	土佐清水市以布利55	0880-82-8899	0880-82-8900	●	●	●	●
35	障害者支援施設わかふじ寮	3	○	○	(福)一条協会	787-1442	四万十市藤岡甲6451番2	0880-32-1177	0880-32-1888	●	●	●	●
36	障害児入所施設わかふじ寮	3	○		(福)一条協会	787-0010	四万十市古津賀1801番地1	0880-35-4092	0880-35-4091	●	●	●	●
37	障害者支援施設 レジデンスわかふじ	1	○		(福)一条協会	787-0010	四万十市古津賀1801番地1	0880-35-4092	0880-35-4091	●	●	●	●
38	短期入所生活介護事業所四万十の郷	13		○	(福)南海福祉会	787-0008	四万十市安並字東丸5803番地	0880-34-1888	0880-34-1889	●			
39	短期入所生活介護事業所光優	6	○	○	(福)黒潮福祉会	789-0010	四万十市古津賀3742番地17	0880-35-8883	0880-35-8844	●			

NO	事業所名	定員	併設	空床	運営主体	郵便番号	事業所の所在地	電話	FAX	主たる対象			
										身体	知的	児童	精神
40	あゆみ生活ホーム	1	○		(福)あゆみ福祉会	787-0017	四万十市不破1-130	0880-37-4725	0880-37-0778		●		●
41	グループホームシェリー	1	○		(特非)びーす	787-1601	四万十市西土佐津野川236-21	0880-52-1333	0880-49-0001	●	●	●	●
42	のぞみの家	10	○		(福)香南会	781-5242	香南市吉川町古川340-2	0887-57-3101	0887-57-3102	●	●		
43	短期入所事業所白ゆり	2	○		(福)愛成会	782-0016	香美市土佐山田町山田1192-1	0887-52-4131	0887-52-1167		●		
44	かがみの育成園	5	○	○	(福)高知県知的障害者育成会	782-0051	香美市土佐山田町楠目3660	0887-53-2174	0887-53-2175		●	●	
45	共同生活援助らいふ	1	○	○	株式会社ワクワク	781-5701	芸西村和食甲2129番地2	0887-37-9075	0887-32-2122	●	●		●
46	共同生活援助Re:らいふ	1	○	○	株式会社ワクワク	781-5701	芸西村和食甲2132番地1	0887-33-2200	0887-33-2205	●	●		●
47	障害者支援施設しゃくなげ荘	4	○		(福)本山育成会	781-3613	本山町北山甲303-1	0887-76-2811	0887-76-2810		●		
48	もとやま	1	○		(福)本山育成会	781-3613	本山町北山甲303-1	0887-76-2811	0887-76-2810		●	●	
49	ら・ら・らホーム	1	○	○	(特非)ら・ら・ら会	781-2110	いの町3179-2	088-893-6411	088-893-6411		●		●
50	ゆりかご	2	単独型		合同会社VIVACE BANBINA	781-2120	いの町枝川313サントス枝川407号	088-892-2602	088-855-6128		●	●	●
51	障害者支援施設湖水園	2	○		高吾北広域町村事務組合	781-1802	仁淀川町高瀬1500番地	0889-32-1133	0889-32-2880		●		
52	障害者支援施設せせらぎ園	1	○	○	(福)大野見福祉会	789-1410	中土佐町大野見榎ノ川57番地	0889-57-2179	0889-57-2006		●		
53	障害者支援施設構原みどりの家	8	○		(福)カルスト会	785-0644	構原町広野644	0889-65-0287	0889-65-0288	●			
54	障害者支援施設オイコニア	3	○		(福)明成会	786-0021	四万十町仁井田倉木462	0880-22-8382	0880-22-8271	●	●	●	●
55	短期入所事業所大方誠心園	4	○	○	(福)土佐七郷会	789-1921	黒潮町加持33番地	0880-43-2139	0880-43-2186		●	●	
56	障害者支援施設大方生華園	2	○	○	(福)土佐七郷会	789-1933	黒潮町田野浦518	0880-43-3666	0880-43-3886		●	●	●
57	短期入所生活介護事業所シーサイド	20		○	(福)黒潮福祉会	789-1903	黒潮町有井川12-1	0880-44-1911	0880-44-1912	●			

共生型短期入所指定事業所一覧表

NO	事業所名	定員	併設	空床	運営主体	郵便番号	事業所の所在地	電話	FAX	主たる対象			
										身体	知的	児童	精神
1	小規模多機能型事業所壽幸園サテライトいの	4	共生型		(福)伊野福祉会	781-2107	いの町駅前町14	088-850-1330	088-850-1331	●	●	●	●
2	佐川町社会福祉福祉協議会共生型小規模多機能ぶらっとホームさかわ	4	共生型		(福)佐川町社会福祉協議会	789-1201	佐川町甲377番地イ	0889-22-2022	0889-22-2023	●	●	●	●

グループホーム（GH／共同生活援助）指定事業所（令和6年5月1日現在）

NO.	事業所			問い合わせ先			事業所の種類			主たる対象者		
	名称	定員	所在地	施設名	電話番号	F A X	介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サ―ビス利用型	身体	知的	精神
1	グループホームすみれ	4	高知市	藤戸病院	088-822-3440	088-824-8144			○			●
2	介護隊	14	高知市	細木病院	088-822-7211	088-871-5770	○					●
3	すむとこ	30	高知市	社会福祉法人 てくとこ会	088-855-8101	088-855-8102	○				●	●
4	ねはん友愛の家	19	高知市	涅槃の家	088-894-5100	088-894-5053	○				●	
5	ひだまり高知	16	高知市	（特非）ひだまり高知	088-871-1973	088-871-1973			○			●
6	すずめのお宿	24	高知市	すずめ旭天神センター	088-855-8311	088-855-8322	○			●	●	●
7	グループホームみらい	18	高知市	（特非）ワークスみらい高知	088-832-5810	088-832-9613	○				●	●
8	ライフ・タウンあおぞらホーム	104	高知市	ライフ・ステージ あおぞらセンター	088-844-2829	088-844-2937	○				●	
9	昭和会グループホームしんほんまち	18	高知市	昭和会グループホームしんほんまち	088-803-8600	088-803-8700	○				●	
10	共同生活援助事業所虹の夢+	42	高知市	有料老人ホーム瀬戸虹の里	088-854-9602	088-841-3270	○			●	●	●
11	寿限無	16	高知市	（特非）児童・障がい児（者）相談支援ネットワーク高知	088-849-3503	088-849-3550	○				●	●
12	はるのハビリホーム	36	高知市	高知ハビリテリングセンター	088-842-1921	088-842-2601	○		⊖	●	●	●
13	くすのき寮	20	高知市	多機能型事業所 こたかさ障害者支援センター	088-873-0821	088-871-4700	○			●	●	●
14	グループホームびおら	12	高知市	（特非）るーちえ	088-855-6402	088-855-6403	○			●	●	●
15	グループホーム みどり	5	高知市	（特非）みどりの手	088-879-2255	088-879-0284			○			●
16	すずめ三里ホーム	20	高知市	すずめ三里ホーム	088-847-6666	088-847-6661	○			●	●	●
17	グループホーム あい	17	高知市	グループホームあい	088-854-8920	088-854-8940	○				●	
18	グループホームリットの風	10	高知市	グループホームリットの風	088-846-2283	088-846-2288			○		●	
19	ライフ・タウン蒼空舎	9	高知市	ライフ・ステージ あおぞらセンター	088-844-2829	088-844-2937	○				●	
20	日中サービス支援型指定共同生活援助事業所にじいろホーム介良	20	高知市	日中サービス支援型指定共同生活援助事業所にじいろホーム介良	088-802-6830	088-802-6831		○		●	●	●
21	日中サービス支援型指定共同生活援助事業所にじいろホーム上町	19	高知市	日中サービス支援型指定共同生活援助事業所にじいろホーム上町	088-802-7633	088-802-7634		○		●	●	●
22	フルール	42	高知市	土佐病院	088-822-3357	088-872-2027	○					●
23	フィオーレ高知潮江	13	高知市	フィオーレ百石町	088-856-7257	088-856-7257	○				●	●
24	グループホームドリームハウス寿	30	高知市	ドリームハウス寿	088-833-0044	088-831-0553	○			●	●	●
25	おさかなのいえ	5	高知市	（株）おさかなくらぶ	088-856-8841	088-856-8842	○			● 一部	●	●
26	グループホームRASIEL高知	16	高知市	グループホームRASIEL高知	088-846-6661	088-846-6662		○		●	●	●
27	日中サービス支援型指定共同生活援助事業所にじいろホーム瀬戸	20	高知市	日中サービス支援型指定共同生活援助事業所にじいろホーム瀬戸	088-855-6963	088-855-6964		○		●	●	●
28	Tonnetto striato	9	高知市	Tonnetto striato	088-855-3273	088-855-3274	○				●	●
29	障がい者グループホームLOOP東石立	4	高知市	障がい者グループホームLOOP東石立	088-802-5450	088-802-5451	○				●	●
30	グループホーム フレンチノⅡ	17	高知市	グループホーム フレンチノⅡ	050-6883-0491	088-831-0553	○			● 一部	●	●
31	グループホーム ジャンプ	4	高知市	グループホーム ジャンプ	088-855-8740	088-855-8750	○				●	●
32	河内はまゆうホーム	10	室戸市	障害者支援施設むろと・はまゆう園	0887-23-1138	0887-23-1145	○				●	
33	ホップ日和	4	安芸市	共同作業所ホップあき	0887-34-1438	0887-37-9428	○				●	
34	ライフサポート「大津」	59	南国市	ライフサポート「大津」	088-854-9111	088-854-9112	○				●	
35	きてみいやグループホーム	12	南国市	きてみいや	088-878-6399	088-863-0677	○				●	
36	かるむ	10	南国市	南海学園	088-864-2221 088-864-2239	088-864-1789	○				●	
37	グループホームルピナス	11	南国市	グループホームルピナス	088-855-9225		○			●	●	●
38	ひかりホーム	50	土佐市	わかぎ寮	088-856-1060	088-856-3667	○				●	

グループホーム（GH/共同生活援助）指定事業所（令和6年5月1日現在）

NO.	事業所			問い合わせ先			事業所の種類			主たる対象者		
	名称	定員	所在地	施設名	電話番号	F A X	介護サービス包括型	日中サ―ビス支援型	外部サ―ビス利用型	身体	知的	精神
39	ふれあい	18	土佐市	作業所土佐	088-852-4200	088-852-4259	○			●	●	●
40	太陽ホーム	6	土佐市	第一太陽福祉園	088-850-2385	088-852-6125	○				●	
41	グループホームくすのき	12	須崎市	障害者支援施設 くすのき園	088-854-0231	088-854-0535	○				●	
42	ホームまあぶる	20	須崎市	ホームまあぶる	0889-40-0633	0889-40-0634	○					●
43	グループホーム リッシュ	7	須崎市	グループホーム リッシュ	0889-42-3115	0889-42-3116	○				●	●
44	グループホームさんご	4	土佐清水市	さんごはうす共同作業所	0880-82-0774	0880-82-3599			○		●	
45	サンホームしおみ	6	土佐清水市	福祉ホーム サンホームしおみ	0880-82-0902	0880-82-0902	○				●	●
46	ライフサポート「中村」	61	四万十市	多機能事業所「アオ」	0880-34-6670	0880-35-3590	○				●	
47	ぼっち村	35	四万十市	わかふじ寮	0880-35-4092	0880-35-4091	○				●	
48	あゆみ生活ホーム	10	四万十市	多機能事業所あゆみ共同作業所	0880-37-4725	0880-37-0778	○				●	●
49	「ひまわり」ホーム	11	四万十市	福祉工場「中村」	0880-37-6300	0880-37-6302	○			●	●	●
50	グループホームシェリー	6	四万十市	びーす	0880-52-1333	0880-49-0001	○			●	●	●
51	グループホーム やまもも・みらい・ぶなの木	30	宿毛市	聖ヶ丘病院	0880-63-2146	0880-63-2432			○			●
52	宿毛授産園	40	宿毛市	宿毛授産園	0880-63-5651	0880-63-5653	○				●	
53	グループホーム・ひかり	4	宿毛市	ひかり共同作業所	0880-67-2902	0880-67-2902			○	●	●	●
54	オレンジハウス	15	香南市	（福）香南会	0887-57-1875	0887-57-1876	○			●	●	●
55	同仁	12	香美市	同仁病院	0887-53-3155	0887-53-3096			○			●
56	共同生活援助事業所白ゆり	44	香美市	障害者支援施設 白ゆり	0887-52-4131	0887-52-1167	○				●	
57	ライフサポート「かがみの」	56	香美市	ライフサポート「かがみの」	0887-53-7230	0887-52-8231	○				●	
58	ライフサポート「山田」	42	香美市	ライフサポート「山田」	0887-53-7230	0887-52-8231	○				●	
59	GHちゃめ	6	香美市	（特非）高知ダルク	0887-52-8655	0887-52-8665	○			●	●	●
60	共同生活援助らいふ	9	芸西村	（株）ワクワク	0887-37-9075	0887-32-2122	○			●	●	●
61	共同生活援助Re:らいふ	9	芸西村	（株）ワクワク	0887-33-2200	0887-33-2205		○		●	●	●
62	もとやま	24	本山町	障害者支援施設しゃくなげ荘	0887-76-2811	0887-76-2810	○				●	
63	ホームいの	23	いの町	石川記念病院	088-892-6170	088-893-2633	○				●	●
64	ら・ら・らホーム	12	いの町	（特非）ら・ら・ら会	088-893-6411	088-893-6411	○				●	●
65	グループホーム こじゃんとはたら来家さかわ	19	佐川町	こじゃんとはたら来家さかわ	0889-22-7887	0889-22-9901	○				●	●
66	すみれホーム	5	構原町	竹ぼうきの会	0889-65-0320	0889-65-0320	○			●	●	●
67	グループホーム 輪が家	6	日高村	（特非）日高わのわ会	0889-24-4004	0889-20-1722			○		●	●
68	グループホーム笑和	9	四万十町	障害者支援施設オイコニア	0880-29-0015	0880-29-0016	○			●	●	●
69	ライフサポートななさと	30	黒潮町	障害者支援施設 大方誠心園	0880-43-2139	0880-43-2186	○				●	
70	グループホームコージー	5	南国市	コージー	088-862-1084	088-862-1083	○				●	●
71	共同生活援助事業所えみふる	4	南国市	共同生活援助事業所えみふる	088-879-8012	088-879-8013	○				●	

【障害福祉サービス事業所、障害者支援施設】受給者証の交付を受けている人が利用できる事業所

(令和6年5月1日現在)

○障害者支援施設

日常生活上の支援が必要な障害のある人が、主として夜間において入浴や食事の介護等を受ける（施設入所支援）とともに、
日中は生活介護等の生活能力の向上のための創作的活動を行う事業所です。

事業所名	事業	定員	運営主体	郵便番号	事業所の所在地	電話番号	FAX番号	主たる対象		
								身体	知的	精神
高知ハビリテーションセンター	施設入所支援	40	(福)ファミーユ高知	781-0313	高知市春野町内ノ谷63番地6	088-842-1921	088-842-2601	○	○	○
	生活介護	14								
	機能訓練	20								
	生活訓練	6								
アドレス・高知	施設入所支援	40	(福)ミレニウム	781-0111	高知市池2171番地5	088-837-3366	088-837-3301	○		
	生活介護	40								
福祉牧場おおなる園	施設入所支援	60	(福)昭和会	780-8040	高知市神田2485-2	088-831-0200	088-831-9977		○	
	生活介護	60								
障害者支援施設 あじさい園	施設入所支援	50	(福)高知小鳩会	781-0321	高知市春野町秋山2801-15	088-894-2828	088-894-5555		○	
	生活介護	50								
障害者支援施設 むろと・はまゆう園	施設入所支援	30	(福)室戸はまゆう会	781-7102	室戸市室津928番地1	0887-23-1138	0887-23-1145		○	
	生活介護	40								
障害者支援施設 ステージ桜が丘	施設入所支援	50	(福)土佐厚生会	784-0020	安芸市西浜2373番地	0887-34-3736	0887-32-0031	○	○	○
	生活介護	50								
南海学園	施設入所支援	60	(福)来島会	783-0005	南国市大涌乙2288	088-864-2221	088-864-1789		○	
	生活介護	60								
障害者支援施設こくふ	施設入所支援	80	(福)土佐厚生会	783-0052	南国市左右山290番地2	088-862-3322	088-862-2562	○	○	○
	生活介護	80								
障害者支援施設とさ	施設入所支援	50	(福)土佐厚生会	781-1143	土佐市波介1244-1	088-852-2944	088-852-3611	○	○	○
	生活介護	60								
障害者支援施設たかぎ寮	施設入所支援	45	(福)光の村	781-1154	土佐市新居2821番地	088-856-1060	088-856-1195		○	
	生活介護	45								
障害者支援施設 くすのき園	施設入所支援	60	(福)くすのき	781-1105	土佐市蓮池533番地	088-854-0231	088-854-0535	○	○	○
	生活介護	60								
障害者支援施設わかふじ寮	施設入所支援	52	(福)一条協会	787-1442	四万十市藤岡甲6451番2	0880-32-1177	0880-32-1888	○	○	○
	生活介護	50								
障害者支援施設 レジデンスわかふじ	施設入所支援	20	(福)一条協会	787-0010	四万十市古津賀1801番地1	0880-35-4092	0880-35-4091		○	
	生活介護	20								
宿毛授産園	施設入所支援	40	(福)高知西南福祉協会	788-0031	宿毛市貝塚19-21	0880-63-5651	0880-63-5653		○	
	生活介護	40								
宿毛育成園	施設入所支援	40	(福)高知西南福祉協会	788-0031	宿毛市貝塚19-10	0880-63-2806	0880-63-2844		○	
	生活介護	40								
ピアハウスすくも	施設入所支援	30	(福)高知西南福祉協会	788-0031	宿毛市貝塚18-7	0880-63-5580	0880-63-2844		○	
	生活介護	30								
障害者支援施設太陽の家	施設入所支援	50	(福)尽心会	787-0302	土佐清水市以布利55	0880-82-8899	0880-82-8900	○	○	○
	生活介護	50								
のぞみの家	施設入所支援	60	(福)香南会	781-5242	香南市吉川町古川340-2	0887-57-3101	0887-57-3102	○	○	
	生活介護	60								
障害者支援施設白ゆり	施設入所支援	30	(福)愛成会	782-0016	香美市土佐山田町山田1192-1	0887-52-4131	0887-52-1167		○	
	生活介護	26								
かがみの育成園	施設入所支援	80	(福)高知県知的障害者育成会	782-0051	香美市土佐山田町楠目3660	0887-53-2174	0887-53-2175		○	
	生活介護	80								

事業所名	事業	定員	運営主体	郵便番号	事業所の所在地	電話番号	F A X 番号	主たる対象			
								身体	知的	精神	
障害者支援施設 しゃくなげ荘	施設入所支援	50	(福) 本山育成会	781-3613	本山町北山甲303-1	0887-76-2811	0887-76-2810		○		
	生活介護	50									
障害者支援施設湖水園	施設入所支援	50	高吾北広域町村事務組合	781-1802	仁淀川町高瀬1500番地	0889-32-1133	0889-32-2880		○		
	生活介護	50									
障害者支援施設オイコニア	施設入所支援	50	(福) 明成会	786-0021	四万十町仁井田字倉木462番地	0880-22-8382	0880-22-8271	○	○	○	
	生活介護	54									
障害者支援施設 橋原みどりの家	施設入所支援	80	(福) カルスト会	785-0644	橋原町広野644番地	0889-65-0287	0889-65-0288	○			
	生活介護	80									
障害者支援施設せせらぎ園	施設入所支援	40	(福) 大野見福祉会	789-1410	中土佐町大野見榎/川57番地	0889-57-2179	0889-57-2006		○		
	生活介護	40									
障害者支援施設 大方生華園	施設入所支援	40	(福) 土佐七郷会	789-1934	黒潮町出口4-9	0880-43-3666	0880-43-3886		○	○	
	生活介護	6		789-1933	黒潮町田野浦518番地						
		34									
障害者支援施設大方誠心園	施設入所支援	80	(福) 土佐七郷会	789-1921	黒潮町加持33	0880-43-2139	0880-43-2186		○		
生活介護	80										

○生活介護

常時介護を要する障害のある人が、入浴や食事の介護を受けたり、創作的活動や生産活動を行う事業所です。

○療養介護

病院において常時介護を要する障害のある人に機能訓練、療養上の管理、看護及び日常生活上の支援を行う事業所です。

○自立訓練（機能訓練）

障害のある人が、地域生活を営む上で必要となる身体機能、生活能力の維持向上のための訓練を行う事業所です。

○自立訓練（生活訓練）

障害のある人が、自立した日常生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行う事業所です。

○自立生活援助

施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する障害のある人に生活面の支援を行う事業所です。

○就労移行支援

就労を希望する障害のある人が、生産活動等を通じて、就労に必要な知識や能力を身につける事業所です。

○就労継続支援(A型・B型)

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人が、生産活動等を通じて訓練を行う事業所です。

このうち、A型は雇用契約に基づく就労の機会を提供する事業所で、B型はそれ以外の事業所です。

○就労定着支援

障害のある人が、一般企業等に就職されたあと、一定期間仕事面や生活面での必要な支援を行う事業所です。

事業所名	事業	定員	運営主体	郵便番号	事業所の所在地	電話番号	FAX番号	主たる対象		
								身体	知的	精神
スウェル	継続B	40	(福) ファミージュ高知	780-0056	高知市北本町1丁目8-7	088-820-1221	088-820-1223	○	○	○
ワークセンター太陽	就労移行	15	(福) 太陽福祉会	780-8064	高知市朝倉丁329-1	088-802-7611	088-802-7612			
	継続B	20				088-802-7611	088-802-7612	○	○	○
	就労定着	-				088-802-7611	088-802-7612			
サポートびあ	就労移行	6	(福) 土佐あげぼの会	781-8010	高知市棧橋通3-10-14 高知市棧橋通3-10-12 メゾンタンドル401号室	088-879-0285	088-879-0286			
	継続B	14				088-837-8277	088-837-8278	○	○	○
	就労定着	-				088-879-0285	088-879-0286			
野いちごの場所	継続B	20	(福) 土佐あげぼの会	781-8102	高知市高須本町5-32	088-880-4830	088-880-4831	○	○	○
広場さんばし	継続B	20	(福) さんかく広場	781-8010	高知市棧橋通2丁目7-3	088-856-8866	088-856-8877		○	○
南部障害者福祉センター指定生活介護事業所	生活介護	30	(福) 高知市社会福祉協議会	780-8015	高知市百石町3丁目1-30	088-878-9070	088-878-9071	○	○	○
東部障害者福祉センター「ゆう」	生活介護	20	(福) 昭和会	781-8121	高知市葛島4丁目3番3号	088-885-3471	088-885-3556		○	
ワークスマらい高知 1	就労移行	6	(特非) ワークスマらい高知	780-8011	高知市梅ノ辻4-1	088-854-5577	088-854-5578			
	就労定着	-						○	○	○
	継続B	14		781-0074	高知市南金田28	088-856-8020	088-856-8021			
ワークスマらい高知2・3 (m's factory・sweets factory/STRAWBERRY FIELDS)	継続A	11	(特非) ワークスマらい高知	780-8040	高知市神田1408-12	088-854-3327	088-854-3884		○	○
	継続B	14								
	継続A	22			高知市神田1130-6	088-803-6301	088-803-6302		○	○
	継続B	13								

事業所名	事業	定員	運営主体	郵便番号	事業所の所在地	電話番号	FAX番号	主たる対象		
								身体	知的	精神
みどり作業所	継続B	10	(特非)みどりの手	780-0071	高知市高埴3番25号	088-879-2255	088-879-0284			○
		10		783-0049	南国市岡豊町中島字土居ノ前650-1					○
めざめ	継続B	20	(福)TOSAいづみ	780-0901	高知市上町4丁目8-25	088-872-7851	088-872-7855			○
オーシャンクラブ	継続B	40		781-0270	高知市長浜6193番地	088-802-8232	088-802-8233			
作業所もえぎ	生活介護	10	(特非)高知県自閉症協会	781-0311	高知市春野町芳原801-1	088-803-4630	088-803-4633	○	○	○
		10								
	継続B	10			高知市春野町芳原737-1	088-841-9576	088-803-4750			
		10			高知市口細山206-9	088-843-8664	088-843-8664			
Renee福祉サービス	継続A	30	(特非)まあるい心ちやれんじどの応援団	780-8066	高知市朝倉己785番地6	088-855-4141	088-855-4144	○	○	○
ライフ・ステージ 蒼空舎 (あおぞらファクトリー)	継続B	25	(福)こうち福祉会	781-0304	高知市春野町西分1188-1	088-894-5556	088-894-5870		○	
		15		780-8040	高知市神田146-74	088-843-7860	088-844-2937			
すずめ旭天神センター	生活介護	25	(福)すずめ福祉会	780-0955	高知市旭天神町301番地	088-828-4466	088-828-4467	○	○	○
	継続B	15								
	生活介護	10			高知市北端町69番7	088-855-9925	088-855-9926			
すずめ共同作業所	生活介護	35	(福)すずめ福祉会	781-0802	高知市丸池町1番1-15号	088-883-6011	088-883-6024	○	○	○
	継続B	15								
		10			高知市丸池町1番1-14号					
すずめ通所センター	生活介護	24	(福)すずめ福祉会	781-8136	高知市一宮西町1丁目36-1	088-846-1919	088-846-1929	○	○	○
		6			高知市一宮西町1丁目37-17					
	生活介護	10			高知市五台山406番地10	088-878-0388	088-861-3223			
多機能型就労支援事業所 虹の夢	継続A	10	(株)四国ライフケア	781-0270	高知市長浜1440-1	088-837-9330	088-841-9330	○	○	○
	継続B	10								
	就労移行	10			高知市長浜1349-1	088-854-9605	088-841-3270			
	継続B	20								
障害福祉サービス事業所 あさひ・はばたき	継続B	20	(特非)あさひ会	780-0936	高知市赤石町73-2	088-822-5023	088-803-6162	○	○	○
		20		781-8134	高知市一宮中町1丁目3-60	088-800-1198	088-800-1198			
作業所ひまわり	継続B	10	(福)高知県知的障害者育成会	780-8015	高知市百石町3丁目1-30	088-832-3200	088-832-3200	○	○	○
		10		780-0870	高知市丸ノ内1丁目2-20県庁地下	088-823-9613				
維新工房きらり	継続A	25	(福)香南会	781-0270	高知市長浜字菰蒲谷4983-2	088-805-2514	088-805-2515	○	○	○
就労サポートセンター かみまち	就労移行	10	(特非)ブルースター	780-0901	高知市上町3丁目4番23号	088-872-2644	088-872-2645	○	○	○
	継続B	10								
	生活訓練	14								
	就労定着	-								
ライフ・ステージ 第2あおぞら	継続B	20	(福)こうち福祉会	780-0928	高知市越前町2丁目13-12	088-823-8832	088-821-9937		○	○
					高知市越前町2丁目10-21					
				780-0911	高知市新屋敷1丁目4-1					
せるぼ	継続A	10	せるぼ(株)	780-0945	高知市本宮町105番地25	088-855-6101	088-855-6102	○	○	○
	継続B	10								
昭光園	生活介護	40	(福)昭和会	780-0056	高知市北本町4丁目2番49号	088-884-6128	088-884-6355		○	
	継続B	30								
アルペーテ	就労移行	10	(福)ファミリーユ高知	781-0313	高知市春野町内ノ谷63番地6	088-842-1921	088-842-2601	○	○	○
	継続B	40								
	就労定着	-								
ポーチカ	継続B	20	(特非)るーちえ	781-0806	高知市南金田5番6号	088-855-6402	088-855-6403	○	○	○
ワークスみらい高知4 (甘味茶寮さくらさく。)	継続A	10	(特非)ワークスみらい高知	780-8031	高知市大原町109	088-855-6655	088-855-6656		○	○
	継続B	10								
こだかさ障害者支援 センター	継続A	10	(福)小高坂更生センター	780-0928	高知市越前町2丁目4番5号	088-873-0821	088-871-4700	○	○	○
	継続B	44								

事業所名	事業	定員	運営主体	郵便番号	事業所の所在地	電話番号	FAX番号	主たる対象		
								身体	知的	精神
青い空	継続B	20	(特非)脳損傷友の会青い空	780-8014	高知市塩屋崎町2丁目12-42	088-803-4100	088-803-4420			
		10		780-0843	高知市廿代町2-22			○	○	○
		10		781-1300	越知町越知甲1695-1					
ライフ・ステージ あおぞらセンター	生活介護	30	(福)こうち福祉会	780-8040	高知市神田60-7	088-844-2829	088-844-2937		○	
涅槃の家	生活介護 継続B	15 25	(福)ねはんの会	781-0303	高知市春野町弘岡下2454-28	088-894-5100	088-894-5053		○	
生活介護事業所 第二あじさい園	生活介護	20	(福)高知小鳩会	781-0321	高知市春野町秋山2801-15	088-894-2828	088-894-6688		○	
生活介護事業所 こばと作業所	生活介護	20	(福)高知小鳩会	780-8072	高知市曙町1丁目4-34	088-850-7703	088-850-7704		○	
独立行政法人 国立病院機構高知病院	生活介護	5	(独)国立病院機構高知病院	780-8077	高知市朝倉西町1-2-25	088-844-3111	088-828-4664	○	○	
独立行政法人 国立病院機構高知病院	療養介護	120	(独)国立病院機構高知病院	780-8077	高知市朝倉西町1-2-25	088-844-3111	088-828-4664	○	○	
指定就労継続支援B型事業 所きずな	継続B	20	(福)高知市社会福祉協議会	780-0935	高知市旭町2丁目21-6	088-873-7790	088-873-7790	○	○	○
さんかく広場	継続B	30	(福)さんかく広場	780-0064	高知市和泉町15-16	088-822-2523	088-822-2528			○
てく・とこ・せと	宿泊型自立訓練	22	(福)てくとこ会	781-0252	高知市瀬戸東町3丁目109	088-841-2144	088-841-2298			
	生活訓練	20							○	○
ワークスみらい高知6 (ひだまり小路土佐茶カ フェ)	継続A 継続B	10 10	(特非)ワークスみらい高知	780-0841	高知市常屋町2丁目1-31	088-855-7753	088-855-8753		○	○
自立訓練(生活訓練) インテグレーション	生活訓練	20	(特非)高知ダルク	780-0870	高知市本町5丁目6番35号 つちばしビル1階	088-856-8106	088-856-8106			○
おしごと画楽	継続B	20	(有)ファクトリー	780-0822	高知市はりまや町3丁目16番8号	088-878-8765	088-878-8685		○	○
はあと33番地	生活介護	6	(特非)Open Heart	781-0803	高知市弥生町3-16	088-882-1226	088-882-1226	○	○	
ポーチカⅡ	継続B	20	(特非)るーちえ	781-0806	高知市知寄町2丁目3番7号	088-855-6402	088-855-6403	○	○	○
生活介護事業所 あすか	生活介護	20	(福)昭和会	780-8040	高知市神田1637-4	088-855-6766	088-855-5678		○	
Life time	継続B	20	(特非)Life time	780-0046	高知市伊勢崎町11番10号	088-821-8537	088-821-8537	○	○	○
就労継続支援B型事業所 リットの風	継続B	20	(福)秦ダイヤライフ福祉会	781-0011	高知市勤野北町2丁目25番10号	088-846-2283	088-846-2288		○	○
オウンパス	継続A	10	(福)ファミリー高知	780-0056	高知市北本町1丁目8-7	088-820-1221	088-820-1223	○	○	○
就労継続支援B型事業所 ユウアンドアイ	継続B	20	ユウアンドアイ(株)	781-8010	高知市棧橋通3丁目14-11 田中ビル2F	088-881-5100	088-881-5101		○	○
えだは	就労移行 就労定着	16 -	(株)24ORISING	781-5103	高知市大津乙1024-3	088-866-0240	088-866-0242	○	○	○
てとてあさひ	継続B	20	(一社)視覚障害サポートステーショ ンこうち	780-0938	高知市旭駅前町31	088-881-0575	088-881-5484	○ 視覚		
ラフル	継続B	10	(医)須藤会	780-0062	高知市新本町2丁目10番24 土佐病院	088-822-3357	088-872-2027			○
	継続B	10		780-0062	高知市新本町2丁目6-1					○
生活介護事業所 デイサー ビスセンター幸のつとめ瀬 戸事業所	生活介護	20	(株)幸	781-0253	高知市瀬戸南町1丁目1545-1	088-855-8377	088-855-8378	○		
生活介護事業所 にじいろ ホーム介良	生活介護	20	(株)四国ライフケア	781-5106	高知市介良乙1195-1	088-802-6830	088-802-6831	○	○	○
指定就労継続支援A型事業 所あいる	継続A	15	(株)アイル	780-8050	高知市鴨町858番地1	088-854-6110	088-840-1171	○	○	○
就労継続支援 うさぎ	継続A	10	(一社)はな車	780-8040	高知市神田693番地1	088-802-7670	088-802-7671		○	○
	継続B	10		780-8040	高知市神田688番地6	088-802-7670	088-802-7671	○ 一部	○	○
しばてん大学農学部 ひこばえ	継続B	20	(特非)しばてん大学農学部ひこばえ	780-0056	高知市北本町1丁目13番3号 上雅ビル2階	088-855-7989	088-855-7989	○ 一部	○	○
TOY connections	継続A	20	(同)TOY connections	780-0915	高知市小津町3-19 生涯学習健康センターキラヴィ 1階	088-855-3273	088-855-3274		○	○
生活介護事業所 にじいろホーム上町	生活介護	20	(株)四国ライフケア	780-0921	高知市井口町11	088-802-7633	088-802-7634	○	○	○
就労支援事業所 フィオーレ高知	継続B	10	(株)リーベ	780-8017	高知市南竹島町16番地9	088-856-5155	088-856-5155	○ 一部	○	○
	継続B	10		780-0870	高知市高見町200-1	088-856-5422	088-856-5424	○ 一部	○	○
就労継続支援B型 おさかなくらぶ	継続B	20	(株)おさかなくらぶ	780-0066	高知市比島町3丁目19番8号	088-856-8841	088-856-8842	○	○	○
シーグラスこうち	継続A	10	(株)ライフパス	781-5103	高知市大津乙1204番地1	088-856-9930	088-856-9932		○	○
	継続B	10		781-0240	高知市横浜179番地16号	088-821-8501	088-821-8502	○ 一部	○	○
デイサービスセンター りん・わかくさ	生活介護	5	(株)梅ノ木コーポレーション	780-8081	高知市若草町16番11-8号	088-881-1892	088-850-9031	○	○	
相談支援事業所 アイビー	自立生活援助	20	(株)堀	780-0056	高知市北本町1丁目4番25号	088-881-5218	088-881-5219			○
クウォール	継続A	20	クウォール(株)	781-5101	高知市布師田3976-4	088-845-8883	088-846-0312		○	○
重症児・者サービス ずうーっと	生活介護	5	(特非)みらい予想図	781-0074	高知市南金田11番5号	088-881-1200	088-881-1201	○	○	
リエール	継続A	20	(株)千手	780-8033	高知市南はりまや町1-17-1 ケンタッキービル1階西号室	088-802-7530	088-802-7531	○ 一部	○	○
生活介護事業所 にじいろホーム瀬戸	生活介護	20	(株)四国ライフケア	781-0270	高知市長浜1345-5	088-855-6963	088-855-6964	○	○	○

事業所名	事業	定員	運営主体	郵便番号	事業所の所在地	電話番号	FAX番号	主たる対象		
								身体	知的	精神
アクアネイチャー	継続B	20	(株)アクアネイチャー	780-0965	高知市福井町3127	088-802-8741	088-802-8742	○	○	○
就労継続支援B型事業所アルコ	継続B	20	(一社)ソレイユ	780-8011	高知市梅ノ辻1番6号リヴィエラ梅ノ辻	088-879-8568	088-879-8568		○	○
サスケ設計工房高知	継続A	20	サスケITサービス(株)	781-0801	高知市小倉町3番30号 フジグラン葛島店2階	088-861-1170	088-861-1171	○	○	○
障害福祉サービス事業所わかさ・あさくら	継続B	10	(特非)あさひ会	780-8050	高知市鴨部979-28	088-844-4740	088-844-4740	○	○	○
		10		780-8061	高知市朝倉甲557-1	088-840-4550	088-840-4550			
楽(らっく)学	生活介護	20	合同会社My s i g	780-0965	高知市福井町1697番地1	088-856-9724	088-856-9725	○	○	○
就労継続支援B型 凧	継続B	20	(株)高知ハウジングコンサルタント	781-8104	高知市高須2丁目15番50号	088-855-6305	088-855-6306	○	○	○
えれべと(e l e v a t e)	継続B	10	(株)24ORISING	781-8132	高知市一宮東町1丁目27番9号	088-856-9024	088-856-902	○	○	○
		10		781-8133	高知市一宮徳谷1番11号 泉ハイツ1階105号室	088-846-1240	088-846-1240			
多機能型プラットホーム・かもべ	生活介護	5	(特非)みらい予想図	780-8051	高知市鴨部上町15番1号	088-855-7384	088-855-7385	○	○	
共同作業所むろとうみがめ	継続B	20	(特非)むろとうみがめの会	781-7109	室戸市領家87番地	0887-23-3245	0887-23-3245	○	○	○
ゆうハート安芸	継続B	20	(特非)ゆうハート安芸の会	784-0004	安芸市本町5-3-5	0887-34-8286	0887-34-8286			○
共同作業所ホップあき(就労継続支援B型)	継続B	20	(特非)ホップあきの会	784-0007	安芸市寿町7-22	0887-34-1438	0887-37-9428		○	
共同作業所ホップあき(生活介護)	生活介護	20	(特非)ホップあきの会	784-0007	安芸市寿町7-22	0887-34-1438	0887-37-9428		○	
安芸市ワークセンター	継続B	40	(福)安芸市身体障害者福祉会	784-0027	安芸市宝永町464-1	0887-34-3644	0887-34-3712	○	○	○
多機能型事業所TEAMあき	就労移行	6	(一社)こうち絆ファーム	784-0004	安芸市本町3丁目10-35	0887-37-9071	0887-37-9072		○	○
	継続B	30								
就労支援センターコーケン	継続A	10	(株)コーセー	783-0062	南国市久礼田368	088-862-3886	088-862-3887	○	○	○
	継続B	10								
就労支援センターコーケン第二	継続B	24	(株)コーセー	783-0062	南国市久礼田422-5	088-855-6080	088-855-6084	○	○	○
きてみいや	継続B	30	(福)きてみいや	783-0014	南国市元町3-1-6	088-878-6399	088-863-0677		○	
土佐希望の家医療福祉センター(生活介護)	生活介護	20	(福)土佐希望の家	783-0022	南国市小籠107番地	088-863-2939	088-863-2986		○	
ウィッシュかがみの	生活介護	40	(福)高知県知的障害者育成会	783-0028	南国市陣山字弥市531-1	088-855-6180	088-855-6181		○	○
コージー	生活介護	20	(福)コージー南国	783-0062	南国市久礼田139-4	088-862-1084	088-862-1083	○	○	○
	継続B	20								
ウィール社	継続B	20	(福)土佐厚生会	783-0052	南国市左右山269番地1	088-862-3455	088-862-3457	○	○	○
サスケ設計工房南国	継続A	20	サスケITサービス㈱	783-0014	南国市元町1丁目8番2号	088-821-7515	088-821-7516	○	○	○
土佐希望の家医療福祉センター(療養介護)	療養介護	142	(福)土佐希望の家	783-0022	南国市小籠107	088-863-2131	088-863-2133	○	○	
南国にしがわ農園	継続B	20	(一社)エンジェルガーデン南国	783-0073	南国市亀岩1008番地	088-802-8801	088-802-8802		○	
就労支援事業所からふる	継続B	20	(特非)うーたん	783-0004	南国市大楠甲1960番地2	088-879-8012	088-879-8013		○	
就労支援A型事業所グレイスファーム	継続A	10	(同)グレイスファーム	783-0011	南国市後免町2丁目1番35号	080-8639-7471	088-856-9473	○	○	○
就労支援事業所未来ドア	就継B	20	(特非)結人の袖	783-0029	南国市西山1089番5	088-877-5702	088-877-5702	○	○	○
障害者就労継続支援B型事業所カトレア	継続B	10	(福)土佐厚生会	781-1143	土佐市波介1237	088-828-5252	088-856-6262	○	○	○
		10		781-1153	土佐市塚地字中スカ1113番地7					
就労支援事業所ひかりの村	継続B	20	(福)光の村	781-1154	土佐市新居2861	088-856-1075	088-856-1203		○	○
つくし作業所	継続B	20	(福)くすのき	781-1105	土佐市蓮池980番地5	088-852-5618	088-852-5608		○	○
第1太陽福祉園	生活介護	35	(福)太陽福祉会	781-1143	土佐市波介1276-4	088-850-2385	088-852-6125		○	
第2太陽福祉園	継続B	20	(福)太陽福祉会	781-1143	土佐市波介596	088-852-7332	088-852-7744		○	
作業所土佐	生活介護	10	(福)土佐福祉会	781-1102	土佐市高岡町乙1393番地1	088-852-4200	088-852-4259	○	○	○
	継続B	10								
作業所土佐ひまわり舎	生活介護	20	(福)土佐福祉会	781-1101	土佐市高岡町甲2097-1	088-855-3928	088-855-3926	○	○	○
土佐ふれあい工房	生活介護	20	(福)土佐福祉会	781-1102	土佐市高岡町乙3553	088-850-2130	088-850-2135	○	○	○
就労支援センター「らいふ」	継続B	20	(福)高知県知的障害者育成会	785-0044	須崎市吾井郷乙1834-3	0889-42-2935	0889-42-9688		○	
共同作業所ゆら・ら	継続B	20	(特非)ゆら・ら	785-0031	須崎市土崎町2番27号	0889-40-0010	0889-40-0010	○	○	○
多機能型事業所STEP ONE	生活介護	10	(特非)STEP ONE	785-0030	須崎市多ノ郷甲5483番地5	0889-42-3115	0889-42-3116	○	○	○
	継続B	30								

事業所名	事業	定員	運営主体	郵便番号	事業所の所在地	電話番号	FAX番号	主たる対象		
								身体	知的	精神
生活介護事業所山ももの家	生活介護	20	(福)須崎市福祉事業協会	785-0024	須崎市安和216番1	0889-42-5090	0889-42-5098	○	○	○
社会就労センター 山ももの家	継続B	20	(福)須崎市福祉事業協会	785-0024	須崎市安和216番1	0889-42-5090	0889-42-5098	○	○	○
ひかり共同作業所	継続B	20	(特非)ひかりの会	788-0273	宿毛市小筑紫町福良16番地4	0880-67-2902	0880-67-2902	○	○	○
				788-0004	宿毛市長田町3-15					
幡多希望の家医療福祉センター 多機能型事業所さくらんぼ	生活介護	10	(福)土佐希望の家	788-0785	宿毛市山奈町芳奈3365番地	0880-66-2212	0880-66-2215	○	○	
幡多希望の家医療福祉センター	療養介護	51	(福)土佐希望の家	788-0782	宿毛市平田町中山867番地	0880-66-2212	0880-66-2215	○	○	
就労支援事業所 ひだまり	継続B	20	(福)高知西南福祉協会	788-0009	宿毛市駅東町四丁目801番地	0880-63-2960	0880-63-2960		○	
ワークセンターすくも	生活介護	6	(福)高知西南福祉協会	788-0031	宿毛市貝塚19-21	0880-63-5650	0880-63-5653		○	
	継続B	14								
なないろ工房	継続B	10	(特非)かざぐるま	788-0783	宿毛市平田町戸内2121番地7	0880-66-2709	0880-66-2709	○	○	○
はた相談支援センター なっと	自立生活援助	-	(特非)幡多ウェルフェアネット	788-0001	宿毛市中央3丁目2-15	0880-63-9900	0880-63-9922	○	○	○
さんごはうす共同作業所	継続B	10	(福)さんご福祉会	787-0336	土佐清水市加久見1464-262	0880-82-0774	0880-82-3599		○	
		10		787-0323	土佐清水市寿町210番地					
福祉工場「中村」A型	継続A	20	(福)幡多手をつなぐ育成会	787-0019	四万十市具同325番地	0880-37-6300	0880-37-6302	○	○	○
福祉工場「中村」B型 「ウィズ」	継続B	20	(福)幡多手をつなぐ育成会	787-0019	四万十市具同321番地	0880-34-8212	0880-34-8213	○	○	○
あゆみ共同作業所	継続B	20	(福)あゆみ福祉会	787-0019	四万十市具同7407-7	0880-37-4725	0880-37-0778	○	○	○
共同作業所 「きっと」・「森のいえ」	継続B	20	(特非)四万十なかまの会	787-0014	四万十市駅前町10番3号	0880-34-1963	0880-34-1963			○
		20		787-1222	四万十市手洗川1847-1	0880-38-2900	0880-38-2900			
多機能事業所「アオ」	就労移行	-	(福)高知県知的障害者育成会	787-0010	四万十市中村一条通4丁目5-23	0880-34-6670	0880-35-3590	○	○	○
	継続B	24								
	就労定着	-								
四万十工房	継続B	10	(福)一条協会	787-1107	四万十市岩田230-10	0880-34-2711	0880-31-0447		○	
	生活介護	20								
ピーす	継続B	20	(特非)ピーす	787-1612	四万十市西土佐津野川236-21	0880-52-1333	0880-49-0001	○	○	○
土佐しまんと本舗	継続B	35	(有)和	787-0031	四万十市中村東下町10	0880-35-0365	0880-35-0365	○	○	○
共同作業所ほっとハート	生活訓練	6	(福)ほっとハート	787-0023	四万十市中村東町1丁目5番22号	0880-34-2373	0880-34-9525	○	○	○
	継続B	14								
Re・Guru	継続B	20	(特非)四葉のクローバー	787-0031	四万十市中村東下町17番地	0880-34-8405	0880-34-8406	○	○	○
共同作業所あっぱれ	継続B	20	L&G(株)	787-1106	四万十市佐田32番地14	0880-34-1555	0880-34-1554	○	○	
いきいき	生活介護	20	(福)香南会	781-5310	香南市赤岡町1160番地1	0887-55-2888	0887-55-5655	○	○	
風車の丘あけぼの	就労移行	6	(福)土佐あけぼの会	781-5233	香南市野市町大谷1444-46	0887-56-4530	0887-56-4509	○	○	○
	継続B	14								
香南くろしお園	生活介護	20	(福)高知県知的障害者育成会	781-5331	香南市香我美町下分960-1	0887-55-3130	0887-54-0126		○	○
	継続B	20								
みかんの丘あけぼの	継続A	10	(福)土佐あけぼの会	781-5452	香南市香我美町下分684-1	0887-50-6566	0887-50-6567	○	○	○
	就継B	10								
あおい	生活介護	6	(株)アルファ	781-5601	香南市夜須町坪井67-4	088-855-9225		○	○	○
	継続B	14								
SORA	継続A	40	(福)高知県知的障害者育成会	782-0051	香美市土佐山田町楠目18-4	0887-52-0101	0887-52-0175		○	
パワーズ山田	生活介護	40	(福)高知県知的障害者育成会	782-0051	香美市土佐山田町楠目3660	0887-53-3913	0887-53-3916		○	
ワークセンター第二白ゆり	生活介護	20	(福)愛成会	782-0016	香美市土佐山田町山田1189-1	0887-57-0358	0887-57-0372		○	
	継続B	10								
ワークセンター白ゆり	継続B	34	(福)愛成会	782-0016	香美市土佐山田町山田1319	0887-52-1160	0887-57-0337		○	
	生活訓練	6								
第2香南くろしお園	継続B	20	(福)高知県知的障害者育成会	781-5703	芸西村西分甲1145	0887-33-3670	0887-33-2384		○	○
やさいのちから	継続B	20	(株)ワクワク	781-5701	芸西村和食甲99-7	0887-33-2200	0887-33-2205	○	○	○
就労継続支援B型事業所 ゆずのかけはし	継続B	20	(同)OHANA	781-6402	奈半利町乙1527番地1	0887-30-1951	0887-30-1951		○	○

事業所名	事業	定員	運営主体	郵便番号	事業所の所在地	電話番号	FAX番号	主たる対象		
								身体	知的	精神
りんどう	継続B	10	(福) 本山人育成会	781-3613	本山人北山甲303-1	0887-76-2811	0887-76-2810		○	
		10		781-3613	本山人本山529-3				○	
障害者就労継続支援B型 ワークセンターファースト	継続B	10	(福) 土佐厚生会	789-0301	大豊町高須231	0887-72-1570	0887-72-1571	○	○	○
れいほくの里どんぐり	継続B	20	(特非) れいほくの里どんぐり	781-3521	土佐町田井1488-1	0887-82-2550	0887-82-2550		○	○
作業所ら・ら・ら	継続B	20	(特非) ら・ら・ら会	781-2100	いの町6032-3	088-893-6411	088-893-6411		○	○
就労継続支援B型事業所 なのはな	継続B	20	(福) さくら福祉事業会	781-2110	いの町6032-3	088-850-4950	088-850-4951	○	○	○
就労継続支援B型事業所 TEAMいの	継続B	20	(一社) こうち絆ファーム	781-2120	いの町枝川2882番地7	088-821-9465	088-821-9466		○	○
鯉乃國の萬屋	継続B	10	(福) 中土佐町社会福祉協議会	789-1301	中土佐町久礼6551-1	0889-52-4303	0889-52-4203	○	○	○
		10		789-1301	中土佐町久礼6551-3					
生活介護事業所 さくらんぼ	生活介護	20	(福) さくら福祉事業会	789-1201	佐川町甲1037-1	0889-22-9458	0889-22-9467	○	○	
こじやんとはたらき家 さかわ	継続B	35	(特非) わくわくライフステージ	789-1204	佐川町加茂1209	0889-22-7887	0889-22-9901		○	○
就労継続支援B型事業所 さくら福祉事業所	継続B	20	(福) さくら福祉事業会	789-1201	佐川町字寺中甲1037-1	0889-22-2113	0889-22-5369	○	○	○
ほほえみ	継続A	10	(株) 太陽	789-1201	佐川町甲1128-18	0889-22-5585	0889-22-5570	○	○	○
	継続B	10								
就労継続支援B型事業所 どんぐり	継続B	20	(福) さくら福祉事業会	781-1301	越知町越知甲1979	0889-20-1116	0889-20-1117	○	○	○
竹ぼうきの会	継続B	10	(特非) 橋原竹ぼうきの会	785-0612	橋原町橋原1437	0889-65-0320	0889-65-0320	○	○	○
ライフファクトリー 茂平	就労移行	6	(特非) 日高わのわ会	781-2153	日高村本郷512	0889-24-4004	0889-20-1722	○	○	○
	継続B	14		781-2152	日高村沖名3-2					
どんぐり農園 グリュエネ	継続B	15	(福) 津野町社会福祉協議会	785-0503	津野町芳生野甲200-2	0889-62-3280	0889-62-3519	○	○	○
		15		785-0202	津野町姫野々431番地1	0889-55-2115	0889-55-2119			
作業所由菜の里	継続B	20	(特非) 由菜の里	786-0012	四万十町北琴平町4-8	0880-22-3702	0880-22-3702	○	○	○
就労継続支援多機能型 事業所しまんと創庫	継続A	10	(有) 西宮物産	786-0017	四万十町神ノ西1229番地2	0880-22-3741	0880-22-0718	○	○	○
	継続B	30								
	就労定着	-								
就労継続支援B型事業所 あさぎり	継続B	20	(福) さくら福祉事業会	786-0004	四万十町茂串町1-14	0880-22-4638	0880-22-1808	○	○	○
就労継続支援B型事業所 やまびこ	継続B	20	(福) さくら福祉事業会	786-0301	四万十町大正190	0880-29-4777	0880-29-4778	○	○	○
共同作業所わらわら	継続B	10	(特非) つながり	787-0803	三原村来栖野321番地1	0880-46-3233	0880-46-2425	○	○	○
就労支援事業所 ジョブなしろ	継続B	30	(福) 土佐七郷会	789-1933	黒潮町田野浦524	0880-43-4666	0880-43-3886		○	○
	就労定着	-								
共同作業所ニコの種	継続B	10	(特非) ニコの種	789-1720	黒潮町佐賀501番地1	0880-55-3356	0880-55-3356		○	
生活介護事業所 みなとがわ	生活介護	20	(福) 土佐七郷会	789-1913	黒潮町奥湊川2243	0880-31-3300			○	

○共生型障害者通所支援事業所

(令和6年5月1日現在)

介護保険と障害福祉どちらか一方の制度指定を受けている事業所で両方の制度の利用者（障害者・障害児・高齢者）が同じ空間で過ごせるように一体となってサービスを提供します。

事業所名	事業	定員	運営主体	郵便番号	事業所の所在地	電話番号	FAX番号	主たる対象		
								身体	知的	精神
デイサービス元気	生活介護	10	(有)アシスタント高知	781-0241	高知市横浜新町5丁目2510	088-837-5200	088-837-5201	○	○	○
デイサービスセンターりん	生活介護	18	(株)梅ノ木コーポレーション	780-8077	高知市朝倉西町1丁目5-7	088-850-9030	088-850-9031	○	○	
デイサービスゆうゆう	生活介護	10	(株)ゆうゆう	780-8076	高知市朝倉東町10-9	088-879-2778	088-879-2772	○	○	○
アシストジャパン デイサービスセンター7号館	生活介護	25	(有)アシストジャパン	781-8003	高知市北新田町18-30	088-837-8907	088-834-0211	○	○	○
デイサービスセンター はる棧橋	生活介護	18	(株)はる	781-8007	高知市仲田町5-24	088-855-3335	088-856-3887	○	○	○
多機能型支援事業所 すてつぷ	生活介護	10	(一社)高知自立支援協会	781-8134	高知市一宮中町3丁目13-48	088-802-8223	088-803-4029		○	○
にじいろじかん針木	生活介護 機能訓練	18	(株)四国ライフケア	780-8086	高知市針木東町7-32	088-840-0722	088-840-0662	○	○	○
放課後等デイサービスほっと	生活介護	10	(一社)高知自立支援協会	781-8003	高知市北新田町10-15 グランリーオ1F	088-855-8717	088-854-8723		○	○
こじやリハこうち	生活介護	10	(株)らいさす	781-8135	高知市一宮南町1丁目15番13号 マルナカ高知インター店2階	088-855-3719	088-855-3779	○	○	○
デイサービスセンター はまちどり	生活介護	30	(福)安芸市社会福祉協議会	784-0007	安芸市寿町2-3	0887-35-8188	0887-35-8187	○	○	○
でいさーびす うちんく和なんごく	生活介護	20	(株)和	783-0006	南国市篠原706-1	088-802-5818	088-802-5819	○	○	○
でいさーびす うちんく和のいち	生活介護	20	(株)和	781-5232	香南市野市町西野2558-1	0887-52-8220	0887-52-8221	○	○	○
こじやリハのいち	生活介護	18	(株)らいさす	781-5232	香南市野市町西野166-1	0887-50-1252	0887-50-1253	○	○	○
こじやリハやまだ	生活介護	18	(株)らいさす	782-0007	香美市土佐山田町東本町4丁目1番地45号	0887-52-8222	0887-52-8223	○	○	○
仁淀川町デイサービス センターひなた荘	生活介護	18	(有)ぬくもり介護センターおの	781-1801	仁淀川町森4287番地	0889-32-1500	0889-32-1502	○	○	○
デイサービスセンター池川	生活介護	40	(福)仁淀川町社会福祉協議会	781-1606	仁淀川町土居甲921-1	0889-34-2069	0889-34-3535	○	○	○
デイサービスセンターせいらん荘	生活介護	40	(福)仁淀川町社会福祉協議会	781-1911	仁淀川町長者乙2435番地	0889-32-2233	0889-32-2296	○	○	○
小規模多機能型事業所 寿幸園サテライトいの	生活介護	9	(福)伊野福祉会	781-2107	いの町駅前町14	088-850-1330	088-850-1331	○	○	○
佐川町社会福祉福祉協議会 共生型小規模多機能 ぶらっとホームさかわ	生活介護	6	(福)佐川町社会福祉協議会	789-1201	佐川町甲377番地イ	0889-22-2022	0889-22-2023	○	○	○

◎その他施設一覧

地域活動支援センター

(令和6年5月1日現在)

障害のある人に、創作的活動又は生産活動の機会を提供したり、社会との交流の促進などの便宜を供与します。

形態	名称	運営主体	施設の所在地	電話番号	FAX番号
Ⅰ型	地域生活支援センター 広場をよかぜ	(福)さんかく広場	高知市棧橋通2-7-3	088-837-1080	088-837-1088
	地域活動支援センター てく・とこ・瀬戸	(福)てく・とこ会	高知市瀬戸東町3-109	088-842-8130	088-841-2298
	地域活動支援センターあけぼの	(福)土佐あけぼの会	香南市香我美町下分684-1	0887-57-7180	0887-57-7181
	地域活動支援センターゆくり	(医)一条会	四万十市駅前町10-22	0880-35-6120	0880-35-6122
	地域活動支援センターつどい処	(福)中土佐町社会福祉協議会	中土佐町久礼6551-3	0889-52-2880	0889-52-2880
	地域活動支援センターくろしお	(福)黒潮町社会福祉協議会	黒潮町入野2017番地1	0880-43-2835	0880-43-0317
Ⅱ型	アートセンター画楽	(有)ファクトリー	高知市はりまや町3-16-8	088-878-8765	088-878-8685
	地域活動支援センター「香美」	(福)高知県知的障害者育成会	香美市土佐山田町1689-1	0887-53-7077	0887-52-8088
	たいよう	(福)尽心会	土佐清水市以布利55	0880-82-8899	0880-82-8900
	地域活動支援センターニコスマイル	(福)安芸市社会福祉協議会	安芸市本町3丁目3-7	0887-34-3540	0887-37-9555
Ⅲ型	地域活動支援センター 福祉ショップハートフル事業所	(特非)高知市身体障害者連合会	高知市越前町1-4-6	088-873-5564	088-873-5564
	ボビー事業所	(公財)高知県身体障害者連合会	高知市本町4-1-37 高知県社会福祉センター1F	088-872-9497	088-872-7590
	地域活動支援センター「南国」	(福)高知県知的障害者育成会	南国市日吉町2-3-28 社会福祉センター2階	088-854-8100	088-855-6900
	土佐市地域活動支援センター	(福)太陽福祉会	土佐市高岡町甲31-9	088-852-2577	088-852-2577
	須崎市地域活動支援センター	(特非)STEP ONE	須崎市山手町1番7号	0889-59-3115	0889-59-3116
基礎 事業	津野町地域活動支援センター	(福)津野町社会福祉協議会	津野町姫野々431-1	0889-55-2115	0889-55-2119
	地域活動支援センターやまびこ	(福)さくら福祉事業会	四万十町大正190	0880-29-4888	0880-29-4778
	地域活動支援センターあおぞら	(特非)構原竹ぼうきの会	構原町構原1437	0889-65-0320	0889-65-0320

◎障害児施設等一覧

障害児通所支援事業所（令和6年5月1日現在）

事業所名称	児童発達支援	サ イ 放 課 ビ ス 等 デ イ	支 援 所 等 訪 問	定員	運営主体	郵便番号	事業所の所在地	連絡先	
								電話番号	FAX番号
高知県立療育福祉センター	◎		●	20	高知県	780-8081	高知市 若草町10-5	088-844-1921	088-840-4935
児童発達支援センターしんほんまち	◎		●	30	(福) 昭代会	780-0062	高知市 新本町2丁目15番22号	088-803-5701	088-803-5702
児童発達支援センターしんほんまち		●		10					
児童発達サポートセンターきらり	●	●	●	10	(特非) 高知県自閉症協会	781-0311	高知市 春野町芳原737番地	088-803-4440	088-803-4750
障害児通所支援事業所びたみん	●	●		10	(同) ウエル	781-5102	高知市 大津甲532-15	088-856-7311	088-856-7312
グッドスマイル高知		●		10	(株) GOOD SMILE	781-0083	高知市 北御座11-13 2F	088-855-8775	088-855-8776
グッドスマイル朝倉		●		10	(株) GOOD SMILE	780-8088	高知市 針木本町9番8号	088-855-5876	088-855-5876
UプロセッションⅠ・Ⅱ／ミニプロ		●		10	(一社) U-プロジェクト	781-0081	高知市 北川添24-13 2階	088-855-7716	088-855-7718
UプロセッションⅠ・Ⅱ／ミニプロ	●	●		10			高知市 北川添24-13 1階		
ルート		●		10	(株) ルート	781-8104	高知市 高須2丁目17番15号 吉田ビルⅡ 1階	088-880-0082	088-880-0083
SMILE PLUS mite		●		10	(株) SMILE PLUS	780-8052	高知市 鴨部1丁目19番12号 いく代ビル201号	088-843-7567	088-843-7567
ぼすてる		●		10	(同) ぼすてる	780-0822	高知市 はりまや町3-3-3 GAIAビル5F	088-882-1980	088-882-1980
SMILE PLUS baum		●		10	(株) SMILE PLUS	781-0015	高知市 鶴野西町2丁目1-13	088-803-7030	088-803-7030
ボルカ	●	●	●	10	(株) ボルカ	781-8121	高知市 葛島4丁目2-24	088-821-6761	088-821-6762
ラビック		●		10	ラビック (同)	781-8136	高知市 一宮西町4丁目24-20	088-821-6366	088-856-6352
ルート・2号店	●	●		10	(株) ルート	780-0967	高知市 福井東町39-5-9	088-821-6770	088-821-6771
カラフル・ピース	●	●	●	10	(有) ノーブルサベージ	780-0072	高知市 杉井湊16-5 俄屋ビル2階・3階	088-855-9742	088-855-9743
おひさまキッズ	●	●	●	10	(株) Kids Unlimited	780-0052	高知市 大川筋2丁目1-39	088-856-8833	088-856-8843
Clover Kids	●	●	●	10	(一社) Team Clover	780-0981	高知市 一ツ橋町2丁目27番地2 バームビル1階	088-856-8700	088-856-8701
	●	●	●	10			高知市 一ツ橋町2丁目27番地2 バームビル2階		
キッズふれんず		●		10	フレンズ (株)	781-8122	高知市 高須新町4丁目2-27	088-854-7117	088-855-8372
放課後等デイサービス ヒラソル		●	●	10	ミカリ (株)	780-8081	高知市 若草町11-42	088-843-5990	088-843-5991
放課後等デイサービス ウィズ北竹島		●		10	(株) 高知ハウジングコンサル タント	780-8019	高知市 北竹島町248-2	088-855-5503	088-855-5530
忠さんのデイサービス	● (居)	●	●	10	(株) Life Change	780-8031	高知市 大原町84-1	088-821-8816	088-821-8816
グッドスマイル鴨部		●	●	10	(株) GOOD SMILE	780-8050	高知市 鴨部1087-1 2F	088-855-8194	088-855-8776
放課後等デイサービス ポニーハウス		●		10	(同) guu	781-0250	高知市 瀬戸1丁目2-55	088-854-8985	088-854-8986
放課後等デイサービス ウィズ上町		●		10	(株) エンパワメント高知	780-0901	高知市 上町5丁目4-1 ビュアリアフレビル3F	088-821-8712	088-813-0267
COMPASS発達支援センター高知	●	●		10	(株) 三葉	781-8104	高知市 高須1丁目16-24	088-802-5328	088-802-5327
放課後等デイサービス事業所 アビリティキッズ		●	●	10	(一社) アビリティキッズ	780-0833	高知市 南はりまや町2丁目4番3 号	088-881-2078	088-881-2136
多機能型児童療育支援事業所ともに	●	●	●	10	(株) ともに	781-8131	高知市 一宮しなね1丁目1番3号 レジデンスニチュー102 号	088-881-1738	088-881-1739
多機能型児童・学童発達支援事業所 grin	●	●	●	10	(株) grin	780-8052	高知市 鴨部1丁目12-12 サンセット1F西、3F西-2	088-856-8037	088-856-8135
放課後等デイサービスほっと		●	●	10	(一社) 高知自立支援協会	781-8003	高知市 北新田町10-15	088-855-8717	088-854-8723
放課後等デイサービス ママズ クラブ		●		10	(株) MaMa's company	781-8121	高知市 葛島4丁目1番30号2F	088-856-5816	088-856-5817
運動学習特化型 児童発達支援・放課後等デ イサービスアルペン清和 一宮教室	●	●	●	10	学校法人せいわのわ	781-8136	高知市 一宮西町1丁目2番13 号 橋瀬ハウス1階	088-802-7927	088-802-7928
SMILE PLUS platz		●		10	(株) SMILE PLUS	780-8052	高知市 鴨部一丁目19-12 いく代ビル203号	088-854-3254	088-854-3254
COMPASS発達支援センター高知、Jr	●	●		10	(株) 三葉	780-0925	高知市 西町86-1	088-855-9338	088-855-9337
Uプロフェッショナル		●		10	(一社) U-プロジェクト	781-0250	高知市 瀬戸1-4-21 サンパティオビル2階	088-855-5351	088-855-7718
放課後等デイサービス ティーパージム		●	●	10	(株) ソートアーチブ	780-0072	高知市 杉井湊16-5 俄屋ビル4階	088-856-6834	088-856-6835
放課後等デイサービス ハビネスキッズ		●		10	(同) 足人	780-0931	高知市 玉水町5 岩貞ビル1F	088-802-1380	088-802-1379
児童発達支援・放課後等デイサービスアルペン 清和 万々教室	●	●	●	10	学校法人せいわのわ	780-0912	高知市 八反町2丁目12-15	088-802-5331	088-802-5332
	●	●	●	10					
	●	●	●	10					
もりもりの森	●	●	●	10	(一社) FOREST BEAR	780-0926	高知市 大膳町61番地 奏ビル2階3階	088-881-6014	088-881-6373
多機能型支援事業所すつぷ	●	●	●	10	(一社) 高知自立支援協会	781-8134	高知市 一宮中町3丁目13番48	088-802-8223	088-803-4029
放課後等デイサービス 響		●		10	ミカリ (株)	780-8074	高知市 朝倉横町10番地34号	088-855-9012	088-855-9013
おひさまキッズ2号館		●	●	10	(株) Kids Unlimited	781-8004	高知市 新田町13-4	088-802-8839	088-856-8843

事業所名称	児童発達支援	サ 放 課 後 の デ イ ス	支 援 所 等 訪 問	定員	運営主体	郵便番号	事業所の所在地	連絡先	
								電話番号	FAX番号
空色キッズ	●	●		10	(合) O H A N A	780-8027	高知市 高見町192-22	088-802-5812	088-802-5813
えだは (en able)		●		10	(株) 2 4 O R I S I N G	781-5103	高知市 大津乙1024番地3	088-866-0243	088-866-0242
すずめ児童デイ Basic	●	●		10	(福) すずめ福祉会	780-0064	高知市 高知市丸池町1番1-15号	088-821-6900	088-821-6901
		●		10					
アフタースクール シーグラス高知教室		●		10	(株) ライフバス	781-5103	高知市 大津乙1204番地1	088-856-9930	088-856-9932
放課後等デイサービス L O O P		●	●	10	L O O P (株)	780-8052	高知市 鴨部2丁目6-50 1階	088-843-0822	088-843-0823
こどもサポートセンター ワクトレ		●	●	—	(株) W o r k t h	780-0061	高知市 高知市栄田町3-7-6 A N G E L - A 2階北	080-6393-8051	050-3588-8432
もみのきつず	●	●	●	10	(医) 治久会	780-0949	高知市 鳥越1-1	070-6438-5245	088-840-1001
多機能型療育支援センター & J O Y 【エンジョイ】南川添店	●	●	●	10	(株) P l u s O N E ' s	781-0082	高知市 南川添8番17号	088-881-7875	088-881-7876
多機能型児童発達支援事業所アルカラ	● (居)		●	—	(株) A r u k a r a	780-0822	はりまや町2丁目12番13号エリートはりまやビル4階	070-8537-6803	088-813-0161
en able 2nd	●	●		20	(株) 2 4 O R I S I N G	781-0082	高知市 南川添15-2	088-856-6240	088-856-6241
児童発達支援・放課後等デイサービス kawaii	●	●		10	(株) KAWAII MIREII	780-0034	高知市 三園町306番地	088-872-5035	088-872-5035
放課後等デイサービス シンフォニー		●	●	10	(株) レガシア	780-8074	高知市 一宮南町1丁目12-12	088-855-3313	088-855-3314
多機能型児童療育支援事業所なないろ	●	●	●	20	(株) ともに	781-8131	高知市 高知市一宮しなね1丁目1番3号レジデンスニチュー102号	088-881-1738	088-881-1739
放課後等デイサービスつなぎ		●		10	(株) リバフル	780-8063	高知市 高知市朝倉丙915-5	088-855-6767	088-855-6768
事業特化型 児童発達支援・放課後等デイサービス くおーれ	●	●		20	(株) あんじえれ	781-8010	高知市 高知市棧橋通4丁目12番36号ウィンビル2階	088-855-4973	088-855-4975
ひまわり	●	●	●	20	(株) ひまわり	780-0964	高知市 高知市横内121番地6	088-802-6512	088-802-6513
e t o c o		●		10	(株) 2 4 O R I S I N G	780-0072	高知市 高知市杉井流16-9	088-855-8240	088-855-8241
放課後等デイサービス P L U S O N E		●		10	(合) P L U S O N E	780-0861	高知市 高知市升形9番48号Nanji Kahua bld. 2階	088-879-6890	088-879-6891
もりもりの森 メディパーク高知駅	●		●	10	(一社) F O R E S T B E A R	780-0062	高知市 高知市新本町1丁目14-33メディパーク高知駅4階	088-802-7552	088-802-7553
運動学習特化型 児童発達支援・放課後等デイサービス アルベン清和 朝倉教室	●	●	●	20	学校法人せいわのわ	780-8074	高知市 高知市朝倉横町20-35カーサ・ドゥエミール1階	088-855-5177	088-855-5178
多機能型療育支援センター & J O Y 【エンジョイ】本店	●	●	●	10	(株) P l u s O N E ' s	780-0926	高知市 大膳町6番11号 P l u s O N E ' s H i l l s	088-879-3667	088-879-3668
多機能型療育支援センター & J O Y 【エンジョイ】鴨部店	●	●	●	10	(株) P l u s O N E ' s	780-8052	高知市 鴨部2丁目11番35号	088-856-8627	088-856-8628
学習サポート s c r u m P L U S 高知駅前校	●	●		10	(株) W h i z U	780-0056	高知市 北本町2丁目1番12号高知駅前ビル2階	088-856-8738	088-856-8738
放課後等デイサービス ママズクラブ大津店		●		10	株式会社MaMa's c o m p a n y	781-5103	高知市 大津乙1148番地1シャルム池上 2F	088-855-3350	088-855-3351
児童発達支援・放課後等デイサービス アルベン清和 神田教室	●	●	●	10	学校法人せいわのわ	780-8050	高知市 鴨部1002番地1	088-802-8221	088-813-0225
保育所等訪問支援事業所 M i k k e			●	—	(株) M i k k e	780-8040	高知市 神田1076番地7-2	080-6968-7557	088-881-4313
児童通所支援センターまなふる		●	●	10	(福) 安芸市社会福祉協議会	784-0004	安芸市 本町3丁目3-7	0887-37-9888	0887-37-9892
児童発達支援センターやいろ	◎		●	20	(福) 末島会	783-0005	南国市 大堀乙2288	088-864-2221	088-864-1789
ウィッシュかがみの		●		10	(福) 高知県知的障害者育成会	783-0028	南国市 陣山字弥市531-1	088-855-6180	088-855-6181
Uプロミッション		●		10	(一社) U-プロジェクト	783-0091	南国市 立田1288-1岩井屋1階	080-6288-4495	088-855-7718
障害児通所支援事業所びたみん・2		●		10	(同) ウエル	783-0091	南国市 立田1288-1	088-821-7911	088-821-7912
おひさまきつず 南国ごめん事業所		●		10	(株) スマイルリード	783-0011	南国市 後免町1丁目8-35 aglaia 201号	088-802-7088	088-802-7011
放課後等デイサービスジャンプ南国		●		10	(株) ジャンプ	783-0092	南国市 田村乙899番地1	088-855-3699	088-855-3947
児童発達支援センター とさちくらぶ	◎		●	12	(特非) 土佐の風	781-1102	土佐市 高岡町乙3520-9	088-879-1900	088-879-1901
児童発達支援センター とさちくらぶ		●		10	(特非) 土佐の風	781-1102	土佐市 高岡町乙3520-9	088-879-1900	088-879-1901
多機能型療育支援センター & J O Y 【エンジョイ】高岡店	●	●	●	10	(株) わかば	781-1103	土佐市 高岡町丙19番地4	088-855-3410	088-855-3401
通所支援ベルテル須崎園		●		10	(一社) チャイルドライフ	785-0033	須崎市 大間西町1-9	0889-59-0111	0889-59-0111
COMPASS発達支援センター須崎	●	●		10	(株) 三葉	785-0036	須崎市 緑町9-27-2 F	0889-43-9328	0889-43-9329
なちゅら	●	●	●	10	(医) 五月会	785-0036	須崎市 緑町7番12号	080-8011-4341	0889-59-1769
幅多希望の家医療福祉センター（発達障害児）	◎	●	●	10	(福) 土佐希望の家	788-0782	宿毛市 平田町中山867	0880-66-2212	0880-66-2215
COMPASS発達支援センター宿毛	●	●		10	(株) 三葉	788-0000	宿毛市 宿毛5380-1	0880-63-1738	0880-63-1739
児童発達支援事業所あつる	●	●		10	(福) 一条協会	787-0010	四万十市 古津賀1801番地1	0880-35-4092	0880-35-4091
COMPASS発達支援センターしまんと	●	●		10	(株) 三葉	787-0013	四万十市 右山天神町4-31土居ビル2F	0880-34-8328	0880-34-8329

事業所名称	児童発達支援	サ 放 課 後 支 援 等 デ イ ス	支 援 所 等 訪 問	定員	運営主体	郵便番号	事業所の所在地		連絡先	
									電話番号	FAX番号
放課後等デイサービス すきっぷ こうなん		●		10	(株) Road to happiness	781-5232	香南市	野市町西野776-2	0887-50-6695	0887-50-6696
保育所等訪問支援事業所きゅーぶ			●	-	(同) CUBE	781-5212	香南市	野市町土居1321番地	0887-53-9122	0887-53-9123
放課後等デイサービス Coco color		●	●	10	(株) origin	781-5452	香南市	香我美町下分419-3	0887-52-8511	0887-52-8512
にじいろはうす	●	●		10	(株) Next Stage	781-5235	香南市	野市町下井634-1エリ グエールのいち101, 102 号	0887-50-2676	0887-50-2677
あやばにハウス	●	●	●	10	福の種 (同)	781-5211	香南市	野市町中ノ村624-2	0887-52-8341	0887-52-8343
放課後等デイサービス すきっぷ		●	●	10	(株) Road to happiness	782-0034	香美市	土佐山田町旭町4-1-4	0887-52-8523	0887-52-8523
放課後等デイサービス事業所白ゆり		●		10	(福) 愛成会	782-0016	香美市	土佐山田町山田1319	0887-52-1160	0887-57-0337
COMPASS. 香美	●	●		10	(株) 三葉	782-0031	香美市	土佐山田町東本町5丁目 1-33	0887-53-9038	0887-53-9028
放課後等デイサービス すきっぷかみ		●	●	10	(株) Road to happiness	782-0034	香美市	香美市土佐山田町旭町 2丁目1-2-5	0887-52-8523	0887-52-8524
さん・さん高知		●		10	(株) さん・さん	781-5701	芸西村	和食字琴濱甲36番1	0887-33-3352	0887-33-3353
ぶらうらんど中芸		●		10	(福) ぶらうらんど	781-6410	田野町	907-1	0887-38-2277	0887-38-2287
ぶらうらんどKouminkan たの	◎		●	20	(福) ぶらうらんど	781-6410	田野町	字上ノ岡4476-3・4480-2	0887-37-9915	0887-37-9916
シェルパ	●	●	●	10	(株) 好日	781-2110	いの町	3807	088-856-7857	088-856-7864
放課後等デイサービス じんじん		●		10	(同) じんじん	789-1202	佐川町	乙2095番地の2	0889-20-0955	0889-20-0955
ぶらうらんどKouminkan ひだか	◎	●	●	12	(福) ぶらうらんど	781-2151	日高村	下分887	0889-24-7955	0889-39-1204
独立行政法人国立病院機構高知病院*	●	●		5	(独) 国立病院機構高知病院	780-8077	高知市	朝倉西町1-2-25	088-844-3111	088-828-4664
重症心身障害児通園事業所デイサービス センター幸のつどい*	●	●		5	(株) 幸	781-5101	高知市	布師田1664-21	088-856-7678	088-856-7679
	●	●		5						
デイサービスセンターりん・わかくさ*		●		5	(株) 梅ノ木コーポレーション	780-8081	高知市	若草町16-11-8	088-850-9020	088-850-9031
はあと33番地*		●		6	(特非) Open Heart	781-0803	高知市	弥生町3番16号	088-882-1226	088-882-1226
多機能型プラットホーム・かもべ*	● (居)	●	●	5	(特非) みらい予想図	780-8051	高知市	鴨部上町1 5 番 1 号	088-855-7384	088-855-7385
	●	●	●	5						
デイサービスセンター幸のつどい春野事業所*	●	●		5	(株) 幸	781-0311	高知市	春野町芳原 6 1 5 - 1	088-802-5361	088-802-5362
	●	●		5						
重症児・者デイサービスずーらーと*		●		5	(特非) みらい予想図	781-0074	高知市	南金田11番5号	088-881-1200	088-881-1201
デイサービス元ちゃん*		●		5	(株) 梅ノ木コーポレーション	780-8077	高知市	朝倉西町1-8-10 メゾ ンルビナス1F	088-879-7450	088-850-9031
放課後デイGranny高知*		●		5	(株) サークルプラス	780-0066	高知市	比島町2丁目1 5 番 9 号	088-821-8711	088-821-8715
土佐希望の家 医療福祉センター (児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)*	●	●	●	5	(福) 土佐希望の家	783-0022	南国市	小籠107	088-863-2131	088-863-2133
幡多希望の家医療福祉センター (重症心身障害児)*	●	●		5	(福) 土佐希望の家	788-0782	宿毛市	山奈町芳奈3365番地	0880-66-2212	0880-66-2215

*主として重症心身障害児を対象とする事業所

◎…児童発達支援センターである事業所、(医)…医療型児童発達支援、(居)…居宅訪問型児童発達支援

共生型障害児通所支援事業所 (令和6年5月1日)

事業所名称	児 発	放 デ	運営主体	郵便番号	事業所の所在地	電話番号	FAX番号
デイサービスセンターりん	●	●	(株) 梅ノ木コーポレーション	780-8077	高知市朝倉西町1丁目5番7号	088-850-9030	088-850-9031
でいさーびす かけはし		●	(株) GREEN	781-1102	土佐市高岡町乙33番地	088-821-8141	088-821-8140
放課後等デイサービスセンター あんきな家 清水ヶ丘		●	(福) 清和会	787-0330	土佐清水市清水ヶ丘30-2	0880-82-3335	0880-82-3336
佐川町社会福祉協議会共生型小規模多機能型 ぶらっとホームさかわ		●	(福) 佐川町社会福祉協議会	789-1201	佐川町甲377番地イ	0889-22-2022	0889-22-2023

障害児入所施設 (令和6年5月1日)

事業所名称	福 祉 型	医 療 型	定 員	運営主体	郵便番号	事業所の所在地	電話番号	FAX番号
独立行政法人国立病院機構高知病院		●	120	(独) 国立病院機構高知病院	780-8081	高知市朝倉西町1-2-25	088-844-3111	088-828-4664
医療型障害児入所施設 土佐希望の家医療福祉センター		●	142	(福) 土佐希望の家	783-0022	南国市小籠107	088-863-2131	088-863-2133
南海学園	●		10	(福) 末島会	783-0005	南国市大楠乙2288	088-864-2221	088-864-1789
わかぎ寮	●		30	(福) 光の村	781-1154	土佐市新居2798-6	088-856-1060	088-856-3667
障害児入所施設わかふじ寮	●		10	(福) 一条協会	787-0010	四万十市古津賀1801番地1	0880-35-4092	0880-35-4091
幡多希望の家医療福祉センター (医療型障害児入所施設)		●	51	(福) 土佐希望の家	788-0782	宿毛市平田町中山867	0880-66-2212	0880-66-2215

9 補装具・日常生活用具について

(1) 補装具

補装具は失われた身体機能を補完又は代替する用具で、職業上その他日常生活での能率の向上、また、18歳未満の方については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長することを目的としています。

そのため、給付については医師等専門職員、補装具販売・製作業者と連携を図り、身体の状態、性別、職業、教育生活環境等の諸条件が考慮されます。

補装具費の支給を受けるには、その部位の身体障害者手帳を持っていることと、購入や修理の前に市町村役場へ申請することが必要です。（難病患者については、身体障害者手帳を所持していなくても制度の対象となる場合があります）

また、購入することが原則ですが、借受けによることが適当である場合（以下の①～③に限る）は借受けが可能です。

- ① 身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
- ② 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
- ③ 補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

なお、借受け対象の補装具は義肢・装具、座位保持装置の完成用部品、重度障害者用意思伝達装置の本体、歩行器、座位保持椅子に限りです。

＜問い合わせ先＞ 市町村役場（10ページ参照）
高知県障害福祉課 TEL：088-823-9634

【18歳以上】

	本人の来所による更生相談所の判定に基づき市町村が決定	医師の補装具費支給意見書による更生相談所の判定に基づき市町村が決定	医師の補装具費支給意見書により市町村が判断のうえ決定	補装具費支給申請書により市町村が判断のうえ決定
肢体不自由関係	・義肢 ・装具 ・姿勢保持装置 ・車椅子（オーダーメイド） ・電動車椅子	・重度障害者用意思伝達装置	・車椅子（手押型以外のレディメイド） ・歩行器	・車椅子（手押型のレディメイド） ・歩行補助つえ（一本つえを除く）
視覚障害			・矯正眼鏡 ・遮光眼鏡 ・弱視眼鏡 ・コンタクトレンズ ・義眼	・視覚障害者安全つえ
聴覚障害		・補聴器	・人工内耳音声信号処理装置の修理	
内部障害（注）	・車椅子（オーダーメイド） ・電動車椅子		・車椅子（手押型以外のレディメイド） ・歩行器	・車椅子（手押型のレディメイド） ・歩行補助つえ（一本つえを除く）

（注）内部障害者は主治医の意見書が必要です。

※各補装具費の支給対象となる病名・障害等級についてはお問い合わせください。

（対象例）

《重度障害者用意思伝達装置》 重度の両上下肢及び音声・言語機能障害であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者

※介護保険対象の方は介護保険サービスが優先されます。

※車椅子、電動車椅子、歩行器については、原則として、病院や施設に入院、入所されている方には交付されません。

【18歳未満】

	指定育成医療機関の医師が作成する補装具費支給意見書に基づき、市町村が判断のうえ決定（更生相談所に技術的助言を求める場合があります。）	補装具費支給申請書により市町村が判断のうえ決定
肢体不自由関係	・義肢 ・装具 ・座位保持装置 ・車椅子（オーダーメイド） ・車椅子（手押型以外のレディメイド） ・電動車椅子 ・歩行器 ・頭部保持具 ・座位保持椅子 ・起立保持具 ・排便補助具 ・重度障害者用意思伝達装置	・車椅子（手押型のレディメイド） ・歩行補助つえ（一本つえを除く）
視覚障害	・矯正眼鏡 ・遮光眼鏡 ・義眼 ・コンタクトレンズ ・弱視眼鏡	・視覚障害者安全つえ
聴覚障害	・補聴器	・人工内耳音声信号処理装置の修理
内部障害（注）	・車椅子（オーダーメイド） ・車椅子（手押型以外のレディメイド） ・電動車椅子 ・歩行器	・車椅子（手押型のレディメイド） ・歩行補助つえ（一本つえを除く）

（注）内部障害児は主治医の意見書が必要です。

9 補装具・日常生活用具について

●申請方法

【18歳以上の場合】

前ページ表中の「補装具費支給申請書により市町村が決定」以外は、「医学的判定」や「医師の補装具費支給意見書」が必要です。

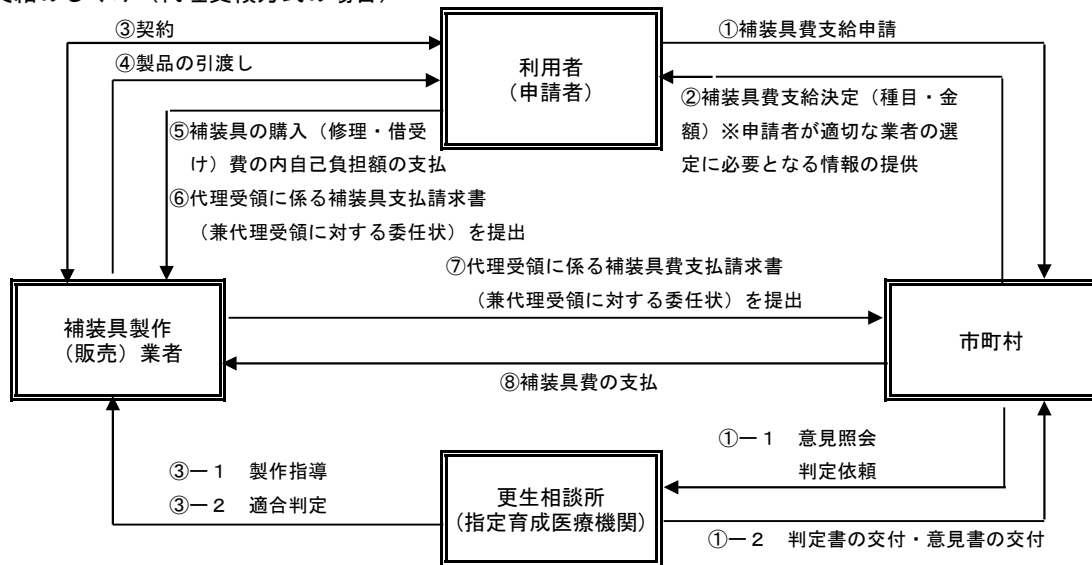
「医学的判定」では、補装具が必要かどうか、できあがった補装具が体に合うかどうか医師が判断します。

判定医療機関の医師の判定（事前に予約が必要な医療機関があります。）は無料ですが、その他の医療機関での医師の補装具費支給意見書には費用がかかる場合があります。

【18歳未満の場合】

前ページ表中の「補装具費支給申請書により市町村が決定」以外は、指定育成医療機関（52、53ページ）の医師の意見書が必要です。

●支給のしくみ（代理受領方式の場合）

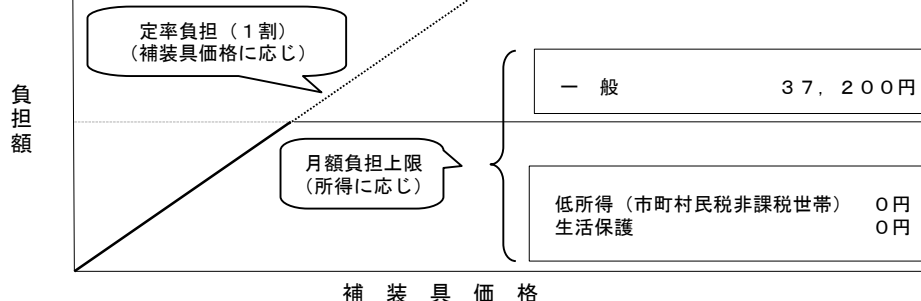


※適合判定・・・完成した補装具が身体に合っているか確認する。義肢、装具、座位保持装置、電動車椅子、車椅子（オーダーメイド）が対象

●利用者負担

定率一割負担と所得に応じた月額負担上限額の設定

○原則、18歳以上の場合は本人又は配偶者のいずれかが一定所得以上（※）の場合には補装具費の支給対象外
 （※）一定所得以上・・・市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合



障害福祉サービス等と補装具給付の利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス費が支給されます。（詳細は24ページを参照。）

9 補装具・日常生活用具について

(2) 日常生活用具

日常生活用具は在宅で生活している障害のある方が、日常生活を容易にするために使用する用具で、障害の種別や程度、年齢によって給付できる用具が異なります。給付を希望する用具がある場合は市町村役場へ相談してください。

介護保険の対象となる人は、介護保険サービスが優先しますが、介護保険にない用具については、給付することができます。

なお、用具の修理については対象となっていません。

＜対象者＞ 身体障害児・者（難病患者等を含む）、知的障害児・者、精神障害者

※市町村が必要と判断した場合は、施設や病院で生活している方も対象となります。

※小児慢性特定疾患の児童については、総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業が優先されます。

＜対象用具＞

【厚生労働省告示第529号 平成18年9月29日】

厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具とは、安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの。製作や改良、開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの。以上の三要件を満たす、次の6種の用具をいう。

① 介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなどの、障害者(児)の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いるいすなどであって利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

② 自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障害者(児)の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

③ 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障害者(児)の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

④ 情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭などの、障害者(児)の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

⑤ 排泄管理支援用具

ストーマ装具などの障害者(児)の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)

障害者(児)の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

＜利用者負担額＞ 市町村が独自で決めていますので、詳しくは申請先の市町村に確認して下さい。

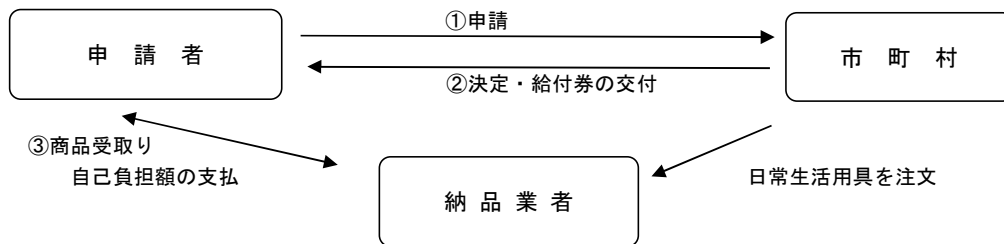
日常生活用具の給付を受ける手続き

① 市町村へ申請書を提出します。（申請書は市町村にあります。）

② 市町村は、手帳の内容やご本人の状態をお聞きし、必要かどうかを判断し、必要と認めた場合は決定通知書と一緒に「日常生活用具給付券」をお渡しします。

③ 日常生活用具給付券と引き替えに、申請していた日常生活用具を受け取ります。このとき併せて、自己負担額を納品業者に支払います。

9 補装具・日常生活用具について



【日常生活用具参考例】 ※市町村によって給付できる種目が異なります

○介護訓練支援用具

種 目	対 象 者
特殊マット	下肢又は体幹機能障害もしくは知的障害
特殊寝台	
特殊尿器	
入浴担架	
体位変換器	
移動用リフト	
訓練いす（児のみ）	
訓練用ベッド	

○自立生活支援用具

種 目	対 象 者
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害
便器	
T字杖・棒状のつえ	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害
歩行支援用具 移動・移乗支援用具	
頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害、てんかん発作等により頻繁に転倒する知的障害児（者）・精神障害者
特殊便器	上肢障害又は知的障害（学齢児以上で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な人）
自動ページめくり機	上肢障害
火災警報器	障害種別に関わらず火災発生の感知及び避難が困難なもの
自動消火器	
電磁調理器	視覚障害者又は知的障害（視覚又は知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）
歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚障害
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）

○在宅療養等支援用具

種 目	対 象 者
透析液加温器	腎臓機能障害等
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害又は身体障害児・者であって、必要と認められる人
電気式たん吸引器	
動脈血中酸素飽和度測定器 （パルスオキシメーター）	
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う人
人工呼吸器使用者用発電機	在宅で人工呼吸器等を使用している呼吸機能障害者又は身体障害児・者であって、災害時等に必要と認められる人
盲人用音声式体温計	視覚障害（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）
盲人用音声式体重計	
盲人用音声式血圧計	

9 補装具・日常生活用具について

○情報・意思疎通支援用具

種 目	対 象 者
人工咽頭	咽頭摘出者
携帯用会話補助装置	音声言語機能障害又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する人
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害児・者又は発声・発語に著しい障害を有する人であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる人
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる人
双方向無線呼出器	視覚障害かつ聴覚障害（盲ろう）
点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害
点字器	視覚障害
点字タイプライター	
視覚障害者用ポータブルレコーダー	
視覚障害者用活字文書読上げ装置	
視覚障害者用拡大読書器	
盲人用時計	
点字図書	
視覚障害者用読書支援機器	
視覚障害者用ワンセグラジオ	
情報・通信支援用具	視覚障害又は上肢障害
パソコン特殊入出力装置	視覚障害又は両上肢障害（通常の入力装置での入力及び操作が困難な人）
視覚障害者用ワードプロセッサ	視覚障害（公共施設等で共同利用する場合）
福祉電話（貸与）	聴覚障害又は外出困難（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
ファックス（貸与）	聴覚障害又は音声障害もしくは言語障害で、電話では意思疎通が困難な人（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）

○排泄管理支援用具

種 目	対 象 者
ストーマ装具	ストーマ造設者
紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品）	高度の排便機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者、高度の排尿機能障害者（紙おむつは3歳以上）
収尿器	高度の排尿機能障害者、脊髄損傷等による排尿障害を有する障害者

○居宅生活動作補助用具

種 目	対 象 者
住宅改修費	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する人

10 住宅について

(1) 住宅改造の助成について

要介護の高齢者や身体に障害のある人が住んでいる住宅について、身体状況等に応じて改造を行うための経費の一部を助成し、本人や家族の負担を軽減する制度や事業があります。

事業の実施主体は各市町村となります。③については、市町村によって事業内容が異なる場合がありますので、申請の際はお住まいの市町村にお問い合わせください。

	①介護保険法	②障害者総合支援法	③高知県補助事業
	住宅改修	地域生活支援事業 日常生活用具給付等事業 (居宅生活動作補助用具・住宅改修費)	住宅改造支援事業 ※県から市町村へ補助
対象者	要介護認定の結果が要支援以上の人	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)のある障害等級3級以上の人(ただし、特殊便器への改造を行う場合は、上肢障害2級以上の人)	ア 介護保険制度の要介護及び要支援と認定された人 ア' 介護保険制度の要介護、要支援認定を受けておらず、かつ、65歳以上の高齢者のみで居住している人 イ 身体障害者手帳の1級又は、2級に該当する人、若しくは、下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)のある3級の人
助成金額	20万円 (1割自己負担)	20万円 (市町村が決める自己負担あり)	ア、イ…工事費の2/3以内 (県の補助は1/3以内) 県の補助基準額100万円 ※市町村により異なります ア' ……補助基準額30万円
対象工事	ア 手すりの取り付け イ 段差の解消 ウ 滑り防止及び移動しやすくするために行う床等の材料の変更 エ 引き戸等への扉の取り替え オ 洋式便器等への便器の取り替え カ 上記の工事に付帯して必要となる住宅改修		浴室、玄関、台所、トイレ、廊下、階段、居室等

※①と②はいずれかの利用しかできません。

※この他に工事を伴わない日常生活用具給付事業もあります。

入浴補助用具(浴室用各種手すり等)、歩行支援用具(各種手すり、各種スロープ等)

※必ず工事前に申請が必要です。工事中や工事完了後の申請は受付できません。

(2) 住宅等改造アドバイザー派遣について

住宅等改造支援事業を利用して住宅改造を希望する世帯に対して、現地で効果的な住宅改造の方法についてアドバイスを行う住宅改造アドバイザー(福祉住環境コーディネーター)の派遣を行います。

※アドバイザー派遣に係る費用は全て県が負担します。

※住宅改造終了後、アドバイザーによる現地確認(モニタリング)を実施します。

(3) 福祉用具を用いた住まいの相談について

高知県社会福祉協議会 いきいきライフ推進課(福祉用具展示コーナー)

福祉用具の導入を含めた住まいなど生活環境の整備について相談に応じます。

場 所: 高知市朝倉戊375-1 高知県立ふくし交流プラザ1階

相談日: 毎日 9:00~17:00(第2日曜日、祝日、年末年始を除く)

問い合わせ先

各市町村役場
(10ページ参照)

各市町村役場
(10ページ参照)

TEL: 088-844-9271
FAX: 088-844-9411

10 住宅について

② NPO法人 福祉住環境ネットワークこうち

身体に障害のある方や高齢者の住宅改修等の相談に応じます。

場 所：タウンモビリティステーションふくねこ（高知市はりまや町1丁目1番24号）

時 間：11:00～16:00 ※事前予約が必要です。

問い合わせ先

TEL/FAX 088-855-4620
(直通TEL) 080-3924-4712

（４）県営住宅への入居について

「世帯向け住宅」に入居を希望するＢ１以上の知的障害、２級以上の精神障害、４級以上の身体障害のある人及びその世帯で住宅に困っている人は、入居選考において、優遇措置を実施しています。

また、「身体障害者住宅」として、下記の団地を整備しています。

場 所	視聴覚障害者用		車イス使用者用		
	世帯向	単身・世帯向	世帯向	単身・世帯向	単身向
横浜団地（高知市）	4戸	—	6戸	—	—
若草町団地（高知市）	—	—	—	2戸	2戸
船岡団地（高知市）	—	—	—	10戸	4戸
介良団地（高知市）	—	—	—	9戸	2戸
蒲原団地（南国市）	1戸	—	3戸	—	—
春野団地（高知市）	—	7戸	7戸	—	—

高知県住宅供給公社
TEL：088-883-0344

市町村営住宅については
各市町村担当課にお問い合わせください。

（５）福祉ホームについて

身体又は知的、精神の障害があり、家庭環境、住宅事情等により家族との同居が困難な人に対し、居住の場を提供します。

福祉ホームには管理人が配置されており、利用者の日常生活に関する相談、助言及び施設の管理を行います。

	名 称	定員	設置・経営者名	施設の住所	電話番号 FAX番号
身体等	コーポラスこくふ	10	(福)土佐厚生会	〒783-0052 南国市左右山269-1	(昼)088-862-3455 (ウィール社) (夜)088-862-3522 (FAX)088-862-3457
	サンホームしおみ	6	(福)尽心会	〒787-0332 土佐清水市汐見町11-9	0880-82-0902 (FAX兼用)

市町村役場
(10ページ参照)

各福祉ホーム

（６）高知県居住支援協議会

地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施しています。

高知県宅地建物取引業協会
TEL:088-823-2001

（７）その他

名 称	定員	設置・経営者名	施設の住所	電話番号 FAX番号
視覚障害者 養護老人ホーム 土佐くすのき荘	50	(福)土佐平成福祉会	〒781-2164 高岡郡日高村本村字土橋5-5	(TEL)0889-24-7411 (FAX)0889-24-7413
聴覚障害者 養護老人ホーム 静幸苑	30	(福)土佐平成福祉会	〒781-2164 高岡郡日高村本村442-2	(TEL)0889-24-6660 (FAX)0889-24-6661

11 税の減免や各種割引制度について

(1) 税金の控除及び減免

●自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税種別割・軽自動車税環境性能割の減免

令和元年9月30日で「自動車取得税」が廃止され、令和元年10月1日から「自動車税環境性能割」「軽自動車税環境性能割」が導入されました。また、現行の「自動車税」「軽自動車税」の名称は「自動車税種別割」「軽自動車税種別割」に変わりました。

障害者が所有し自らが運転する自動車、又は障害者が所有し専ら障害者のために同居の親族等が運転する自動車について、下記の要件を満たしている場合には税の減免が受けられます。

①減免の要件

自動車、軽自動車を既に所有している場合は4月1日時点、新しく所有する場合は登録日において、以下の要件を全て満たす必要があります。

区 分	本人運転	同一生計者又は常時介護者の運転	
対象となる障害の範囲	90ページのとおり		
台 数	1 台に限る		
自動車の種類	自家用に限る	自家用に限る。対象となるのは、 ・乗用車（乗車定員10人以下） ・貨客兼用車（最大乗車定員 4 人以上） ・キャンピング車	
自動車の所有者（※ 1）	身体障害者本人	身体障害者（18歳以上）	身体障害者本人
		身体障害児（18歳未満）	生計を一にする親族（※ 2）
		知的障害児・者	
		精神障害者	
自動車の運転者	身体障害者本人	①生計を一にする親族（※ 2） ②単身又は障害者のみで構成される世帯で生活している障害者を常時介護する者（※ 3）	
使用の内容	障害者本人が日常生活において使用するもの	通院、通学（園）、通所、通勤、生業のための送迎を継続して日常的に行うもの（※ 4）	

なお、軽自動車税種別割は、市町村によって取り扱いが異なります。

（※1）所有権が留保されている場合（所有者が自動車販売会社等）は、使用者が障害者本人であること。

（※2）障害者と同居の親族であること。別居の場合は、その親族が障害者と扶養の関係にあることが証明される場合（医療保険又は税）のみ対象になります。

（※3）「常時介護者」とは、専ら障害者の通院等のために、障害者の所有する自動車を運転する者をいいます。

（※4）障害者の通院・通学等のために、月4回以上かつ1年以上継続して使用が見込まれることの証明書が必要です。

②減免される額

ア 自動車税種別割

令和元年9月30日以前に新車新規登録したものについては年税額45,000円（重課対象自動車（※5）は51,700円）、令和元年10月1日以後に新車新規登録したものについては年税額限度と43,500円をして減免されます。

イ 軽自動車税種別割

全額

ウ 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割

自動車の取得価格（課税標準額）から300万円を控除します。取得価額が300万円を超える場合には、その超過した額に税率を乗じた額を納めていただきます。

なお、身体障害者等の運転や利用のために自動車に構造変更を行った場合には、それに要した費用を300万円に加算して控除します。（書類の提出が必要です。）

（※5）地球環境を保護する観点による自動車税のグリーン化に伴い、新車新規登録から一定年数を経過した自動車に対して、概ね税額の15%を割り増しする制度。

新車新規登録からガソリン車、LPG車で13年、ディーゼル車で11年以上経過した自動車が対象。

③構造変更に対する減免

障害者が利用するための構造を有する自動車（車いす移動車、入浴車など）については、別に減免制度があります。

問い合わせ先

【自動車税種別割】

安芸県税事務所

TEL：0887-34-1161

中央東県税事務所

TEL：088-866-8510

須崎県税事務所

TEL：0889-42-2366

幡多県税事務所

TEL：0880-35-5972

【軽自動車税種別割】

市町村

【自動車税環境性能割】

高知県中央東県税事務所員駐在所

TEL：088-866-3705

【軽自動車税環境性能割】

全国軽自動車協会

連合会高知事務所

TEL：088-842-4311

1 1 税の減免や各種割引制度について

④減免申請書の提出

区 分	申請日（申請期間）	提 出 先
自動車税種別割（既に所有）	4月1日から納期限まで	県税事務所（中央西は除く）
自動車税種別割（新規登録）	新規登録日	高知県中央東県税事務所員駐在所
軽自動車税種別割	各市町村にお問合せください	市町村
自動車税環境性能割	登録日（新規、名義変更等）	高知県中央東県税事務所員駐在所
軽自動車税環境性能割	登録日（新規、名義変更等）	全国軽自動車協会連合会高知事務所

【障害の範囲一覧表】

身体障害者（本人が運転する場合）

障害の区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視 覚 障 害						
聴 覚 障 害						
平 衡 機 能 障 害						
音 声 機 能 の 喪 失（喉頭摘出のみ）						
上 肢 機 能 障 害						
下 肢 機 能 障 害						
体 幹 機 能 障 害						
脳 原 性 上 肢 機 能						
移 動 機 能						
心 臓 機 能 障 害						
じ ん 臓 機 能 障 害						
呼 吸 器 機 能 障 害						
ぼ う こ う ま た は 直 腸 の 機 能 障 害						
小 腸 の 機 能 障 害						
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害						
肝 臓 機 能 障 害						

身体障害者（同一生計親族または常時介護者が運転する場合）

障害の区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視 覚 障 害						
聴 覚 障 害						
平 衡 機 能 障 害						
音 声 機 能 障 害						
上 肢 機 能 障 害		2 級の 1・2				
下 肢 機 能 障 害			3 級の 1			
体 幹 機 能 障 害						
脳 原 性 上 肢 機 能		両上肢				
移 動 機 能			両下肢			
心 臓 機 能 障 害						
じ ん 臓 機 能 障 害						
呼 吸 器 機 能 障 害						
ぼ う こ う ま た は 直 腸 の 機 能 障 害						
小 腸 の 機 能 障 害						
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害						
肝 臓 機 能 障 害						

（※）軽自動車税種別割の減免について、詳しいことは各市町村にお問合せください。

知的障害児・者（同一生計親族または常時介護者が運転する場合）

重度の知的障害児・者であって、障害の程度が A 1・A 2 の療育手帳を持っている人。

精神障害者（同一生計親族または常時介護者が運転する場合）

精神通院医療の公費負担を受けており、1 級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人。

11 税の減免や各種割引制度について

●その他の税の減免等

種 類	内 容		金 額	照会先
所得税	障害者控除	納税者自身又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者に該当する場合 ・ 一般の障害者 身体障害者手帳 3 ～ 6 級、療育手帳 B・B 1・B 2、精神障害者保健福祉手帳 2 ～ 3 級 ・ 特別障害者 身体障害者手帳 1 ～ 2 級、療育手帳 A・A 1・A 2、精神障害者保健福祉手帳 1 級 ・ 同居特別障害者 同居している控除対象配偶者又は扶養親族が、上記の特別障害者に該当する場合	所得控除 ・ 一般の障害者の場合 1人につき27万円 ・ 特別障害者の場合 1人につき40万円 ・ 同居特別障害者の場合 1人につき75万円	税 務 署 (16ページ参照)
住民税	障害者控除	障害程度は、所得税と同じです。	所得控除 ・ 一般の障害者の場合 26万円 ・ 特別障害者の場合 30万円 ・ 同居特別障害者の場合 53万円	市町村役場 (10ページ参照)
	前年の合計所得金額が135万円以下の障害者		非課税	
個 人 事業税	両眼の視力0.06以下の重度の視力障害者があんま・はり・きゅう等医療に類する事業を行う場合		非課税	県税事務所 (16ページ参照)
相続税	障害者控除	障害者が相続により財産を取得した場合 (満85歳未満の人)	(※1)	税 務 署 (16ページ参照)
贈与税	特定障害者(※)が特定障害者扶養信託契約に基づき信託受益権を贈与により取得した場合 ※特定障害者とは次に掲げる方 ①特別障害者 ②特別障害者以外の障害者のうち精神に障害がある方		・ ①の場合 6,000万円まで非課税 ・ ②の場合 3,000万円まで非課税	
ゴルフ場 利用税	療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(戦傷病者手帳、被爆者健康手帳も可) (非課税利用には、手帳の提示が必要です。)		非課税	中央東県税事務所 TEL:088-866-8500
利子等の 所得税と 住民税	「マル優」 預貯金、公社債、 投資信託等	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、もしくは障害年金等受給者	それぞれの元本の合計が 350万円までの利子等が 非課税	金融機関窓口 証券会社窓口
	「特別マル優」 国債、地方債		額面の合計が350万円ま での利子等が非課税	

(※1) 10万円×(85歳－障害者の年齢)の税額を控除

特別障害者の場合は、20万円×(85歳－障害者の年齢)の税額を控除

ただし、平成26年12月31日以前の相続開始の場合は、1年につき6万円(特別障害者の場合は、1年につき12万円)

1 1 税の減免や各種割引制度について

(2) 運賃割引制度

障害児・者が利用する各種交通機関の運賃が割引になります。

J R 四国、とさでん交通、土佐くろしお鉄道ではミライロ I D が利用できます。

● J R ・土佐くろしお鉄道運賃

乗車券を購入する際、窓口で手帳を見せてください。

乗車券の購入は、原則として窓口を利用してください。

※12歳以上の障害者が12歳以上の介護者と一緒に利用する場合、近距離用の片道乗車券については、自動券売機でこども乗車券を購入し、改札で手帳を提示すれば乗車券に証明します。

【対象者】身体障害者手帳または療育手帳を持っている人

療育手帳に「A」の表示のある方・・・第1種障害者

「B」の表示のある方・・・第2種障害者

	利 用 方 法	種 類	割 引 率
第1種障害者	1 単独で利用する場合 (片道100kmを超えて利用する場合に限る)	普通乗車券	5割引
	2 介護者と一緒に利用する場合	普通乗車券 普通回数乗車券	本人、介護者とも5割引
		定期乗車券	障害者は、通勤定期及び通学定期(割引前)の5割引、 介護者は、通勤定期の5割引
第2種障害者	1 単独で利用する場合 (片道100kmを超えて利用する場合に限る)	普通乗車券	5割引
	2 12歳未満の障害児が介護者と一緒に利用する場合	定期乗車券	介護者の通勤定期乗車券に対してのみ5割引

※介護者は、1人だけ割引が受けられます。

※土佐くろしお鉄道には距離の制限がありません。

【対象者】精神障害者保健福祉手帳を持っている人

<割引区間> 土佐くろしお鉄道(株)の営業区間

中村・宿毛線(窪川駅～宿毛駅)、ごめん・なはり線(後免駅～奈半利駅)

<割引内容>

対象種別	乗車形態	対象者年齢	割引率	乗車券種類
精神障害者 保健福祉手帳 1級	単独で乗車する場合	12歳以上	5割引	普通乗車券
	介護者と一緒に乗車する場合	12歳以上	本人、介護者とも5割引	普通乗車券 普通回数券
		12歳未満	介護者のみ5割引	通勤定期券
精神障害者 保健福祉手帳 2・3級	単独で乗車する場合	12歳以上	5割引	普通乗車券
	介護者と一緒に乗車する場合	12歳以上	本人のみ5割引	普通乗車券
		12歳未満	介護者のみ5割引	通勤定期券

問い合わせ先

J R 四国

各駅窓口又は電話案内センター

TEL : 0570-00-4592

土佐くろしお鉄道

中村駅

TEL : 0880-35-4961

安芸駅

TEL : 0887-34-8800

11 税の減免や各種割引制度について

●電車・バス運賃（高知県内）

運賃を支払う際に手帳を見せてください。

高知駅前観光、とさでん交通、県交北部交通、高知高陵交通、高知西南交通、高知東部交通では、ミライロIDが利用できます。

【対象者】

身体障害者手帳または療育手帳を持っている人

第1種障害者／本人・介護者（1人）とも5割引

第2種障害者／本人のみ5割引

精神障害者保健福祉手帳

1級／本人・介護者（1人）とも5割引

2級・3級／本人のみ5割引

※一部バス会社で割引内容が異なります。

ICカード「ですか」については、「障がい者カード」や「障がい者介護用カード」を発行しますので、取扱い窓口で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

※カードの有効期限（更新が必要です。）

- ・「障がい者カード」、「障がい者介護用カード」 発行日から1年
- ・小児用障がい者カード 12歳の4月1日まで



割引を行っているところがありますので、乗車券の販売窓口にお問い合わせください。

●国内航空運賃

航空券販売所の窓口で、手帳を見せてください。

JAL、ANAではミライロIDが利用できます。

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている満12歳以上の方

療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳に顔写真の貼付がない方は、割引を受けられませんので、お住まいの市町村福祉担当窓口で手帳の再交付の手続きをしてください。

区 分	年 齢	適 用 範 囲	割引率
身体障害者	満12歳 以上	○本人が満12歳以上の場合 本人及び介護者（1人） が割引 ○本人が満12歳未満の場合 介護者（1人）のみ割引 （※）本人は小児運賃適用	各航空 券の料 金等、 諸条件 によっ て異な ります
知的障害者			
精神障害者 （※）手帳の有効期間内の搭乗分が割引の 対象となります。			

※満12歳未満の方の運賃については、通常の小児運賃の方が低料金となります。

●タクシー運賃

高知県内で乗車する場合、タクシー運賃が1割引になる制度があります。

【対象者】 身体障害者手帳または療育手帳を持っている人

精神障害者保健福祉手帳を持っている人

（ただし、精神障害者保健福祉手帳による割引及び時間運賃制の場合の割引は、一部のタクシーのみ適用）

【利用方法】

乗務員に手帳を見せ、割引を受けてください。

※県外で利用する場合は、タクシー協会に確認してください。

問い合わせ先

各電車・バス会社

各航空会社

各タクシー会社

1 1 税の減免や各種割引制度について

（３）有料道路の割引制度 ※全国の有料道路会社で統一的に実施されています。

身体障害者手帳または療育手帳を持っている人が、通勤・通学・通院等の日常生活活動において有料道路を利用する場合、事前に申請することで料金が割引になる制度があります。

※ 令和5年3月27日から1人1台要件が緩和され、事前登録していない親族や知人の車、レンタカー、車検時の代車、介護が必要な方がタクシーを使う場合なども、対象になりました。（タクシーの場合は予約時又は乗車前に割引を利用する旨を申し出て確認してください。）

【対象者】

障害者本人が運転する場合	身体障害者手帳を持っている方（等級制限なし）
障害者本人以外が運転し障害者本人が同乗する場合	身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方のうち重度の方（身体障害者手帳：第1種、療育手帳：A1、A2）

【利用手続き】

お住まいの市町村の障害福祉担当窓口で、障害者割引に係る事前申請を行ってください。

※ 令和5年3月27日から自動車の事前登録及びETC利用申請をする方は、高速道路会社によるオンライン申請が可能になりました。申請方法等は各道路会社ホームページをご覧ください。

【市町村窓口での新規申請に必要な書類】

※ 事前に各市町村の窓口にご確認ください。

	自動車登録する場合	自動車登録しない場合
① 障害者本人の手帳	○	○
② 登録する自動車の車検証等	○	×
③ 住民票等（本人、配偶者、同居の親族等か判断する場合）	○	×
④ 割賦契約書又はリース契約書（契約中の場合のみ）	○	×
⑤ ETCカード/ETC車載器セットアップ申込書・証明書等（ETC車載器の管理番号が確認できるもの）	○	×
⑥ 障害者本人の運転免許証（本人が運転する場合）	○	○

※ ⑤はETCを利用する方のみ

【自動車登録ができる車の範囲】

○車種要件

乗 用	乗車定員が10人以下のもの（軽自動車も対象）
貨 物	後部座席が設置され乗車定員が4人以上～10人以下で ・乗車設備と荷台に仕切りがないもの ・乗車設備と荷台に仕切りがあり、最大積載量が500kg以下のもの
特 殊	車いす移動車・身体障害者輸送車・キャンピング車で、乗車定員が10人以下のもの
二 輪	総排気量が125ccを超えるもの

○所有者要件（車検証の「所有者の氏名」）

	本人運転	介護者運転
① 障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、同居の親族等	○	○
② 障害者本人を継続して日常的に介護している方	×	○

※ 割賦契約（ローン）又は長期リースの場合「使用者の氏名」が①②の場合は対象

【割引料金・割引有効期限】

○割引料金・・・通常料金の半額（ETC時間帯割引との重複適用はありません。）

○有効期限・・・新規や変更の場合、手続きが終了してから2回目の誕生日まで

更新の場合、手続きを終了してから3回目の誕生日まで（最長2年2か月）

【利用方法】

料金所で係員に料金を支払う場合は、手帳を見せて確認を受け、割引後の料金を支払ってください。ETCの場合は、登録されたETCカードを登録されたETC車載器に挿入し、通行してください。

※ ETC登録には、3週間程度かかります。（ETCレーンでの割引のご利用が可能となる日が割引実施事業者から書面により通知されます。）

※ ETC料金所の点検及びETCの異常により開閉バーが開かないなど、ETCレーンを利用できない場合は、料金所係員が処理を行いますので、必ず手帳を携帯してください。

※ ミライロIDが利用できます。（ミライロIDについては8ページをご覧ください）

問い合わせ先

市町村役場
（10ページ参照）
全国の有料道路会社

NEXCO西日本
<https://www.w-nexco.co.jp/etc/handicapped/>

有料道路でのミライロIDのご利用方法
<https://help.mirairo-id.jp/hc/ja/articles/90005624323>

11 税の減免や各種割引制度について

(4) その他の減免等

●NHK放送受信料の免除

【対象者】

各種障害者手帳をお持ちの方で、次のいずれかの条件に当てはまる人

	全 額 免 除 〔障害者の方を世帯構成員に有する場合〕	半 額 免 除 〔障害者の方が世帯主の場合〕
身体障害者	世帯構成員全員が市町村民税非課税	①視覚・聴覚障害者
知的障害者		②重度の身体障害者（１～２級）
精神障害者		重度の知的障害者（Ａ１、Ａ２） 重度の精神障害者（１級）

●電話番号案内（104番号案内料）の無料扱い（※対象となるお電話があります）

対象の障害者手帳をお持ちの方は、事前登録により無料で番号案内が利用できます。

【対象者】

①身体障害者手帳を持っている人で、次のいずれかの障害がある人

区 分	身体障害者等級表による級別
視覚障害	１～６級
肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	１、２級
聴覚障害	２級、３級、４級、６級 （１級、５級はなし）
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	３級、４級 （１級、２級はなし）

②戦傷病者手帳を持っている人で、次のいずれかの障害がある人

区 分	戦傷病者等級表による級別
視覚障害	特別項症～第６項症
上肢障害	特別項症～第２項症
聴覚障害	第２項症、第４項症
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	第１項症、第２項症、第４項症

③療育手帳を持っている人

④精神障害者保健福祉手帳を持っている人

●携帯電話の料金割引

携帯電話各社のサービスがあり、割引を受けるためには申し込みが必要です。

また、割引制度の内容は各携帯電話会社によって異なりますので、詳しくは携帯電話各社、または取扱店にお問い合わせください。

【対象者】・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人

●点字郵便物の無料扱い

点字郵便物を郵送する場合、３kgまで無料となります。

①点字郵便物

②特定録音物等郵便物（オーテピア高知声と点字の図書館など日本郵便（株）指定施設との発受に限る）

●心身障害者用ゆうメール郵便物

身体に重度の障害のある方または知的障害の程度が重い方と一定の図書館との間で、図書の閲覧のために発受される郵便料金は以下のとおりです。

重 量	150g以内	250g以内	500g以内	1 kg以内	2 kg以内	3 kg以内
料 金	92円	110円	150円	180円	230円	310円

問い合わせ先

ナビダイヤル

TEL:0570-077-077

※IP電話等をお持ちの方でナビダイヤルが利用できない場合は以下の電話番号をご利用ください

TEL:050-3786-5003

9:00～18:00（土・日・祝日も受付）

TEL:0120-104-174

平日9:00～17:00

（土・日・祝日及び年末年始を除く）

各携帯電話会社
または取扱店

各郵便局

各郵便局

1 1 税の減免や各種割引制度について

●聴覚障害者用ゆうパック・点字ゆうパック郵便物

聴覚に障害のある方と日本郵便（株）が指定する施設との間で、ビデオテープその他の録画物の貸出または返却のために発受される郵便、及び大型の点字図書等を内容とする郵便料金は以下のとおりです。

60サイズ	80サイズ	100サイズ	120サイズ	140サイズ	160サイズ	170サイズ
100円	210円	320円	420円	520円	630円	730円

○サイズ区分

区分	3 辺計
60サイズ	60cm以内
80サイズ	80cm以内
100サイズ	100cm以内
120サイズ	120cm以内
140サイズ	140cm以内
160サイズ	160cm以内
170サイズ	170cm以内

●定期刊行物の低料第三種郵便物

内 容		重 量	料 金
心身障害者団体の発行する定期刊行物であり、発行人から差し出される郵便物	毎月3回以上発行する新聞紙	50g以内	8 円
		50gを超える 1 kg以内、50gごとに	3 円増
	その他のもの	50g以内	15円
		50gを超える 1 kg以内、50gごとに	5 円増

●河川の遊漁料の減額・免除

障害者手帳を持っている人については、河川の遊漁料が減額または免除される場合があります。

割引の制度は各漁協により異なります。

●県立施設の入場料（使用料）の免除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人及びその介護者（1名のみ）について、次の施設の入場料（使用料）が無料になります。

- | | |
|-----------------------|---|
| ① 懐徳館（高知城） | ⑫ 武道館 |
| ② 牧野植物園 | ⑬ 弓道場 |
| ③ 足摺海洋館 S A T O U M I | ⑭ 青少年の家（香北・幡多） |
| ④ 歴史民俗資料館 | ⑮ 青少年体育館 |
| ⑤ のいち動物公園 | ⑯ 高知青少年の家（利用者のうち手帳を所持する者が占める割合が5割を超える場合に限り） |
| ⑥ 坂本龍馬記念館 | ⑰ 青少年センター |
| ⑦ 美術館（一部対象外あり） | ⑱ 室戸体育館（手帳を所持する者の人数が利用する者の人数の2分の1以上に限り） |
| ⑧ 文学館（一部対象外あり） | ⑲ 春野総合運動公園（個人の施設使用料。手帳を所持する者の人数が利用する者の人数の2分の1以上に限り） |
| ⑨ 高知城歴史博物館 | |
| ⑩ 県民体育館室内プール | |
| ⑪ 障害者スポーツセンター | |

※利用方法・・・各施設の入場券販売窓口で、手帳を見せてください。

問い合わせ先

各郵便局

関係各漁協又は高知県漁業管理課
TEL:088-821-4608

各県立施設

12 仕事について

(1) 就労のための相談等

●障害者就業・生活支援センター

国と県からの委託により、仕事に就きたい方や仕事をしている方の様々な相談・支援を、いろいろな機関と連携して行っています。

名 称	所 在 地	電話・FAX番号
障害者就業・生活支援センター ポラリス	〒784-0027 安芸市宝永町464-1	TEL:0887-34-3739 FAX:0887-34-3712
障害者就業・生活支援センター ゆうあい	〒783-0005 南国市大塚乙2305	TEL:088-854-9111 FAX:088-854-9112
高知障害者就業・生活支援センター シャイン	〒780-8031 高知市大原町76-2 コーポ筆山1F北号室	TEL:088-802-6185 FAX:088-802-6186
障害者就業・生活支援センター こうばん	〒785-0059 須崎市桐間西46番地	TEL:0889-40-3988 FAX:0889-40-3977
障害者就業・生活支援センター ラポール	〒787-0013 四万十市右山天神町201	TEL:0880-34-6673 FAX:0880-34-8070

●公共職業安定所（ハローワーク）

障害のある方の就労について、相談・職業紹介などを行っています。

名 称	所 在 地	窓口	電話番号
安 芸 公共職業安定所	〒784-0001 安芸市矢ノ丸4-4-4	障害者 担当	0887-34-2111
高 知 公共職業安定所	〒781-8560 高知市大津乙2536-6		088-878-5323
〃 香美出張所	〒782-0033 香美市土佐山田町旭町1-4-10		0887-53-4171
い の 公共職業安定所	〒781-2120 吾川郡いの町枝川1943-1		088-893-1225
須 崎 公共職業安定所	〒785-0012 須崎市西糺町4-3		0889-42-2566
四万十 公共職業安定所	〒787-0012 四万十市右山五月町3-12 中村地方合同庁舎内		0880-34-1155

●障害者職業能力開発校

県外各地で障害者職業能力開発校が設置されています。障害者の就職を容易にし、社会的自立を促進するため、能力に応じた職業能力開発を実施しています。詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。

●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部 高齢・障害者業務課

法定雇用率を満たしていない事業主（常用労働者100人超の事業主）から納付金を徴収する一方、障害者を多く雇用している事業主に対して、調整金や報奨金、各種の助成金を支給しています。

名 称	所 在 地	電話番号
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部 高齢・障害者業務課	〒781-8010 高知市棧橋通四丁目15-68	088-837-1160

●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部高知障害者職業センター

就職や職場定着、職場復帰を希望する障害のある方に対して、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携しながら支援を実施しています。

また、事業主に対して、ハローワーク等と連携しながら、障害のある方の雇い入れや雇用継続に関する相談、支援を実施しています。

① 職業準備支援

主に発達障害や精神障害、高次脳機能障害のある方などで就職を目指す方に対して個別のニーズに応じたカリキュラムを作成し、センター内に設けた支援室での作業や講座、事業所での実習等を通じて、働くための基礎となる労働習慣、職場で必要となる基本的なコミュニケーションやストレス対処の方法等を身につけるための支援を行います。

<支援期間：2～12週間>

12 仕事について

② ジョブコーチ支援

障害のある方の職場定着のためにジョブコーチが事業所を訪問し、障害のある方と職場の方双方に対して障害特性に応じた支援を行います。

＜支援期間：個別に必要な期間（標準2～3か月）を設定＞

③ リワーク支援

うつ病等で休職中の方を対象に職場復帰支援（リワーク）を行っています。

職場復帰のために必要なウォーミングアップなどの支援をセンターにて実施します。また、必要に応じ復帰先企業でのリハビリ出勤等へのフォローを行い、円滑に復職できるよう支援を実施します。

名 称	所 在 地	電話番号
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 高知支部 高知障害者職業センター	〒781-5102 高知市大津甲770-3	088-866-2111

（2）雇用促進のための助成制度

制度名	内 容	金 額 等	問い合わせ先
障害者委託訓練 （実践能力習得 訓練コース）	一般障害者向け職業訓練コース。 公共職業安定所長の受講指示または受講推薦を受けた障害者を対象に、就職に必要な実践的な能力の習得を図る訓練を、民間事業所等に委託し行う。 訓練期間 標準2か月 （最長6か月）	訓練手当（訓練生に支給） 月額100,000～120,000円程度 （受講指示を受けた者のみ） 委託費（事業主に支給） （中小企業）1人につき 月額90,000円（税抜き）以内 （大企業）1人につき 月額60,000円（税抜き）以内	高知県障害保健支援課 TEL:088-823-9560
トライアル雇用 助成金（障害者 トライアルコース・ 障害者短時間 トライアル コース）	公共職業安定所等の紹介により、事業主が障害者を試行的に短期間雇用（原則3か月間。短時間トライアル雇用は3か月～12か月間）する場合に、事業主に対して支給される。業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとすることを目的とする。	事業主に対する助成金額については、公共職業安定所にお問い合わせください。	各公共職業安定所 （97ページ参照）
特定求職者雇用 開発助成金（特 定就職困難者 コース）	公共職業安定所等の紹介により障害者を雇用した事業主に対して、その雇用した障害者に支払った賃金に相当する額の一部を（障害の程度、事業所の規模、労働時間により1～3年）助成する。		
特定求職者雇用 開発助成金（発達 障害者・難治性疾 患患者雇用開発 コース）	公共職業安定所等の紹介により発達障害者・難治性疾患患者を継続して雇用する労働者として雇用した事業主に対して、その雇用した発達障害者・難治性疾患患者に支払った賃金に相当する額の一部を（事業所の規模、労働時間により1年～2年）助成する。		

（3）就労促進のための職場体験について

●就労体験拠点

県内に「就労体験拠点」を設置し、就労等の機会と疎遠であった障害のある人に対して「経験」と「働ける自信」を持たせ一般就労への支援を行っています。

事業者・名称	所 在 地	電話・FAX番号
社会福祉法人高知県知的障害者育成会 地域活動支援センター「香美」	香美市土佐山田町1689-1	TEL：0887-53-7077 FAX：0887-52-8088
特定非営利活動法人ブルースター 就労サポートセンターかみまち	高知市上町3丁目4-23	TEL：088-872-2644 FAX：088-872-2645
特定非営利活動法人 幡多ウェルフェアネット はた相談支援センターねっと	宿毛市中央3丁目2-15	TEL：0880-63-9900 FAX：0880-63-9922

13 就労継続支援（A型・B型）事業所利用者の工賃（賃金）及び 就労支援事業について

●工賃（賃金）とは

就労継続支援事業所から利用者に対して支払われた金銭のことです。なお、就労継続支援A型事業所において、利用者との間に雇用契約が締結されている場合は、工賃ではなく、賃金となります。

●平均工賃月額とは

令和5年度中に支払われた工賃の総額を、1日当たりの平均利用者数で除した後、年間開所月数で除したものです。

●平均賃金月額とは

令和5年度中に支払われた賃金の総額を、毎月利用者の延べ数で除したものです。

●就職者数とは

令和5年度中に一般就労又は就労継続支援A型事業所へ移行した人の数です。

（1）施設種類別の工賃（令和5年度実績）

施設の種類	平均工賃（賃金）	
	月額	月額
就労継続支援A型事業所	99,123円	894円
就労継続支援B型事業所	27,645円	—

（2）施設別の工賃（令和5年度実績）及び就労支援事業等

各施設の工賃（賃金）及び就労支援事業については、各施設にお問い合わせください。

各施設の連絡先は、72～77ページに記載しています。

① 就労継続支援A型事業所（24事業所）

市町村名	事業所名	平均賃金 月額	就職 者数	就労支援事業
高知市	維新工房きらり	120,107円	1人	クリーニング、食材下処理、清掃
	オウパス	100,196円	2人	クリーニング、施設外就労
	こだかさ障害者支援センター	166,062円		鳴子等木工製品の受注・製造・販売、理美容、喫茶
	せるぼ	80,671円		テープ起こし、アンケート調査、データ入力、HP作成、システム開発、DTP、コピー&プリント、スキャンニング、施設外就労
	多機能型就労支援事業所 虹の夢	78,788円		有料老人ホーム内での介護作業補助・マッサージ業務
	R e n e e福祉サービス	72,115円		菓子・パン製造、農産品加工受託
	ワークスみらい高知2・3	119,894円		飲食店厨房・ホール業務の補助等
	ワークスみらい高知4	121,557円		飲食店厨房・ホール業務の補助等
	ワークスみらい高知6	112,495円		飲食店厨房・ホール業務の補助等
	指定就労継続支援A型事業所あいる	84,066円		施設外就労（クリーニング倉庫内作業・農作業・事務補助）
	就労継続支援A型 うさぎ	82,168円	1人	貸おしぼりの生産、食器洗浄等
	TOY connections	87,412円		お弁当製造、清掃作業
	シーグラスこうち	137,148円		施設外就労（一般企業様）、農業
	クウォール	71,348円	2人	機器組立、機械加工、事務作業（PC入力）、在庫管理、伝表仕分
	リエール	89,159円		農作物収穫作業、水槽清掃、物流倉庫のピッキング
南国市	サスケ設計工房高知	70,383円		図面作成
	就労支援センターコーケン	130,853円		水道メーター製造・販売、バルブ分解
	サスケ設計工房南国	72,775円		図面作成
四万十市	就労継続支援A型事業所 グレイスファーム	66,288円	1人	きのこ（きくらげ）栽培、収穫補助、パック詰め等の軽作業
	福祉工場「中村」A型	115,819円		シャツ・ブラウスアイロンがけ、たたみ仕上げ、清掃、介護補助業務、リサイクル選別作業

13 就労継続支援（A型・B型）事業所利用者の工賃（賃金）及び就労支援事業について

市町村名	事業所名	平均賃金 月額	就職 者数	就労支援事業
香南市	みかんの丘あけぼの	101,572円		菓子製造業務
香美市	SORA	108,482円	1人	加工事業（グループホーム配食・デイ事業所給食・加工品販売）、メンテナンス事業
佐川町	ほほえみ	88,238円	1人	自動車電線部品組立作業
四万十町	就労継続支援多機能型事業所 しまんと創庫	103,629円		オリジナルデザインの陶芸品作り（箸置き、可杯等）、捕虫 紙同定作業、蕨切り作業

② 就労継続支援B型事業所（114事業所）

市町村名	事業所名	平均工賃 月額	就職者数		就労支援事業
			一般 就労	A型	
高知市	青い空	15,396円	2人		浄水器カートリッジ解体、機械類解体、レザークラ フト、喫茶業務
	障害福祉サービス事業所 あさひ・はばたき	15,164円			①廃棄電線、空き缶のリサイクル②菌床シイタケ栽 培・販売
	スウェル	41,665円			クリーニング、食食用エプロン販売、農福連携、道 路清掃、軽作業（袋詰め・DM・梱包・箱折り）
	おしごと画楽	32,288円			畑作業、クラフト、アート、デザイン
	オーシャンクラブ	31,202円		1人	お弁当製造販売、軽作業（箱折り、菓子詰め、紙製 品袋詰め、バリ取り等）、清掃作業（バス・トイ レ）
	就労サポートセンター かみまち	9,692円	2人		ポスティング、清掃、昆布の袋入れ、軽作業（袋詰 め）、テーブル起こし
	指定就労継続支援B型事業所 きずな	19,726円			軽作業（袋詰め・箱折り等）、受託作業（除草・草 刈り等）、ほおつちょけんポロシャツ販売、名刺作 成、野菜の栽培・販売、ジャム販売
	こだかさ障害者支援センター	58,253円		1人	鳴子等木工製品の受注・製造・販売、洋裁、鍼灸 マッサージ、理容
	サポートぴあ	23,198円	2人	1人	テーブル起こし等入力作業、パソコン教室サポー ター、マンション等清掃、販売、印刷製本、草刈 り、草引き等農作業
	さんかく広場	23,563円	1人		パン製造、菓子製造、内職（箱折・袋詰め）
	昭光園	28,621円			菓子製造、清掃業務、衣類等たたみ作業、軽作業
	すずめ旭天神センター	10,692円			菓子製菓製造販売、内職作業（チラシ折り・画用紙 封入等）、清掃作業委託等、古紙回収、アルミ缶回 収販売、銅線作業
	すずめ共同作業所	16,113円			印刷事業、下請け事業（箱折作業等）、給食事業
	てとてあさひ	85,283円			布草履・クラフト製品制作販売、点字名刺印刷、あ ん摩マッサージ・鍼施術
	多機能型就労支援事業所 虹の夢	23,265円			軽作業（袋詰め、箱詰め、紙袋制作）、清掃、農耕 作業、洗濯作業
	涅槃の家	17,865円			農作業、野菜類の袋詰作業、ティッシュの袋詰作 業、清掃作業
	野いちごの場所	20,840円			菓子製造、ニラ結束作業、リサイクル作業、自動販 売機清掃作業、保冷剤洗浄作業
	アルベータ	30,688円			クリーニング、各種清掃作業、各種印刷（封筒、名 刺、広報誌等）、軽作業（箱折り、メモ帳、キーホ ルダー、袋詰め等）
	作業所ひまわり	24,549円			喫茶業務
	広場さんばし	20,855円	1人	1人	弁当製造・販売、トマト・だし昆布の計量・袋詰 め、ニラのそぐり・結束、シール貼り
	ポーチカ	15,187円			紙製品の袋入れ等、公報配布、イラストデザイン
	ポーチカⅡ	12,838円			紙製品の袋入れ等、イラストデザイン
	みどり作業所	38,499円	1人		公園清掃、施設・個人宅除草、剪定、農福連携作業 （ニラそぐり・結束、トマト摘葉作業、生姜箱折 り）、室内清掃、生涯大学机設営

13 就労継続支援（A型・B型）事業所利用者の工賃（賃金）及び就労支援事業について

市町村名	事業所名	平均工賃 月額	就職者数		就労支援事業
			一般 就労	A型	
高知市	めざめ	14,345円			内職作業（お菓子の箱折・ティッシュ袋詰め・印刷物加工）、公園清掃
	作業所もえぎ	17,654円			トマトハウス作業、はぶ茶栽培加工、病院内喫茶売店での業務（接客、販売、厨房内作業）、草刈り、公園清掃
	Life time	15,689円			リサイクルトナー製造・販売、缶バッジ・缶マグネット製造・販売、メモ帳作製、封入・封かん作業、釣具部品作成補助作業、清掃・リサイクル作業
	就労継続支援B型事業所 ユウアンドアイ	24,828円	2人		軽作業（野菜袋詰め、シール貼り、箱詰め）、弁当製造配達販売、野菜栽培・収穫、除草作業、農産物販売（イベント・良心市）、清掃
	ライフ・ステージ蒼空舎	26,696円			畑作業（露地・花卉栽培）、原木椎茸・きくらげ栽培・ニラ調整作業、作業用手袋製造販売、野菜下処理作業、食品加工製造販売、高齢者施設清掃業務
	ライフ・ステージ 第2あおぞら	22,471円			リサイクル品回収販売、農産物販売、清掃作業、配達作業
	ラフル	35,060円	1人		内職（袋詰め）、植物工場、飲食店、調理、掃除
	就労継続支援B型事業所 リットの風	19,632円			清掃作業、農耕作業、野菜のバック詰め、梱包作業
	ワークスみらい高知1	31,067円			軽作業（ナフキンパック詰め、ビール瓶ラベル貼り、ようじ袋入れ、クッキー仕切り箱組み立て、割箸封入等）
	ワークスみらい高知2・3	60,275円			弁当・総菜・製麺の製造補助、どらやき、ケーキの製造補助、飲食店厨房・ホール業務の補助等
	ワークスみらい高知4	46,763円			飲食店厨房・ホール業務の補助等
	ワークスみらい高知6	42,779円			飲食店厨房・ホール業務の補助等
	ワークセンター太陽	22,686円			弁当製造、食品加工（ハンバーグ・カレールー）、軽作業、施設外清掃作業
	せるぼ	29,608円			テープ起こし、アンケート調査、データ入力、その他IT関連、制作活動（布ぞうり、小物等）
	しばてん大学農学部ひこばえ	18,909円	3人		ミニトマトの栽培、葉物野菜の栽培、各種露地作物の栽培、生産物の販売
	就労支援事業所フィオーレ高知	12,463円			軽作業（袋詰め、シール貼り、箸袋作成）
	就労継続支援B型おさかなくらぶ	30,199円	1人		熱帯魚販売、水槽リース、農作業
	えれべと	27,202円			PC委託業務、事務作業、軽作業（検品）、手工芸、飲食、施設外就労（環境整備・清掃作業・農作業）等
	シーグラスこうち	41,557円			カバン作成、折箱作業、農作物
	アクアネイチャー	25,032円			水耕栽培、軽作業（キャビティコンテナ用保護カバー、箸袋入れ）
	就労継続支援b型事業所アルコ	16,495円	1人		ルアー作業、シールはがし、コーヒーフィルターバッグ入れ、ニラのそぐり作業
安芸市	障害福祉サービス事業所 わかくさ・あさくら	13,006円			①クッキー製造・販売②自家焙煎コーヒー製造・販売③軽作業（袋詰め）
	就労継続支援 うさぎ	17,772円			貸タオル・ユニフォームの検品・たたみ作業、貸おしぼりの種類分け・広げ作業、使用済みおしぼりのさばき作業
	就労継続支援B型 凧	8,000円			軽作業（袋詰め）、農作業
	共同作業所むろとうみがめ	43,648円			パン・洋菓子製造販売、喫茶業務、ユズ皮等加工、公共施設清掃、農福連携事業（ニンジン収穫～カット）、水道メーター分解作業
	共同作業所ホップあき	16,526円			清掃、菓子製造販売、油流し隊
	ゆうハート安芸	49,278円			市・県清掃作業受託、ナス袋詰め・箱詰め、工場清掃、海藻養殖作業、アルミ缶収集、自動販売機清掃
	安芸市ワークセンター	42,697円			レーザー加工、電子部品プレス・組立、軽作業、陶芸・木工品、歯科材料関係、施設外就労（ラベル貼り・包装等）、苺栽培・販売等
	多機能型事業所TEAMあき	65,656円	5人	1人	農作物の栽培から出荷に係る作業及び委託農家のナス袋詰め作業

13 就労継続支援（A型・B型）事業所利用者の工賃（賃金）及び就労支援事業について

市町村名	事業所名	平均工賃 月額	就職者数		就労支援事業
			一般 就労	A型	
南国市	ウィール社	25,042円			紙類への印刷全般及びUVプリンタによる紙類以外への印刷、軽作業（衛生用品や食品等の袋詰め他、受託作業全般）、精米
	就労支援事業所からふる	14,077円			軽作業、箱折り、シール貼り、チラシ折り、はぶ茶販売、野菜販売
	きてみいや	37,586円			農耕、除草、ポップコーン製造販売、きてみいや販売所（野菜・ポップコーン）
	就労支援センターコーケン	25,916円			水道メーター製造・販売、パルプ分解
	就労支援センターコーケン第二	28,398円			水道メーター製造・販売、パルプ分解
	コージー	30,455円			タマネギ等のパッケージ作業、ユズのトリミング作業、お菓子の箱詰め、アルミ缶回収、良心市等
	南国にしがわ農園	33,823円			グァバ農園で茶葉や果実の収穫、自社工場で果実加工やフルーツソース作り、茶葉の焙煎・袋詰め、シール貼り、事務作業等
	就労支援事業所未来ドア	12,365円		1人	軽作業袋詰め（塩干製品、事務用品、菓子製品）、義肢装具用品縫製、パソコンゲーム用”アバター”製作
土佐市	就労継続支援B型事業所カトレア	25,406円			野菜果物乾燥チップ・粉末製造、軽作業（野菜袋詰め他）、喫茶業務、清掃請負
	第2太陽福祉園	28,505円			農耕作業（トマト、水菜等の栽培）、ドレッシング等の加工、袋詰め等の外注作業
	つくし作業所	12,388円			農作物のパック詰め、食品加工、軽作業
	作業所土佐	14,720円			菓子製造、EM事業、野菜くず回収、ごみ袋配達、軽作業（画用紙袋詰め）、農耕、コウゾ加工作業
	就労支援事業所ひかりの村	21,673円			菓子製造（せんべい、洋菓子、パン）、企業からの受託作業等
須崎市	多機能型事業所 STEP ONE	20,286円			ミョウガのレーン作業、キュウリ・ナス作業（選別・袋詰め・箱詰め）、シシトウパック詰め、公園・トイレ清掃、缶回収・缶潰し、ビーマン袋詰め
	社会就労センター山ももの家	17,632円			木工作業、フローベーター（管理・収穫等）、清掃作業、農機具部品組立、精密部品組立、ティッシュ袋入、化粧箱組立、軽作業（袋詰め）
	共同作業所ゆら・ら	24,628円	1人		公共施設の清掃作業、シシトウのパック詰め、ミツバの加工、封筒詰め
	就労支援センター「らいふ」	30,296円			菓子製造、軽作業
宿毛市	ワークセンターすくも	25,247円	1人		農耕作業（水稻、野菜栽培と販売）、園芸作業（鉢花栽培と販売）、受託事業（ゴミ袋の折り畳み袋詰め）
	ひかり共同作業所	65,722円	1人		クリーニング、野菜の袋詰め、ユズのトリミング、喫茶業務、甘酒製造、市のゴミ袋販売、切手販売
	就労支援事業所ひだまり	36,861円			花・野菜等の店頭販売及び市内販売、宿毛市委託事業（ゴミ袋）
	なないろ工房	26,453円	2人		食品（ユズ）加工、施設等清掃業務、駐車場管理、花壇管理、イチゴ出荷用箱組み立て
土佐清水市	さんごはうす共同作業所	38,694円	1人		公園（清掃・草刈り）、喫茶業務、缶リサイクル、墓掃除、委託事業（卵洗浄・販売）、自主製品（作成・販売）
四万十市	多機能事業所「アオ」	35,091円			弁当の製造販売配達、公園・官公庁の清掃、軽作業、ぶしゅかんの栽培、農福連携事業等
	あゆみ共同作業所	15,221円			菓子製造業（焼き菓子・燻製ナッツ）、委託作業（チラシ封入・部品並べ替え）、リサイクル（アルミ・銅）
	共同作業所「きっと」・「森のいえ」	18,924円			菓子製造・販売、内職、炭の製造・販売、薪販売、布カット（在宅作業）
	福祉工場「中村」B型「ウィズ」	36,497円			シャツ・ブラウスたたみ仕上げ、清掃、介護補助業務、リサイクル選別作業、喫茶業務、木工、HP作成
	共同作業所ほっとハート	10,788円			菓子・ソース類製造、内職、軽作業（袋詰め）、販売、名刺作成、DVD編集
	土佐しまんと本舗	29,818円	2人		清掃、食品加工、軽作業（部品組み立て）
	ピーす	22,831円			清掃受託、休校校舎の換気作業、農作物生産（ニンニク他）、小物・木工製品、しまんとAI、テレワーク（マネジメント会社より受託）
	Re・Guru	25,772円			喫茶業務、軽作業（シール貼り、袋詰め）、清掃業務
	共同作業所あっぱれ	16,370円			段ボール・新聞収集、軽作業（袋詰め）、DVD制作（写真・動画編集）、果物販売
	四万十工房	—			薪の製造販売、市庁舎清掃、ゴルフ場環境整備、ビーマン袋詰め、手芸、内職作業等

13 就労継続支援（A型・B型）事業所利用者の工賃（賃金）及び就労支援事業について

市町村名	事業所名	平均工賃 月額	就職者数		就労支援事業
			一般 就労	A 型	
香南市	香南くろしお園	20,024円			食品加工、花苗栽培、清掃作業、農耕作業、請負作業
	風車の丘あけぼの	32,118円			菓子製造、ペットのおやつ製造 施設外就労（JA梱包作業） 軽作業（箱折・袋詰め）
	みかんの丘あけぼの	43,958円	1人		菓子製造補助作業、委託作業（仕込み、ラベル貼り）、施設外就労
香美市	あおい	—			しおり作成、ラミネートフィルム作業、紙折り、箱の組立、施設外就労（清掃作業）
	ワークセンター白ゆり	30,423円			ホテルリネン・白衣等のユニフォーム類・玄関マット・モップ製品等のクリーニング
	ワークセンター第二白ゆり	30,147円			衣類や布団のクリーニング、ウエスの製作・販売
奈半利町	就労継続支援B型事業所 ゆずのかげはし	8,804円			手芸製品製作、木工品製作、畑での野菜類生産・収穫・袋詰め
芸西村	第2香南くろしお園	30,261円			花壇管理、花卉栽培販売、野菜栽培販売、清掃業務（トイレ）、軽作業（カツオ箱詰め）
	やさいのちから	39,714円	1人		①野菜の袋詰め、製品シール貼り②食品加工事業③施設外就労
本山町	りんどう	30,090円			EM有機肥料製造（生発酵、ペレット、ボカシ、活性液）、道路清掃、農耕作業（野菜、茶）、ユズのトリミング、こんにやく製造、リサイクル作業
大豊町	障害者就労継続支援B型 ワークセンターファースト	18,185円			軽作業（衛生用品や食品の袋詰作業、封入作業等）、印刷受注窓口（紙類への印刷全般）
土佐町	れいほくの里どんぐり	40,699円			パン・菓子製造、公園・施設清掃作業、農作業等
いの町	就労継続支援B型事業所 なのはな	17,941円			軽作業（紙製品の袋詰め等）、トイレトペーパー販売、環境微生物ミラクルやまちゃん販売、UVプリンターによる各種製作・販売
	作業所ら・ら・ら	24,615円			軽作業（袋詰め・シール貼り）、缶回収、農福連携（野菜袋詰め・トマト収穫）、施設外就労、町指定ごみ袋販売、たこやき移動販売
	就労継続支援B型事業所 TEAMいの	27,399円			農作物の栽培から出荷に係る作業及び委託農家からの野菜袋詰め作業
中土佐町	鯉乃國の萬屋	45,684円	1人		弁当製造販売、生活環境クリーナーよろずai製造、受託事業（リサイクル資源物中間処理・役場庁舎等清掃）
佐川町	こじゃんとはたら来家さかわ	17,764円			食品加工事業（惣菜、サンドイッチ等、加工品）、軽作業（野菜の加工、草刈り、清掃等）、レーザー加工事業
	就労継続支援B型事業所 さくら福祉事業所	36,296円			軽作業（不織布製品の袋詰め、精密部品の組み立て、野菜の計量・袋詰め等）、木工品製作、トイレトペーパー販売、いきいき百歳体操バンド販売
	ほほえみ	24,234円			自動車電線部品組立作業、木工作業
越知町	就労継続支援B型事業所 どんぐり	30,063円			軽作業（不織布製品の袋詰め、自動車部品仕分け、精密部品組み立て）、トイレトペーパー販売
梶原町	竹ぼうきの会	24,459円			菓子製造、かご作り、喫茶営業、畑作業
日高村	ライフファクトリー茂平	24,182円	1人		喫茶業務、ソース製造、軽作業、清掃作業
津野町	どんぐり農園グリュース	36,701円			花木・野菜生産販売、もみの木レンタル、洋菓子製造販売、清掃作業、洗濯作業
四万十町	作業所由菜の里	25,395円			ケーキ等製造、喫茶業務、清掃業務、軽作業（塩入れ）
	就労継続支援B型事業所 あさぎり	20,023円	1人		軽作業（不織布製品の袋詰め等）、トイレトペーパー販売、四万十町指定ゴミ袋販売、環境微生物ミラクルやまちゃん販売
	就労継続支援多機能型事業所 しまんと創庫	28,596円			ニラ・セリのそぐり・結束作業、ミョウガのバック詰め、お菓子の箱折り、塩のバック詰め、陶芸作り（箸置き、可杯等）、菓切り作業
	就労継続支援B型事業所 やまびこ	18,227円			軽作業（不織布製品の袋詰め等、野菜の仕分け・袋詰め）、トイレトペーパー販売、環境微生物ミラクルやまちゃん販売、清掃業務
三原村	共同作業所わらわら	30,077円			パン製造、内職（昆布、100均）、ユズ収穫、空き瓶整理、トイレ清掃
黒潮町	就労支援事業所ジョブなしろ	18,141円			グアバの栽培、稲作
	共同作業所ニコの種	61,151円			受託作業（塩）、清掃業務、クロネコヤマトのメール便配達、販売作業（カタログ年2回、町のゴミ袋）

- （１）施設種類別の工賃（令和5年度実績）は令和5年度以前に事業指定を受け、令和6年4月1日時点で存在している事業所の実績を元に算出しています。
（２）施設別工賃（令和5年度実績）及び就労支援事業等は、令和6年4月1日に開始した事業所についても就労支援事業内容のみを掲載しています。

14 社会参加の促進について

(1) コミュニケーションの支援について

●手話通訳者等の養成

事業名	内 容	問い合わせ先
手話奉仕員養成講座 (入門課程、基礎課程)	日常会話程度の手話技術を習得した手話奉仕員を養成します。	各市町村 (10ページ参照)
手話通訳者養成講座 (基本課程、応用課程、実践課程)	上記講座修了者を対象に、手話通訳に必要な手話語彙、手話技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成します。	高知県聴覚障害者情報センター TEL : 088-823-5922
要約筆記者養成講座	要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記者を養成します。	高知県障害福祉課 TEL : 088-823-9634
点訳ボランティア養成講座	点訳に必要な技術等を習得した点訳奉仕員を養成します。 (点訳図書の製作等を行っていただきます。)	高知声と点字の図書館 TEL : 088-823-9488
音声訳ボランティア 養成講座	音声訳に必要な技術等を習得した音声訳ボランティアを養成します。(録音図書の製作等を行っていただきます。)	高知声と点字の図書館 TEL : 088-823-9488
盲ろう者向け通訳・介助員 養成講座	視覚と聴覚に重複して障害のある人の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う通訳・介助員を養成します。	高知県盲ろう者友の会 TEL : 088-831-6560
パソコンボランティア 養成講座	視覚に障害のある人に対し、パソコン機器等の使用に関する支援を行うパソコンボランティアを養成します。	高知県障害福祉課 TEL : 088-823-9634
失語症者向け意思疎通支援者 養成講座	脳卒中等の後遺症により、ことばの障害のある人のコミュニケーション及び社会参加等の支援を行う意思疎通支援者を養成します。	高知県障害福祉課 TEL : 088-823-9634

●手話通訳者等の派遣

事業名	内 容	問い合わせ先
手話通訳者派遣事業	聴覚障害のある人が公的機関や病院などを利用する際、円滑に意思疎通が図れるよう手話通訳者の派遣を行います。	高知県聴覚障害者協会 TEL : 088-822-2794
要約筆記者派遣事業	聴覚障害のある人が公的機関や病院などを利用する際、円滑に意思疎通が図れるよう要約筆記者の派遣を行います。	高知県聴覚障害者情報センター TEL : 088-823-5922
盲ろう者向け通訳・介助員 派遣事業	視覚と聴覚に重複して障害のある人の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣して、コミュニケーションや移動等の支援を行います。	高知県盲ろう者友の会 TEL : 088-831-6560
パソコンボランティア派遣 事業	視覚障害のある人がパソコンやスマートフォンの操作を習得したい場合、ボランティアを派遣してサポートします。	高知県障害福祉課 TEL : 088-823-9634
失語症者向け意思疎通支援者 派遣事業	脳卒中等の後遺症により、ことばの障害のある人のコミュニケーション及び社会参加等の支援を行う意思疎通支援者を派遣します。	高知県障害福祉課 TEL : 088-823-9634

●情報提供

事業名	内 容	問い合わせ先
「さんSUN高知」／高知新聞 「県からのお知らせ」 点字版・音声版の発行	視覚障害のある人に、「さんSUN高知」を年12回、点字版及び音声版で発行しています。(お知らせが掲載しきれない場合、高知新聞「県からのお知らせ」に掲載します。)	高知県障害福祉課 TEL : 088-823-9634
「こうち県議会だより」 点字版・音声版の発行	視覚障害のある人に、「こうち県議会だより」を年4回、点字版及び音声版で発行しています。	高知県議会事務局 TEL : 088-823-9536
点字による即時情報ネットワーク 事業	(社福) 日本視覚障害者団体連合が提供する新しい情報を、祝日等を除く月曜日から金曜日までの毎日、点字又はメールで提供します。	高知声と点字の図書館 TEL : 088-823-9488
字幕入り映像ライブラリー事業	字幕入りテレビ番組等のビデオテープやDVDを希望者に無料で貸し出しています。	高知県聴覚障害者情報センター TEL : 088-823-5922

●オーテピア高知図書館

オーテピア高知図書館では、オーテピア高知声と点字の図書館と連携して以下のようなサービスを行っています。

○さまざまな資料の貸出し

- ・CDやカセットテープなどの録音図書 ・大活字本 ・音声ガイドや字幕付きのDVD
 - ・その他(LLブック、点字図書、布絵本、さわる絵本など)
- ※音声読み上げ可能な電子書籍、電子雑誌のサービスなどもあります。

○読書や図書館でのコミュニケーションを支援する機器

- ・拡大読書器、デジレ録音図書再生機、活字自動読み上げ機 ・音声パソコン、点字ディスプレイ
- ・レーズライター、ルーペ、筆談ボード ・ヒアリンググループ

○対面音訳サービス

視覚や肢体等に障害があるために、活字での読書が困難な人に対して、図書館にある図書を対面で音訳(活字を音声化)します。聞き手(利用者)と読み手(音訳者)が、読みのスピードや図表などについて、相談しながら読み進めることができます。電話やインターネットを利用したりリモート音訳も実施しています。

オーテピア高知図書館、オーテピア高知声と点字の図書館以外にも、高知市旭市民図書館／潮江市民図書館／春野市民図書館、香美市立図書館、南国市立図書館、土佐市立市民図書館、土佐清水市立市民図書館、宿毛市立坂本図書館で利用できます。

【対象者】活字を認識することが困難な人

問い合わせ先

オーテピア高知図書館
〒780-0842 高知市追手筋2-1-1
TEL : 088-823-4946
FAX : 088-823-9352
E-mail : toaiwase
@library.kochi.jp
URL : <https://otepia.kochi.jp/library>

14 社会参加の促進について

○宅配貸出サービス

病气やけが、障害などの事情により、お近くの図書館への来館ができない方を対象に、本やCDなどをお届けする宅配貸出サービスを行っています。（利用者登録が必要です。）

【対象者】次の表に該当する手帳所持者

障害の内容	障害の程度
視覚、両下肢、体幹、移動機能	身体障害者手帳１・２級 戦傷病者手帳特別項症～第２項症
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	身体障害者手帳１・３級 戦傷病者手帳特別項症～第３項症
免疫、肝臓	身体障害者手帳１～３級
知的	療育手帳Ａ１・Ａ２

- ・介護保険被保険者証の要介護状態区分が「３・４・５」と表示されている人
- ・その他館長が適当と認める人

活字を認識することが困難な人には、オーテピア高知声と点字の図書館所蔵のデジジー録音図書等を宅配により貸出しできます。

【開館時間】火曜日～金曜日 9:00～20:00、土曜日 9:00～18:00（７・８月は 20:00まで）
日曜日・祝日 9:00～18:00

【休館日】月曜日（祝日の場合は開館）、毎月第３金曜日（８月および祝日を除く）
８月11日を含む４日間（資料特別整理期間）
※ 令和５年度の資料特別整理期間の休館は８月９日～12日です。
年末年始（12月29日から１月４日まで）

（２）視聴覚障害者情報提供施設について

●高知県聴覚障害者情報センター

聴覚に障害のある方を総合的に支援する拠点施設で、下記の業務を実施するほか、聴覚障害者日常生活用具の展示や研修室の貸出しを行っています。

○業務内容

- ・生活支援事業
 - 相談事業（仕事・生活、その他相談内容は何でもかまいません）
 - 聴覚障害者向け防災学習会
 - パソコン訓練（簡単なパソコン基本操作）
 - 学習や交流の場の提供
 - 難聴者・中途失聴者向け手話教室
- ・ビデオライブラリー事業（字幕・手話入りビデオカセットテープ、DVDの貸出・視聴）
- ・要約筆記者派遣
- ・手話奉仕員養成講座
- ・手話通訳者養成講座

【開館時間】月曜日～金曜日 9:00～21:00、
第２・４土曜日・日曜日 9:00～17:00（日曜日は休館の場合があります）

【休館日】祝日、年末年始（12月29日～翌年１月４日）

●オーテピア高知声と点字の図書館

オーテピア高知声と点字の図書館では、障害、高齢、病気など様々な理由で読書が困難な方も読書を楽しめるように、いろいろなバリアフリー図書で読書をサポートします。

○読書にお困りの方へ（バリアフリー図書）

障害、高齢、病気など様々な理由で読書が困難な人が読めるようにいろいろな工夫がされた本を貸出しています。

（１）録音図書

活字図書を音声でCDなどに録音した図書。本屋大賞などのベストセラー、推理小説、時代小説、ノンフィクションなどいろいろなジャンルの本があります。録音図書再生機も貸出しています。

（２）マルチメディアデジジー図書

音声サポート付きの電子書籍。知的・学習障害などで文字を読むことが難しい人もわかりやすく読めます。再生用タブレットも貸出しています。

（３）点字図書 活字図書を点字に打ち直した本

○バリアフリーサービス

（１）録音・点字・マルチメディアデジジー図書郵送貸出サービス

図書をご自宅までお送りします。録音図書再生機、タブレットも郵送します。送付・返却とも無料。返却も同じ郵送バッグに入れ、ポストに投函またはお近くの郵便局までお持ちください。

問い合わせ先

高知県聴覚障害者情報センター
〒780-0928

高知市越前町2丁目4-5

TEL：088-823-5922（直通）

FAX：088-822-0750

E-mail: chokaku-joho

@kodakasa-h.com

URL：http://www.

kodakasa-h.com

オーテピア高知声と点字の
図書館

〒780-0842 高知市追手筋2-1-1

TEL：088-823-9488

FAX：088-820-3218

URL：https://otepia.
kochi.jp/braille/

14 社会参加の促進について

(2) 対面音訳サービス

図書館にある図書や雑誌、お手持ちの文書などをボランティアが対面して読み上げます。
※事前予約制

○視覚障害者支援

見えない、見えにくいをサポートする福祉機器や便利グッズの紹介、使用方法などの相談に応じます。

【開館時間】 火曜日～金曜日 9:00～20:00、土曜日 9:00～18:00（7・8月は20:00まで）
日曜日・祝日 9:00～18:00

【休館日】 月曜日（祝日の場合は開館）、毎月第3金曜日（8月および祝日を除く）
8月11日を含む4日間（資料特別整理期間）
※令和5年度の資料特別整理期間の休館は8月9日～12日です。
年末年始（12月29日から1月4日まで）

(3) 移動の支援について

●自動車運転免許取得及び自動車改造費用の助成

障害のある人が就労等社会参加のために運転免許を取得する場合、また、自らが所有し、運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を助成します。必ず、免許取得前、自動車改造前に手続きが必要です。※市町村によって助成の有無及び助成内容並びに対象者の範囲が異なります。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

事業名	対象者	補助額
自動車運転免許取得	免許の取得により、就労等の社会参加が見込まれる人	免許取得費用の2/3以内 （100,000円を限度）
自動車改造	改造しなければ自動車の運転ができない人で、運転することにより就労等の社会参加が見込まれる人。ただし、所得制限があります。	改造のための費用 （100,000円を限度）

●身体障害者用教習車を設置している自動車学校

学 校 名	所 在 地	電話番号
高知県自動車学校	高知市一宮中町3-1-2	088-845-1411
高知中央自動車学校	高知市江陽町4-50	088-883-3251
安芸自動車学校	安芸市川北甲2100	0887-34-3181
東部自動車学校	香南市野市町西野2135	0887-56-0611
南国自動車学校	南国市小籠81-3	088-864-3125

対応車種等、詳細については、各自動車学校にお問い合わせください。

●駐車禁止除外指定車標章

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の交付を受けた人で、自動車を利用される場合（介護者が運転する場合も含む）、公安委員会から「駐車禁止除外指定車標章」の交付が受けられることがあります。

●高齢運転者等標章（高齢運転者等専用駐車区間制度）

普通自動車を運転する方で、70歳以上の高齢者（高齢運転者マークの対象者）、聴覚障害又は肢体不自由を理由に運転免許証に条件を付されている方（聴覚障害者マーク及び身障者マークの対象者）、妊娠中又は出産後8週間以内の方は、公安委員会から「高齢運転者等標章」の交付が受けられることがあります。

【高齢運転者等専用駐車区間】

警察署別	高齢運転者等専用駐車区間	設置台数
高 知	高知市九反田「南街公民館」前道路	2台
安 芸	安芸市矢ノ丸1丁目「安芸市役所」西側道路	2台
中 村	幡多郡黒潮町入野「黒潮町役場」前道路	2台

●車イスのまま乗ることができるタクシー等

道路運送法上の許可又は登録を受けて、車イスのまま乗ることができる等特殊な用途の車両を準備しているタクシー会社があります。一般に「介護タクシー」「福祉タクシー」と呼ばれています。利用方法等、詳細については各事業者にお問い合わせください。

●リフト付きバス等

車 名	定 員	申込先	備考
太陽号	17人（車イス4台）	高知県社会福祉協議会 （障害者スポーツセンター） TEL：088-841-0021	要予約
リフト付き 大型観光バス	車イス1台の場合、正席35席 車イス2台の場合、正席25席	(有)宮地観光バス（高知市） TEL：088-848-0222	要予約

問い合わせ先

各市町村役場
（10ページ参照）

住所地を管轄する警察署

14 社会参加の促進について

●こうちあったかパーキング制度

公共施設や店舗などの障害者等用駐車場を適正に利用いただくため、障害者や高齢者など移動に配慮が必要な方に、県が県内共通の利用証を交付する制度です。

<対象者・申請に必要な書類・有効期間>

対象となる方			申請に必要な書類	有効期間
身体障害者	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	交付対象でなくなるまで
	聴覚障害	3級以上		
	平衡機能障害	5級以上		
	肢体不自由	上肢		
		下肢		
		体幹		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能		
		移動機能		
	心臓機能障害	4級以上		
	じん臓機能障害	4級以上		
	呼吸器機能障害	4級以上		
	ぼうこう又は直腸機能障害	4級以上		
	小腸機能障害	4級以上		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上		
	肝臓機能障害	4級以上		
知的障害者		障害の程度が重度（障害程度欄が「A」）の方	療育手帳	 
精神障害者		障害区分が「1級」の方	精神障害者保健福祉手帳	
発達障害者		移動に介助者の特別な注意が必要と医療機関等が認めた方	医療機関、療育機関等の証明書又は確認事項への記載	
高齢者		要介護状態区分が「要介護1～5」の方	介護保険被保険者証	
難病患者		特定医療費（指定難病）医療受給者又は特定疾患医療受給者又は小児慢性特定疾患医療受給者	特定医療費（指定難病）医療受給者証又は特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾患医療受給者証	
けが人等		けが等により一時的に移動に配慮が必要な方	医師の診断書・意見書	診断書等により必要と認められる期間
妊産婦		産前7か月～産後1年間の方	母子健康手帳	産前7か月～産後1年間（産後は1歳未満の子どもを同伴する場合に限る）

<申請・交付窓口>

申請・交付窓口	〒	住 所	電 話	F A X
高知県障害福祉課	780-8570	高知市丸ノ内1-2-20 高知県庁内	088-823-9633	088-823-9260
安芸福祉保健所	784-0001	安芸市矢ノ丸1-4-36 安芸総合庁舎内	0887-34-3177	0887-34-3170
中央東福祉保健所	782-0016	香美市土佐山田町山田1128-1	0887-53-3173	0887-52-4561
中央西福祉保健所	789-1201	高岡郡佐川町甲1243-4	0889-22-1249	0889-22-9031
須崎福祉保健所	785-8585	須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎内	0889-42-1875	0889-42-8924
幡多福祉保健所	787-0028	四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎内	0880-34-5124	0880-35-5980

※受付時間は、月曜日から金曜日までの8:30～17:00（祝祭日を除く）です。

お急ぎでない場合は、各市町村等でも申請できますので、お問い合わせください。

また、郵送でも受け付けています。（郵送の場合は、手帳等の確認書類の写しを必ず同封してください。）

●タウンモビリティの推進

「タウン」は「まち」、「モビリティ」は「移動性」という意味で、たとえ障害があっても、高齢になっても自由に商店街へ出掛けられることを目指した取り組みです。

移動に不自由を感じている人を対象に、高知市中心商店街において車いすの貸し出しやボランティアによる付き添い等のサポート、車いすで利用できるトイレや店舗の紹介などを行っています。

【場 所】 タウンモビリティステーションふくねこ
（高知市はりまや町1丁目1-24 京町商店街アーケード内）

【利 用 日】 毎週木曜日～日曜日（週4日）

【利用時間】 11:00～16:00（日時は変更になる場合もありますので事前にお問い合わせください。）

【利用料金】 ボランティアの付き添い（1回500円）

【利用申込】 希望日の1週間前（団体は2週間前）までに電話予約

【無料貸出】 車いす、シルバーカー、ベビーカー、楽々カート

問い合わせ先

タウンモビリティ
ステーションふくねこ
〒780-0822
高知市はりまや町1丁目1-24
TEL：080-3923-2939
（担当 笹岡）
Mail：townmobility-kochi
@softbank.ne.jp

14 社会参加の促進について

●ヘルプマークの配布

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方を対象にヘルプマークを無料で配布しています。電車やバス、駅や商業施設等でヘルプマークを身に付けている方を見かけたら、席をお譲りする、声をかけるなどの配慮をお願いします。

【配布場所】（令和5年4月1日時点）

高知県障害福祉課、高知県健康対策課、各県福祉保健所、各市町村障害福祉担当窓口、中芸広域連合障害福祉担当窓口高知県立ふくし交流プラザ総合案内、（公財）高知県身体障害者連合会事務局、視覚障害者向け機器展示室ルミエールサロン、こうち難病相談支援センター、高知県盲ろう者友の会事務局、タウンモビリティステーションふくねこ、とさでん交通はりまや橋サービスセンター、オーテピア高知声と点字の図書館、高知観光情報発信館とさてらす、高知ハビリテラーリングセンター、安芸駅ちばさん市場、土佐くろしお鉄道中村駅、高知西南交通株式会社本社営業所、高知西南交通株式会社宿毛出張所、高知県聴覚障害者情報センター

※配布場所の最新情報は、高知県障害福祉課のホームページをご確認ください。

※マークの配布は1人1個を原則とし、郵送での配布は対応していませんのでご注意ください。

問い合わせ先

高知県障害福祉課
TEL：088-823-9634



●移動支援事業等

障害のある人が外出する際に必要に応じて、障害福祉サービス事業所等より支援を受けることができます。お住まいの市町村にお問い合わせください。

●身体障害者補助犬

補助犬は、身体障害がある人と一緒に生活し、生活を助けるための犬で、「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類があります。

	目的等	受けている訓練の内容
盲導犬	視覚に障害のある人の外出時の誘導を行う	・路上の障害物を避けたり、交差点で止まる ・建物の入り口や階段などの目的物を探す ・場合により使用者の指示より、安全を優先して動く
介助犬	肢体が不自由な人の手足の機能を補う	・物を拾い上げたり、運んだりする ・衣服や靴の着脱を手伝う ・ドアの開閉やスイッチの操作
聴導犬	聴覚に障害のある人の耳の機能を補う	・ドアノック、目覚まし時計、FAX着信等の音を覚え、使用者に知らせたり音源に誘導する ・非常ベルなどの警報音や危険信号を知らせる ・後方からのクラクションや自転車ベルを知らせる

（※）いずれの補助犬も基本動作として

「呼ばれたら行く」、「座る、伏せる、待つ、止まる（介助の指示があるまで維持することを含む）」
「指示された時・場所で排泄する」、「音響、植物、他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視する」「指示された場所（部屋、車など）に入る」等の訓練を受けています。

○補助犬の利用を希望する場合は

（公財）高知県身体障害者連合会（TEL：088-872-9497）
高知県障害福祉課（TEL：088-823-9634）へご連絡ください。

○補助犬に関する相談窓口

高知県障害福祉課（TEL：088-823-9634）
高知市障がい福祉課（TEL：088-823-9378）



（4）レクリエーション等について

対象者	内 容	問い合わせ先
視覚障害者	川柳教室、将棋教室	高知県視覚障害者協会 TEL：088-875-5247
肢体障害者	料理教室、バスレクリエーション、映画上映会	高知県肢体障害者協会 TEL：088-855-6368

（5）自立生活を行うために

事業名	内 容	問い合わせ先
視覚障害者向け機器展示室「ルミエールサロン」	視覚障害のある人の日常生活に便利な機器等を県立盲学校に展示し、希望者に使用方法などの説明を行っています。	ルミエールサロン TEL：088-823-8820
視覚障害者生活相談・訓練事業	中途視覚障害のある人に対し、自立生活を送る際の不安を解消するために、指導員がご自宅等を訪問し、歩行や生活のための技術を身につけるための相談や指導を行っています。	
音声機能障害者発声訓練事業	喉頭摘出のため音声機能を喪失した人に対し、発声訓練を行っています。	高知県喉友会 TEL：088-843-0489
オストメイト（人工肛門人工ぼうこう造設者）社会適応訓練事業	ストーマ装具を装着している人が装具の選定方法や使用方法等について正しく理解し、不安を解消するために、講習会を行っています。	日本オストミー協会 高知県支部 TEL：088-822-8038

14 社会参加の促進について

(6) 文化・スポーツについて

○文化

行事名	内 容	開催時期	問い合わせ先
スピリットアート (高知県障害者美術展)	障害者が制作した芸術作品を公募し、優れた作品を顕彰することで、障害者の文化活動を促進するとともに、県民の理解を深めます。	毎年10月頃	高知県障害福祉課 TEL : 088-823-9634 高知県身体障害者連合会 TEL : 088-872-9497
障害者文化芸術活動事業	展覧会や演劇ワークショップを通じて、施設・事業所等における障害者の芸術活動を支援する者への支援や、相談窓口の開設等により芸術活動を通じた障害者の社会参加を促進します。	通年	高知県障害福祉課 TEL : 088-823-9634 藁工ミュージアム 分室 TEL : 088-879-6800
障害者作品展	障害者の制作した作品を展示販売し、県民の理解促進を図ります。	毎年11月 中～下旬	高知県障害保健支援課 TEL : 088-823-9560 高知県身体障害者連合会 TEL : 088-872-9497
障害者週間の集い	障害や障害者について理解を深めることなどを目的に、障害者週間の関連イベントとして開催します。	毎年12月 初旬	高知県障害福祉課 TEL : 088-823-9633

○スポーツ

行事名	内 容	開催時期	問い合わせ先
外へ飛び出せ運動会	在宅の知的障害者及びその保護者の相互の交流を図るため、運動会を開催します。	秋～冬頃開催	高知県知的障害者育成会 TEL : 088-855-3717
スポーツ教室	水泳、ヨット、カヌーなどを実施。市町村や施設・学校等への出前教室も実施しています。	お問い合わせください	高知県立障害者スポーツセンター TEL : 088-841-0021
種目別競技会	卓球、バドミントン、フレンドCUP、駅伝 等		
高知県障害者スポーツ大会	県内の障害者が一堂に会し、スポーツを通じて親睦を深めるとともに、体力の維持・向上を図ります。	毎年5月開催	
		* フライング ディスクは10月 日曜日	
全国障害者スポーツ大会	全国の障害者とスポーツを通じて親睦を深め、自立更生や社会参加に寄与するために選手団を派遣します。	毎年秋開催	

○障害のある人が利用しやすい体育施設

施設名	所在地	電話番号	備 考
高知県立 障害者スポーツ センター	高知市春野町内ノ谷 1-1	088-841-0021	〔施設内容〕 管理棟（卓球室、盲人卓球室、プレイルーム、研修室等）、テニスコート、アーチェリー場、グラウンド直走路、プール、体育館 〔利用時間〕 火曜日～土曜日（9:00～21:00）、 日曜日・休日（9:00～17:00） 〔休館日〕 月曜日（ただし、休日の場合は翌日） 休日の翌日（ただし、日曜日、休日は除く） 12月29日～1月4日 〔利用料の免除〕 障害者及び介助者が利用する場合は利用料を免除
高知県立 県民体育館	高知市棧橋通2-1-53	088-831-1166	〔施設内容〕 主競技場、補助競技場 〔利用時間〕 8:30～22:00 〔申込み受付時間〕 平日、土曜日・日曜日・祝日 8:30～20:30 ※他に、室内プールあり（9:00～21:00）

14 社会参加の促進について

施設名	所在地	電話番号	備 考
南国市立 スポーツセンター	南国市前浜1344-3	088-865-8015	〔施設内容〕 体育館（メインアリーナ・サブアリーナ）、トレーニングルーム、会議室、研修室、グラウンド 〔利用時間〕 8:30～22:00 〔申込み受付時間〕 8:30～22:00
香北青少年の家	香美市香北町吉野1300	0887-59-2239	宿泊施設、キャンプ場（テント泊不可）、研修棟 ※1年前から予約可
結いの丘ドーム （中芸広域体育館）	安芸郡安田町東島2017	0887-38-6288	〔施設内容〕 体育館、トレーニングルーム、会議室ほか 〔利用時間〕 9:00～21:00

（7）障害者に関するマークについて

障害のある人に配慮した施設であることや、それぞれの障害について分かりやすく表示するため、いろいろなマークや表示があります。これらは国際的に定められたものや、各障害者団体が独自に提唱しているものもあります。

障害者に関するマーク	内 容
	【障害者のための国際シンボルマーク】 このマークは、障害のある人が容易に利用できる建物、施設であることを示す、世界共通の国際シンボルマークです。マークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 なお、このマークはすべての障害者を対象としたもので、特に車いすを利用する障害者を限定し使用されるものではありません。 <関係機関>公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 https://www.jsrpd.jp TEL : 03-5273-0601、FAX : 03-5273-1523
	【身体障害者標識（身体障害者マーク）】 この四つ葉のクローバーマーク（身障者マーク）は、肢体不自由の障害のある人が運転している自動車であることを示しています。危険防止のため、やむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。 このマークの表示については、努力義務となっています。 <関係機関>各警察署 https://www.police.pref.kochi.lg.jp/
	【聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）】 このマークは、聴覚に障害のある人が運転している自動車であることを示しています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。 このマークの表示については、義務となっています。 <関係機関>各警察署 https://www.npa.go.jp/koutsuu/menkyo20/tyoukaku.htm
	【視覚障害者の国際シンボルマーク】 このマークは、世界盲人連合（WBU）が1984年に定めた世界共通の国際シンボルマークです。視覚に障害のある方の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際展示郵便物、書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚に障害のある方の利用への配慮をお願いします。 <関係機関>社会福祉法人日本盲人福祉委員会 https://ncwbj.or.jp/ TEL : 03-5291-7885 FAX : 03-5291-7886
	【ほじょ犬マーク】 身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことです。「身体障害者補助犬法」において、公共施設や交通機関を始め、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は身体障害のある人が補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。 補助犬はペットではなく、体の不自由な方の体の一部となって働いています。社会のマナーも訓練され衛生面も管理されています。 <関係機関>厚生労働省自立支援振興室 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/hojoken/index.html TEL : 03-5253-1111 FAX : 03-3503-1237

14 社会参加の促進について

障害者に関するマーク	内 容
	【聴覚障害者のシンボルマーク（耳マーク）】 聴覚障害の方であることを表す国内で使用されているマークです。聴覚障害の方は見た目には分らないため、誤解を受けるなど社会生活での不安が少なくありません。このマークを公共機関や病院、スーパーなどで活用することで聴覚障害の方が相談しやすくなります。 相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法などに配慮する必要があります。 ＜関係機関＞一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 https://www.zennancho.or.jp/mimimark/mimimark TEL : 03-3225-5600、FAX : 03-3354-0046
	【ハート・プラスマーク】 このマークは、心臓疾患などの内部障害があることを示すシンボルマークです。身体内部（心臓、呼吸器、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）に障害のある方は外見から分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。優先席の利用や近くでの携帯電話使用者を我慢している人がいます。 こうした内部障害のある方を視覚的に示し、理解を広げるために利用を呼びかけています。 ＜関係機関＞特定非営利活動法人ハート・プラスの会 https://www.normanet.ne.jp/~h-plus/ TEL : 080-4824-9928、E-Mail : info@heartplus.org
	【オストメイトマーク】 このマークは、オストメイト（人工肛門・人工膀胱を使用している人）を示すシンボルマークで、オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口や案内誘導プレートに表示するものです。 オストメイト対応トイレとは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレのことです。 ＜関係機関＞公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/index.html TEL : 03-5844-6265、FAX : 03-5844-6294
	【ヘルプマーク】 このマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです。平成24年度に東京都が作成し、日本工業規格（JIS）に登録されています。 ＜関係機関＞東京都福祉局障害者施策推進部企画課 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/helpmark.html TEL : 03-5320-4147、FAX : 03-5388-1413
	【「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク】 このマークは、白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある方を見かけたら、進んで声をかけ支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。 ＜関係機関＞岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課 https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/syougaisayafukushi/1004678/1004681.html TEL : 058-214-2138、FAX : 058-265-7613
	【手話マーク】 聴覚に障害のある方が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができることが掲示します。 また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身につけるビブス等に掲示することもできます。 ＜関係機関＞一般財団法人全日本ろうあ連盟 https://www.jfd.or.jp/2016/12/01/pid15854 TEL : 03-3268-8847、FAX : 03-3267-3445
	【筆談マーク】 聴覚に障害のある方、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができることが掲示します。 また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身につけるビブス等に掲示することもできます。 ＜関係機関＞一般財団法人全日本ろうあ連盟 https://www.jfd.or.jp/2016/12/01/pid15854 TEL : 03-3268-8847、FAX : 03-3267-3445

15 人権や財産権などについて

(1) 日常生活自立支援事業

高齢者や障害者の方などが、福祉サービスの利用や金銭管理など日常生活に必要なことについて、自分ひとりで判断することが難しくお困りの場合に、安心して日常生活が送れるように社会福祉協議会をお手伝いします。

項 目	事 業 内 容
福祉サービスの利用援助	自分にあった福祉サービスを一緒に考えます。
日常的金銭管理サービス	預貯金の出し入れや公共料金の支払いなど日常のお金のやりとりをお手伝いします。
書類などの保管サービス	定期預金証書や実印など重要な書類を金融機関の貸金庫を利用して保管します。
定期的な訪問による見守り・相談援助サービス	日常生活上の相談などの援助、住民票や印鑑登録などの届け出のお手伝いをします。

※ 単に書類等の保管のみを目的とした援助については、本事業の対象となりません。

利 用 料 金（※生活保護を受けている人は免除になります。）	
定期的な訪問による援助	1時間 1,500円（30分単位でも利用できます）
書類等の保管サービス	年 間 6,000円

(2) 高知県高齢者・障害者権利擁護センター

雇用者や事業者による障害者への虐待にかかわる通報は高知県高齢者・障害者権利擁護センターまでお寄せください。

家族や障害福祉施設の職員による障害者への虐待にかかわる通報については、お住まいの市町村の障害者虐待防止センター（障害保健福祉担当部署）にお寄せください。

実施機関	受 付 時 間	場 所
高知県高齢者・障害者権利擁護センター	月曜日～金曜日 （年末年始・祝日除く） 8:30～17:15 ※上記以外は留守番電話対応 またはFAX対応	高知市朝倉戊375-1 県立ふくし交流プラザ4階 TEL：088-850-7770 FAX：088-844-3852

市町村担当部署：高知市については、高知市障害者虐待防止センター（電話：088-822-4715）
高知市以外の市町村については10ページ参照。

(3) 福祉サービス困りごと解決制度

障害のある人や高齢者が福祉施設やホームヘルプサービス等の福祉サービスを利用するなかで生じた、事業者に対する不満、疑問等の問題解決のお手伝いをします。

面接や、電話、ファックス、手紙等で相談を受けています。相談は無料です。

実施機関	受 付 時 間	場 所
高知県社会福祉協議会 運営適正化委員会 （福祉サービス困りごと 解決委員会）	◎来所、電話による相談受付 は、月曜日～金曜日（年末年始・祝日は除く）9:00～16:00 です。 ◎FAXや電子メールは24時間受け付けます。	高知市朝倉戊375-1 県立ふくし交流プラザ1階 TEL：088-802-2611 FAX：088-844-9443 E-mail： kaiketsu@pippikochi.or.jp

問い合わせ先

【事業の利用】
各市町村社会福祉協議会
（12・13ページ）

【事業全般】
高知県社会福祉協議会
TEL：088-844-9007（代）

15 人権や財産権などについて

（４）成年後見制度

成年後見制度とは、認知症のある高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断する能力が十分ではない人の財産管理や身上監護（介護、施設への入所・退所などの生活について配慮すること）に関することを後見人等にさせることで、ご本人の利益を守るための制度です。

区分	本人の判断能力	援 助 者
後見	全くない	成年後見人
保佐	著しく不十分	保 佐 人
補助	不十分	補 助 人
任意後見	本人の判断能力のあるうちにあらかじめ結んでおいた任意後見契約により、本人の判断能力が不十分になったときに、任意後見人が援助する制度です。	

相 談 窓 口	連絡先
高知家庭裁判所（手続き案内に限る）	〒780-8558 高知市丸ノ内1-3-5 高知家庭裁判所（成年後見係） TEL：088-822-0440
高知弁護士会高齢者・障害者支援センター「くるみ」	〒780-0928 高知市越前町1丁目5番7号 高知弁護士会内 TEL：088-822-4852
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート高知	〒780-0928 高知市越前町2丁目6番25号 TEL：088-825-3141
権利擁護センターぱあとなあ高知	〒780-0870 高知市本町4丁目1番37号3階 丸ノ内ビル3階12号室 TEL：088-855-5921 FAX：088-855-3612
公益社団法人 コスモス成年後見サポートセンター 高知県支部	〒780-0935 高知市旭町2-59-1 アサヒプラザ2階 行政書士会内 TEL：088-802-2343
社会福祉法人高知市社会福祉協議会 共に生きる課 高知市成年後見サポートセンター	〒780-0870 高知市丸ノ内一丁目7番45号 総合あんしんセンター内 TEL：088-856-5539 FAX：088-856-5549

（５）郵便による不在者投票

投票所へ行くことが困難な重度の身体障害のある人は、郵便による不在者投票ができます。
このうち、自分で投票の記載をすることができない人は、代理記載により投票もできます。

郵便による不在者投票ができる人

（身体障害者手帳の交付を受けた人のうち、下記の項目に該当する人）

障 害 区 分	障 害 等 級
両下肢、体幹、移動機能のいずれかの障害	1 級・2 級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸のいずれかの障害	1 級・3 級
免疫機能障害、肝臓機能障害	1 級～3 級
両下肢等の障害の程度が上記の障害程度に該当する証明を知事（高知市に住所のある方は高知市長）から受けた人	

代理記載による投票ができる人

（上記の郵便による不在者投票ができる人のうち、下記の項目に該当する人）

障 害 区 分	障 害 等 級
上肢、視覚のいずれかの障害	1 級
上肢、視覚の障害の程度が上記の障害程度に該当する証明を知事（高知市に住所のある方は高知市長）から受けた人	

問い合わせ先：市町村選挙管理委員会

15 人権や財産権などについて

(6) 障害者差別解消に関する相談窓口・問い合わせ先（令和6年5月1日時点）

障害者差別解消法（平成28年4月1日施行）では、行政機関や事業者は、障害のある人への「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」を提供することが求められています。

障害があることで障害のない人とは違う扱いを受けたり、自分の障害にあった必要な配慮が受けられず困った場合などは、お住まいの市町村の相談窓口・問い合わせ先にご相談ください。

	相談窓口・部署等名	電話番号	FAX番号	メールアドレス
1	高知県 障害福祉課	088-823-9837 9:00～16:30(12:00～13:00を除く)	088-823-9260	tomonikurasu@ken.pref.kochi.lg.jp

※県では、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を社会全体で推進するために、令和6年4月に「障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例」を施行しました。

	市区町村名	相談窓口・部署等名	電話番号	FAX番号
1	高知市	障がい福祉課	088-823-9056	088-875-6684
2	室戸市	保健介護課	0887-22-3105	0887-24-2287
3	安芸市	福祉事務所	0887-37-9451	0887-35-1028
4	南国市	福祉事務所	088-880-6566	088-863-1167
5	土佐市	福祉事務所	088-852-1204	088-852-3452
6	須崎市	福祉事務所	0889-42-1207	0889-42-1190
7	宿毛市	福祉事務所	0880-62-1240	0880-62-1271
8	土佐清水市	福祉事務所	0880-82-1118	0880-87-9012
9	四万十市	福祉事務所	0880-34-1120	0880-34-1880
	(西土佐総合支所)	西土佐保健分室	0880-52-1132	0880-52-1024
10	香南市	福祉事務所	0887-57-8509	0887-50-3012
11	香美市	福祉事務所	0887-53-3117	0887-53-1094
12	東洋町	住民課	0887-29-3394	0887-29-3813
13	安田町	町民生活課	0887-38-6712	0887-38-6780
14	田野町	住民福祉課	0887-38-2812	0887-38-2044
15	奈半利町	住民福祉課	0887-38-4012	0887-38-7788
16	北川村	住民課	0887-32-1214	0887-32-1234
17	馬路村	健康福祉課	0887-44-2112	0887-44-2779
18	芸西村	健康福祉課	0887-33-2112	0887-33-4035
		社会福祉協議会	0887-32-2211	0887-32-2211
19	本山町	健康福祉課	0887-70-1060	0887-70-1038
		権利擁護センター さくら	0887-76-2312	0887-76-2381
20	大豊町	地域福祉課	0887-72-0450	0887-72-0474
21	土佐町	健康福祉課	0887-82-2333	0887-70-1312
22	大川村	保健福祉課	0887-84-2211	0887-84-2328
23	いの町	ほけん福祉課	088-893-3810	088-893-1101
24	仁淀川町	健康福祉課	0889-35-0888	0889-35-0228
		池川総合支所 池川地域課	0889-34-2112	0889-34-2687
		仁淀総合支所 仁淀地域課	0889-32-1132	0889-32-1100
25	中土佐町	健康福祉課	0889-52-2662	0889-52-2432
26	佐川町	健康福祉課	0889-22-7705	0889-22-7721
27	越知町	保健福祉課	0889-26-3211	0889-20-1186
28	日高村	健康福祉課	0889-24-5197	0889-20-1525
29	津野町	健康福祉課	0889-55-2151	0889-55-2119
30	梶原町	保健福祉課	0889-65-1170	0889-65-0379
31	四万十町	健康福祉課	0880-22-3115	0880-22-3725
32	大月町	健康福祉課	0880-73-1113	0880-73-1733
33	三原村	住民課	0880-46-2111	0880-46-2114
34	黒潮町	健康福祉課	0880-43-2124	0880-43-2676

障害者差別に関する相談窓口の試行事業として、内閣府に相談窓口が設置されています。（令和7年3月31日まで）

	国の相談窓口	電話番号	メールアドレス
1	内閣府 つなぐ窓口	0120-262-701	info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp

16 身体及び知的障害者相談員制度について

原則として、身体障害者相談員は身体障害のある方に、知的障害者相談員は知的障害のある方の保護者の方に、各市町村長が委嘱しています。

相談員の皆さんは、同じ障害者又は障害者の家族の立場で自らの経験を生かして、障害のある方やその家族の相談に応じています。（相談員の連絡先を知りたい場合は、各市町村（10ページ参照）にお問い合わせください。）

※現在、欠員となっている市町村があります。

【身体障害者相談員名簿】

（令和6年5月1日現在）

市町村名	氏 名	性別	居住地区
高 知 市	青山 良子	女	江ノ口
	大野 悦子	女	鴨 田
	桑名 秀輔	男	小高坂
	竹島 春美	女	鴨 田
	中屋 圭二	男	潮 江
	藤原 義朗	男	旭
	松本 誠司	男	旭
	村上 尚子	女	秦
	山下 進	男	潮 江
	山中 睦子	女	上 街
	山本 勝己	男	朝 倉
	西村 周二	男	長 浜
	前田 梢	女	長 浜
室 戸 市	山下 芳昭	男	室 戸
	黒岩 秀祐	男	吉良川
安 芸 市	小松 正恵	女	本 町
南 国 市	池川 崇	男	長 岡
	山中 眞紀	女	稲生
	小崎 巳喜雄	男	大 篠
	西本 正勝	男	大 篠
土 佐 市	松崎 幹夫	男	宇 佐
須 崎 市	菅野 君恵	女	須 崎
	山崎 厚志	男	安 和
宿 毛 市			
土佐清水市	山田 隆子	女	浦 尻
	吉村 克幸	男	三崎浦
四 万 十 市	岡崎 裕	男	平野
	松田 由美	女	西土佐
	宮崎 久則	男	具同

市町村名	氏 名	性別	居住地区
香 南 市	岡崎 法子	女	野市町
	公文 美代子	女	野市町
	大前 京子	女	吉川町
	宗圓 かや子	女	夜須町
香 美 市	細川 京	女	山 田
	福島 富雄	男	山 田
	三谷 伸一	男	山 田
東 洋 町	坂村 昌子	女	野 根
奈 半 利 町	林田 義雄	男	奈半利
田 野 町	野町 密	男	田 野
安 田 町	田之上 丈子	女	唐 浜
北 川 村	坂本 達治	男	北 川
馬 路 村	乾 栄美	女	馬 路
芸 西 村	公文 三郎	男	西分浜中
本 山 町	小原 智加	女	三区
大 豊 町	吉川 潔	男	岩 原
土 佐 町	神野 理江	女	上地藏寺
大 川 村	和田 将英	男	井野川
い の 町	隅田 清明	男	吾 北
	榎原 袈裟鶴	女	吾 北
仁 淀 川 町	日浦 秀男	男	潰 溜
中 土 佐 町	矢野 樹夫	男	久礼
佐 川 町	秋澤 利一	男	甲
	黒岩 英起	男	乙
越 知 町	藤田 一夫	男	越知甲
梶 原 町	宮本 友和	男	梶 原
日 高 村	西内 恵美子	女	本 郷
津 野 町	市川 宣敬	男	杉ノ川
四 万 十 町	中平 岩男	男	窪 川
	市川 ひとみ	女	大 正
大 月 町	奥田 輝喜	男	大 月
三 原 村	宮崎 俊雄	男	上下長谷
黒 潮 町			

16 身体及び知的障害者相談員制度について

【知的障害者相談員名簿】

市町村名	氏 名	性別	居住地区
高 知 市	福留 信子	女	江ノ口
	矢野 泰彦	男	潮江
	田中 里早	女	旭 街
室 戸 市	池田 多美子	女	羽根町
安 芸 市	中川 阿佐子	女	本 町
南 国 市	北村 秀子	女	長 岡
	濱口 憲正	男	三 和
土 佐 市	坂本 志津香	女	用 石
須 崎 市	岡崎 文子	女	須 崎
宿 毛 市			
土佐清水市	津口 久喜子	女	土佐清水
四 万 十 市	渥美 武男	男	不 破
	横山 恵美子	女	西土佐
香 南 市	石元 誉子	女	野市町
香 美 市	秋友 英稔	男	山 田
東 洋 町	畠口 昌代	女	大字河内
奈 半 利 町	山村 有紀子	女	奈半利
田 野 町	新井 涼子	女	田野町
安 田 町	安岡 雅子	女	大 野
北 川 村	長谷川 ひとみ	女	北 川
馬 路 村	山中 芳	女	馬 路
芸 西 村	和田 由香	女	和食浜中

(令和6年5月1日現在)

市町村名	氏 名	性別	居住地区
本 山 町	中川 恵子	女	寺家
大 豊 町			
土 佐 町	川村 房子	女	中地藏寺
大 川 村			
い の 町	土居 佐代子	女	伊 野
仁 淀 川 町			
中 土 佐 町			
佐 川 町	藤田 千砂	女	丙
越 知 町	岡添 美砂子	女	柴 尾
梶 原 町	高橋 正知	男	下折渡
日 高 村	大川 わき	女	本 郷
津 野 町	谷脇 康世	女	白石
四 万 十 町	戸田 利丕	男	大 正
大 月 町			
三 原 村	東 久美	女	下長谷
黒 潮 町			

17 主な障害者団体等

団 体 名	代表者名等	事務所の所在地	電話番号	設立の目的及び主な事業活動
(公財) 高知県身体障害者連合会	会長 宮崎 俊雄 事務局長 川渕 一也	〒780-0870 高知市本町4-1-37 高知県社会福祉センター内 ◇メールアドレス kochissr@iaa.itkeeper.ne.jp	088-872-9497 (FAX) 088-872-7590	県内市町村を単位とする身体障害者団体をもって組織し、相互連携を強化し、福祉の向上と自立更生を図り、各種の親睦行事、研修会及び相互扶助活動等を行う。
高知県視覚障害者協会	会長 中島 正美	〒780-0928 高知市越前町2-4-5 (3階) ◇メールアドレス kenshiky@yahoo.co.jp ☆ホームページアドレス http://www.kochi_ksk_sakura.ne.jp	088-875-5247 (FAX兼用)	県内の視覚障害者の福祉向上を図るため、各種の研修、行事の開催及び相談活動を行い、相互扶助と福利厚生活動を行う。
高知県視覚障害者の生活と権利を守る会	会長 井上 芳史 事務担当責任者 井上 芳史	〒780-0921 高知市井口町70-2井口コーポ2階 ☆ホームページアドレス http://mamoru-k.net/	090-7788-7773	視覚障害者の生活の向上、県や市への陳情、学習、親睦等を行う。
(一社) 高知県聴覚障害者協会	会長 竹島 春美 事務局長 樋口 徳明	〒780-0928 高知市越前町2-4-5 (3階)	088-822-2794 (FAX) 088-875-5307	聴覚障害者に対する正しい理解を深め、その福祉向上、また、社会参加促進のため、活動及び事業を行う。 ①聴覚障害者に対する相談・手話普及・啓発に関する活動 ②手話通訳者・手話講師の派遣 ③聴覚障害者に関する出版物の普及
高知県聴覚障害者親の会 ※休止中	会長 小田 雅人 事務担当責任者 河野 美知	〒780-0972 高知市中万々78 高知県立高知ろう学校内	088-823-1640 (FAX) 088-823-1752	会員相互の親睦を図り、研修を深め、聴覚障害者の福祉増進と社会的保障の実現を図ることを目的とする。
高知県中途失聴者・難聴者の会	会長 井上 司 事務局 山本 雅恵	〒780-0985 高知市南久万103-23 ※事務局	088-873-8771 (FAX兼用) ※事務局	中途失聴者・難聴者のための交流の場、学びの場を提供し互いに支え合うことを目的とする。 聞こえの問題を社会に発信し、よりよい社会づくりを目指す。
高知県盲ろう者友会の会	会長 松澤 稀弓 事務局 岡村 保子 間崎 美賀 細木 薫	〒780-8015 高知市百石町2丁目8-21	090-7574-8118 088-831-6560 (FAX) 088-847-0479	(目的) 会の活動を通して、同じ境遇にある盲ろう者同士や支援者が交流して、より充実した社会生活が送れるようになることを目的とする。 (活動) ①盲ろう者の掘り起こし ②盲ろう者との交流会の企画 ③全国盲ろう者大会などへの参加 ④通訳介助の勉強 ⑤他県の友の会との交流・情報交換
高知県 言語障害児を持つ親の会 (ことばと子どもを育てる会) ※休止中	会長 立野 美則 事務担当責任者 大崎 聡	〒781-1102 土佐市高岡町乙3440-1 土佐市言語聴覚相談室	088-852-3356 (FAX兼用) 090-4508-5393 (大崎)	(目 的) ことば、きこえの教室への側面的な協力、学習活動、障害児保育関係研修等、難聴、言語障害児対策を目的とする。 (事業活動) ・専門家による講習会、学習会、療育キャンプの開催、または助成。 ・唇裂・口蓋裂などに対する専門家による相談会の開催。
高知県喉友会	会長 瀧平 幸一	〒780-0964 高知市横内217-55	088-843-0489 (FAX兼用)	咽頭摘出により音声を失った者が一日も早く第二の音声を取り戻して自立更生を図り社会復帰を果たす為、食道発声及びE.Lによる発声訓練を行うとともに、会報を発行し、会員の福利厚生と相互扶助、会員相互の連帯強化に努力している。
特定非営利活動法人高知県肢体障害者協会	会長 松本 誠司 副会長 中屋 圭二 前田 梓	〒789-1202 高岡郡佐川町乙2432-17	090-4332-0626	県内の肢体障害者の社会的、経済的地位の向上を図り、学習会・他の団体との交流・レクリエーション活動を開催し、福祉の向上を目的とする。また身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方を対象とした福祉有償運送を行い、移動困難な方の外出支援を行う。

団 体 名	代表者名等	事務所の所在地	電話番号	設立の目的及び主な事業活動
全国重症心身障害児（者）を守る会高知県支部 （高知県重症心身障害児（者）を守る会）	会長 小松 典子 事務担当責任者 掛水 美由喜	〒783-0022 南国市小籠107番地 土佐希望の家医療福祉センター内	090-8971-9235 （小松） 088-863-2131 （希望の家）	（目的） 重症心身障害児（者）の父母等が協力して助け合い、重症心身障害児（者）の福祉の向上のための対策を進めるとともに、会員相互の親睦を深める。 （活動） ・研修会、講演会への参加（全国、四国ブロックとの連携） ・療育キャンプ、会員交流会等の開催 ・要望活動 ・会報配布等
障害者の生活と権利を守る 高知県連絡協議会	会長 正岡 光雄 事務担当責任者 松本 誠司	〒780-0850 高知市丸ノ内2-1-10 高知城ホール内	090-4332-0626 （FAX） 088-871-6592 福祉労気付	・障害のちがいをこえ、交流を深めながら、障害者の生活と権利を守る活動をする。 ・分野別、問題別交流集会や学習会・会報発行 ・57.2「やさしい障害者問題」発行等
高知頸髄損傷者連絡会	会長 上田 真弓	〒780-0056 高知市北本町1-7-20-404	088-823-4741 （FAX兼用）	・頸髄損傷者が孤独にならないように親睦・交流会の開催。 ・障害者問題について学習会の開催、情報共有。 ・障害者福祉の向上のため、自治体に提言、要望活動をする。
高知県身体障害者（児）施設協会	会長 岡村 理佐	〒786-0021 高岡郡四万十町仁井田字倉木462番地 （障害者支援施設オニコニア）	0880-22-8382 （FAX） 0880-22-8271	施設・事業所の相互の連絡調整や情報連携を図るとともに、主に身体障害者（児）の福祉の向上に資する調査・共同研究・研修活動などを専門的に行う。
社会福祉法人 高知県知的障害者育成会 （高知県手をつなぐ育成会）	理事長 秋友 英稔 事務担当責任者 小松 真奈美	〒783-0028 南国市陣山字弥市531-1 ◇メールアドレス kochi- ikuseikai@iaa.itkeeper.ne.jp	088-855-3717 （FAX） 088-855-6181	知的障害児・者の福祉の向上、第1・2種社会福祉事業、啓発、研究、調査等、地区会への助言（四国、全国と連携）
高知県知的障害者福祉協会	会長 石川 俊光 事務局長 和田 敦史	〒781-5452 香南市香我美町下分960-1 香南くろしお園内 ◇メールアドレス kochi- fukushi531@iaa.itkeeper.ne.jp ☆ホームページアドレス https://kochi-aigo.com/	0887-55-3130 （FAX） 0887-54-0126	目的：知的障害者の福祉の増進を図る ・日本福祉の構成団体として、日本福祉の行う事業への協力と参加 ・知的障害者の福祉を目的とする事業に関する調査研究 ・知的障害者関係施設に従事する職員の養成並びに研修 ・日本福祉発行の機関誌の普及宣伝 ・その他本会の目的達成のため必要な事業
日本ダウン症協会 高知小鳩会支部	支部長 矢野 泰彦 事務担当責任者 小島 美紀	〒780-8015 高知市百石町3-9-25 ◇メールアドレス kochi.yano.jds.son@rhythm.ocn.ne.jp	090-7148-6539	（目的）ダウン症児者の福祉の向上と 会員家族相互の親睦を図る。 （活動） ・情報の提供（毎月1回機関誌発行） ・年代別にグループ分けし、年代に応じた行事の実施 ・全体行事として、リトミック、キャンプ、講演会、親子広場、クリスマス会、遠足など
高知県自閉症協会	会長 平野 三代子 事務局 森下 由紀	〒781-0311 高知市春野町芳原737-1 NPO法人高知県自閉症協会内 ◇メールアドレス autism-kochi@ceres.ocn.ne.jp ☆ホームページアドレス https://wwb.jp/j-kochi/	088-803-4441 （FAX） 088-803-4750	（目的） 会員相互の親睦を図り、協力して自閉症児・者が安心して生活できる社会環境作りを目指すことを目的とする。 （活動） ・講演、研修会 ・年齢別グループ活動 ・会報発行 など
トゥレット症高知の会	代表者 大崎 明美	〒780-0965 高知市福井町833-1	088-872-0832	（目的） トゥレット症の周知を図り、社会の理解を深めるため、啓発活動を行う。 （活動） ・トゥレット月間の交流会の実施 ・トゥレット症の方、家族の方が集まって話し合える場を企画する
高知LD親の会sky	会長 武政 めぐみ	所在地非公開 ◇メールアドレス kochild.sky@gmail.com ☆ホームページアドレス http://kochild-sky@jimdo.com/	非公開	（目的） 発達障害児や当事者が、よりふさわしい教育と支援を受け、より充実した社会生活が送れることを目指して活動を行う。（全国LD親の会加盟団体） （主な活動） ・月に一度の座談会やスポーツ教室 ・講演会・勉強会（不定期） ・進学説明会（1回/年）など
高知県 精神障害者家族会連合会	会長 横田 直子	〒780-0850 高知市丸ノ内2-4-1 保健衛生総合庁舎内	088-802-7244 （FAX兼用）	精神障害者とその家族支援のために県下および全国の家族会と連携して以下の活動をする。 ①家族と当事者の居場所づくり（相談・共助） ②学習会（法律・制度・日々の対応等） ③当事者の社会生活のために必要な運動と啓蒙
高知県精神保健福祉協会	会長 数井 裕光 書記 米花 妙	〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 高知県障害保健支援課内	088-823-9669 （FAX） 088-823-9260	高知県における精神保健の保持増進を図ることにより県民の福祉に寄与することを目的とする。

団 体 名	代表者名等	事務所の所在地	電話番号	設立の目的及び主な事業活動
特定非営利活動法人 高知県断酒連合会	会長 小松 重洋	〒781-0251 高知市瀬戸西町1丁目127 二神方	080-5660-6877	目的：酒害に対する啓発、酒害の及ぼす社会悪の防止につ とめ、広く社会福祉に貢献することを目的とする。 事業：四国ブロックでの全日本断酒連盟主催行事（酒害者 更生大会・学習会）を四国4県輪番で担当する。 ・連合会内研修会の開催 ・酒害啓発の為の「飲酒運転根絶」の街頭キャンペーン、 高・中学校での保健教育のための講師派遣、市民公開セミ ナーの開催、リーフレット類の配布など、酒害啓発・広報 活動。 (構成3団体においては、各々、酒害相談、断酒例会、酒 害研修会を県内各地で実施)
特定非営利活動法人 脳損傷友の会高知青い空	理事長 片岡 保憲	〒780-8014 高知市塩屋崎町2丁目12-42	088-803-4100 (FAX) 088-803-4420	脳損傷等で高次脳機能障害がある者及びその家族に対し て、高次脳機能障害についての正しい知識の普及、及び当 事者の社会参加を促進するための事業等を行うとともに、 社会への理解を広めるための活動を行うことにより、高次 脳機能障害者が安心して生活できる社会環境作りや公益の 増進に寄与することを目的とする。
全国ひきこもりＫＨＪ 高知県支部やいろ鳥の会	代表者 坂本 勲	〒780-0926 高知市大膳町1-40	090-3184-8109	ひきこもりの家族の支援と若者の社会復帰にむけた活動 と学習会、社会啓発のための講演会の企画など（家族サロ ン、親講座、居場所、高知ひきこもりピアサポートセン ター、各種出張相談会等） ひきこもりの経験者が相談業務にあたる「ひきこもりサ ポートセンター」 〒780-0926 高知市大膳町1-41 電話 088-881-6301
高知移植者友の会	代表者 野口 郁彦 事務担当責任者 野口 郁彦	〒781-8132 高知市一宮東町2-12-10	088-845-6034 (FAX兼用)	・会員の生活・福祉の向上のための運動 ・臓器移植に関する情報の交換 ・臓器移植推進への協力、活動
特定非営利活動法人 高知県腎臓病患者友の会	代表者 品原 節男 事務担当者 和田 紀子	〒780-0928 高知市越前町2-9-6 坂本ビル1F2号 ◇メールアドレス kj-k@kcb-net.ne.jp ◇ホームページアドレス https://www.kjk.jp	088-871-2670 (FAX兼用)	・総合的な腎疾患対策の実現に向けた運動 ・機関誌の発行 ・事務局開局日 月、火、木 10:00～16:00 ・臓器移植推進キャンペーン ・国会請願署名活動 ・自治体交渉
全国心臓病者友の会 高知県支部	代表者 上岡 誠	〒787-0668 四万十市荒川1760 高知心友会ＨＰ http://www.geocities.jp/heartkoch i/	0880-37-5729	先天性・後天性の心臓病患者が集まり、交流を深め自分 たちの生活を向上させる。
脳卒中リハビリ研究所	代表者 福島 とみお	〒782-0031 香美市土佐山田町東本町5丁目6-14 (メールアドレス) tanpopo46492001@yahoo.co.jp	090-3183-7745	(目的) リハビリテーションに関わる全ての人、当事者はもちろ ん、家族、医療・介護・福祉関係の従事者を応援すること を目的とする。 (事業) １．障害当事者のカフェ、交流会の企画、運営に関すること ２．ピアサポートの研究・普及に関すること

◎高知県難病団体連絡協議会 加盟団体一覧

団 体 名	代表者名等	事務所の所在地	電話番号	設立の目的及び主な事業活動
特定非営利活動法人 高知県難病団体連絡協議会	代表者 竹島 和賀子 事務局長 林 道夫	〒780-0062 高知市新本町1丁目14-6 1階 ◇メールアドレス kounanren.info@gmail.com ☆ホームページアドレス https://kochi-nanbyoren.org	088-821-6722	(目的) 難病・慢性疾患の患者団体が、相互理解と連帯のもとに豊かな医療と福祉の充実を目指す。 (事業) 1. 医療・福祉相談会の開催 2. 患者の願いを実現するため国や自治体への働きかけ 3. 難病についての啓蒙活動 4. 全国の難病連との連帯、交流 5. 会報等の発行
全国パーキンソン病友の会 高知県支部 ※休止中	支部長 片山 典子	〒780-0843 高知市廿代町16-20-204	090-7572-5704 ※事務局・柳井	(目的) パーキンソン病患者の医療福祉の増進、相互の交流及びパーキンソン病の社会的理解の推進 (活動) 医療講演会、生活福祉相談会、親睦会、リハビリ教室、会報などの発行、他団体との交流、社会的理解の推進活動など
全国心臓病の子どもを守る会 高知県支部	支部長 川崎 敬子 事務担当責任者 梅原 博子	〒780-0985 高知市南久万74-5 梅原方	088-824-1484 (FAX兼用)	心臓病児者への社会的理解と福祉の拡充を図るため、講演会、相談会の開催、レクリエーション活動、会報の発行などを行う。
筋無力症友の会 高知連絡会 ※休止中		〒780-0062 高知市新本町1丁目14-6 1階 難病連事務局内	088-821-6722	
高知県スモンの会	代表者 塩田 貞猪 事務担当者 三好 治	〒781-5601 香南市夜須町坪井1340 三好 治 宅	0887-54-5370 (FAX兼用)	「薬害根絶」と「被害者救済」の学習、親睦、相談活動。医療事故等是对応出来ません。
公益社団法人 日本オストミー協会 高知県支部	代表者 棚橋 正人 事務担当責任者 村上 尚子	〒780-0031 高知市宇津野20-104	088-822-8038 (FAX兼用)	ストーマ造設者に関する正しい知識の普及啓蒙・オストメイト（ストーマ造設者）の社会復帰のための訓練・研修・福祉の増進を目的とする。 (活動) ストーマケアや補装具等の相談・医療相談・研修旅行、会報の発行・親睦会等を行う。
森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会 高知県本部	代表者 馬場 小夜	〒781-8121 高知市葛島4丁目3-14 サーバス高須803号	088-883-5849	(目的) 「守る会」は、森永ひ素ミルク中毒被害者を救済し、一切の公害に反対し、被害者や障害者の人格が尊重される平和で生き甲斐のある社会の建設を目指すことを目的とする。 (活動) 「三者会談確認書」を尊重し、それを維持・発展させ、救済事業にかかわるすべての個人・団体・機関と協力し、救済事業を恒久的に発展させる活動
日本ALS協会高知県支部	代表者 杉山 加奈子	〒781-0812 高知市若松町7-6 杉山方	090-9772-1474	(目的) 1. ALS（筋萎縮性側索硬化症）の原因究明に協力する。 2. 患者・家族が、人間としての尊厳をまっとうできる社会の実現を目指して、正しい知識を普及させる。 3. 患者や家族どうしの密接な交流が持てるよう支援する。 4. 患者・家族の自立が得られるような社会的援助を求める。 (活動) 1. 総会、運営委員会を開く。 2. 社会に対してALSを知ってもらうよう啓発活動をする。 3. 患者・家族の交流会、ALS学習会などを開く。 4. 行政や保健医療福祉関係機関へ働きかけて、患者の生活向上を目指す。 5. 関係諸団体との連携 6. ALS土佐の発行（年2回）を行う。

団 体 名	代表者名等	事務所の所在地	電話番号	設立の目的及び主な事業活動
全国膠原病友の会高知支部	代表者 竹島 和賀子	〒780-8015 高知市百石町3丁目1-12 ◇メールアドレス ko-kougen@ma.pikara.ne.jp ☆ホームページアドレス http://www.pikara.ne.jp/kujiraku n/	088-833-4605 (FAX兼用)	交流会、医療講演会、相談会の開催、機関誌の発行等。 同じ病気を持った者が互いに悩みを打ち明け、助け合い、 励まし合い、少しでも明るい療養生活が送れるように会員 同士の親睦を図り、膠原病に関する正しい知識を高めると ともに原因究明と治療法の確立、ならびに社会的対策を促 進することを目的とします。
高知ピアの会	代表者 中内 孝一	〒780-0062 高知市新本町1丁目14-6 1階 難病連事務局内	088-821-6722	高知県で患者会のない希少難病等の患者や家族、支援者な どのグループです。現在は病気は違いますが、同じ難病等 と付き合いながら生活をする者同士、情報交換など交流を しています。
高知県網膜色素変性症協会 (J R P S 高知)	会長 林 道夫	〒781-5621 香南市夜須町手結298-66 ◇メールアドレス shibuchou@kochi-rps.com	0887-54-0225	(目的) 高知県内における網膜色素変性症及びその類縁疾患に関 する正しい知識の普及並びに患者・家族等のＱＯＬ(生活 の質)の向上を目指し自立の促進に寄与することを目的と する。 (活動) 地域の患者、行政、医療機関並びに福祉、ボランティア団 体等と連携しながら、勉強会や相談会、交流会などの開催 により、会員の社会参加の促進と相互の情報交換を図る。
もやもや病の患者と家族の会 ※休止中	代表者 船川 富美	〒781-8125 高知市五台山3470	070-3792-5119	モヤモヤ病に関する正しい知識、理解の啓発 ・年1回の勉強会、交流会等 ・年1回の四国ブロックでの講演会、交流会 活動休止中のため、特定非営利活動法人高知県難病団体連 絡協議会までお問い合わせください。

◎ボランティア団体一覧

団 体 名	代表者名等	事務所の所在地	電話番号	設立の目的及び主な事業活動
高知県 手話サークル連絡協議会	会長 米津 小巻 事務局長 佐伯 達雄	〒789-1911 幡多郡黒潮町浮鞭2097-2	088-833-2454	手話を通じて聴覚障害者の福祉増進に努める事を基本と し、各手話サークル間のより一層の充実と連帯を目指す。
要 約 筆 記 ボ ラ ン テ ィ ア	NPO法人 要約筆記高知・やまもも	会長 門田 民世 〒781-5103 高知市大津乙1822番地 1 サービス大津1403 ◇メールアドレス youyaku.kouchi@gmail.com ☆ホームページアドレス http://yamamomo-kochi.sakura. ne.jp	088-879-5534 (FAX) 088-866-9755	中途失聴者・難聴者の社会参加を援助するため、事業を 行う。
	要約筆記 「赤とんぼ」	会長 松浦 洋美 〒787-1603 四万十市西土佐井1110-31	0880-31-6111 (FAX) 0880-31-6112	
	要約筆記 ボランティア団体 「さくら」	代表者 川田 栄子 事務所責任者 岡本 起代 〒788-0784 宿毛市山奈町山田1452	0880-66-0863 (FAX兼用)	
	要約筆記 「コスモス」	会長 中平 美知子 事務局 長谷部 恵美 〒786-0011 高岡郡四万十町香月が丘7-25	事務局 0880-22-2277	
音 訳 ボ ラ ン テ ィ ア	高知朗読奉仕者 友の会	会長 松田 光代 〒780-0842 高知市追手筋2丁目1-1 高知声と点字の図書館	088-823-9488 (FAX) 088-820-3218	(目的) 年齢や障害の有無に関わらず、必要な情報を入手 できるよう、音声による情報提供を行い、会員相互の親睦 と音声訳の技術向上を図る。 (事業) ①録音図書及び委託図書の製作(CD、テープ)、対面音訳 ②音声訳技術向上のための研修 ③会員相互の交流 ④会報紙の発行 ⑤支援団体との連携、協力
	ボランティアサークル「ほほ えみ」	会長 川田 幸代 〒788-0012 宿毛市高砂4-56 宿毛市総合社会福祉センター内	0880-65-7665 (FAX) 0880-65-7663	視覚障害者への広報誌朗読ボランティア
ボ ラ ン テ ィ ア 点 訳	高知プライユの会	代表者 小野 ちづる 〒780-0842 高知市追手筋2丁目1-1 高知声と点字の図書館	088-823-9488	視覚障がい者のために、活字の資料や出版物を点字化する ボランティア

団 体 名	代表者名等	事務所の所在地	電話番号	設立の目的及び主な事業活動
高知県精神保健福祉ボランティア連絡協議会	会長 福井 和子 事務局長 牧野 利恵子	〒786-0011 高岡郡四万十町香月が丘3-18-5	会長 090-1572-8028 事務局 090-6283-5574	高知県内で活動している精神保健福祉ボランティアが連携し、関係機関の協力のもと、障害への理解を深めるための研修や啓発を実施。
精神保健ボランティア ほっとはあと	会長 福井 和子	〒780-0870 高知市本町5丁目1-12STビル2階 キッズルームラビット内	090-1572-8028	(目的) 精神障害者及び家族について 認識を深め、その福祉向上及び自立 への支援と心の健康増進に寄与し、 会員相互の親睦を図る。 (事業) ①障害者との交流及び支援 ②会員相互の親睦及び情報交換 ③会報の発行 ④その他、会の目的を達成するために必要な事業 (活動) 毎月のティータイム、なごみサロンの集い、料理 教室、ソフトバレーボール大会、ハイキング、クリスマス 会等(年1回)
精神保健ボランティア	田中 真美子 (事務局: 黒潮町 社会福祉協議会)	〒789-1992 幡多郡黒潮町入野2017-1	0880-43-2835	精神保健事業の協力、活動(当事者との喫茶業務、研修会 や当事者との交流)
Doネットワーク	牧野 秀男	〒786-0011 高岡郡四万十町香月が丘3-18-5	0880-22-5156 (FAX兼用)	・精神障害者への理解のための普及・啓発活動 ・障害のある人が当たり前暮らしのための福祉イベント 「当たり前暮らし」を主催。 ・作業所「由菜の里」を積極支援。 ・精神障害の方が参加できるお花見やスポーツ、研修旅行 などのレクリエーションを計画、実施。 ・その他町内のボランティアグループ と協働して福祉ボランティア活動に参加。
くぼかわボランティア連絡協議会	岩崎 良子	〒786-0004 四万十町茂串町11-30	0880-22-1195	24Hチャリティー、社会福祉協議会への協力、講座 他
どんぐりボランティアの会	曾我部 正法	土佐郡土佐町田井1488-1	0887-82-2550	どんぐりボランティアの会はどんぐりでの作業を通じて、 病気を正しく理解し、障がいがあっても地域であたりまえ の暮らしをしていけるように、身近な相談相手でありたい と活動を行ってきました。 【主な活動】 ・どんぐり(就労継続支援B型)でのパン、菓子製造作業 サポート ・研修会への参加 ・イベント販売促進等
特定認定NPO法人高知いのちの電話協 会	山光 康雄	非公開	088-824-5002 ※事務局	悩みを抱える人をはじめ、助けと励ましを求めている一人 ひとりに365日「電話」という手段で対話するボランティ ア活動。 電話相談員になるための養成講座を開催。 【相談専用電話】 088-824-6300 毎日9:00~21:00 (年末年始10:00~18:00) 毎月10日フリーダイヤル 0120-783-556 朝8:00~翌朝8:00 24時間

18 身体障害者等級表

級 別			1 級	2 級	3 級
視覚障害			視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの	1.視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2.視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度(Ⅰ/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(Ⅰ/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1.視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの 2.視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
聴 機 能 又 は 障 害 衡	聴覚障害			両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)
	平衡機能障害				平衡機能の極めて著しい障害
音声機能・言語機能又はそしやく機能障害					音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失
肢 体 不 自 由	上 肢		1.両上肢の機能を全廃したもの 2.両上肢を手関節以上で欠くもの	1.両上肢の機能の著しい障害 2.両上肢の全ての指を欠くもの 3.一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4.一上肢の機能を全廃したもの	1.両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2.両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3.一上肢の機能の著しい障害 4.一上肢のすべての指を欠くもの 5.一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
	下 肢		1.両下肢の機能を全廃したもの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1.両下肢の機能の著しい障害 2.両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1.両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.一下肢の機能を全廃したもの
	体 幹		体幹の機能障害により座っていることができないもの	1.体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2.体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
移動機能		不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	
内 部 障 害	心臓機能障害		心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓機能障害		じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障害		呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸機能障害		ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小腸機能障害		小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
	肝臓機能障害		肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)

備 考

- 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
- 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2つ以上重複する場合は、6級とする。(7級の障害は、1つのみでは手帳の交付対象とならない。)
- 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
- 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては座骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
- 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

4 級	5 級	6 級	7 級
1視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く) 2周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3両眼開放視認点数が70点以下のもの	1視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3両眼中心視野角度が56度以下のもの 4両眼開放視認点数が70点を越えかつ100点以下のもの 5両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	
1.両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2.両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		1.両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2.一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	
	平衡機能の著しい障害		
音声機能、言語機能又は、そしゃく機能の著しい障害			
1.両上肢のおや指を欠くもの 2.両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能を全廃したもの 4.一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1.両上肢のおや指の機能の著しい障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3.一上肢のおや指を欠くもの 4.一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1.一上肢のおや指の機能の著しい障害 2.ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1.一上肢の機能の軽度の障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の軽度の障害 3.一上肢の手指の機能の軽度の障害 4.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5.一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6.一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
1.両下肢のすべての指を欠くもの 2.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3.一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4.一下肢の機能の著しい障害 5.一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	1.一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2.一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3.一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1.一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2.一下肢の足関節の機能の著しい障害	1.両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2.一下肢の機能の軽度の障害 3.一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうちいずれか一関節の機能の軽度の障害 4.一下肢のすべての指を欠くもの 5.一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
	体幹機能の著しい障害		
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	
心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			